
前橋市地域防災計画

前 橋 市 防 災 会 議

総 目 次

第 1 編 総 則 ・ 災 害 予 防 計 画

第 1 部 総 則

第 2 部 災 害 予 防 計 画

第 2 編 地 震 災 害 応 急 対 策 計 画

第 1 部 地 震 災 害 応 急 対 策 計 画

第 3 編 風 水 害 ・ 雪 害 等 応 急 対 策 計 画

第 1 部 風 水 害 ・ 雪 害 応 急 対 策 計 画（前橋市水防計画）

第 2 部 そ の 他 災 害 応 急 対 策 計 画

第 4 編 災 害 復 旧 ・ 復 興 対 策 計 画

第 1 部 災 害 復 旧 ・ 復 興 対 策 計 画

資 料 編

資料

条例・協定

報告様式

目 次

第1編 総則・災害予防計画

第1部 総則

第1章 計画の前提

第1節 計画の目的及び位置づけ	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 前橋市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた 地域防災計画の策定等	1
第2節 市域の概況	2
1. 位置及び地勢	2
2. 自然的条件	2
第3節 災害の履歴	3
1. 地震災害	3
2. 風水害・雪害	3
3. 火山災害	3
4. 土砂災害	4
5. その他災害	4
第4節 被害の想定	5
1. 地震被害の想定等	5
2. 風水害、その他災害の被害想定等	9

第2章 計画の基本方針

第1節 計画の方針	1 1
1. 基本目標	1 1
2. 計画の体系と構成	1 1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1 4
1. 市	1 4
2. 市消防局	1 4
3. 県の機関	1 5
4. 指定地方行政機関	1 5
5. 陸上自衛隊	1 7
6. 指定公共機関	1 8
7. 指定地方公共機関	1 9
8. その他の公共的団体等及び防災上重要な施設の管理者	1 9
第3節 市民・事業所の基本的責務	2 1
1. 市民の役割	2 1
2. 事業所の役割	2 1

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強い都市環境の整備

基本方針	2 4
第1節 災害に強い都市空間の整備	2 5
1. 市街地の整備	2 5
2. 防災空間の確保	2 5
3. 防災機能の強化	2 6
4. 都市防災総合推進事業の利用	2 6
5. 土木構造物の耐震対策	2 7
6. 農地、農業施設	2 7
第2節 建築物等の都市基盤施設の安全対策の推進	2 8
1. 建築物等の耐震対策	2 8
2. 建築物等の防災・安全化対策	2 8
3. 文化財の保護対策	2 9
第3節 ライフライン施設の機能の確保	3 1
1. 上水道	3 1
2. 下水道	3 1
3. 農業集落排水処理施設	3 1
4. 地域し尿処理施設	3 1
5. 電力供給施設(東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社)	3 2
6. ガス供給施設(東京ガス株式会社群馬支社)	3 2
7. 電気通信施設(東日本電信電話株式会社群馬支店)	3 3
8. 共同溝・電線共同溝の整備	3 3
9. 放送施設(日本放送協会前橋放送局、民間放送株式会社)	3 3

第2章 災害の防止に向けた対策の推進

基本方針	3 4
第1節 火災予防対策の推進	3 5
1. 建築物等の火災予防対策	3 5
2. 林野火災予防対策	3 6
3. 住宅用防災機器の設置指導及び維持管理の推進	3 6
第2節 水害予防対策の推進	3 7
1. 水害に対する連携体制の構築及び河川改修	3 7
2. 下水道及び用排水路の整備	3 8
3. 農地防災対策	3 8
4. 農業用ため池の防災対策	3 8
5. ハザードマップの作成	3 8
6. 水防法第15条に基づく施設の避難確保体制、浸水防止体制	3 9
第3節 土砂等地盤災害予防対策の推進	4 1
1. 土砂災害防止対策	4 1

2. 宅地防災対策	4 1
3. 液化化対策	4 1
4. 各種データの保存	4 2
5. ハザードマップの作成	4 2
6. 土砂災害防止法第8条に基づく施設の要配慮者利用施設	4 2
第4節 雪害予防対策の推進	4 3
1. 雪害予防対策	4 3
第5節 危険物等災害予防対策の推進	4 4
1. 危険物災害予防対策	4 4
2. 市長等の措置要領	4 4
3. 高圧ガス災害予防対策	4 4
4. 火薬類災害予防対策	4 4
5. 毒物・劇物災害予防対策	4 5
6. 防災に資する都市計画の推進	4 5
7. 再発防止の徹底	4 5
第6節 放射線災害予防対策の推進	4 6
1. 市内保有施設（医療機関・研究施設等）の防災対策	4 6
2. 放射性物質輸送安全対策	4 6

第3章 災害に強い防災体制の整備

基本方針	4 7
第1節 災害活動体制の整備	4 9
1. 活動組織の整備・充実	4 9
2. 水防活動体制の整備	5 1
3. 動員体制の整備・充実	5 1
4. 行動マニュアルの作成	5 2
5. 防災中枢機能等の確保・充実	5 2
6. 関係機関等との連携体制の整備	5 2
7. 防災訓練の実施	5 2
8. 人材の育成・確保	5 3
9. 防災拠点の整備・充実	5 3
10. 防災用資機材等の確保	5 4
11. 防災関係機関等の業務継続性の確保	5 4
12. 防災に関する調査研究の推進	5 5
第2節 情報収集伝達体制等の整備	5 6
1. 情報収集・伝達システムの維持・整備	5 6
2. 気象情報収集システムの整備・充実	5 6
3. 相互連絡体制の整備	5 7
4. 情報収集・伝達体制の強化	5 7
5. 情報通信システムの整備・確保	5 7

6. 災害広報体制の整備	5 9
7. 防災のための個人情報収集・活用と保護対策	6 0
第3節 消防活動体制の整備	6 1
1. 消防力の充実・強化	6 1
2. 広域応援体制の充実	6 1
第4節 救助・救急及び医療活動体制の整備	6 2
1. 救助・救急体制の充実	6 2
2. 応急医療体制の整備・拡充	6 2
3. 後方医療体制の充実	6 2
4. 医薬品等の確保体制の整備	6 3
第5節 緊急輸送体制の整備	6 4
1. 輸送手段の整備	6 4
2. 陸上輸送体制の整備	6 4
3. 航空輸送体制の整備	6 4
4. 交通混乱の防止対策	6 4
5. 公共交通機関	6 5
6. 燃料の確保	6 5
第6節 避難収容活動体制の整備	6 6
1. 避難誘導體制の整備	6 6
2. 避難所、避難路の選定・整備	6 6
3. 避難所等の充実	6 7
4. 避難対策の充実	6 9
5. 応急仮設住宅対策	6 9
6. 帰宅困難者対策	7 0
7. 孤立化集落対策	7 0
第7節 緊急物資の確保供給体制の整備	7 2
1. 飲料水の確保	7 2
2. 食料及び生活必需品の確保	7 2
3. 備蓄・供給体制の整備	7 3
4. 市民における備蓄の推進	7 3
第8節 防災用資機材の調達	7 4
1. 防災用資機材等の整備	7 4
2. 調達・活用の体制	7 4
第9節 ライフライン確保体制の整備	7 5
1. 上水道	7 5
2. 下水道	7 5
3. 電力(東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社)	7 6
4. ガス(東京ガス株式会社群馬支社、 一般社団法人群馬県LPガス協会前橋支部)	7 6
5. 電気通信(東日本電信電話株式会社群馬支店)	7 7

6. 本市が運営する発電設備(太陽光発電、ごみ焼却余熱発電等).....	7 8
7. 市民への広報	7 8
第10節 二次災害防止体制の整備	7 9
1. 被災建築物応急危険度判定制度の整備	7 9
2. 被災宅地危険度判定体制の整備	7 9
3. 電力供給施設、ガス供給施設による二次災害の防止.....	7 9
4. 水害・土砂災害の二次災害の防止	7 9
5. 危険物、有害物質等による二次災害対策	7 9
第11節 防災営農対策の推進	8 0
1. 指導体制の確立	8 0
2. 防災営農技術の確立及び普及	8 0
第12節 廃棄物処理体制の整備	8 1
1. 防災対策	8 1
2. 処理体制	8 1
3. 災害時応急体制の整備	8 1
 第4章 行政と市民の協力による防災活動の促進	
基本方針	8 2
第1節 災害被害を軽減するための市民防災意識の高揚	8 3
1. 防災(減災)活動へのより広い層の参加	8 3
2. 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供	8 3
3. 企業や家庭等における安全への投資の促進	8 3
4. より幅広い連携の促進	8 4
5. 市民一人ひとりにおける具体的行動の継続的実践の促進.....	8 4
第2節 防災思想の普及	8 5
1. 市民への防災知識の普及	8 5
2. 保育・学校教育・社会教育における防災教育	8 6
3. 職員への防災教育	8 7
4. 防災訓練の実施指導	8 7
5. 要配慮者等への配慮	8 7
6. 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立.....	8 7
7. 教訓の伝承	8 7
第3節 自主防災組織の育成	8 8
1. 自主防災組織の結成促進	8 8
2. 自主防災組織への支援	8 8
3. 事業所による自主防災体制の整備	8 8
4. 防災訓練への参加	8 9
第4節 要配慮者対策	9 0
1. 社会福祉施設等における対策	9 0
2. 在宅要配慮者対策	9 0

3. 外国人等への対策	9 1
第5節 避難行動要支援者避難対策	9 2
1. 避難支援等関係者となる者	9 2
2. 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	9 2
3. 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	9 2
4. 名簿の更新に関する事項	9 3
5. 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために 市が求める措置及び市が講ずる措置	9 3
6. 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行 うことができるための通知又は警告の配慮	9 4
7. 避難支援等関係者等の安全確保	9 4
8. 支援計画（個別避難計画）	9 4
9. 災害時の対応	9 5
第6節 ボランティアとの連携	9 6
1. ボランティアの位置づけ	9 6
2. 受入れ体制の整備	9 6
3. 人材の育成	9 7
4. 市災害ボランティアセンター設置体制の整備	9 7
5. 活動支援体制の整備	9 7

第2編 地震災害応急対策計画

第1部 地震災害応急対策計画

第1章 初動期の応急活動

第1節 活動体制の確立（災害対策・警戒本部等）	99
1. 災害対策本部の設置及び現地災害対策本部の設置	100
2. 災害警戒本部の設置	106
3. 配備体制に関する留意事項	108
第2節 応援の要請・受入れ	110
1. 行政機関との相互応援協力	110
2. 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請	112
3. 行政機関、指定公共機関・民間団体等からの応援の受入れ	113
4. 自衛隊に対する災害派遣要請	113
第3節 情報の収集・伝達・報告及び通信の確保	116
1. 震度情報等の収集・伝達	118
2. 情報の収集・伝達・報告系統	118
3. 被害状況の把握	119
4. 県等への報告	120
5. 通信の確保	122
第4節 災害広報・広聴対策	124
1. 災害広報	124
2. 報道機関への情報提供等	126
3. 臨時被災者相談所の設置	126
第5節 救助・救急、医療及び消火活動	128
1. 救助・救急活動	128
2. 医療活動	130
3. 消火活動	132
第6節 応急避難及び避難誘導	135
1. 避難情報	135
2. 避難誘導	137
3. 警戒区域の設定	138
第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	140
1. 輸送に当たっての配慮事項	141
2. 輸送の優先順位	141
3. 交通の確保	141
4. 緊急輸送	144
第8節 ライフラインの緊急対応	146
1. 被害状況の把握	146
2. 各事業者における対応	146
第9節 安否不明者の把握	148

1. 情報の収集	1 4 8
2. 一覧の作成	1 4 8
3. 情報の活用（氏名等公表）	1 4 9
4. 絞り込み	1 4 9
第10節 帰宅困難者対策	1 5 0
1. 情報の提供	1 5 0
2. 帰宅困難者への支援	1 5 0
第11節 孤立化集落対策	1 4 9
1. 孤立地区の把握	1 5 1
2. 救出の要請	1 5 1
3. 救助活動	1 5 1

第2章 応急復旧期の対策活動

第1節 二次災害の防止	1 5 2
1. 水害・土砂災害対策施設	1 5 3
2. 被災建築物の応急対策	1 5 2
3. 被災宅地の対策	1 5 3
4. 危険物、有害物質等による危険物施設等の応急対策	1 5 4
第2節 災害救助法の適用等	1 5 5
1. 災害救助法の適用基準	1 5 5
2. 滅失（り災）世帯の算定基準	1 5 6
3. 災害救助法の適用手続	1 5 6
4. 救助の種類	1 5 6
5. り災証明の発行	1 5 7
第3節 避難所の開設・管理	1 5 8
1. 避難所の開設	1 5 8
2. 避難所の応援職員の派遣	1 5 9
3. 避難所の管理・運営等	1 5 9
4. 避難所の集約及び閉鎖	1 6 1
5. 避難所運営における配慮	1 6 1
第4節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	1 6 3
1. 飲料水の調達・給水活動	1 6 3
2. 食料の供給等	1 6 5
3. 生活必需品の供給等	1 6 7
第5節 防疫、保健衛生活動	1 6 9
1. 防疫活動	1 6 9
2. 食品衛生管理	1 7 0
3. 被災者の健康維持活動	1 7 1
第6節 要配慮者への対応	1 7 2
1. 要配慮者の被災状況の把握	1 7 2
2. 避難支援	1 7 3
3. 被災した要配慮者への支援活動	1 7 3
4. 社会福祉施設管理者との連携	1 7 3
第7節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	1 7 4
1. 社会秩序の維持	1 7 4
2. 物価の安定及び物資の安定供給	1 7 5
第8節 ライフライン施設の応急復旧	1 7 6
1. 上水道	1 7 6
2. 下水道	1 7 7

3. 農業集落排水処理施設	177
4. 地域し尿処理施設	178
5. 電力	178
6. ガス	179
7. 通信	180
第9節 交通の機能確保	181
1. 鉄軌道施設の応急復旧	181
2. 道路の応急復旧等	182
第10節 農林水産業関係活動	183
1. 農林水産施設等の応急対策	183
2. 農作物応急対策	184
3. 畜産応急対策	184
4. 水産応急対策	184
5. 林産応急対策	184
第11節 建築物・住宅応急対策	185
1. 住家被害程度の認定	185
2. 住居障害物の除去	186
3. 被災住宅の応急修理	187
4. 被災住宅の解体	187
5. 応急仮設住宅の供与	187
6. 公営住宅等の一時使用	188
7. 市が管理する施設の応急対策	188
第12節 応急教育等	189
1. 学校の応急対策	189
2. 応急教育の実施	190
3. 学校給食の措置	190
4. 学用品等の給与	190
5. 児童・生徒の健康管理等	191
6. 社会教育施設等の管理及び応急対策	191
7. 文化財対策	192
第13節 応急福祉活動	194
1. 社会福祉施設の応急対策	194
2. 応急保育の実施	195
第14節 行方不明者の捜索及び遺体の処置	196
1. 行方不明者の捜索	196
2. 遺体の収容	197
3. 遺体の処置、身元確認及び遺族へ引渡し	197
4. 遺体の埋火葬	198
第15節 廃棄物の処理	199
1. し尿処理	199
2. ごみ処理	201
3. がれき処理	201
第16節 応急公用負担等	203

1. 実施責任者	203
2. 応急公用負担等の要領	203
3. 損失補償及び損害補償等	205
第17節 自発的支援の受入れ	206
1. ボランティアの受入れ	206
2. 義援金・救援物資の受入れ及び配分	208
第18節 動物愛護	210
1. ペット対策	210
2. 放浪動物への対応	210
3. 死亡動物への対応	210
第19節 広域避難者の受入れ	211
1. 被災地からの情報収集及び連絡体制の整備	211
2. 収容可能な避難施設情報の把握	211
3. 広域避難者受入窓口の設置	211
4. 広域避難者用避難所の開設	211
5. 避難所運営における留意点	212
6. 応急仮設住宅等の提供	212
7. 保育所・小中学校等における被災児童・生徒の受入れ	212
8. 県との協力	212
9. 避難所の閉鎖	212

第3編 風水害・雪害等応急対策計画

第1部 風水害・雪害等応急対策計画

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の収集・伝達	2 1 4
1. 気象予警報等	2 1 4
2. 情報の伝達系統	2 1 7
3. 土砂災害警戒情報の活用	2 1 9
第2節 水防活動（前橋市水防計画）	2 2 0
1. 水防組織	2 2 2
2. 水防活動	2 2 3
3. 水防標識・信号及び身分証明	2 2 7
4. 予報及び警報	2 2 7
5. 水位等の観測、通報及び公表	2 3 1
6. 協力及び応援	2 3 2
7. 費用負担及び公用負担	2 3 3
8. 水防報告等	2 3 4
9. ダム・水門等及びその操作	2 3 4
10. 重要水防箇所	2 3 4
11. 水防詰所・水防倉庫及び備蓄資材・輸送	2 3 5
12. 通信連絡等	2 3 5
13. 水防訓練	2 3 5
第3節 活動体制の確立（災害対策・警戒本部等）	2 3 6
1. 災害対策本部の設置及び現地災害対策本部の設置	2 3 7
2. 災害警戒本部の設置	2 4 5
3. 配備体制に関する留意事項	2 4 6
第4節 警戒活動	2 4 8
1. 土砂災害警戒活動	2 4 8
2. ライフライン・交通等警戒活動	2 4 9

第2章 災害発生後の活動

第1節 情報の収集・伝達・報告及び通信の確保	2 5 1
1. 被害情報等の収集・伝達	2 5 3
2. 情報の収集・伝達・報告系統	2 5 3
3. 被害状況の把握	2 5 4
4. 県等への報告	2 5 5
5. 通信の確保	2 5 6
第2節 災害の拡大防止	2 5 8
1. 浸水被害の拡大防止	2 5 8

2. 土砂災害の拡大防止	2 5 8
3. 風倒木による二次災害の防止	2 5 8
4. 積雪による二次災害の防止	2 5 8
第3節 災害広報・広聴対策	2 5 9
1. 災害広報	2 5 9
2. 報道機関への情報提供等	2 6 0
3. 臨時被災者相談所の設置	2 6 1
第4節 応援の要請・受入れ	2 6 3
1. 行政機関との相互応援協力	2 6 3
2. 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請	2 6 5
3. 行政機関、指定公共機関・民間団体等からの応援の受入れ	2 6 5
4. 自衛隊に対する災害派遣要請	2 6 6
第5節 救助・救急、医療及び消火活動	2 6 9
1. 救助・救急活動	2 6 9
2. 医療活動	2 7 1
3. 消火活動	2 7 3
第6節 応急避難及び避難誘導	2 7 6
1. 避難情報	2 7 6
2. 避難誘導	2 8 0
3. 警戒区域の設定	2 8 1
第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	2 8 2
1. 輸送に当たっての配慮事項	2 8 3
2. 輸送の優先順位	2 8 3
3. 交通の確保	2 8 3
4. 緊急輸送	2 8 6
第8節 ライフラインの緊急対応	2 8 8
1. 被害状況の把握	2 8 8
2. 各事業者における対応	2 8 8
第9節 安否不明者の把握	2 9 0
1. 情報の収集	2 9 0
2. 一覧の作成	2 9 0
3. 情報の活用（氏名等公表）	2 9 1
4. 絞り込み	2 9 1
第10節 帰宅困難者対策	2 9 2
1. 情報の提供	2 9 2
2. 帰宅困難者への支援	2 9 2
第11節 孤立化集落対策	2 9 3
1. 孤立地区の把握	2 9 3
2. 救出の要請	2 9 3
3. 救助活動	2 9 3

第3章 応急復旧期の対策活動

第1節 二次災害の防止	294
1. 水害・土砂災害対策施設	294
2. 被災建築物の対策	295
3. 被災宅地の対策	295
4. 危険物、有害物質等による危険物施設等の応急対策	296
第2節 災害救助法の適用等	297
1. 災害救助法の適用基準	297
2. 滅失（り災）世帯の算定基準	298
3. 災害救助法の適用手続	298
4. 救助の種類	298
5. り災証明の発行	299
第3節 避難所の開設・管理	300
1. 避難所の開設	300
2. 避難所の応援職員の派遣	301
3. 避難所の管理・運営等	301
4. 避難所の集約及び閉鎖	303
5. 避難所運営における配慮	303
第4節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	305
1. 飲料水の調達・給水活動	305
2. 食料の供給等	307
3. 生活必需品の供給等	309
第5節 防疫、保健衛生活動	311
1. 防疫活動	311
2. 食品衛生管理	312
3. 被災者の健康維持活動	313
第6節 要配慮者への対応	314
1. 要配慮者の被災状況の把握	314
2. 避難支援	315
3. 被災した要配慮者への支援活動	315
4. 社会福祉施設管理者との連携	315
第7節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	316
1. 社会秩序の維持	316
2. 物価の安定及び物資の安定供給	317
第8節 ライフライン施設の応急復旧	318
1. 上水道	318
2. 下水道	319
3. 農業集落排水施設	319
4. 地域し尿処理施設	320
5. 電力	320

6. ガ ス	3 2 1
7. 通 信	3 2 2
第9節 交通の機能確保	3 2 3
1. 鉄軌道施設の応急復旧	3 2 3
2. 道路の応急復旧等	3 2 4
第10節 農林水産業関係活動	3 2 5
1. 農林水産施設等の応急対策	3 2 5
2. 農作物応急対策	3 2 6
3. 畜産応急対策	3 2 6
4. 水産応急対策	3 2 6
5. 林産応急対策	3 2 6
第11節 建築物・住宅応急対策	3 2 7
1. 住家被害程度の認定	3 2 7
2. 住居障害物の除去	3 2 9
3. 被災住宅の応急修理	3 2 9
4. 被災住宅の解体	3 2 9
5. 応急仮設住宅の供与	3 2 9
6. 公営住宅等の一時使用	3 3 0
7. 市が管理する施設の応急対策	3 3 0
第12節 応急教育等	3 3 2
1. 学校の応急対策	3 3 2
2. 応急教育の実施	3 3 3
3. 学校給食の措置	3 3 3
4. 学用品等の給与	3 3 3
5. 児童・生徒の健康管理等	3 3 4
6. 社会教育施設等の管理及び応急対策	3 3 4
7. 文化財対策	3 3 5
第13節 応急福祉活動	3 3 7
1. 社会福祉施設の応急対策	3 3 7
2. 応急保育の実施	3 3 8
第14節 行方不明者の捜索及び遺体の処置	3 3 9
1. 行方不明者の捜索	3 4 0
2. 遺体の収容	3 4 0
3. 遺体の処置、身元確認及び遺族へ引渡し	3 4 0
4. 遺体の埋火葬	3 4 1
第15節 廃棄物の処理	3 4 2
1. し尿処理	3 4 2
2. ごみ処理	3 3 9
3. がれき処理	3 4 4
第16節 応急公用負担等	3 4 7

1. 実施責任者	3 4 7
2. 応急公用負担等の要領	3 4 7
3. 損失補償及び損害補償等	3 4 9
第17節 自発的支援の受入れ	3 5 0
1. ボランティアの受入れ	3 5 0
2. 義援金・救援物資の受入れ及び配分	3 5 0
第18節 動物愛護	3 5 4
1. ペット対策	3 5 4
2. 放浪動物への対応	3 5 4
3. 死亡動物への対応	3 5 4
第19節 広域避難者の受入れ	3 5 5
1. 被災地からの情報収集及び連絡体制の整備	3 5 5
2. 収容可能な避難施設情報の把握	3 5 5
3. 広域避難者受入窓口の設置	3 5 5
4. 広域避難者用避難所の開設	3 5 5
5. 避難所運営における留意点	3 5 6
6. 応急仮設住宅等の提供	3 5 6
7. 保育所・小中学校等における被災児童・生徒の受入れ	3 5 6
8. 県との協力	3 5 6
9. 避難所の閉鎖	3 5 6

第2部 その他災害応急対策計画

第1章 航空機災害対策

第1節 基本方針	358
1. 計画方針	358
2. 計画を実施する事態等	358
第2節 情報の連絡及び広報	358
1. 広報	358
第3節 消防活動	358
1. 実施事項	358
第4節 救出・救護及び遺体の一時収容	359
1. 実施事項	359
第5節 交通規制	359
1. 実施事項	359

第2章 大規模火災等災害対策

第1節 大規模火災	360
1. 警戒活動	360
2. 応急対策	360
第2節 危険物等災害対策	364
1. 危険物災害応急対策	364
2. 高圧ガス災害応急対策	364
3. 火薬類災害応急対策	364
4. 毒物・劇物災害応急対策	364

第3章 林野火災対策

第1節 警戒活動	365
1. 火災警報	365
2. 林野火災発生状況の把握	365
3. 市民への周知	365
第2節 応急対策	365
1. 県等関係機関への通報	365
2. 応援の要請	365
3. 防ぎよ活動時等の措置	365
4. ヘリコプター離着陸場予定地	366

第4章 鉄道・道路災害対策

第1節 鉄道災害対策	367
1. 災害情報の収集・連絡及び広報	367
2. 救出・救援及び遺体の保安	368
3. 交通規制	368

第2節 道路災害対策	369
1. 災害情報の収集・連絡及び広報	369
2. 消防活動	369
3. 救出救護及び遺体の保安	370
4. 交通規制	370

第5章 原子力災害対策

第1節 原子力災害事前対策	371
1. 基本方針	371
2. 情報の収集・連絡体制等の整備	371
3. 空間放射線量測定体制の整備	371
第2節 緊急事態応急対策	373
1. 情報の収集・連絡	373
2. 放射能測定強化	373
3. 市民等への情報伝達・相談活動	373
4. 水道水、飲食物の摂取制限等	374
5. 風評被害等の未然防止	375
6. 廃棄物の適正処理	375
7. 各種制限措置の解除	375
8. 市外からの避難者の受入活動	375
9. 避難者等への表面汚染測定の実施	376
10. 避難者等への除染の実施	376
11. 敷地等における除染基準の策定	376
12. 敷地等における除染の実施	376
13. 放射線量測定器の貸し出し等	376
14. 作業等への安全性の確保	376
第3節 原子力災害中長期対策	377
1. モニタリングの継続実施と結果の公表	377
2. 風評被害等の影響軽減	377
3. 健康への影響と対策の検討	377
第4節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対応	378
1. 特定事象発生の連絡	378
2. 原子力事業者等の対応	378
3. 専門家の派遣及び防災資機材の動員	378
4. 消防機関及び警察機関の対応	378
5. 一般公衆の安全の確保	378

第6章 火山災害対策

第1節 群馬県内火山の状況	379
第2節 警戒活動等	380

1. 警戒活動	3 8 0
2. 噴火警報等の種類	3 8 0
3. 応急対策	3 8 1
4. 降灰予報等	3 8 1

第4編 災害復旧・復興対策計画

第1部 災害復旧・復興対策計画

第1章 市民生活安定のための災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方向の決定	384
1. 災害復興対策本部の設置	384
2. 基本方向の決定	384
3. 住民の参加	384
4. 国及び県等に対する協力の要請	384
第2節 原状復旧	385
1. 被災施設の復旧等	385
2. がれきの処理	385
第3節 復興の推進	386
1. 復興計画の作成	386
2. 防災まちづくり	386
第4節 被災者等の生活再建の支援	387
1. 被災証明等の交付	387
2. 被災者台帳の作成	387
3. 災害弔慰金の支給等	387
4. 税の徴収猶予及び減免等	387
5. 雇用の確保	387
6. 住宅再建・取得の支援	388
7. 恒久的な住宅確保の支援	388
8. 安全な地域への移転の推奨	388
9. 復興過程における仮設住宅の提供	388
10. 支援措置の広報等	388
11. 災害復興基金の設立等	388
12. 地震保険の活用	389
13. 生活相談及び地域コミュニティの再生	389
第5節 被災中小企業等の復興の支援	390
1. 中小企業者に対する低利融資等の実施	390
2. 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施	390
3. 地場産業・商店街への配慮等	390
4. 支援措置の広報等	390
第6節 公共施設の復旧	392
1. 災害復旧事業計画の作成	392
2. 早期復旧の確保	392
3. 財政援助の活用	392
第7節 激甚災害法の適用	393
1. 激甚災害の早期指定の確保	393

2. 特別財政援助の受入れ	3 9 3
第8節 復旧資金の確保	3 9 6
1. 復旧資金の確保	3 9 6
2. 関東財務局の協力	3 9 6
3. 日本郵政株式会社の協力	3 9 6

第1編 総則・災害予防計画

第1部 総則

第 1 章 計画の前提

第 1 節 計画の目的及び位置づけ

1. 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、前橋市（以下「市」という。）の市域に係る防災対策に関し、前橋市防災会議が定める計画であり、市と市域内の公共機関（以下「関係機関」という。）等の業務の大綱及び処理すべき事務を定めるとともに、必要な体制を確立することによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と市民福祉の確保を期することを目的とする。

2. 計画の位置づけ

本計画は、市域内で発生するおそれがある災害に備えて、指定地方行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、群馬県地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、災害救助事務を包含する、市の防災対策の基本方針を示す総合的計画である。

3. 前橋市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「前橋市国土強靱化地域計画」（令和2年12月）は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき、国土強靱化に係る他の市計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、前橋市国土強靱化地域計画の基本目標である、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

を踏まえ、前橋市地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 市域の概況

1. 位置及び地勢

本市は、群馬県の中央部よりやや南、東京から北西約100kmの地点にある。市域の北部は上毛三山の雄、赤城山に至り、北から南に向かって緩やかな傾斜となっている。市の中央部から南部にかけては、海拔100m前後の関東平野の平坦地が広がり、本市を二分する形で利根川が南流し、両側に市街地が開けている。

【前橋の面積と位置】

面 積	311.59km ²
東 西	約20km
南 北	約27km
標 高 最 高	1,828m
標 高 最 低	64m
市役所の所在地	前橋市大手町二丁目12-1 東経 139° 03' 48" 北緯 36° 23' 22" 標高 107.7m

2. 自然的条件

(1) 地形

前橋市は関東平野の北部に位置し、赤城山、榛名山の2火山と利根川沖積面により構成されている。市域の中央を利根川が北から南東へ流れ、利根川の東の地域には赤城山麓が、西の地域には榛名山麓がかかっている。

利根川の東岸は赤城山南麓の裾野にあたり、市街地の標高は約100mであるが、市域の北端にあたる赤城山では1,828mとなる。利根川の西岸は榛名山東麓の裾野にあたり、西に向かい高度を上げるが、市域内では東岸ほどの大きな高低差はなく、西端の清野町でも約200mである。市域の中央は北西から南西に向かい利根川による沖積平野と、この平野の南西に位置する前橋台地で構成されており、県庁・市役所など市の中心部はここにある。

また、現在の利根川は沖積平野ではなく前橋台地の中を流れており、沖積平野には利根川から分流した広瀬川や桃ノ木川が流れている。

(2) 気候

本市の気候は、北・西部に連なる赤城、榛名、さらに上信越の県境の山々に囲まれて、やや内陸性を帯び年間降水量は少ない方である。年間の平均気温は15度前後であるが、気温の差は大きいので四季の変化に富んでいる。

冬期は、晴天が多く北西の乾燥した季節風が吹き、俗に「上州のからっ風」と呼ばれている。降水量は少なく、降雪もあまりない。

夏期は、猛暑となる日が多く、大気の状態が不安定となることが多い。このため、雷の発生日数は全国的に見ても多く、短時間強雨が発生しやすい。

また、梅雨明けから8月にかけては、太平洋高気圧に覆われることにより、日中は海風（南東風）、夜は陸風（北風）が吹きやすい。

第3節 災害の履歴

1. 地震災害

歴史地震の記録から、前橋市に被害を及ぼした地震としては、1931年（昭和6年）の西埼玉地震があり、前橋市では、震度5を観測し、震源からの距離が近いこともあり、群馬県内で多数の被害が発生した。なお、深谷断層帯（旧関東平野北西縁断層帯）で発生した可能性が指摘されているが、地表に明確な変位が認められないことなどから、詳細は分かっていない。

また、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、市内でも震度5強のゆれを観測した。被害状況としては、負傷者1名（軽傷）、石塔等の転倒及びブロック塀破損、ガラス破損、蔵の外壁一部破損、水道管破損などの家屋被害が2,157件、停電約49,500世帯（最大）の被害が確認された。市有施設に関しても、施設外壁一部破損、タイル剥離などの被害が確認された。

2. 風水害・雪害

前橋市は、市内に利根川やこれから分かれた広瀬川、桃ノ木川が流れ、「水と緑と詩のまち」と呼ばれるように都市景観にも、これらの河川が大きな影響を与えている。しかし、古くから水害が多発しており、特に1947年のカスリーン台風では、市域に大きな面積を占める旧利根川の氾濫原のほとんどが水没している。また、前橋市は、戦後の1947～1949年にカスリーン台風、アイオン台風、キティ台風と3年連続して台風による大きな被害を受け、その後は、1981年台風15号、1982年台風10号、台風18号などが顕著な被害をもたらしている。

近年の被害状況をみると、1986年以降は、雷雨による集中豪雨を誘因とする浸水害も加わり、1997年（平成9年）9月の集中豪雨では、1時間降水量が100mmを超え、建物等の被害が400件以上発生したほか、2019年（令和元年）6月の集中豪雨では、本市に記録的短時間大雨情報が連続して2回発表され山間部で約200mmの降水量となり、人的被害はなかったものの土砂の流出など100箇所を超える被害が発生し、また、同年10月の台風第19号では、本市に初めて「大雨特別警報」が発表され、前橋地方気象台の24時間降水量が観測史上3位となる234.0mmを記録した。

雪害に関しては、2014年（平成26年）2月14日～15日にかけて、最大積雪量が73cmとなり、観測史上最大の大雪を記録し、10,000件以上の建物被害が発生した。

3. 火山災害

前橋市に大きな被害を与えた活火山は、赤城山、榛名山、浅間山である。

赤城山については、古記録に噴火を思わせる記述があるが、噴出物等からは噴火が特定できない。

榛名山については、噴出物と古遺跡から3回の噴火が知られており、6世紀初頭の噴火では火砕流で渋川市中筋遺跡など350km²を焼き尽くし、6世紀中頃の噴火では子持村の黒井峰遺跡が降下軽石の下に埋まった。

浅間山は日本を代表する活火山であり、山頂火口は常時噴気している。爆発型噴火が特徴で、噴火に際しては火砕流が発生しやすい。マグマ活動には活発期と静穏期があり、2000年（平成12年）9月以降、火山性地震活動がやや活発に推移し、2004年（平成16年）9月1日

【総則】第1章 計画の前提

には、21年ぶりに中規模な爆発的噴火が発生した。

記録されている火山活動の中で最も前橋市に被害を与えた噴火は、1783年（天明3年）の大噴火であり、大爆発とともに鎌原（かんばら）火砕流・岩屑なだれが発生、北麓に流下、下流では泥流に変化して吾妻川を塞いだため、その決壊による大量の泥流が渋川地先から利根川に流れ、前橋に流れ込んだ。

4. 土砂災害

1947年のカスリーン台風では、赤城山の全ての沢で土石流が発生したとされている。

5. その他災害

その他災害（人為的災害）は主として火災であるが、最近11年間における火災発生状況は次表に示すとおりである。

【火災発生状況】

暦年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
件数	140	132	144	91	100	119	103	82	102	92	97
建物	74	74	70	44	51	74	52	45	60	52	61
林野	4	0	1	0	0	0	5	0	1	0	2
車両	8	16	22	9	10	17	15	14	9	7	10
その他	54	42	51	38	39	28	31	23	32	33	24
損害額(千円)	220,685	281,853	160,825	115,934	79,998	189,564	295,582	134,236	519,118	201,928	371,776
焼損面積(m ²)	4,379	5,807	2,847	1,562	1,885	3,969	4,185	1,339	6,056	3,270	8,840
死傷者数	40(2)	35(8)	32(6)	22(3)	17(5)	34(7)	25(3)	21(4)	34(4)	18(5)	16(3)

注：死傷者数の（ ）内は死者数

資料：消防局

第4節 被害の想定

1. 地震被害の想定等

(1) 地震被害想定

将来市域に大きな被害の発生が予想される地震について、被害想定調査を実施した。

① 想定する地震

群馬県による地震被害想定調査（平成24年6月）で実施した3つの想定地震（関東平野北西縁断層帯主部、太田断層、片品川左岸断層）のうち、本市に最も大きな被害をもたらすと考えられる関東平野北西縁断層帯主部を想定地震とした。

② 地震動の想定

市域の大部分が震度6弱の揺れが想定され、震源に近い市域南部で震度6強の揺れが想定される区域がある。

なお、市内の沖積地盤の地域では、表層の沖積層が薄く、地下水位が比較的深いことから、地盤の液状化の危険性は相対的に低いと想定される。

③ 建物等の被害の想定

揺れ及び液状化による全壊棟数は1,703棟（木造1,557棟、非木造146棟）、半壊棟数は12,207棟（木造11,607棟、非木造600棟）と想定される。震源に近い市の南部ほど建物被害率が高く、一部地区で全壊率が10%を超える。市では建築物の耐震対策が推進されているが、新耐震基準を満たさない建築物については、より積極的な耐震化推進が望まれる。

【想定震源の諸元】

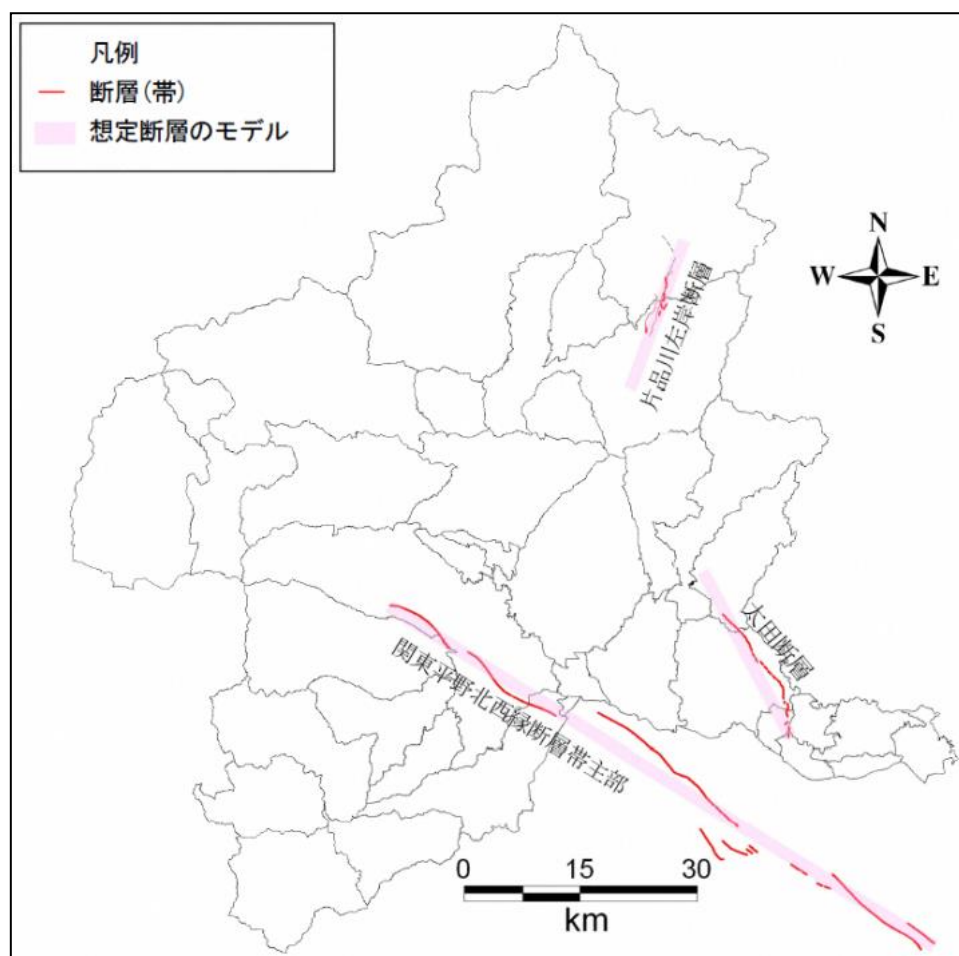
想定地震	関東平野北西縁断層帯主部
地震規模	M8.1
震源断層 諸元	長さ：約82km 走向：N60° W 傾斜：50-70°南西傾斜 幅：20-25km
出典： 地震調査研 究推進本部 (2005)	ずれの向き：南西側隆起逆断層 平均変位速度：0.2-0.4m/千年 変位量（1回の活動）：5-6m程度(上下成分) 活動区間：全域 前橋市までの距離：最短で約11km、市役所付近で約18km

なお、関東平野北西縁断層帯及び元荒川断層帯は、平成27年4月に地震調査研究推進本部により、「深谷断層帯・綾瀬川断層」として長期評価が行われている。

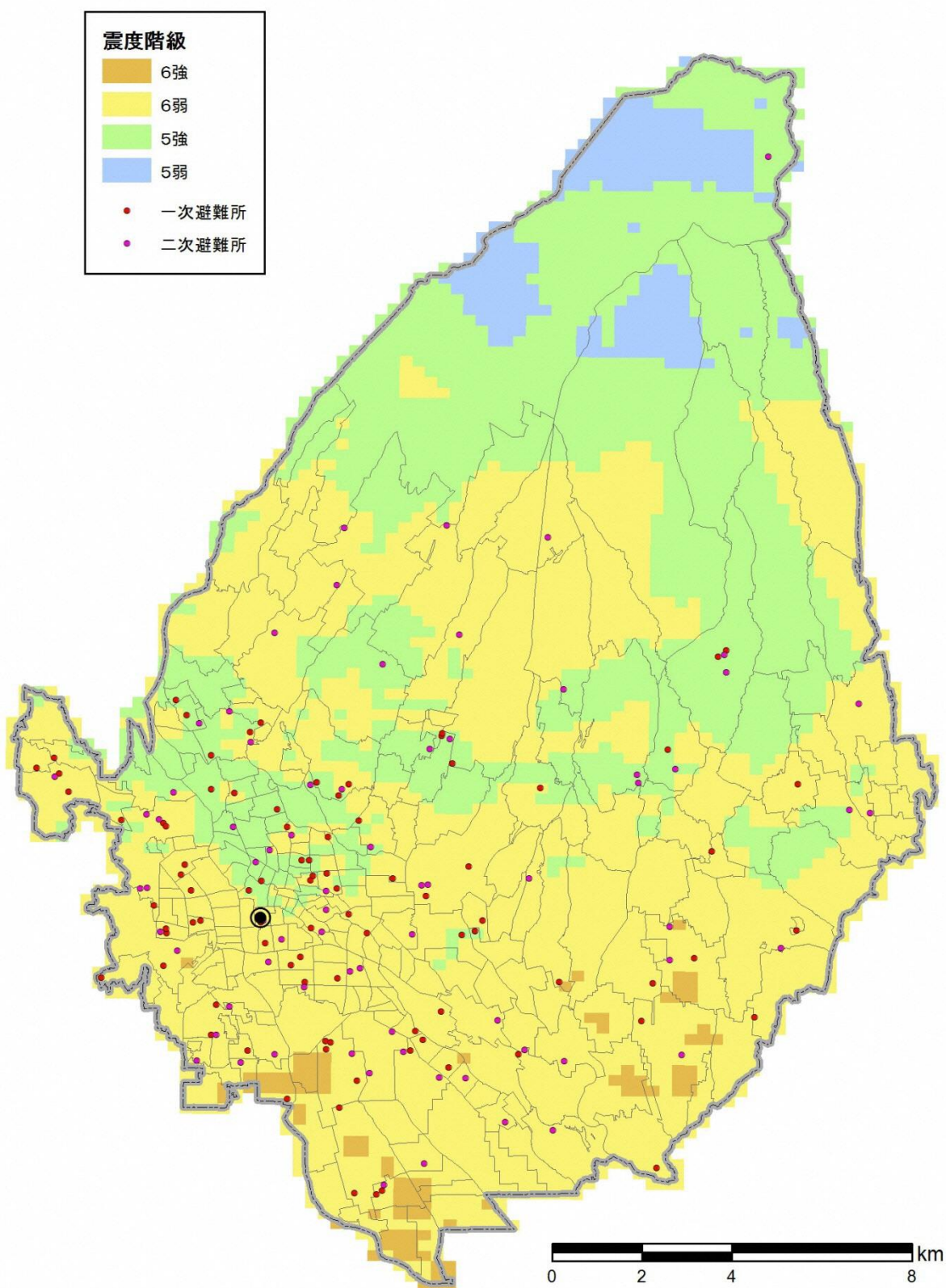
深谷断層帯では、M7.9程度の地震が発生する可能性があり、また深谷断層帯と綾瀬川断層が同時に活動した場合はM8.0程度の地震が発生する可能性があるとされている。

【総則】第1章 計画の前提

【想定震源の位置】

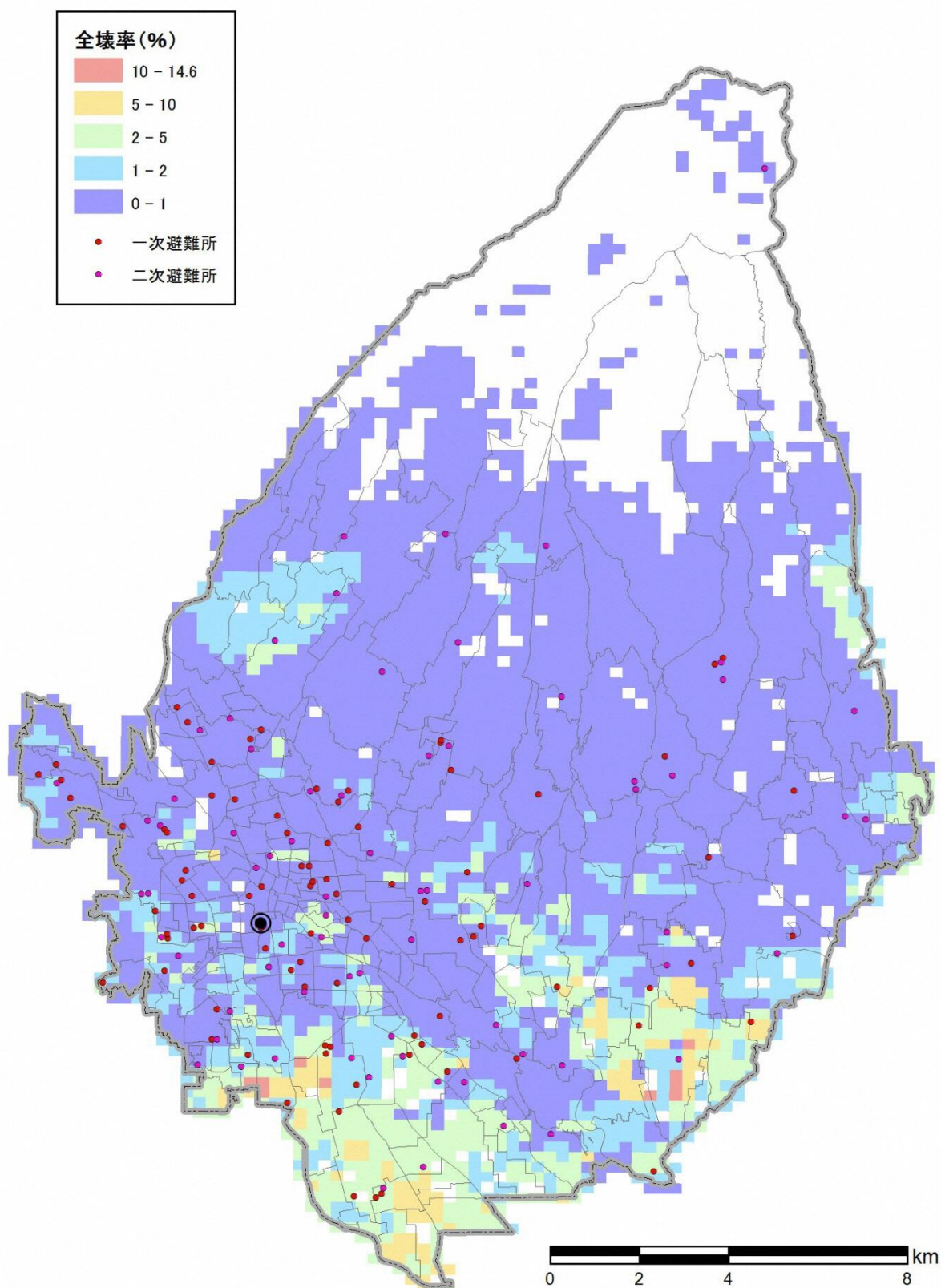


【総則】第1章 計画の前提



※本図の「一次避難所」、「二次避難所」については、平成25年当時のデータのため、現行の避難所とは異なる場合があります。

【総則】第1章 計画の前提



※本図の「一次避難所」、「二次避難所」については、平成25年当時のデータのため、現行の避難所とは異なる場合があります。

【総則】第1章 計画の前提

(2) 地質構造と本市及び群馬県の地震との関係

本市を挟んで西に広がる関東山地と東の足尾山地の地質構造には大きな差異があり、両山地間に地質構造線が伏在している。この構造線は柏崎－銚子構造線と呼ばれ、フォッサマグナの東縁とされている。

また、現在、県内で確認されている平井断層をはじめとした活断層のほとんどは関東山地と足尾山地の中間に位置し、柏崎－銚子構造線の走行方向である北西－南東方向と概ね一致する。柏崎－銚子構造線を震源とする地震の記録はなく、最近の地震の震源の分布との相関性も認められないが、同構造線が震源となる可能性は否定できない。

(3) プレート運動と県内の地震との関係

日本列島の地震活動は、日本列島を乗せたユーラシアプレートとその下に沈みこんでいる2枚の海洋プレート（フィリピン海プレートと太平洋プレート）の相対運動で説明されている。

群馬県は、フィリピン海プレートが沈み込む相模トラフ及び駿河トラフから100～200km、太平洋プレートが沈み込む日本海溝から250～350kmの地点に位置しており、群馬県の直下では、ユーラシアプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込み、その下に太平洋プレートが沈み込んでいる。

関東地方のプレート上面で発生した地震としては、フィリピン海プレート上面で発生した関東大震災（1923年、M7.9）が典型例であり、プレート内部で発生した地震としては千葉県東方沖地震（1987年、M6.7）が典型例である。

群馬県直下のプレートに起因する地震は、太平洋プレートに起因すると思われるものが地下120～160kmで発生しているが、震源が深いため、このタイプの地震で県内に被害が発生したという記録はない。

(4) 活断層と本市及び群馬県の地震との関係

1991年に活断層研究会が発行した「新編日本の活断層」によれば、県内には平井断層（藤岡市）、神川断層（藤岡市）、磯部断層（安中市）、片品川左岸断層（片品川村、沼田市）の4つの活断層があり、埼玉県にまたがる平井－櫛挽断層帯（平井断層、神川断層、磯辺断層）が主要起震断層とされている。このうち櫛挽断層は、県内に死者5人の被害をもたらした西埼玉地震の震源と推測されている。このため県では、平成8年度から9年度にかけて平井断層と神川断層について詳細な調査を行っている。

なお、通商産業省工業技術院（現国立研究開発法人産業技術総合研究所）は、平成11年度に行った調査により、埼玉県深谷市付近の深谷断層の北西延長が群馬県の烏川沿いに榛名町西方に達していることが確認されたとしている。

2. 風水害、その他災害の被害想定等

(1) 水害の危険性

地形区分により谷底平野や自然堤防として抽出された地域は、危険性が高い。一般に自然堤防上は周囲の地形よりわずかに高く、水害危険性が若干低くなるため、古くから住宅地として利用されてきたが、カスリーン台風の際には、旧利根川の氾濫原（自然堤防を含む。）の地域は天川町の一部を除き洪水の被害にあっており、この地域の水害危険性は潜在的に高い。

【総則】第1章 計画の前提

また、昭和57年台風18号の際には、荒砥川、宮川用水などで堤防の決壊、溢水などの被害が発生している。

赤城山麓や榛名山麓の河川流域にある谷底平野は、急傾斜で河川の流路が直線的であり、集まった雨水が短時間に流れるため多量の土砂を運搬し、谷底の遷緩部や人工的な障害物により、土砂の堆積、埋没といった被害をもたらす危険性が高い。

なお、平成17年の水防法（昭和24年法律第193号）の改正により、国管理の河川に加えて、本市内の利根川など都道府県管理の主要中小河川についても洪水浸水想定区域及び特別警戒水位が指定されることとなり、洪水浸水想定区域を含む市町村は、洪水ハザードマップを作成して住民に周知するとともに、報道機関の協力を得て、特別警戒水位の情報を一般に周知することとなっている。

また、平成27年の水防法の改正により、洪水浸水想定区域の前提となる雨量が、計画規模降雨（河川整備において基本となる降雨を前提とした想定）から想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨を前提とした想定）へ見直されたことに伴い、群馬県では、県管理19河川の新たな洪水浸水想定区域図を公表し、本市内では、利根川、広瀬川、荒砥川、桃ノ木川、赤城白川の洪水浸水想定区域が拡大した。

さらに、全国的には主要河川以外でも水害が発生していることから、群馬県では県内全域の全ての県管理河川（一級河川）を対象として、想定最大規模降雨により洪水が発生した場合の浸水が想定される区域を「群馬県水害リスク想定マップ」として公表し、本市内における洪水が発生した場合の浸水が想定される区域がさらに拡大した。

国においても、令和3年に水防法の改正を行い、洪水浸水想定区域の指定対象に水位周知河川以外の中小河川についても含めることとなった。

(2) 土砂災害の危険性

山地～谷底平野、台地～谷底平野、台地～現利根川氾濫原の境界などでは崖が発達しており、前橋台地～現利根川氾濫原では比高が15m前後ある。こうした崖面のうち、特に崖崩れなどの危険性が高い区域が、群馬県により、急傾斜地崩壊危険箇所として、法的規制区域内が35箇所指定されている。また、赤城山の山腹を流れる河川は、急勾配であり、土石流危険渓流として48箇所が公表されている。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について、令和2年2月に告示され、土砂災害警戒区域は71箇所、土砂災害特別警戒区域は67箇所指定されている。

山地災害危険地としては、山腹崩壊により災害が発生するおそれがある山腹崩壊危険地区が25箇所、山腹崩壊によって発生した土砂が土石流等となって流出し災害が発生するおそれのある崩壊土砂流出危険地区が59箇所指定されている。

※危険区域の詳細は資料編参照

第2章 計画の基本方針

第1節 計画の方針

地域防災は、市、関係機関及び市民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、災害から市民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

平成23年3月に発生した東日本大震災など、自然災害には人知を超えたものがあり、その発生を完全に防ぐことが不可能であることや、災害の規模によっては、ハード面からの対策のみによって被害を防ぎきれない場合がある。

これらを踏まえて、本計画では、災害を未然に防ぐ「防災」のみならず、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災しても人命が失われないことを最重視するとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えていくこととする。

このため、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らのまちは自らが守る」を基本に、市民一人ひとりが減災・防災に対する意識を高め、市民の自律性（エンパワーメント）を促進するとともに、市民、事業所、地域及び行政機関がそれぞれの役割を“自助（セルフサポート）”、“共助（コミュニティサポート）”、“公助（パブリックサポート）”として明らかにする。

また、情報の共有とボランティアとの連携を図りながら、相互の信頼関係とに基づく協働により、災害への備えの充実や災害時の被害の軽減、早期復旧のための災害活動体制の整備など、ハード・ソフト両面からの多重防災の考え方から“災害に強い安心・安全なまちづくり”を推進する。

なお、事業の推進にあたっては、平成26年度から令和5年度までの各年分の個人市民税均等割に加算される税を活用する。

1. 基本目標

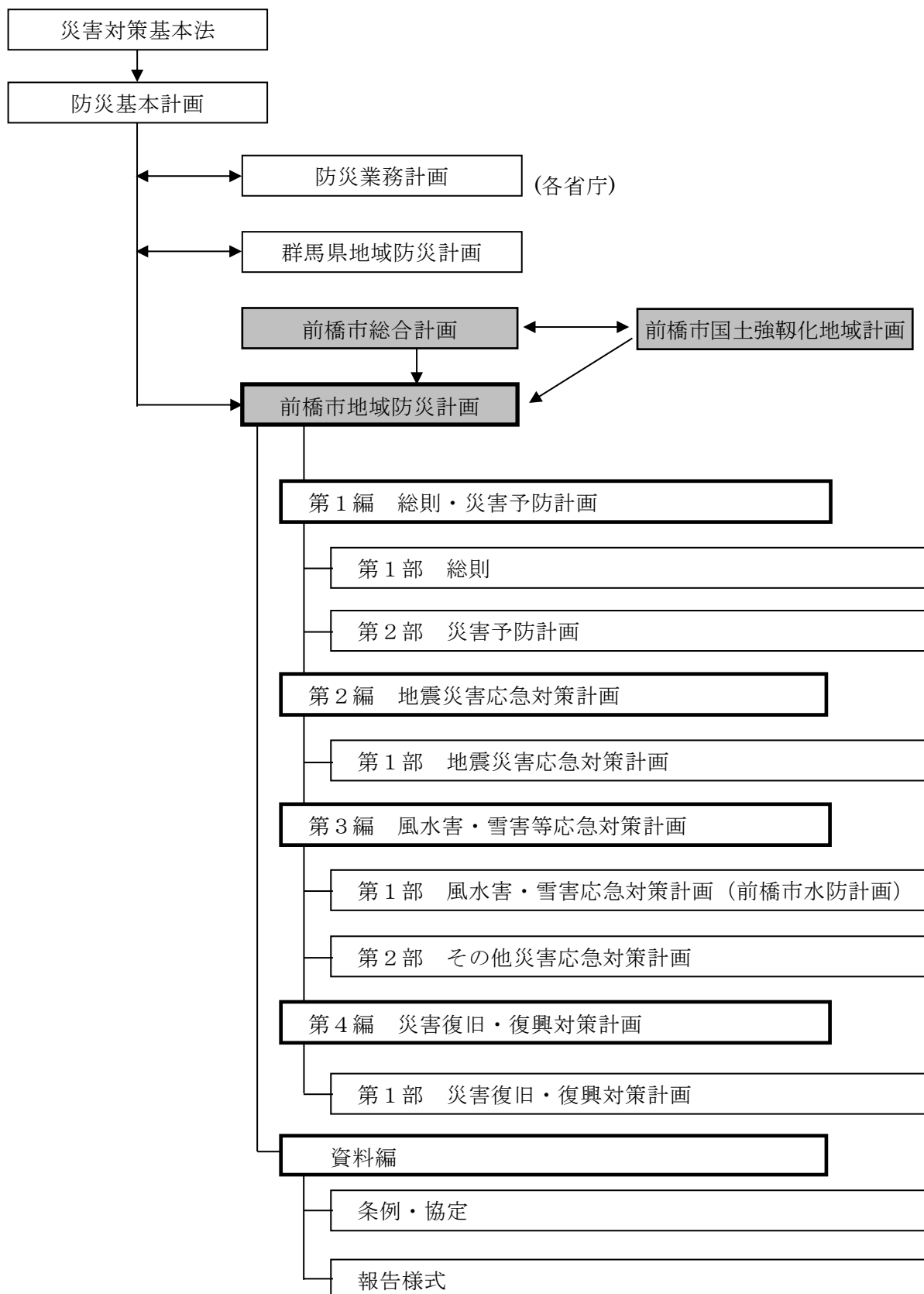
～みんなでつくる『災害に強い安心・安全のまちー前橋市』～

を引き続き目指し、市民・事業所・行政が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図る。

2. 計画の体系と構成

この計画は、災害対策基本法第42条に基づいて定める本市の地域に係る防災に関する総合的対策の指針であり、以下に示す「第1編 総則・災害予防計画」、「第2編 地震災害応急対策計画」、「第3編 風水害・雪害等応急対策計画」、「第4編 災害復旧・復興対策計画」及び「資料編」から構成する。

【総則】 第2章 計画の基本方針



【総則】第2章 計画の基本方針

各編で対応する内容は次のとおりである。

(1) 総則・災害予防計画

市及び関係機関の責務と防災及び災害に対して処理すべき事務を定める。また、災害の防止対策に加えて、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、地震災害、風水害をはじめとする各種災害に対応するために平常時にとるべき防災活動全般について定める。

① 総則

計画の前提となる市の概況、災害の履歴及び災害の想定等について記述するとともに、計画の基本方針、市及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の大綱について定める。

② 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるべき防災に配慮した施策、災害が発生した後の応急対策が迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、地震災害、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定める。

(2) 地震災害応急対策計画

職員参集基準の明確化と非常配備動員体制確立等の災害対策の体制強化、地域の初期防災体制の強化、迅速かつ適切な対応による都市機能の混乱の抑制、被災後の回復力の向上、相互扶助による災害対応力の強化、迅速かつ円滑な復旧対策の推進、広域避難者の受入れなど、災害発生後の適切な応急活動、市民生活及び都市機能復旧のための活動について定める。

① 地震災害応急対策計画

地震発生直後の人命救助からその後の被災者の生活支援に重点を置き、市及び関係機関に求められる活動内容を初動期、応急復旧期に分け、時系列にしたがって定める。

(3) 風水害・雪害等応急対策計画

地震災害応急対策計画の内容を基本としながら、それらに加えて、風水害・雪害が発生するおそれのある場合における警戒活動、市街地の大規模火災、危険物等災害、大規模交通災害、原子力施設事故災害等の人為的災害に対する災害発生後の活動について定める。

① 風水害・雪害応急対策計画（前橋市水防計画）

風水害・雪害が発生するおそれのある場合において、被害を最小限に抑えるための警戒活動に重点を置き、市及び関係機関に求められる活動内容を警戒期、初動期、応急復旧期に分け、時系列にしたがって定める。

② その他災害応急対策計画

市街地の大規模火災や高層建築物等の災害、危険物等災害、原子力施設災害等の災害をはじめ、その他突発災害等に対応するため、地震災害応急計画を援用して、市及び関係機関の活動内容を定める。

(4) 災害復旧・復興対策計画

① 災害復旧・復興対策計画

市民の生活再建のため、各種の取組み及び復旧・復興の基本方針について定める。

【総則】第2章 計画の基本方針

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、公共団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1. 市

事 務 又 は 業 務
1. 前橋市防災会議に関する事務 2. 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3. 自主防災組織の育成、指導 4. 災害情報、気象情報等の伝達と広報 5. 災害による被害の調査、情報の収集と報告等 6. 避難情報の発令、避難所の開設と報告等 7. 災害の防除と拡大防止 8. 救助、防疫等、被災者の救助、保護、援助 9. 災害復旧資材の確保と物価の安定 10. 緊急輸送道路の確保及び輸送対策 11. 被災産業に対する応急融資対策 12. 被災市有施設の応急対策 13. 災害時における文教対策 14. 災害対策要員の動員、雇い上げ 15. 災害時における交通、輸送の確保 16. 被災施設等の復旧 17. 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 18. 災害時の飲料水、食料及びその他物資の備蓄及び確保と給水計画 19. 緊急相互応援計画の策定 20. 災害時におけるボランティア活動支援及び推進 21. 義援金品の募集、配分に関すること 22. 広域避難者の受入れ及び支援 23. 県外で原子力施設事故が発生した場合の対応 24. 高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）等への対応 25. 燃料供給体制の強化 26. その他市域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策

2. 市消防局

事 務 又 は 業 務
1. 水害、火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2. 人命の救助及び救急に関すること。 3. 水害、火災及びその他災害の救助・救急情報に関すること。 4. 危険物施設の許認可及び火気使用設備器具等の届出に伴う立入検査に関すること。

【総則】第2章 計画の基本方針

3. 県の機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
前橋警察署 前橋東警察署	1. 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関する事。 2. 災害情報の伝達と広報に関する事。 3. 災害による被害情報の収集と報告等に関する事。 4. 災害による被害の防除と拡大防止に関する事。 5. 被災者の救出、救護に関する事。 6. 危険箇所の警戒に関する事。 7. 交通規制及び交通秩序の確保に関する事。 8. 災害時における保安対策に関する事。
前橋行政県税事務所	1. 災害による被害情報の収集と報告等に関する事。 2. 市における災害対策の指導及び連絡調整に関する事。
前橋土木事務所	1. 所管する土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関する事。 2. 災害時における土木関係全般の指導及び災害に関する事。
中部環境事務所	1. 災害時におけるごみ・し尿に係る応急対策の指導に関する事。
渋川森林事務所	1. 林業関係の被害調査及び応急対策の協力指導に関する事。 2. 災害時における農業に係る被害状況の収集と報告に関する事。
中部農業事務所	1. ため池、農業用水及び水門等の農業施設の防災対策に関する事。 2. 災害時における林業に係る被害状況の収集と報告に関する事。

4. 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
関東管区警察局	1. 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。 2. 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。 3. 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事。 4. 警察通信の確保及び統制に関する事。
関東総合通信局	1. 電波及び有線電気通信の監理に関する事。 2. 災害時における非常通信の確保並びに非常通信の運用監督に関する事。 3. 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事。 4. 非常通信協議会の育成及び指導に関する事。
関東財務局 (前橋財務事務所)	1. 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関する事。 2. 災害復旧事業費の査定立合に関する事。 3. 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関する事。 4. 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関する事。 5. 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関する事。
関東信越厚生局 (群馬事務所)	1. 管内の被害状況の収集及び伝達に関する事。 2. 関係機関との連絡調整に関する事。

【総則】 第2章 計画の基本方針

機 関 名	事 務 又 は 業 務
関東農政局 (群馬県拠点ほか)	1. 災害予防 (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (2) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 2. 災害応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (3) 主要食糧の供給に関すること。 (4) 生鮮食料品等の供給に関すること。 (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び災害・病虫害の防除に関すること。 (6) 土地改良機具及び技術者の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。 3. 災害復旧 (1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関すること。 (2) 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 4. その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。
関東森林管理局	1. 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関すること。 2. 災害復旧用木材(国有林材)のあっせんに関すること。
関東経済産業局	1. 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2. 商工鉦業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3. 被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業保安監督部	1. 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関すること。 2. 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
関東運輸局 (群馬運輸支局)	1. 地方鉄道、軌道、専用鉄道の安全確保並びに道路運送対策に関すること。 2. 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること。 3. 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること。
東京航空局 (東京空港事務所)	1. 航空機による輸送に係る安全の確保に関すること。 2. 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 3. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

【総則】第2章 計画の基本方針

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東京管区気象台 (前橋地方気象台)	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2. 気象・地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動(以下単に「地震動」という。)に限る。)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3. 台風・大雨・竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達及びこれら機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。 4. 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに成果の発表に関すること。 5. 市が行う避難情報の判断・伝達マニュアル及びハザードマップなどの作成に対する技術的な支援・協力に関すること。 6. 災害の発生が予想されるときや災害発生時における、気象状況の推移及びその予想の解説等に関すること。 7. 市及びその他の防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発活動に関すること。
群馬労働局	1. 工事用、事務所における労働災害の防止対策に関すること。
関東地方整備局 (高崎河川国道事務所)	管轄する道路及び河川について、計画工事及び管理を行うほか次の事項を行う。 1. 災害予防 (1) 防災上必要な教育及び訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 2. 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 (6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 3. 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案して、再度災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

5. 陸上自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
第12旅団	1. 災害派遣の準備 (1) 防災関係情報資料の整備に関すること。 (2) 防災関係機関との連絡、調整に関すること。 (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 2. 災害派遣の実施

【総則】 第2章 計画の基本方針

	(1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 (2) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

6. 指定公共機関

	機 関 名	事 務 又 は 業 務
公 共 的 団 体	日本銀行 (前橋支店)	1. 災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導に関すること。
	日本赤十字社 (群馬県支部)	1. 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関すること。 2. 医療救護所の開設及び運営に関すること。 3. 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 4. 輸血用血液の確保及び供給に関すること。 5. 義援金品の受付け、配分及び募金に関すること。 6. 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。 7. 外国人の安否の調査に関すること。
	日本放送協会 (NHK 前橋放送局)	1. 防災知識の普及に関すること。 2. 気象予報・警報、周知に関すること。 3. 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4. 放送施設に対する障害の排除に関すること。 5. 避難所等における受信機の貸与・設置に関すること。 6. 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
	東日本高速道路(株) (関東支社高崎管理事務所)	1. 高速自動車国道の保全並びに輸送路の確保に関すること。 2. 緊急通行路の確保に関すること。
	日本郵便(株) (前橋中央郵便局)	1. 郵便、為替貯金、簡易保険、各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2. 災害特別事務取扱いに関すること。 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救援用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 (5) 被災者救援のための寄附金送金用通常振替の料金免除 (6) 郵便貯金業務の非常取扱い (7) 簡易保険業務の非常取扱い (8) 災害ボランティア口座の開設 3. 簡易生命保険資金の短期融資に関すること。
	東京電力パワーグリッド(株) (群馬総支社)	1. 電力施設等の保安の確保に関すること。 2. 災害時の電力の供給の確保に関すること。
公 益 的 事 業 を 営 む 法 人	日本通運(株) 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	1. 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
	東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	1. 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること。 2. 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
	東日本電信電話(株) (群馬支店)	1. 電気通信設備の保全に関すること。 2. 重要通信の確保に関すること。

【総則】第2章 計画の基本方針

KDDI(株) (株)NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1. 携帯電話設備の保全に関する事。 2. 重要通信の確保に関する事。
東京ガス(株) (群馬支社)	1. 都市ガス施設の保安の確保に関する事。 2. 災害時における都市ガスの供給の確保に関する事。

7. 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
(公社) 群馬県医師会	1. 医療及び助産活動の協力に関する事。 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3. 医療救護活動の実施に関する事。
(公社) 群馬県歯科医師会	1. 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事。 2. 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事。
(公社) 群馬県看護協会	1. 救護活動に必要な看護の確保に関する事。
(一社) 群馬県LPガス協会 (前橋支部)	1. ガス施設の防災対策に関する事。LPガス設備の保安の確保に関する事。 2. LPガスの供給の確保に関する事。 3. 会員事業者の連絡調整に関する事。
群馬県石油協同組合	1. 石油等燃料の供給に関する事。
上毛電気鉄道(株)	1. 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。 2. 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
(一社) 群馬県バス協会	1. バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。 2. 被災地の交通の確保に関する事。
(一社) 群馬県トラック協会	1. 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	1. 防災知識の普及に関する事。 2. 気象予報・警報等の周知に関する事。 3. 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4. 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
土地改良区	1. 各土地改良区の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事。

8. その他の公共的団体等及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
(公社) 前橋市医師会	1. 災害時における医療、助産、救護に関する事。
(一社) 前橋市歯科医師会	1. 被災者の歯科治療の協力に関する事。 2. 歯型照合による身元確認作業の協力に関する事。
報道機関	1. 市民に対する防災知識の普及に関する事。 2. 気象予報・警報等の周知に関する事。 3. 市民に対する災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4. 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。

【総則】 第2章 計画の基本方針

	こと。
前橋市農業協同組合	1. 市が行う農林関係の被害調査等応急対策の協力に関すること。 2. 農作物、林産物等の災害応急対策の指導に関すること。 3. 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること。 4. 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 5. 飼料、肥料等の確保対策に関すること。
各病院等経営者	1. 避難施設の整備と避難の訓練に関すること。 2. 災害時の入所者の収容保護に関すること。 3. 災害時における負傷者の収容保護に関すること。
前橋市社会福祉施設 経営者	1. 避難施設の整備と避難の訓練に関すること。 2. 災害時の収容者の収容保護に関すること。
前橋市社会福祉協議会	1. 被災生活困窮者に対する生活福祉資金(災害援護資金)の貸し付けに関すること。 2. 義援金品の募集、配分に関すること。 3. 災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。 4. 要配慮者への対応に関すること。
前橋商工会議所 前橋東部商工会 富士見商工会	1. 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2. 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3. 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
各金融機関	1. 被災事業者に対する資金の融資その他の緊急措置に関すること。
各学校法人	1. 避難施設の整備と訓練に関すること。 2. 被災地における教育対策に関すること。
各燃料取扱機関	1. 石油類、プロパンガス等の防災管理に関すること。 2. 災害時における燃料供給に関すること。
自治会等	1. 市が行う災害救助等についての協力に関すること。 2. 義援金品の募集の協力に関すること。
各建設業協会	1. 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
前橋市消防団	1. 市が行う消防・防災・災害救助等についての協力に関すること。

第3節 市民・事業所の基本的責務

大規模な地震等の災害が発生した場合、市民及び事業所は、防災組織の一員であるという共通認識のもとに、災害の未然防止と応急復旧対策等に積極的に関与する。

1. 市民の役割

市民は、災害防止に寄与するよう努める。

(1) 個人の役割

① 自己管理

「自らの身の安全は自らが守る（自助）」、「自らのまちは自らが守る（共助）」を合言葉に、災害に備えた食料（3日分以上）等の備蓄を行うことや建物の補強（耐震化）、家具の転倒防止措置、居所連絡先の明確化等を市民自らが努める。

② 応急対策活動への協力

市及び県が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

③ 災害復旧活動への協力

市及び県が行う復旧に関する事業並びに避難所運営や復旧・復興活動に協力する。

(2) 自主防災組織の役割

① 住民協力

「自らのまちは自らが守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動、避難行動要支援者の避難支援等を実施できるよう地域の実情に即した防災体制の確立を図る。

② 応急対策活動への協力

市及び県が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

③ 災害復旧活動への協力

市及び県が行う復旧に関する事業並びに避難所運営や復旧・復興活動に協力する。

2. 事業所の役割

事業者は、事業所内の管理体制を強化するとともに、地域構成員であることを自覚し、地域の防災対策に協力する。

(1) 従業員、利用者等の安全確保

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた計画的な防災体制の充実を図り、建物の補強（耐震化）、棚の転倒防止措置など、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保するほか、災害に備えた食料（3日分以上）等の備蓄や建物の補強に努めるとともに、従業員の安否確認の手段を整備する。併せて、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときの従業員等が屋外を移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(2) 地域への貢献

事業活動にあたっては、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災

【総則】 第 2 章 計画の基本方針

害に強い人づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。

(3) 応急対策活動への協力

市及び県が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

(4) 災害復旧活動への協力

市及び県が行う復旧に関する事業並びに復旧・復興活動に協力する。

第1編 総則・災害予防計画

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強い都市環境の整備

《基本方針》

1. 災害に強い都市空間の整備

- (1) 災害時の安全性を確保するため、市街地の不燃化や防災空間の確保、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設や公共交通機関施設の災害対応力の強化など都市基盤施設の防災機能の強化等によって都市防災機能の強化を図り、災害に強い都市空間の整備を推進する。
- (2) 老朽化した都市基盤施設等について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2. 建築物等の安全対策の推進

- (1) 地震及び大火災による市民の生命と財産の被害の軽減を図り、緊急輸送道路・避難路を確保し、早期の復旧・復興を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。特に、避難場所、防災拠点等となる公立教育施設、庁舎、会館等の公共建築物について、耐震化・不燃化を推進する。
- (2) 民間の建築物に対し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）第6条に定める特定建築物及びそれ以外の民間建築物の耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。
- (3) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家など一部の除却等の措置を行うこととする。

3. ライフライン（上・下水道、電力、ごみ・し尿処理、通信、ガス等）施設の防災機能の強化

- (1) 地震、風水害・雪害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設・設備の強化と保全に努めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行うための防災体制を整備する。
- (2) 三次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフライン施設の重点的な防災対策を進める。

第1節 災害に強い都市空間の整備

市担当部	都市計画部、建設部、農政部、水道局
関係機関	県、関係機関

1. 市街地の整備

市は、市民合意を得ながら、市街地の不燃化や避難地・避難路となる公園・道路等の都市基盤施設の効果的整備による防災空間の確保など都市防災機能の強化を図るため、防災の基本方針を都市計画マスタープランに位置付けるとともに、立地適正化計画に防災指針を位置付け、災害に強い都市空間の整備を推進する。

(1) 防災機能を高める都市基盤施設配置

本市では、土地区画整理事業などで計画的に面整備が行われてきたが、なお市街地と混在する形で農地、集落地が広く分布している地域があるため、水害対策が重要である。

また、近年の都市型集中豪雨のように、短時間に降った雨が特定地域に集中する傾向があり、その対策として幹線雨水排水路の整備を引き続き進める必要がある。

既成市街地の中で面整備が行われていない区域では、木造家屋の密集と狭い街路が目立ち、公園等の都市基盤施設整備が遅れていることから、防災上の安全を考慮した街区の形成を考慮した計画的な施設配置が望まれる。

このため、延焼の危険性の高い地域を中心に、都市計画道路を中心とした主要幹線道路や公園等で構成される延焼遮断帯で囲むことにより延焼をくい止める防災上の安全を考慮した街区の概念を活用した都市基盤施設配置に努める。

(2) 市街地の不燃化の促進

① 都市の耐火・不燃化の促進

地震時の火災、大規模市街地火災等を防止するため、商業系用途地域、幹線道路沿道で土地の高度利用を図るべき地域並びに密集市街地における避難路及び避難地周辺地区等、都市防災上不燃化を推進する必要がある地域については、都市計画の見直しにより、都市の耐火・不燃化の促進を図る。

② 既存市街地の整備

道路・公園等の都市基盤施設が整わないまま市街化された地域については、建物の防火・不燃化や老朽住宅の建て替えの促進、生活道路の拡幅整備、公共空地の確保等の施策推進に努める。

2. 防災空間の確保

公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設は、災害時における避難地、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、応急物資集積・配給の基地、仮設住宅として、また、ヘリポートなどとしても活用できる重要な施設であるため、既存施設の機能見直しや必要な施設の整備に努める。

(1) 公園・緑地、広場等の整備

① 都市公園等の整備

【災害予防計画】第1章 災害に強い都市環境の整備

災害時における避難地の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施を図るため、都市公園等の体系的な整備を推進する。

② 緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るため、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに、並木、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、農地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

(2) 道路・緑道の整備

道路・緑道は、災害時における避難路として、また、消防、救助・救護活動及び災害応急活動のための緊急輸送道路、大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、その機能充実及び整備に努める。

① 避難路、緊急輸送道路の円滑な連絡を図るため、関越自動車道、北関東自動車道、上武道路、国道17号及び50号を広域幹線道路として位置づけ、国道353号、主要地方道前橋・館林線、同前橋・長瀬線、同前橋・大間々・桐生線、同藤岡・大胡線を主要幹線道路として位置づけ、未整備のものについては整備の促進を図る。

② 避難路、避難地及び主要幹線道路の円滑な連絡、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、主要幹線道路以外の都市計画道路の整備を進める。

③ 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、狭あい道路の拡幅を図るとともに、沿道建築物の耐震化及び不燃化、工場等の大規模沿道施設の緑化を促進する。

3. 防災機能の強化

市及び関係機関は、公園、道路、河川等の都市基盤施設における、有効な防災機能の整備を進める。

(1) 道路の防災機能の強化

避難路、延焼遮断帯としての機能を強化するため、既存幹線道路等の歩道の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化及び無電柱化の検討、不法占有物件の除去に努める。

(2) 公園等の防災機能の強化

避難場所（以下「避難所」という。）となる都市公園等において、災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫等）の整備を進める。

(3) 河川の防災機能の強化

水防施設の崩壊による洪水、浸水を防止するため、河川・用排水路改修や治水・用水施設の整備を促進するとともに、大規模地震等の災害時において、緊急用水の供給源として活用できる川づくりを促進する。

(4) ライフラインの強化

上下水道、ガス、電力、通信施設の損壊及び寸断を防止するため、ライフラインの強化を促進する。

4. 都市防災総合推進事業の利用

市及び県は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用するものとする。

(1) 災害危険度判定等調査

【災害予防計画】第1章 災害に強い都市環境の整備

- (2) 住民等のまちづくり活動支援
- (3) 地区公共施設等整備
- (4) 都市防災不燃化促進
- (5) 木造老朽建築物除却事業

5. 土木構造物の耐震対策

市及び関係機関は、土木構造物ごとに、被害を最小限にとどめるための耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

(1) 耐震性の強化

- ① 施設構造物の耐震対策にあたっては、以下の設計地震動を対象とした耐震性能を設定する。

ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動

イ 発生確率は低いが高レベルの地震動又は海洋型地震に起因する高レベルの地震動

- ② 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。

- ③ 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性強化のほか、代替性や多重性をもたせるなど都市防災全体としての機能確保に努める。

(2) 道路施設

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変容や破壊等の被害の危険性を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、道路橋・高架道路等の耐震対策に努める。

一般橋梁、歩道橋等については、定期的に点検を実施し、必要な対策を講じる。

(3) 鉄軌道施設

駅舎、橋梁、高架部、盛土部、トンネル等の点検を行い、耐震対策に努める。

(4) 河川・水路

河川・水路による地震水害を防止するため、堤防、護岸等の河川構造物を調査し、必要な対策を講じるとともに、河川構造物の耐震性の向上に努める。

(5) 土砂災害防止施設

急傾斜地崩壊防止施設等については、必要に応じて耐震対策を実施する。

6. 農地、農業施設

(1) 農地・農業施設の災害の防止

農地、農業施設等における地震による水害、土砂災害、雪害、たん水（湛水）等の災害を防止するため、農業用排水施設等の整備を進めるとともに、低・湿地地域の排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に農地防災事業を推進する。また、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路等を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道、農業集落道及び農村公園・緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水できる農業用排水施設の整備を進める。

第2節 建築物等の都市基盤施設の安全対策の推進

市担当部	都市計画部、建設部、消防局、教育委員会
関係機関	県

1. 建築物等の耐震対策

市、県及び関係機関は、昭和56年（1981年）以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合しない建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後に建設された建築物においても、防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

(1) 公共建築物の耐震化・安全化

- ① 公共建築物は、災害時の防災拠点や応急対策活動拠点として重要な役割を担うことから、防災上の重要度に応じた分類を行い、新耐震基準施行以前に建設された建築物の耐震診断を順次行うとともに、その結果に基づき、重要性や緊急性を考慮して、必要に応じ、高レベルの地震動に対する耐震性能に余裕を持たせるなど、計画的な耐震改修の実施に努める。

また、天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターの閉じ込め防止、棚等の固定等を図る。

- ② 今後計画する建築物については、その建物がもつ防災上の役割を勘案し、一般の建築物より大きな地震力にも耐えられるよう設計を行う。

(2) 特定建築物の耐震化

特定建築物に対しては、耐震改修促進法に基づき、所有者に耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、耐震化の促進を図る。

(3) 民間建築物等の耐震化

- ① 特定建築物以外の民間建築物についても耐震化を促進する方策を実施し、特に、一般住宅については、引き続き耐震診断の助成を行い、耐震改修の促進を図る。
- ② ブロック塀や石垣等の倒壊は、生命、身体に対する被害を発生させるだけでなく災害時の避難活動や応急対策活動の妨げとなることから、生け垣又はフェンスへの転換や改善の推進に努める。
- ③ 外壁、窓ガラス・天井等の落下物防止対策の促進を図る。

2. 建築物等の防災・安全化対策

市及び県は、建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や要配慮者対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域等における建築の規制及び災害予防知識の普及

土砂災害特別警戒区域では、建築の規制や建築物の強化等の指導を行うとともに、関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、市民に対し建築物に関する防災・安全対策等の災害予防知識の普及に努める。

【災害予防計画】第1章 災害に強い都市環境の整備

(2) 特殊建築物、建築設備の安全確保

① 防災指導

建築基準法第12条第1項に規定する不特定多数の人々が出入りする特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備については、建築基準法に基づく定期報告の時期に防災上必要な指導を行う。

※「特殊建築物」——劇場、百貨店、ホテル、病院、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物

「建築設備」——換気設備（中央管理方式の空調設備に限る。）、排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る。）、非常用の照明設備（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る。）

——昇降機等

② 防災設備の充実

消火設備、避雷設備などの防災設備を設置又は改修するとともに、警備体制の充実を図る。また、特に人命に関わる災害拠点病院等の施設管理者は、非常用電源の整備に努めるものとする。

③ 自主防災管理体制の強化

管理者などに対し、地震対策及び防災管理体制の確立を指導するとともに、防災研修会、講演会等を通じて防災管理が適切に実行されるよう指導を行う。

④ 立入り検査の実施

定期的あるいは随時に立入り検査を実施し、防災に関する指導を行う。

(3) 建築物等の要配慮者対策

人にやさしい都市づくりの理念等に基づき、高齢者やハンディキャップのある人など、要配慮者にも利用しやすく安全な建築物等の整備を図る。

(4) 工事現場災害防止対策

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

(5) 屋外広告物等の落下防止

地震によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

3. 文化財の保護対策

文化財は貴重な国民的財産であることを十分に認識し、予想される災害に対して、保存のための万全の配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める。

(1) 文化財防災意識の普及と啓発

文化財保護強調週間、保護月間、防火の日等の行事を通じて所有者、市民、見学者等に対して、文化財防災意識の向上を図るための啓発活動に努める。

(2) 予防体制の確立

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定し、市民、見学者等に対し周知を図るため標識等の設置を進めるなどの対策を講じるとともに、初期消火・自衛消防体制の確立、防災関係機関及び地域住民との連携の強化などにより、予防体制の確立

【災害予防計画】第1章 災害に強い都市環境の整備

を図る。

(3) 消防用設備等の整備、保存施設等の充実

文化財保護対象物を所蔵する建造物における消防用設備等、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を促進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備体制の充実を図る。

【災害予防計画】第1章 災害に強い都市環境の整備

第3節 ライフライン施設の機能の確保

市担当部	環境部、都市計画部、建設部、水道局
関係機関	東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス株式会社、東日本電信電話株式会社、日本放送協会前橋放送局、民間放送株式会社

1. 上水道

災害による断水、減水を防止するため、上水道施設・設備の強化と保全に努める。

(1) 上水道施設設備の強化

- ① 上水道施設については、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐える十分な強度の確保に努める。
- ② 浄水施設等の拠点施設については、構造物、機械設備及び場内管路の耐震化に努めるとともに、管路には耐震性を有する管材料を導入し、耐震管路網の整備に努める。
- ③ 管路の管網化及び水源の複数化等による補完機能の強化を進める。
- ④ 常時監視並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。
- ⑤ 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、整備等を計画的に進める。

(2) 上水道の安定供給

- ① 自己水源の確保・増強に努める。
- ② 浄水場等の施設更新にあたっては、浄水場貯水能力の増強を検討する。

2. 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設・設備の強化と保全に努める。

(1) 下水道施設設備の強化

- ① 下水道施設については、「下水道施設計画・設計指針」、「下水道施設の耐震対策指針」（日本下水道協会）等に基づき、各種災害に耐える十分な強度の確保に努める。
- ② 管渠については、人孔及び管渠の接合部に耐震性を有する部材を採用し耐震化を進める。
- ③ ポンプ場、処理場については、施設改築時などにおいて本体の耐震化を図る。
- ④ 常時監視並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。
- ⑤ 老朽施設の更生・更新整備を計画的に進める。

(2) 下水道機能の確保

- ① 重要幹線の機能保持、流下能力の確保に努める。
- ② ポンプ場、処理場のネットワーク化により処理機能の確保を図る。
- ③ 水質を常に把握できるよう、集中監視システムの強化に努める。

3. 農業集落排水処理施設

災害による農業集落排水処理施設の機能の低下、停止を防止するため、農業集落排水処理施設設備の強化と保全に努める。

(1) 農業集落排水処理施設の耐震化

【災害予防計画】第1章 災害に強い都市環境の整備

ポンプ場・処理場の耐震化を図るとともに、施設の流入・流出管、排気管等の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。

(2) 機能の確保

ポンプ場、処理場のネットワークにより処理機能の確保を図るとともに、関係団体等との相互応援措置等による代替処理方策の確保を図る。

4. 地域し尿処理施設

災害による地域し尿処理施設の機能の低下、停止を防止するため、地域し尿処理施設設備の強化と保全に努める。

(1) 地域し尿処理施設の耐震化

浄化槽・ポンプ場・処理場の耐震化を図るとともに、施設の流入・流出管、排気管等の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。

(2) 機能の確保

ポンプ場、処理場のネットワークにより処理機能の確保を図るとともに、隣接市町村等との相互応援措置等による代替処理方策の確保を図る。

5. 電力供給施設（東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社）

災害による電力の供給停止を防止するため、電力供給施設の強化と保全に努める。

(1) 電力供給施設の耐震性等の確保

発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐える十分な強度の確保を図る。

(2) 都市基盤施設整備との協調

電線地中化に関して、総合的な都市基盤施設整備と協調した計画的な整備を図る。

(3) 電力の安定供給

電気事業法（昭和39年法律第170号）、保安関係諸規定等に基づく電気設備の維持保全並びに予防点検、常時監視を行うとともに、大規模地震発生時に二次災害発生のおそれがある地域の一時的電力供給停止と他の地域の電力供給を可能にするため、電力供給系統のブロック化と多重化を図る。

6. ガス供給施設（東京ガス株式会社群馬支社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス供給施設の強化と保全に努める。

(1) ガス供給施設の耐震性確保

製造所・供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図るとともに、高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継ぎ手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手等の使用に努める。とくに、低圧導管には可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。

(2) ガスの安定供給

大規模地震発生時に二次災害発生のおそれがある地域の一時的なガス供給停止と他の地域へのガス供給継続を可能にするため、導管網をブロック化するシステムを推進する。また、自動的にガスを遮断できるマイコンメーターの導入を促進する。

【災害予防計画】第1章 災害に強い都市環境の整備

7. 電気通信施設（東日本電信電話株式会社群馬支店）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。）（以下「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 通信設備等の信頼性向上（防災設計）

通信設備等の立地に応じた耐水構造化、耐風構造化、地震または火災に備えた主要通信設備等の耐震・耐火構造化など防災性の強化を推進する。また、主要な伝送路の多ルート構成・ループ構造化や中継交換機の分散設置、予備電源の設置などシステムの高信頼化を推進する。

(2) 都市基盤施設整備との協調

通信回線の地中化に関して、総合的な都市基盤施設整備と協調した計画的な整備を図る。

8. 共同溝・電線共同溝の整備

二次災害の防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、都市防災及び災害に強いまちづくりという観点から、他の道路管理者及びライフライン事業者と協力して共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。

9. 放送施設（日本放送協会前橋放送局、民間放送株式会社）

災害時の放送が確保されるよう、放送施設・設備の防災性の強化と保全に努める。

第2章 災害の防止に向けた対策の推進

《基本方針》

1. 火災予防対策の推進

火災の発生を防止するとともに、地震等に伴う市街地大火、林野火災等に対し、延焼の拡大を防止するため、出火防止と初期消火の徹底、事業所をはじめとする防火管理体制の強化を図り、あわせて地域住民に対し消火器や地震発生時の火気の取扱い等の啓発活動の推進に努める。また、火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実に努める。

2. 水害予防対策の推進

台風、集中豪雨、地震に伴う水防施設の崩壊による河川・水路における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

3. 土砂等地盤災害予防対策の推進

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害等を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

また、地震発生時に地震動が大きい地域では、地形・地盤条件によっては地盤の液状化や強い揺れに伴う土砂災害発生が想定される。このため、土砂災害防止法等の関係法令に基づいて、土砂等地盤災害防止対策の推進を図る。

4. 雪害予防対策の推進

雪害の発生を防止するため、市民による協力体制の構築や除雪資材の確保等の対策を推進する。

5. 危険物等災害予防対策の推進

消防法（昭和23年法律第186号）をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

6. 放射線災害予防対策の推進

放射線災害を防止するための対策を推進するとともに、放射性物質の輸送に対しての安全確保に努める。

【災害予防計画】第2章 災害の防止に向けた対策の推進

第1節 火災予防対策の推進

市担当部	消防局
関係機関	消防団

1. 建築物等の火災予防対策

住宅、事業所からの出火防止及び初期消火の徹底を図る。

(1) 指導

① 予防査察

消防局は次により防火対象物の防火管理及び消防用設備等の維持管理状況の査察、指導を行う。

ア 予防査察の方法

消防局は、学校、病院等、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げる防火対象物について、消防用設備等、火気使用器具等の位置、構造及び管理の状況を消防法、条例及び関係法令に基づいて検査するとともに、地震時における転落、落下物等による出火危険についても十分考慮し、火災予防上必要があると認める場合、又は火災が発生すれば人命に危険があると認められる場合には、その所有者、管理者等に対し必要な改善等を行わせる。

イ 予防査察の実施

- 1) 消防局は、管内の全防火対象物に対し、年間を通じ定期的に予防査察を実施し、常に防火対象物の状況を把握する。
- 2) 消防局は、防火対象物の種類に応じ、出火危険時期等を考慮し通常の予防査察の他に随時予防査察、特別予防査察を実施する。

② 防火対象物に対する指導

防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について指導する。

③ 法令違反に対する措置

査察の結果、消防関係法令に違反し、かつ、是正されない事項について諸法令に照らし合わせて警告、命令、告発等違反処理を行い、早期是正を図る。

(2) 啓発

- ① 春秋に全国一斉に実施される火災予防運動により、市民に対し防火意識の啓発を図る。
- ② 震災時に多発が予想される出火危険を排除するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及を図る。
- ③ 住宅の防火診断を実施することにより、市民に対し、出火防止や火気の取り扱いなど防災知識の啓発、消火器具等の普及、住宅用防災機器の設置を推進するとともに、地震発生時における火気使用器具の取扱い及び初期消火の方法について指導を行い、出火防止と初期消火の徹底を図る。
- ④ 市民に対する講演会、映画会、初期消火訓練等の実施に努める。
- ⑤ 事業所における防火管理知識、消防用設備等の維持管理、防火管理体制の強化を図るた

【災害予防計画】第2章 災害の防止に向けた対策の推進

め、防火管理者、危険物取扱者及び消防設備士等の関係者に対する講習会、説明会、研究会等を開催し防火意識の向上を図る。

また、自衛消防組織による訓練を実施して、事業所の防災機能強化、消防訓練を推進し、初期消火体制の充実を図る。

2. 林野火災予防対策

本市では北東部の山地・丘陵に山林・原野が分布している。このため、山林所有者・作業者との連絡を密にし、消防団等と協力して、火災危険期を重点に適切な広報等の予防措置を行う。

(1) 林野火災の予防

市は、消防団、防災関係機関等の協力を得て、山林所有者・作業者との連絡の密接化及び林野等の地水利、山林・原野の状況把握を図り、林野火災予防に努める。

- ① 防火線、防火樹帯設置のための雑草、下草等の刈り取り等の励行指導の実施
- ② 自然水利の活用等による防火用水の確保対策の実施
- ③ 森林法（昭和26年法律第249号）等に基づく火入れの許可、指導の実施
 - ア 森林法の規定に基づく火入れについての許可又は届出の指導
 - イ 火災予防条例の規定に基づく火入れ及び雑木焼却等の届出並びに不始末防止の指導
 - ウ 火災予防条例の規定に基づく警報発令中における火入れ等禁止の指導
 - エ 森林法の規定の基づく必要な防火設備及び省令で定める範囲内の所有者等への指導
 - オ その他関係法令当の規定に基づく諸指導
- ④ 火災多発期における消防団員による市内山林等の巡回警戒の実施
- ⑤ その他林野火災予防対策に必要な事項の実施

(2) 林野火災防火思想の普及

市は、消防局並びに防災関係機関等の協力を得て、地域住民及び入山者に対し、次による林野火災予防のための森林愛護と防火思想の普及に努める。

- ① 行楽地における防火の呼びかけと防火パンフレット等の配布
- ② タバコの吸殻投げ捨て等の注意・指導
- ③ たき火等の行為と消火準備及び後始末の注意・指導
- ④ 乾燥注意報、強風注意報、火災気象情報及び火災警報発表時の火気使用制限の注意・指導
- ⑤ 立看板等の掲示
- ⑥ その他林野火災防火思想の普及に必要な事項

3. 住宅用防災機器の設置指導及び維持管理の推進

住宅火災による死傷者の低減を図るため、前橋市火災予防条例（平成16年前橋市条例第57号）により住宅用防災機器として住宅用火災警報器の設置が平成20年に完全義務化されたことを踏まえ、住宅用火災警報器の設置指導を徹底し、設置された住宅用火災警報器の自主点検による継続的な維持管理の普及啓発を行い、火災発生時における死傷者の根絶を目指す。

【災害予防計画】第2章 災害の防止に向けた対策の推進

第2節 水害予防対策の推進

市担当部	建設部、消防局、水道局、農政部
関係機関	県、関東地方整備局（高崎河川国道事務所）

1. 水害に対する連携体制の構築及び河川改修

気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、市は県（河川課）が組織する「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、河川管理者、水防管理者に加え、前橋地方気象台、メディア関係等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協力し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

また、県が管轄している利根川をはじめとした38の一級河川や市が管理する広瀬川、馬場川といった準用河川の10河川及び用排水路について、それぞれの河川・水路の各管理者は、洪水、浸水等の水害予防対策を実施する。

(1) 水害危険区域等

県水防計画による本市域に係る重要水防箇所は、資料編に記載のとおりである。

また、本市域に係る水位周知河川は、次のとおりであり、それぞれ浸水想定区域が指定されている（ハザードマップ参照）。

水系名	河川名	区 域	所轄土木事務所名	発 表 者
利根川	利 根 川	自 左岸 渋川市北橋町下箱田（坂東橋） 右岸 渋川市下郷（大正橋） 至 左岸 伊勢崎市柴町（直轄上流端） 右岸 佐波郡玉村町小泉（ ）	渋川・前橋・伊勢崎	前橋土木事務所
〃	広 瀬 川	自 左岸 前橋市上増田町（桃ノ木川合流点） 右岸 前橋市駒形町（ ）	伊勢崎	前橋土木事務所
〃	荒 砥 川	自 左岸 前橋市大胡町（大川橋） 右岸 〃（ ） 至 広瀬川合流点	前 橋	前橋土木事務所
〃	桃ノ木川	自 左岸 前橋市幸塚町（赤城白川合流点） 右岸 〃 三俣町（ ） 至 広瀬川合流点	前 橋	前橋土木事務所
〃	赤城白川	自 左岸 前橋市富士見町時沢（新白川橋） 右岸 前橋市青柳町（大正用水）	前 橋	前橋土木事務所

(2) 水害の防止

- ① 県に協力して、利根川水系、広瀬川水系の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。
- ② 市内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、治水緑地、多目的遊水池などの整備を促進する。
- ③ 市が管理する用排水路等の改修については、公共下水道との整合を図りながら推進する。
- ④ 雨期前には水路の重点箇所の点検、幹線水路のしゅんせつ、清掃を実施する。

(3) 水防施設等の点検・整備

【災害予防計画】第2章 災害の防止に向けた対策の推進

① 河川施設等の点検・整備

各河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため、施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要堤防の巡視・点検を行い、必要に応じて予防対策を検討する。

② 雨量計・量水標の点検・整備

各河川管理者等は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

(4) 水防倉庫・資器材の点検・整備

各河川管理者等は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資器材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資器材の見直しをする。

(5) 気象及び河川水位情報等の活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システム等を導入し、その活用に努める。また、水位情報周知河川における避難情報等の目安となる避難判断水位の情報を速やかに入手するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

(6) 橋梁の整備

橋梁は、災害対策上重要な構造物であるため、施設管理者は、出水期に流失等のおそれがある橋梁については架け替えや維持補修（橋脚強化等）などに努めるとともに、地元住民に警戒を依頼する。

2. 下水道及び用排水路の整備

市は、大雨等による浸水を防止するため、下水道、用排水路の整備・改修を進める。

(1) 下水道施設の整備

市は、降雨による浸水被害を防止するため、雨水管渠等の整備及び河川への集中的な流出を抑制するため、雨水貯留施設の整備に努める。

(2) 水路施設の整備

市は、用排水路の改修整備事業の実施を図るとともに、水利組合等の協力を得て、平常時から危険箇所の把握に努める。

3. 農地防災対策

水路の氾濫等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備に努める。

4. 農業用ため池の防災対策

群馬県が公表しているため池データベースに登録されているため池は、市内に91か所あるが、本市においては、そのなかから、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害が発生するおそれのあるため池を防災重点農業用ため池と位置付け、災害発生の防止に努める。防災重点農業用ため池については、資料編に記載のとおりである。

5. ハザードマップの作成

市は、水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、浸水想定区域ごとに、洪水予

【災害予防計画】第2章 災害の防止に向けた対策の推進

報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、その内容を住民に周知するため、これら事項を記載したハザードマップを作成し、住民に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要」と明示するとともに、避難経路の安全確認を促すように努める。

また、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある防災重点農業用ため池についても、ハザードマップを作成し、浸水想定区域等を住民に配布する。

6. 水防法第15条に基づく施設の避難確保体制、浸水防止体制

(1) 浸水想定区域内要配慮者利用施設

① 範囲

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設（以下「浸水想定区域内要配慮者利用施設」という。）の範囲は、次のとおりとする。

「要配慮者利用施設」 の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設 2 病院、診療所等の医療施設（有床施設又は透析治療を行う施設） 3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校 4 その他、配慮が必要と認める者が利用する施設

なお、社会福祉施設のうち具体的な施設の種類のほかは以下のとおりとする。

高齢者施設	有料老人ホーム、通所介護、地域密着型通所介護、サービス付き高齢者住宅、軽費老人ホーム、通所リハビリテーション、介護老人保健施設、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、介護医療院、看護小規模多機能型居宅介護、老人センター（老人福祉法上の老人福祉施設）
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設、婦人保護施設（女性相談所）
児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、児童厚生施設（児童遊園・児童館）、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、自立援助ホーム、小規模住居型児童養育事業、認可外保育所、学童保育実施施設（放課後児童クラブ）
障害児・者施設	共同生活援助事業所（グループホーム）、障害者支援施設、短期入所施設、障害児入所施設、福祉ホーム、生活介護事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、児童発達支援事業所、児童発達支援センター、放課後等デイサービス、地域活動支援センター

浸水想定区域内要配慮者利用施設の名称及び所在地は、資料編に記載のとおりである。

② 避難確保体制の確保

【災害予防計画】第2章 災害の防止に向けた対策の推進

浸水想定区域内要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法第15条の3の規定に基づき、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市に報告する。また、同計画に基づき、訓練を行い、実施結果を市に報告する。

③ 洪水予報等の伝達方法

市は浸水想定区域内要配慮者利用施設の管理者又は所有者に対し、関係する水位周知河川及び中小河川の水位があらかじめ設定した基準を超えた場合に、水防法第15条第1項の洪水予報等をメール等により伝達する。

(2) 浸水想定区域内大規模工場等

① 範囲

水防法第15条及び前橋市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例第2条の規定に基づき、浸水想定区域内にある大規模な工場その他の施設で当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に本計画に名称及び所在地を定めるもの（以下「浸水想定区域内大規模工場等」という。）の用途及び規模は、次のとおりである。

大規模工場等の用途及び規模	1 用途 工場、作業場及び倉庫
	2 規模 延べ面積が10,000平方メートル以上

② 浸水防止体制の確保

浸水想定区域内大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより、訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

計画を策定したとき又は自衛水防組織を置いたときは、市に報告する。

③ 洪水予報等の伝達方法

市は浸水想定区域内大規模工場等の管理者又は所有者に対し、関係する水位周知河川及び中小河川の水位があらかじめ設定した基準を超えた場合に、水防法第15条第1項の洪水予報等をメール等により伝達する。

【災害予防計画】第2章 災害の防止に向けた対策の推進

第3節 土砂等地盤災害予防対策の推進

市担当部	都市計画部、建設部、総務部
関係機関	県

1. 土砂災害防止対策

市域内には急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条に基づく急傾斜地崩壊危険区域が11箇所指定されており、急傾斜地崩壊危険箇所が35箇所あげられている。また、県では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行っており、現時点で土砂災害警戒区域は71箇所（急傾斜地の崩壊：52箇所、土石流：19箇所）、土砂災害特別警戒区域67箇所（急傾斜地の崩壊：50箇所、土石流：17箇所）が指定されている。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の認知と防災パトロールの強化

市は、ハザードマップ等により急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知に努めるとともに、危険が予想される地区の実態を常に把握し、長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関と協力して随時パトロールを行う。

(2) 地権者等に対する防災措置の指導

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の地権者等に対して、防災措置の積極的な指導を行うとともに、災害が発生するおそれのある場合には、近隣の居住者に対してあらかじめ注意を喚起する。

(3) 土砂災害防止対策の推進

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における土砂災害防止対策を促進するとともに、危険が予想される急傾斜地崩壊危険箇所（がけ地）については、住民による住宅建築や改築時での構造強化を促進するとともに、一定の条件の場合には県等による急傾斜地崩壊防止工事を検討する。

(4) 土砂災害警戒区域内の防災措置の継続

土砂災害防止法により、県が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定した場合は、ハザードマップ等による同区域の周知、防災パトロールの強化及び地権者等への防災措置の指導を引き続き行う。

2. 宅地防災対策

市は、宅地災害の防止を図るため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づいた許可・届出により盛土箇所を把握するとともに、許可・届出の公表を行う。また、パトロール等の巡視を行い、がけ崩れ等のおそれのある危険宅地を発見した場合は、盛土等の保全について所有者に勧告するなど、宅地の災害防止に努める。

3. 液状化対策

群馬県地震被害想定調査において液状化の危険性が指摘された地域に対して、その周知を図るとともに、土木構造物や建築物に対する液状化対策の推進を図る。

【災害予防計画】第2章 災害の防止に向けた対策の推進

4. 各種データの保存

市、県及び関係機関等は、治山施設等の所管施設が被災した際に、円滑な応急復旧、あるいは改良復旧等が施行できるよう、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備や複製の別途保存に努める。

5. ハザードマップの作成

市は、土砂災害防止法に基づき、警戒区域等の指定があったときは、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これら事項を記載したハザードマップを作成し、住民に配布する。

また、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある防災重点農業用ため池についても、ハザードマップを作成し、浸水想定区域等を住民に配布する。

6. 土砂災害防止法第8条に基づく要配慮者利用施設

① 範囲

土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域内において、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設（以下「土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設」という。）の範囲は、水防法の規定に基づく要配慮者利用施設の範囲と同様とする。

土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設の名称及び所在地は、資料編に記載のとおりである。

② 土砂災害防止体制の確保

土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市に報告する。また、同計画に基づき、訓練を行い、実施結果を市に報告する。

③ 土砂災害に関する情報等の伝達

市は土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設の管理者又は所有者に対し、土砂災害警戒情報、避難情報等をメール等により伝達する。

第4節 雪害予防対策の推進

市担当部	総務部、建設部
関係機関	

1. 雪害予防対策

雪害による交通網のまひや物流の停止、市民生活の影響を最小限にするため事前の体制整備等を強化する。

(1) 除雪計画、マニュアルの整備

国・県等と連携した除雪計画を整備し、緊急輸送道路と連絡する幹線道路、医療機関周辺道路、防災拠点施設等、優先して除雪作業を行う区間をあらかじめ定める。

また、タイムラインを策定し、積雪量に応じた除雪の開始基準や初動体制についてもマニュアル化する。

(2) 除雪資機材の整備

市有施設周辺や歩道等の通路を早急に確保するため、小型除雪機やスコップといった除雪資機材の整備を進めるものとする。

また、融雪剤等の備蓄についても整備を進める。

(3) 排雪場所の確保

道路管理者は、大雪時に必要となる排雪場所について、河川敷や公園等の管理者の同意を得た上で、あらかじめ確保する。

(4) 市民の協力体制の強化

積雪時における雪害予防推進のためには、市民の自主的な取り組みが不可欠であることから、不要な外出を避けることや、自宅周辺の生活道路の除雪協力等について普及啓発を行う。

また、除雪時の安全確保について情報提供を行う。

(5) 建設事業者の健全な存続

熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

市担当部	消防局、都市計画部
関係機関	

1. 危険物災害予防対策

危険物施設等は地震動等によりその施設が損傷し、危険物の飛散・漏洩・爆発・火災等によって、広範囲にわたる被害をもたらすおそれがあることから、保安体制の強化を図る。

(1) 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため危険物施設等の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会等を実施する。

(2) 指導の強化

危険物施設等の現況を把握するとともに、消防職員の立入検査等を通じて、保安対策に対する指導の強化を図る。

- ① 法令上の基準の遵守
- ② 施設・設備等の耐震化
- ③ 災害時の応急対策

(3) 事業所の自衛消防組織の強化

事業所における自衛消防組織の結成を促進し、自衛的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する危険物施設等の企業間相互応援協定の締結など地域内での協力体制の形成を促進し、企業の消防力向上を図る。

(4) 防災用資器材の整備

様々な危険物に対応するため、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても必要な資器材の整備、備蓄について指導する。

2. 市長等の措置要領

市長、消防局長及び知事は、防災対策の万全を期するため、危険物施設等に対して以下に示す措置を講じる。

- (1) 市長は、危険物の保安に対する指導を実施する必要があると認めたときは、消防局又は県に連絡し、必要な措置を要請する。
- (2) 市長は、危険物、火薬類、高圧ガス等の防災対策を実施するため必要と認める場合は、消防局及び県と相互に情報を交換する。

3. 高圧ガス災害予防対策

関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

4. 火薬類災害予防対策

盗難防止対策、関係法令による規制、保安教育や保安体制確立のための指導、知識の普及な

【災害予防計画】第2章 災害の防止に向けた対策の推進

ど、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

5. 毒物・劇物災害予防対策

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

6. 防災に資する都市計画の推進

市は、建築物用途の混在を防止するため、用途地域などの適切な指定を図る。

7. 再発防止の徹底

消防局及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

第6節 放射線災害予防対策の推進

市担当部	関係部
関係機関	県、放射性物質保有施設

1. 市内保有施設(医療機関・研究施設等)の防災対策

市内における放射性物質保有施設の把握に努める。また、必要に応じて、県をはじめとする関係機関と協力して、放射性同位元素に係る施設の設置者等に対し、施設職員等への放射線災害に関する知識の普及、災害発生時の連絡体制の整備など各種予防対策について指導する。

2. 放射性物質輸送安全対策

市内の幹線道路を經由して行われる放射性物質の輸送について、安全の確保に努める。

(1) 輸送状況の把握

関係機関等から核燃料輸送等について連絡があった場合には、輸送状況等の把握に努める。

(2) 安全対策の充実強化

放射線災害に係る連絡体制の整備、対応策の研修など、県と協力して安全対策の充実強化を図る。

第3章 災害に強い防災体制の整備

《基本方針》

1. 災害活動体制の整備

平常時から、自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、自らの身の安全は自らが守るという基本的な防災思想のもとに、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

2. 情報収集伝達体制等の整備

緊急地震速報、気象情報等をできる限り早期かつ正確に把握し、その影響を的確に予測して迅速に対応するため、その伝達体制及び通信施設・設備の充実を図るよう努める。

3. 消防活動体制の整備

迅速かつ的確で効率的な消防・救助・救急活動を実施するため、初動体制、情報収集体制、火災防御体制、広域支援体制の充実及び職員の教育訓練等による機能の強化を図る。

4. 救助・救急及び医療活動体制の整備

迅速かつ的確な医療が行えるよう、県の災害派遣医療チームや医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制、医療救護班の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

5. 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

6. 避難収容活動体制の整備

災害から住民を安全に避難させるため、避難所へ向かう避難路の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。

7. 緊急物資の確保供給体制の整備

大規模災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

8. 防災用資機材の調達

応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災用資機材の整備充実に努め、また関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても災害時に速やかに調達・活用できるよう、連携体制の整備に努める。

9. ライフライン確保体制の整備

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時からライフライン

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

（本市が運営する発電設備を含む。）の被害防止、応急復旧体制の整備に努める。

10. 二次災害防止体制の整備

降雨等による水害・土砂災害・雪害、また、地震による建築物・構造物の倒壊等の二次災害発生を防ぐため、建築・砂防関係団体と協力し、被災した建築物、地盤等の不安定な地域の危険度を判定するための制度を整備する。

11. 防災営農対策の推進

災害（病虫害を含む。）による農作物の被害防止を図り防災営農を推進するため、防災営農技術の末端への浸透に努めるとともに、県の援助を得て、指導体制の確立と、その普及に努める。

12. 廃棄物処理体制の整備

処理施設の防災対策を実施するとともに、災害発生後大量に発生する廃棄物や倒壊物・落下物・流出物等による障害物の処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

第1節 災害活動体制の整備

市担当部	総務部、各部局
関係機関	関係機関

1. 活動組織の整備・充実

市は、地域防災計画に基づき、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時における避難情報等の発令や指定避難所の開設運営、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制等の整備のほか、優先業務の絞り込みや役割分担など、全庁をあげた体制構築に努める。

(1) 前橋市防災会議（会長：市長）

防災会議は、市の地域防災計画作成及び実施推進のために設置する。また、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局（共生社会推進課）、危機管理担当部局（防災危機管理課）、福祉・こども未来部局（福祉部・こども未来部各課）、保健所、その他関係機関や専門家との連携体制を構築する。

(2) 災害時の活動組織体制

① 災害警戒本部（本部長：危機管理担当部長兼危機管理監）

前橋市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する前、又は災害の規模により設置しない場合の災害応急対策のため、前橋市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）を設置する。

災害警戒本部においては、本部長（危機管理担当部長兼危機管理監）、副本部長（防災危機管理課長）及び本部員で構成する前橋市災害警戒本部会議（以下「災害警戒本部会議」という。）を必要に応じて開催し、災害応急対策に関する事項について協議し、実施の指令を行う。

【災害警戒本部会議の構成】

職 名	構 成 員
本 部 長	危機管理担当部長兼危機管理監
副 本 部 長	防災危機管理課長
本 部 員	① 災害警戒本部長が必要とする本部員 ② 災害警戒本部長が指名する職員

② 消防警戒本部（本部長：消防局長）

消防局は、気象警報等により被害の発生が予測されるときは、「警防規程」に基づき、消防局内に消防警戒本部を設置する。

③ 災害対策本部（本部長：市長）及び現地災害対策本部（現地本部長：支所長、市民サービスセンター所長）

市域に相当規模の災害が発生したとき、あるいは相当規模の災害が発生するおそれがある場合で、その対策を要すると認められるとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

災害予防及び災害応急対策を実施するため災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部は各支所・市民サービスセンターに設置し、管轄する地域の災害対策を危機管理担当部長兼危機管理監の指示のもとに統括する。

本部においては、本部長（市長）、副本部長及び本部員並びに市長が認めるその他の職員で構成する前橋市災害対策本部会議（以下「災害対策本部会議」という。）を重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、実施の指令を行う。

【災害対策本部会議の構成】

職 名	構 成 員
本 部 長	市 長
副 本 部 長	副市長
本 部 員	総務部長、危機管理担当部長兼危機管理監、未来創造部長、財務部長、市民部長、文化スポーツ観光部長、福祉部長、こども未来部長、健康部長、環境部長、産業経済部長、農政部長、都市計画部長、建設部長、会計管理者、水道局長、消防局長、教育長、教育委員会教育次長、教育委員会指導担当次長、議会事務局長、監査委員事務局長、公営企業管理者、支所長 ※その他本部長が指名する者

(3) 災害時の活動組織体制の設置基準

① 災害警戒本部の設置基準

危機管理担当部長兼危機管理監は、災害対策本部が設置されない場合で次のいずれかに該当するときは、災害警戒本部を設置する。

- ア 市内で震度4のゆれを観測したとき。
- イ 市内で長周期地震動階級3を観測したとき。
- ウ 震度にかかわらず市内に地震による局地的な被害が発生し、又は市内に気象警報等が発表され、局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整を図るため、危機管理担当部長兼危機管理監と関係部局長が協議の上必要と認めたとき。
- エ 気象警報等の発表の有無にかかわらず、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整を図るため、危機管理担当部長兼危機管理監と関係部局長が協議の上必要と認めたとき。
- オ 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）を発表したとき。（第2編第1部参照）

② 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置基準

市長は、次のいずれかに該当するとき、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する。

- ア 市内で震度5弱以上のゆれを観測したとき。
- イ 市内で長周期地震動階級4を観測したとき。
- ウ 市内に災害（地震による被害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがあり、当該被害について災害救助法が適用され、又は適用される見込みがあるとき。
- エ 震度にかかわらず、市内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため市長が必要と認めたとき。

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

オ 市内に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため市長が必要と認めたとき。

カ 気象警報の発表の有無にかかわらず、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について市長による指揮が望ましいとき。

③ 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部のいずれもが設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応する。この場合の各部署の事務分掌は、災害対策本部内の事務分掌に準じる。

2. 水防活動体制の整備

市は、前橋市水防計画に基づいて水防体制を整備するものとし、体制・人員等については水防計画に定めるところによる。

3. 動員体制の整備・充実

(1) 職員の配備基準

市長は必要に応じ、災害対策本部及び現地災害対策本部の各配備を指令する。なお、市内において震度4以上のゆれや長周期地震動階級3以上を観測した場合は、その規模に応じた体制を配備する。

配備内容・人員については、「第2編地震災害応急対策計画__第1部地震災害応急対策計画__第1章初動期の応急活動」及び「第3編風水害・雪害等応急対策計画__第1部風水害・雪害応急対策計画__第1章災害警戒期の活動」に定めるところによる。

(2) 勤務時間外における動員体制

① 主要防災職員への早期情報伝達

災害対策本部員等の主要防災担当職員に対し、情報伝達の迅速化を図るため、携帯電話やメール配信等の利用を図る。

② 現地情報収集担当職員の指名

地震及び災害発生後、各被災地における応急対策を早期に実施できる体制を整えるため、現地情報収集担当職員（以下「現地調査員」という。）を指名し、その役割の周知徹底を図る。

③ 伝達方法

勤務時間外に職員を緊急に参集させる必要がある場合に備え、各部長は、常に所属職員の住所・電話番号等の把握に努め、速やかに連絡が取れる体制を整備するとともに市ホームページやメール配信を活用するなど、職員に伝達方法の周知徹底を図る。

④ 参集場所の周知

迅速な初動活動を確保するため、職員は原則として本庁等勤務場所へ参集することについて周知徹底を図る。

⑤ 初動活動期の参集可能職員の把握

各部長・所属長は公共交通機関が途絶した場合に備え、所属職員の代替交通手段を調査し、参集に要する時間の把握に努める。

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

4. 行動マニュアルの作成

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、災害対策実施マニュアルを作成し、地域防災計画の修正等により随時修正を加える。

5. 防災中枢機能等の確保・充実

市は、災害時に速やかに災害応急活動体制をとれるよう、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備に努め、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

- (1) 災害対策本部を設置する市役所、消防局等の自家発電設備を含む防災機能を整備するとともに燃料等の確保を図り、停電時でも利用可能なものとするように努める。
- (2) 災害対策本部として必要となる飲料水・食料等を備蓄する。
- (3) 地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難所等の機能を持つ施設の整備に努める。

6. 関係機関等との連携体制の整備

(1) 関係機関・民間団体等との連携体制

関係機関、防災上重要な施設、その他民間の災害応急対策組織の整備・充実を促すとともに、市との連携及び協力体制を確立する。また、建設業団体等との連携体制を整備し、速やかな災害応急対策ができるよう、災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(2) 自衛隊との連携体制

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から自衛隊との連携体制の整備に努める。

(3) 一般事業者等との連携体制

災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結に努める。

(4) 受援体制の整備

関係機関、他自治体等の応援を円滑かつ効果的に受入れるため、受援体制及び受入れ手順等を示した受援計画を策定するとともに、訓練を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

また、応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

7. 防災訓練の実施

自主防災思想の普及・徹底、地域防災計画等の習熟、連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図ることを目的として、組織動員、避難、通信等の総合訓練、その他災害別防災訓練などの実施に努める。

(1) 総合防災訓練

地域における第一次的な防災機関として迅速かつ的確な災害応急対策の実施を確保する

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

ため、関係機関、市民、事業所等の参加を得て総合的な防災訓練を実施する。

(2) 地域防災訓練

防災意識の高揚を目的に、自主防災組織や自治会は、市の協力のもとに、地域の実情にあった防災訓練を実施する。

(3) 組織動員訓練

勤務時間内外において職員の配備を迅速に行うため、情報の伝達、連絡、非常参集について訓練を実施する。

(4) 通信連絡訓練

平常通信から非常通信への迅速な切換え、有線途絶時における無線通信機器の取扱操作、非常連絡先や通信内容の確認などについて訓練を実施する。

(5) 避難救助訓練

関係機関、市民、事業所等の協力を得て避難指示、誘導等が迅速に行われるよう訓練を実施する。また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難誘導及び救出・救助や、医療搬送、物資の輸送、給水・給食に関する訓練を実施する。

(6) 水防訓練

関係機関と協力して、水防活動の円滑な実施を図るため、水位雨量観測、消防団等の動員、水防資器材等の輸送、水防工法の修得、避難等の訓練を実施する。

(7) 消防訓練

災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、非常招集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

8. 人材の育成・確保

(1) 防災教育の充実

防災体制の強化と合わせて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育の充実に努めることとし、専門的知見を有する職員の確保及び育成を図るとともに、職員全体を対象に、次の事項について防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施する。

- ① 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- ② 災害対策活動の概要
- ③ 災害時の役割の分担
- ④ 災害時の指揮系統の確立
- ⑤ その他必要な事項

(2) 外部人材等の活用

緊急時に外部の専門家等の意見・支援を受けられるような仕組みの構築に努めるとともに、災害発生後の円滑な応急対応、復旧・復興のための人材確保を図るため、退職職員の活用や民間の人材の任期付き雇用等を検討する。

9. 防災拠点の整備・充実

洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、防災拠点施設の整備に努めるとともに、既存の防災拠点施設における耐震性の向上、施設の設備充実に図り、災害時の防災機能を確保する。

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

(1) 防災拠点施設の整備

防災拠点施設においては、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄に努め、平常時から点検・訓練等を実施する。

(2) 防災施設の整備・充実

消防局については、災害対応力の増強を図るとともに、連携した災害応急対策の実施が可能となるシステムの構築を図る。

また、市役所庁舎が被災し、災害対策本部としての機能が果たせなくなった場合の代替施設を消防局庁舎として業務継続性を確保する。

(3) 地域防災拠点の整備

地域の防災拠点となる各出先機関及び小・中学校と災害対策本部との連絡体制を整備・充実し、災害時の地域連絡拠点としての防災機能の充実を図る。

また、地域の防災活動の拠点となる公園・広場を整備するとともに、隣接した避難所、物資の備蓄等の機能を備えた公共施設との連携を図り、災害時の応急対策、復旧対策活動の地域防災拠点となるよう努める。

(4) 災害活動拠点等の整備

大規模地震等による災害リスクに対する広域的な備えの重要性が高まっていることから、立地条件に恵まれ、利便性の高い「道の駅」や「前橋総合運動公園」等を救援物資の物流拠点や防災関係機関の活動拠点として位置づけ、大規模な災害が発生した場合、応援機関の集結及び駐留拠点などとしての活用を検討するものとする。

10. 防災用資機材等の確保

応急対策及び復旧対策を、迅速かつ的確に実施するため、必要な人材、装備、資機材等の確保、整備に努める。

(1) 人材、装備、資機材の確保

災害時に必要となる資機材等の整備に努めるとともに、関係団体等と協定を締結し、災害時の資機材等の確保に努める。

(2) 防疫・衛生用資材の確保

被害の状況に応じた消毒を施行するために必要な防疫用薬剤等の確保に努める。

(3) 資機材の点検

災害応急対策に万全を期するため、車両、水防資器材、救助用資機材等の定期的な点検を行う。

11. 防災関係機関等の業務継続性の確保

市及び防災関係機関等は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時のための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(1) 公的機関等の業務継続性の確保

災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

(2) 企業の業務継続性の確保

企業は、災害時に企業の果たす役割を十分に認識し、重要業務を継続するための業務継続計画を策定・運用するよう努めるとともに、事業継続上の取り組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

12. 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定の調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

(1) 被害想定等の調査研究

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災体制等について調査研究を継続的に実施する。

(2) 災害復興のまちづくりの研究

地震災害や大規模市街地火災によって壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興（新しいまちづくり）が円滑に進められるよう、あらかじめ整備のあり方、整備手法、土地利用計画などについて検討し、復興事前準備計画の作成に努める。

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

第2節 情報収集伝達体制等の整備

市担当部	総務部、未来創造部、財務部、消防局
関係機関	県、東日本電信電話株式会社、日本放送協会、前橋地方気象台

1. 情報収集・伝達システムの維持・整備

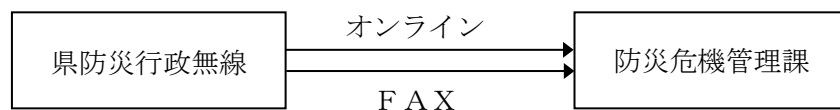
市は、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等の活用により、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、その他の災害情報を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

2. 気象情報収集システムの整備・充実

(1) 気象情報収集システム

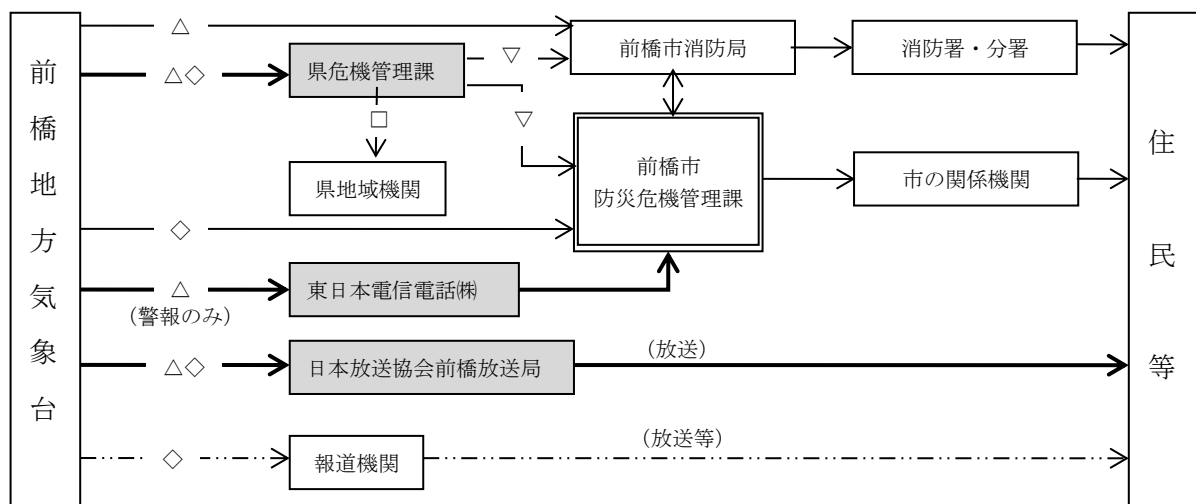
市は、地域防災計画に基づき防災対策を推進するため、平常時から防災に係る気象情報収集体制の充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を実施できるよう、情報の伝達体制の整備を図る。

【県防災行政無線による情報収集システム】



(2) 気象警報通報

この通報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条及び第15条の2に基づき、警報及び特別警報を県民に対して迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。



【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

【凡例】

- : 法令（気象業務法等）による通知系統
- : 法令（気象業務法等）による公衆への周知系統
- : 地域防災計画、行政協力、その他による伝達系統
- : 法令等により気象官署から警報事項を受領する機関
- △ : オンライン
- : 群馬県防災情報通信ネットワークシステム
- ▽ : 群馬県防災情報システム
- ◇ : インターネット防災情報提供システム

3. 相互連絡体制の整備

市は、災害による被害が市の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、県、国その他関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう努める。

(1) 情報収集・連絡体制の整備

情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の整備を図る。

また、市は、意見聴取・連絡調整のため、災害対策本部に関係機関等の出席を求める。

(2) 情報収集・連絡システムのICT化

市及び関係機関は、災害情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報収集・連絡システムのICT化に努める。

(3) 総合防災情報システム

市、国及び関係機関は、災害情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努める。

4. 情報収集・伝達体制の強化

市は、災害時にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備や、要配慮者に配慮した情報伝達体制の整備を検討する。

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

市は、夜間、休日の場合等においても情報の収集・伝達ができるよう、体制の確保を図るとともに、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、即応的な体制の整備を推進する。

(2) 要配慮者への情報伝達体制の整備

市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達体制の整備を図る。

5. 情報通信システムの整備・確保

災害に関する情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報通信システムの多様化及び多重化等に努めるとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索する最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(1) 通信手段の多様化

市は、衛星通信、メール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、放送機

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

関、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 通信手段の確保

市、電気通信事業者等は、情報通信施設の防災安全性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策の推進に努める。

(3) 災害時の情報通信手段の整備・運用・管理

災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、その整備・運用・管理にあたっては、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保、非常通信の取扱い及び機器の運用・操作の習熟などについて十分考慮する。

また、通信が途絶する地域が生じる可能性も踏まえ、衛星通信を活用したインターネット機器の活用も想定する。

(4) 予備電源の確保

災害時の停電に備え、電灯用はじめ各種放送等の通信を確保するため自家発電機等の整備を行い、電源の確保を図る。

(5) 災害時優先電話の指定

市、その他防災関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ「災害時優先電話」の指定を受けておく。

(6) 防災行政無線等の保守・点検・整備

災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行うとともに、災害時に必要な情報を市民に伝達する手段として、防災行政無線の保守・点検・整備を行う。

① 防災行政無線等の保守・点検・整備

ア 市防災行政無線の安定運用

災害時の優先電話の途絶時等における各種情報の収集、災害対策活動に必要な指示・伝達、市民への必要な情報の伝達等を速やかに行うため、整備している防災行政無線を定期的に保守・点検を行う。

イ 同報系無線

市民への気象予警報及び避難情報等の迅速な情報提供を図るため、同報系無線の保守・点検・整備に努める。

ウ 防災用トランシーバ

災害時に関係所属の情報収集・伝達手段として配備する。

エ 防災ラジオ

災害時でも戸別に避難情報等を受信することができる防災ラジオと防災行政無線が適切に連動するよう保守・点検を行う。

オ 県防災行政無線

災害時に県及び関係機関相互の情報収・伝達手段として整備されている。

② パソコンネットワークシステムの構築

県内の防災関係機関を結ぶ県パソコンネットワークシステムの整備に協力し、情報管理の一元化に努める。

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

③ 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、特殊無線技士を養成し、その適正配置に努める。

(7) 市内アマチュア無線クラブ等との連携

前橋アマチュア無線クラブを中心として、市内のアマチュア無線局及びアマチュア無線クラブ等と平常時から交流を深め、災害時に必要な非常通信網の整備及び協力の依頼を推進する。

(8) 通信訓練への参加

県（危機管理課）、市町村その他防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練（防災訓練の際に実施されるものを含む。）への積極的な参加に努め、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

6. 災害広報体制の整備

(1) 市は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図る。

- ① 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。
- ② 広報する事項をあらかじめ想定しておく。
- ③ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。
- ④ 広報媒体の整備を図る。
- ⑤ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

(2) 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等を集約できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、メール、相談窓口などの広聴体制の整備に努める。

(3) 市民への情報提供体制

防災行政無線をはじめ、ラジオ放送（まえばしCITYエフエム）、インターネット、緊急速報メール等による情報提供に努める。また、避難所となる学校等への電話、ファクシミリ、防災行政無線等の通信手段の整備及び要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保も推進する。

さらに、浸水想定区域内にある主として高齢者や乳幼児等が利用する施設に対しては、情報の伝達体制の整備を図る。

(4) 市民への広報手段の周知

- ① 広報紙や防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール、市ホームページ、テレビ、ラジオ、防災ラジオ、SNS、ワンセグ放送、前橋市高齢者避難情報コールサービス等を活用した災害情報等の入手手段の周知徹底を図る。
- ② あらかじめ、市役所、出張所、消防局、駅、避難所等の災害時情報拠点を設定し、市民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めるとともに周知する。

(5) 被災者等（広域避難者含む。）への情報伝達体制の整備

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

- ① 市は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の明確化に努める。
- ② 市は、防災行政無線や携帯端末の緊急速報メール機能、市ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS、ワンセグ放送、前橋市高齢者避難情報コールサービス等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努める。
- ③ 県及び市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを受け渡すことができるよう、被災者の所在情報を避難元と避難先の市町村等が共有できる仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- ④ 市、放送機関、報道機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。
- ⑤ 放送機関、報道機関、通信事業者等は、災害及び被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

7. 防災のための個人情報の収集・活用と保護対策

(1) 情報の収集と活用

災害時に援護を必要とする市民の個人情報については、市条例をはじめ諸法令に該当する場合は除き、必要最小限の情報を本人からの申請に基づき収集し、その情報は避難支援者等の市長が指定した者のみが活用するよう定めるなど、個人情報の収集・活用について、あらかじめその基準を定める。

(2) 情報の保護

個人情報の保護については、市条例をはじめ諸法令に則り、その保護に最善の努力を行い、これを悪用した者については、厳格な措置を講じる。

第3節 消防活動体制の整備

市担当部	消防局
関係機関	

1. 消防力の充実・強化

大規模火災などに備えて、消防力の充実に努める。

(1) 消防施設の充実・強化

消防情報収集体制等の強化のため消防デジタル無線等の整備・拡充に努め、消防庁舎の耐震化を促進するとともに、消防局及び消防団のポンプ自動車等の整備・充実に努め、総合的消防力の充実・強化に努める。

(2) 消防水利の整備

災害時の消火用水として消火栓や耐震性貯水槽等を設置・拡充するとともに、プールや河川等の利用を含め、地区の実情に応じた消防水利の多様化を推進し、消防水利の確保を図る。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防衛体制、救助・救急体制、後方支援体制等の整備に努める。

(4) 消防団員の確保対策の推進及び活性化

地域防災力の向上を図る必要性から、地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、処遇改善や必要な資格取得等の実践的な教育訓練体制の充実等に取り組むとともに地域住民との交流を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりや活性化を進めるなど、年々減少する消防団員の確保対策を全市的に推進する。

2. 広域応援体制の充実

大火災等に対処するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、消防相互応援協定締結の消防機関及び消防組織法第44条の規定による緊急消防援助隊との連携体制を強化するほか、受け入れ体制の整備に努める。

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

第4節 救助・救急及び医療活動体制の整備

市担当部	健康部、前橋市保健所、消防局
関係機関	県、公益社団法人前橋市医師会、日本赤十字社群馬県支部、一般社団法人前橋市歯科医師会

1. 救助・救急体制の充実

職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関と「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

救急救命士資格職員の養成をはじめ、救急隊員の救急に関する知識及び技能の向上を図るとともに、高規格救急自動車及び救急資器材の充実強化を図る。また、消防職員の救助技術の高度化を図るとともに、救助資器材の充実・強化を図る。

2. 応急医療体制の整備・拡充

市内の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、県の災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）との連携体制の整備など、医療救護体制を平常時から整備する。

(1) 災害医療情報の収集伝達体制の整備

現行の群馬県統合型医療情報システムを災害時に活用するとともに、迅速かつ的確な情報の収集伝達ができる通信手段や情報収集システムの仕組みづくりに努める。

(2) 医師会、災害拠点病院等との協力体制の確立

一時に多数の傷病者が発生した場合、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、公益社団法人前橋市医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な応急医療体制を整備する。

また、日本赤十字社群馬県支部及び基幹災害拠点病院である前橋赤十字病院と協力し、赤十字医療救護班の救護所等への派遣並びに傷病者の受入れについての連絡体制を確立するとともに、DMATとの連携体制の整備に努める。

(3) 救護班の整備

公益社団法人前橋市医師会等の協力を得て、救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について協議・調整を図る。

(4) 救護所の設置

学校など避難所設置予定場所を事前に調査・検討し、災害の発生・拡大の状況をみながら数ヶ所に救護所が設置可能な体制を整える。

3. 後方医療体制の充実

市内の災害拠点病院との連携のほか、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

(1) 災害拠点病院以外の医療機関との協力体制の確立

市内病院を中心に、各医療機関が多数の傷病者発生に対応できるよう、連携体制を整備する。

(2) 搬送体制の整備

広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について関係機関との協議に努める。

(3) 地域医療連携の推進

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資機材等の応援要請がスムーズに進み、公益社団法人前橋市医師会や災害拠点病院等と連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

4. 医薬品等の確保体制の整備

(1) 医療用資機材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要となる医療用資機材等については備蓄を推進する。また、公益社団法人前橋市医師会、一般社団法人前橋市歯科医師会や関連業者との協力によって医療用資機材の調達体制の整備に努める。

(2) 医薬品等の確保供給体制の整備

医療品等の備蓄を推進するとともに、平常時から公益社団法人前橋市医師会、一般社団法人前橋市歯科医師会、一般社団法人前橋市薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

第5節 緊急輸送体制の整備

市担当部	財務部、未来創造部、建設部、産業経済部
関係機関	東日本旅客鉄道株式会社、上毛電気鉄道株式会社、道路管理者、警察等

1. 輸送手段の整備

陸上輸送、航空輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段を把握するとともに、平常時から災害時に備えて関係機関、民間団体等との協力体制の推進に努める。

2. 陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、輸送拠点の確保及び緊急輸送道路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

(1) 輸送拠点の確保

災害時に応急物資の積み換えや一時保管を行う輸送拠点の確保に努める。

(2) 地域輸送路の選定

関係機関との協議のうえ、輸送路と災害時用臨時ヘリポート、市内の備蓄庫、緊急医療機関等を連絡する輸送路の選定に努める。

(3) 緊急通行車両の事前届出

市所有の車両については、必要に応じて緊急通行車両の事前届出手続きを行う。

(4) 備品等の整備

カラーコーン、通行禁止等の看板等、必要な備品の整備に努める。

(5) 道路障害物除去対策の検討

① 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を進める。

② 関係機関や道路管理者と、災害時における対処方法の協議に努める。

③ 建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

3. 航空輸送体制の整備

県等の関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用ヘリポートの整備や、臨時ヘリポートの選定に努める。

4. 交通混乱の防止対策

(1) 震災時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急輸送道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

(2) 災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難にあたっては、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

(3) 交通規制・管制体制の整備

交通安全施設の整備など県公安委員会及び警察が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

5. 公共交通機関

災害時においても安全で円滑な交通手段を確保するため、平常時から体制が整備されるよう公共交通機関各社への要望に努める。

(1) 鉄道会社（東日本旅客鉄道株式会社、上毛電気鉄道株式会社）

災害時における乗客の避難、災害発生直後の被害状況及び安全点検を行うための人材の確保、応急復旧のための資機材が確保されるよう、鉄道会社への要望に努める。

(2) 乗合旅客自動車会社

災害時においても可能な限り運行が確保されるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図るよう乗合旅客自動車会社への要望に努める。

6. 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、石油協同組合等と連携し、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努める。

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

第6節 避難収容活動体制の整備

市担当部	総務部、未来創造部、市民部、福祉部、こども未来部、都市計画部、建設部、教育委員会
関係機関	県

1. 避難誘導体制の整備

災害時に、安全かつ円滑な避難を行うための体制を整備する。

避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、洪水等のリスクがある区域においては、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴うことがあるので、建物内の少しでも高い場所に緊急的に移動するほか、土砂災害のリスクがある区域においては、崖から少しでも離れた部屋で待避するなどの「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

また、避難指示等の発令対象区域については、災害リスクのある区域に絞って設定するとともに必要に応じて見直すよう努める。

(1) 避難所の周知

- ① 市は、平常時から、指定緊急避難場所及び指定避難所の位置や災害に応じた開設場所を、防災マップや広報紙等を通じて市民への周知を図る。
- ② 指定緊急避難場所及び指定避難所は、市内に住民票を有する者のみならず、現に避難を必要としている者を受け入れる体制であることを周知することに努める。
- ③ 市は、避難所以外に避難する在宅避難者や車中避難者の情報を積極的に収集し、必要な物資及び情報の提供に努める。

(2) 学校・幼稚園、保育所等における避難誘導体制の整備

- ① 学校・幼稚園等の児童生徒・園児等が通学・通園する教育施設においては、教育施設と保護者との間で、災害時における児童生徒・園児等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。
- ② 市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害時における保育所・幼稚園・認定こども園等との施設との連絡・連携体制の構築に努める。

(3) (避難行動要支援者) 避難誘導体制の整備

- ① 民生児童委員等と協力のうえ、本人の意思及びプライバシーの保護に充分留意しながら(避難行動要支援者)の所在等の把握に努めるとともに、関係者との情報共有に努める。
- ② (避難行動要支援者)の避難が円滑に行われるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

(4) その他

- ① 訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- ② 新型インフルエンザ等感染症等(指定感染症及び新感染症を含む。)発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

2. 避難所、避難路の選定・整備

(1) 避難所の種類と選定

災害の種類を踏まえて、切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保する指定避難所を指定し、必要箇所を可能な限り当初から開設できるように努める。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努める。

① 指定緊急避難場所

地震や土砂災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に生命を守るため、学校や公民館、公園などの一時的に避難をする場所で、災害ごとに指定する。

なお、指定緊急避難場所のうち、災害発生後の一定期間、避難者の生活を確保できる施設については、指定避難所に兼ねて指定することができる。

② 指定避難所

災害発生後の一定期間、避難者の生活環境を確保する場所で、学校体育館、校舎等を指定する。避難所の収容基準は、おおむね2㎡あたり1人とする。

なお、学校を指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と協議の上、学校ごとに使用する箇所（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）を定めた避難所配置図を作成し、公表する。

③ 福祉避難所

主として要配慮者を受け入れる避難所で、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される福祉施設等を指定する。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

なお、福祉避難所の受け入れ者は、指定避難所による受け入れを経て利用者を調整することを原則とする。

④ 自主避難所

台風接近や大雨で、洪水や土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき、事前に避難を希望する人を対象に一時的に開設する避難所で、支所・市民サービスセンター等を指

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

定する。

(2) 避難路

避難所への避難が安全かつ円滑に行われるよう、都市計画道路の整備や道路改良等の事業により整備を推進する。

避難路については、次の条件及び地域特性に留意する。

- ① 幅員がおおむね10m以上の道路及び緑道。
- ② 落下物、倒壊物による危険など、避難にあたっての障害のおそれが少ないこと。
- ③ 水利の確保が比較的容易なこと。

3. 避難所等の充実

(1) 避難所以外の避難施設の選定

地震等の大規模災害による多数の避難生活者の発生や感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用に努める。

(2) 避難所の管理

- ① 避難所の運営に必要な資機材等を整備するとともに、被災者が生活する上で必要となる換気、照明、マンホールトイレ、非常用電源、情報通信機器等のほか、洋式トイレ、空調など要配慮者にも配慮した設備・機器や避難者による災害情報の入手に資するテレビ等の機器の整備を推進する。また、必要に応じて再生可能エネルギーの活用も含めた指定避難所の電力容量の拡大に努めることとする。
- ② 避難者数の想定に基づき食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の確保に努める。
また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮する。
- ③ 避難所での生活用水等が確保されるよう、避難所に指定されている市立の教育施設については、既存プールの改修、新設工事にあわせ耐震強化に努める。
- ④ 運営に必要な事項についてマニュアル等を作成するとともに、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識、要配慮者への配慮等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- ⑤ 避難所に指定されている教育施設については、避難所配置図を参考に避難所の開設及び運営を行うこととし、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化できるよう努める。
- ⑥ 指定管理者制度を導入している避難所については、市と指定管理者との間で事前に避難所開設及び運営に関する役割分担等を確認しておくとともに、施設休館や費用負担等に関する事項を協定等によって定めるよう努める。

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

- ⑦ 避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査し、定期的に避難所としての適性について検討を行い、避難所の機能の整備充実に努める。また、施設に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
- ⑧ 感染症対策のため、平常時から、避難所配置図や動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。
- ⑨ 住民票を市内に有していない者や外国人、旅行者等も、現に避難を必要としている場合は避難所への受け入れを行い、必要な支援を行うように努める。
- (3) 避難所担当職員及び各部担当避難所の指定

大規模な地震の発生や避難情報等の発令に伴い、速やかに指定避難所を開設できるよう、あらかじめ指定避難所ごとに、避難所担当職員を選定する。また、市全体で避難所開設運営に対応するため、以下の部別担当避難所に基づき、避難所開設初動時からの全庁的な応援体制を構築する。

なお、状況により担当部局内で人員の派遣ができない場合は、災害対策（警戒）本部内で部局間調整を行う。

部局	職員を派遣する担当避難所
総務部	広瀬小、下川淵小、第七中
未来創造部	芳賀小、芳賀中
財務部	桂萱小、桃木小、大胡小、桂萱中、明桜中
市民部	東小、大利根小、新田小、滝窪小金丸分校、箱田中、大胡東小
文化スポーツ観光部	時沢小、石井小、白川小、富士見中、第三中
福祉部	天川小、宮城小、原小、第一中、第五中、宮城中
こども未来部	城南小
健康部	中川小、城東小、みずき中
環境部	元総社小、元総社北小、元総社南小、元総社中、東中
産業経済部	桃井小、大胡中
農政部・農委	荒子小、大室小、笈井小、二之宮小、木瀬中
都市計画部	山王小、永明小、粕川小、月田小、粕川中
建設部	細井小、荒牧小、南橘中、鎌倉中、荒砥中
水道局	敷島小、若宮小、岩神小、滝窪小
教育委員会事務局	桂萱東小、桃瀬小、総社小、勝山小、桃川小、清里小、駒形小、第六中
会計室・議会・選管・監査委員事務局	わかば小、上川淵小

4. 避難対策の充実

災害時又は災害のおそれのある場合の避難対策について、市民、職員及び関係機関への周知徹底を図る。

- (1) 市は次の事項に留意して避難対策の充実を図る。

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

- ① 避難情報の発令を行う基準及び伝達方法
- ② 避難所の名称、所在地、収容人員
- (2) 公的施設等の管理者のとりべき措置
学校、病院、大規模商業施設、集会施設等の不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、大規模災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、職員等に周知徹底を図る。
- (3) 避難所等に関する広報
避難所等を明示した表示板の整備を実施することとし、表示を更新するときには、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するよう努める。また、避難所等を記載した防災マップの作成、市民への配布等を行い、避難所の箇所や表示等に関する周知に努める。

5. 応急仮設住宅対策

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

- (1) 建設候補地の事前選定
市域の都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地の事前選定に努める。
- (2) 要配慮者に配慮した住宅の確保
県と協力して、要配慮者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう対応を図るとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

6. 帰宅困難者対策

- (1) 帰宅困難者への対応
市は、自力で帰宅することが困難な多くの帰宅困難者が発生した場合、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や家族等との安否確認の仕方について、平常時から積極的に広報しておく。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄など、帰宅困難者対策を促す。
鉄道事業者は、台風の接近・上陸時等における安全確保のための計画的な運転の休止に備え、情報提供の方法や対応方法等をあらかじめ定めておくとともに、市との情報提供及び連絡体制の確立に努めるものとする。
なお、鉄道等の運休に伴い、帰宅困難者が発生した場合、まず、鉄道事業者が一時滞留の可能な場所に乗客を誘導し受入れを行い、市においても鉄道事業者による受入れが困難な場合を想定し、あらかじめ帰宅困難者を収容する避難所を駅の最寄りの指定避難所等で確保する。
- (2) 安全確保への対応
関係事業者等は、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた安全確保計画を作成し、安全確保対策を進める。

7. 孤立化集落対策

市は、大規模な土砂災害等による道路等の途絶により孤立化するおそれのある集落については、県の「災害時における孤立化集落対策指針」に基づいて、事前に集落等の状況を把握し、

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく。

(1) 孤立化のおそれのある集落等の把握

市は、道路の状況等から孤立化が予想される集落等について、事前に把握するとともに、消防、警察、県等の関係機関との情報の共有化が図られるよう努める。

(2) 孤立化の未然防止対策

孤立化が予想される集落は、以下のような未然防止対策の実施に努める。

- ① 集落等における連絡担当者をあらかじめ定めておく等の災害時の情報連絡体制の整備
- ② 孤立化の可能性に応じた生活必需品、医薬品、簡易トイレ等の備蓄
- ③ 救助や物資投下のためのヘリポート等用地の確保

(3) その他

市、県、国は、孤立化のおそれのある集落等に通じる道路の橋梁の耐震化対策等に計画的に取り組むとともに、集落等に隣接する土砂災害危険箇所の対策工事に計画的に取り組む。

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

第7節 緊急物資の確保供給体制の整備

市担当部	総務部、財務部、健康部、教育委員会、水道局
関係機関	県、関係機関

1. 飲料水の確保

(1) 応急給水拠点等の整備・充実

震災時において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、応急給水用資機材等について整備増強を行う。

- ① 市内の主要な浄水場・受水場を、災害時の給水拠点として整備に努めるとともに、ペットボトル等により、非常用飲料水の備蓄を図る。
 - ② 給水タンク車による応急給水体制の整備を図る。
 - ③ 被災の状況に応じて市内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。
- ##### (2) 応急給水用資機材等の整備

加圧式給水タンク車、給水タンク、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の整備・充実に努める。

2. 食料及び生活必需品の確保

(1) 備蓄

必要な食料、毛布、その他の生活必需品等の備蓄に努める。備蓄した物資は、あらかじめ物資調達・輸送調整等支援システムを活用し登録するよう努める。

① 重要物資の備蓄

- ア アルファ米、乾パン
- イ 粉ミルク
- ウ ほ乳瓶
- エ 毛布
- オ おむつ
- カ 生理用品
- キ 簡易トイレ、トイレトペーパー

② その他用品の確保

- ア 精米、即席麺などの主食や缶詰類
- イ 被服（肌着等）
- ウ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- エ 光熱用品（LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- オ 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- カ 医薬品等（常備薬、救急セット）
- キ 高齢者、障害者等要配慮者用介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）

(2) 民間業者等との協定締結の推進

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

災害時における食料、生活必需品、燃料を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、民間業者等と調達に関する協定を締結し、緊急時の物資調達に万全を期す。

3. 備蓄・供給体制の整備

(1) 体制の整備

災害のリスク分散を図るとともに、迅速に備蓄品を使用できるよう、分散備蓄などの手段の整備に努める。備蓄品は、常時点検・整備を行い、耐用年数や賞味期限を勘案し随時入換えを行うなど、備蓄品の管理に努める。

特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等に配慮する（アレルギー対応の食料病者用食品、粉ミルクやお粥等）。

また、備蓄品目は、男女のニーズの違いにも配慮して定める。

(2) 物資輸送・調達等に関する事前対策

大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(3) 輸送体制の整備

災害協定を締結した民間事業者等と平時からの訓練等を通じて輸送体制を構築するとともに、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

4. 市民における備蓄の推進

(1) 市民は、救援が途絶した状況にも対応できるよう、世帯の状況に応じた最低3日分以上の食料（アレルギー対応、お粥、粉ミルク等を含む。）及び飲料水を非常時に持ち出しできる状態で備蓄するよう努める。また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても合わせて準備しておくよう努める

(2) 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、地域住民も考慮しながら食料、飲料水等の備蓄に努める。

(3) 市及び県は、市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について自発的に取り組むよう、啓発に努める。

第8節 防災用資機材の調達

市担当部	総務部、建設部、水道局、消防局、財務部
関係機関	関係機関

1. 防災用資機材等の整備

災害時における応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災用資機材の整備充実にも努める。

(1) 防災用資機材の整備・点検

市及び関係機関が保有する災害対策に必要な応急活動用資機材及び救助・救出用資機材、並びにこれらを保管する施設については、定期的な点検に努める。

① 防災用資機材

応急活動用資機材及び救助・救出用資機材について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。

② 水防用資器材

水防用資器材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

③ 防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備充実を図る。

④ 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。

(2) 保管施設の分散化

市は、資機材の保管施設について分散化を図るとともに、自主防災組織への補助制度等を充実し、地域での備蓄を推進する。

2. 調達・活用の体制

(1) 資機材の分散化

災害時の初期防災・救助・救護活動に活用できるよう、小・中学校、消防団車庫、コミュニティ施設等の必要な場所に防災・救助・救護用資機材を整備するとともに、他の公共施設についても整備を検討する。また、地域の実情に応じて、初期防災活動用資機材の配置に努める。

(2) 資機材調達の連携

① 関係団体、団体等との連携

関係団体、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、あらかじめ連携体制の整備に努める。

② 資機材提供先との協定

調達が必要な資機材について、関係業者との協定の締結による確保に努める。

第9節 ライフライン確保体制の整備

市担当部	水道局、環境部
関係機関	東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社、東京ガス株式会社群馬支社、 社団法人群馬県LPGガス協会前橋支部、東日本電信電話株式会社群馬支店

1. 上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

(1) 水道施設の耐震化

上水道施設の整備については、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、基幹水道施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路など、施設の耐震性の強化を推進する。

(2) 上水道施設の整備増強

施設の耐震性及び供給体制等について、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、水源の増強、送水管・配水幹線の相互連絡を図るとともに、配水池容量の拡大、自家発電設備の整備、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備など、必要な施設等の整備増強を図る。

(3) 応急復旧体制の強化

① 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

② 応急復旧活動マニュアルの整備、管路図等の整備を推進する。

(4) 災害対策用資機材の整備点検

① 災害によって被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、給水車、給水タンク等の保有資機材の整備点検に努める。

② 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。

(5) 協力体制の整備

① 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。

② 震災時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を実施するため、県と協力して県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

2. 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

(1) 下水道施設の整備

下水道施設については、日本下水道協会制定の「下水道施設計画・設計指針」、「下水道施

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

設の耐震対策指針」等によって、重要幹線やポンプ場、処理場の機能確保に努める。

(2) 応急復旧体制の強化

① 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

② 応急復旧活動マニュアルの整備、施設管理図書等の整備を推進する。

(3) 災害対策用資機材の整備点検

① 災害によって被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、保有資機材の整備点検に努める。

② 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。

(4) 協力体制の整備

① 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。

② 県と協力して広域的な支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

3. 電力（東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧が実施できるよう努める。

(1) 施設の耐震性強化等

電気施設の耐震性強化等により、災害時の被害の軽減に努める。

① 変電設備

がい子型機器、保護継電装置の耐震性向上、構造物の安全性向上と浸水の防止などに努める。

② 送電設備

地中設備、橋梁、鉄塔等の巡視点検の実施など安全性の確保に努める。

(2) 応急復旧体制の強化

① 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制やシステムの整備、対策要員の動員体制の整備とともに、優先復旧計画の策定を推進する。

② 災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。

(3) 災害復旧用資機材の整備点検

資機材の確保体制、災害対策用設備の整備とともに、災害対策用車両の配備増強等を推進する。

(4) 協力体制の整備

災害時に資機材や復旧要員等の応援が保たれるよう、他事業所、関係会社、工事会社との強調に努めるなど、協力体制を推進する。

4. ガス（東京ガス株式会社群馬支社、一般社団法人群馬県LPガス協会前橋支部）

災害時における二次災害等の被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧が実施されるようガス供給事業者に要望する。

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

(1) ガス施設の災害予防対策

都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、関係法令等に基づき、地震災害等によって被災した家屋等においても、都市ガス施設及び液化石油ガス施設による災害が発生しないように、日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

- ① ガス使用者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、マイコンメーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及・導入を推進する。
 - ② 耐震性の向上（ガス導管の地区分割、緊急捜査設備の充実、高耐震性の継ぎ手の選択等）及び確認（チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握）と向上（ガス放出防止装置等の設置）を進める。
 - ③ 各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消を進める。
 - ④ 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）を図る。
- (2) 社団法人群馬県LP協会は、日頃から保安啓発の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした災害予防対策を、長期的に検討・推進していく。
- (3) 応急復旧体制の強化
- ① 応急措置判断支援システムの開発・導入、被害状況と復旧作業工程に応じた効率的な動員体制や連絡体制の整備とともに、応急復旧計画の策定を推進する。
 - ② 災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。
- (4) 災害復旧用資機材の整備点検
- 資機材及び代替燃料の確保体制の整備とともに、消火・防火設備の充実を推進する。
- (5) 協力体制の整備
- 「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力が得られる体制づくりを推進する。

5. 電気通信（東日本電信電話株式会社群馬支店）

災害時における公衆電気通信サービスの確保とともに、災害によって電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を図る。

(1) 応急復旧体制の強化

- ① 大規模地震発生等、広範囲の地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な応急復旧を図り、通信が確保されるよう、作業体制や応急復旧用資機材の確保体制等が確立されるよう推進する。
- ② 災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。

(2) 災害復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資材、災害対策用機器、消耗品の確保とともに、必要な整備点検の実施を推進する。

【災害予防計画】第3章 災害に強い防災体制の整備

(3) 協力体制の整備

グループ会社、工事会社と協調するとともに、商用電源、発電用燃料、冷却水等の確保及び緊急輸送等の協力体制づくりを推進する。

6. 本市が運営する発電設備（太陽光発電、ごみ焼却余熱発電等）

災害時における発電によるバックアップエネルギーの確保とともに、災害によって発電設備等に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を図る。

(1) 応急復旧体制の強化

大規模地震発生等、広範囲の地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な応急復旧を図り、発電が確保されるよう、作業体制や応急復旧用資機材の確保体制等が確立されるよう推進する。

(2) 災害復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資材、災害対策用機器、消耗品の確保とともに、必要な整備点検の実施を推進する。

(3) 協力体制の整備

維持・管理事業者、電力事業者等の協力体制づくりを推進する。

7. 市民への広報

災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。

(1) 上水道施設、下水道施設

平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水使用制限等についての広報に努める。

(2) 電力供給施設、ガス供給施設

感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報するよう電力供給会社、ガス供給施設会社への要望に努める。

(3) 通信施設

災害時の通信輻そう緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報されるよう通信施設会社への要望に努める。また、市民等の個別安否確認等の連絡に対応するため、災害用伝言ダイヤル171や携帯電話の災害用伝言板ダイヤルの利用の周知を要請する。

第10節 二次災害防止体制の整備

市担当部	総務部、都市計画部、建設部、消防局、農政部
関係機関	県、関係機関

1. 被災建築物応急危険度判定制度の整備

住民の安全確保を図るため、県及び建築関係団体と協力して、地震によって被災した建築物等の危険度判定制度の整備に努める。

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

県及び建築関係団体と連携して、応急危険度判定講習会を開催し、応急危険度判定士としての養成、登録を推進する。

(2) 実施体制の整備

応急危険度判定に必要なマニュアル、備品の整備に努めるとともに、円滑な実施のため体制の整備を図る。

(3) 制度の普及啓発

県及び建築関係団体と協力して、応急危険度判定制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

2. 被災宅地危険度判定体制の整備

群馬県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき被災宅地危険度判定体制の整備を図る。

3. 電力供給施設、ガス供給施設による二次災害の防止

電力供給施設、ガス供給施設による感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害の発生を防止するため、災害時における注意事項等の広報活動を関係機関に要請するとともに、応急復旧期における通電による漏電出火、残留漏洩ガスへの引火等を防止するため、電気・ガスの供給再開時の十分な事前点検体制の整備を電力供給会社、ガス供給会社に要望する。

4. 水害・土砂災害の二次災害の防止

河川管理者、農業用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者及び土砂災害防止事業実施機関が行う危険箇所の点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、速やかに適切な避難対策を実施する。

5. 危険物、有害物質等による二次災害対策

市は、危険物、有害物質等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第11節 防災営農対策の推進

市担当部	農政部
関係機関	前橋市農業協同組合、県

1. 指導体制の確立

市及び前橋市農業協同組合は、県の援助を得て、防災営農を推進するための指導体制の確立を図り、防災営農技術の末端への浸透に努める。

2. 防災営農技術の確立及び普及

県の援助を得て、防災営農技術の確立を図るとともに、地域ごとに広報活動を行い、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及を図る。

第12節 廃棄物処理体制の整備

市担当部	環境部
関係機関	県

1. 防災対策

市は、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

市は、廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化を図るとともに、非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保、及び廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄に努める。

2. 処理体制

市は、適正に災害廃棄物の処理を行うための体制の整備に努める。

市は、廃棄物処理に係る災害時応急対策を定めるとともに、必要な廃棄物処理が施設の処理能力を超える場合、並びに廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

県は、市がその責務を十分果たせるように必要な技術的援助を行うとともに、都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

3. 災害時応急体制の整備

市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

(1) 緊急出動体制の整備

- ① 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄
- ② 収集運搬車両や清掃機器等の常時整備
- ③ 廃棄物の収集・処理に必要な人員・運搬車両等が不足する場合の対策の検討

(2) 災害時における応急体制の確保

- ① 市は、生活ごみや災害によって生じた廃棄物の一時保管場所となる仮置場を確保する。
- ② 市は、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の広域的な処理・処分体制の整備を図る。

(3) 避難所の生活環境の確保

- ① 市は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行う。
- ② 市は、上記の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

第4章 行政と市民の協力による防災活動の促進

《基本方針》

1. 災害被害を軽減するための市民防災意識の高揚

災害から安全・安心を得るため、自助、共助、公助の取組が必要であることから、個人・家庭・地域・企業・団体等が日常的に防災・減災のための行動と投資を息長く行うため、防災意識の高揚を図る。

2. 防災知識の普及

市民が、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発に努める。

3. 自主防災組織の育成

市民及び事業所による自主及び自衛的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備や地区防災計画作成支援に努める。

4. 要配慮者対策

要配慮者の安全確保のため、施設及び地域社会の協力のもとに、設備等の点検・改良、施設ごとの防災マニュアル策定と訓練実施、指導・啓発に努める。

5. 避難行動要支援者避難対策

避難行動要支援者の安全確保のため、自助・地域（近隣）の共助を基本とした避難行動要支援者の避難支援計画を作成し、避難行動要支援者及び避難支援等関係者への避難に関する情報伝達体制の整備、プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者情報の共有・活用の推進、避難行動要支援者の避難行動支援計画・体制の具体化を図る。

6. ボランティアとの連携

災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、県、日本赤十字社群馬県支部、県ボランティアセンター、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、必要な環境整備を図る。

第1節 災害被害を軽減するための市民防災意識の高揚

市担当部	総務部、福祉部、教育委員会、消防局
関係機関	県、市民、自主防災組織、企業、団体等、消防団

1. 防災（減災）活動へのより広い層の参加

(1) 地域に根ざした団体における身近な防災への取組

市や自治会、PTA等団体は、防災に関心を持ってこなかった人々に関心を持たせ、知識を提供するため、地域の祭りやスポーツイベント等、通常の催しに合わせて防災コーナーを設けるなど、工夫する。

(2) 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫

防災訓練について、ハザードマップの確認や家具・備品の固定、飛散防止フィルムの貼り付け等、被害減少のための予防的な取組を導入する。

(3) 耐震補強の推進

住宅等の耐震化は、地震による死傷者を減らす上で最も効果が高い対策であり、引き続き推進する。

(4) 防災教育の充実

- ① 小中高校における防災教育の促進
- ② 防災の担い手としての観点を含めた大学生への課外事業の促進
- ③ 公民館等社会教育施設における防災講座の開催など

(5) 参加者への動機づけ

災害に関する関心を明確化し、地域社会及び各組織における防災活動への参加の動機づけを図る。

2. 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供

(1) 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実

教育機関及び民間団体等は、絵本や写真集等を活用して魅力的な防災教育を行う。また、インターネット上のホームページ等で防災教育メニューの充実に努める。

(2) 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実

- ① 実写やシミュレーション映像等の活用
- ② 過去の災害体験談の収集と防災教育での活用
- ③ 郷土の災害史の継承

(3) 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

被害想定や地域の災害リスクに関する情報を集約したハザードマップ等を作成し、周知を図ること、災害被害の軽減に役立てる。

3. 企業や家庭等における安全への投資の促進

(1) 企業や家庭等における安全対策の促進

企業及び家庭は、災害発生前における防災・減災対策が、復旧・復興にかかるコストより

【災害予防計画】第4章 行政と市民の協力による防災活動の促進

も低いことを踏まえ、職場や自宅での安全対策に努める。

(2) 防災意識の醸成

防災への積極的な取組により「まち」の安全性を高め、防災意識を醸成する。

(3) 事業継続計画への取組の促進

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定する。

4. より幅広い連携の促進

(1) 企業と地域社会の連携

企業と地域社会は、組織的な救援や物資の提供に資する連携を進め、平時の防災意識の高揚を図る。

(2) 地域における防災教育の推進

国の機関、自治体、大学、学校、公民館、PTA、企業、ボランティア団体等は、連携して地域での防災教育を推進する。

(3) 災害に関する情報サービス

災害に関する予報・警報、発災時の安全情報、安否情報や各種ライフラインの復旧情報などの情報を、分かりやすく提供する仕組み作りを進める。

(4) 防災関係ボランティアの地域社会との連携

防災関係ボランティアに対し、市や他の団体との連携を通じて、災害時だけでなく平時の防災・減災のプログラムへの参画を図る。

5. 市民一人ひとりにおける具体的行動の継続的实践の促進

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進

総合防災訓練等、防災関連のイベントにより意識啓発を進め、日常の防災活動においても、地域における安全・安心のまちづくりの実践を進める。

(2) 自主防災会等、防災に関する人材育成の検討

防災に関してキーとなる人材育成を行うためのプログラムについて検討を進める。

(3) 防災活動に対する動機付けの検討

自発的で持続的な防災への取り組みが実施できるよう、支援制度についての検討を進める。
なお、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合わせ、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援する。

第2節 防災思想の普及

市担当部	総務部、市民部、福祉部、こども未来部、教育委員会、消防局
関係機関	

1. 市民への防災知識の普及

市及び消防機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。

(1) 家庭内の危険防止

① 家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

② 物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

③ ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。
また、スリッパを身近に用意しておく。

④ 火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する器具の周りには、燃え易い物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

⑤ 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋(柱、土台、屋根瓦)、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

(2) 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

① 地震が起きたときの各自の役割

(誰が何を持ち出すか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難は誰が責任を持つか。)

② 消火器具の備え付け及び使用方法

③ 家族間の連絡方法

④ 避難所及び避難路の確認

⑤ 安全な避難経路の確認

⑥ 非常持出し品のチェック

⑦ 家具転倒防止措置や室内の整理整頓

⑧ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法

⑨ 地震情報の入手方法

⑩ ペットの避難方法

(3) 非常持出し品の準備

① 3日分以上の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）

② 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）

【災害予防計画】第4章 行政と市民の協力による防災活動の促進

- ③ 応急医薬品（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾等のほかマスク、手指消毒液等の感染症対策に必要な物品）
- ④ 携帯ラジオ
- ⑤ 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））
- ⑥ 衣類（下着、上着、タオル等）
- (4) 屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置
 - ① 身の安全の確保
机や椅子に身を隠す。近場にはない場合は、腕等で頭を保護する。
玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。
あわてて外に飛び出さない。
 - ② 火災を防ぐ
火の始末をする。
火が出たら初期消火に努める。
 - ③ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。
 - ④ 避難方法
徒歩で避難する。
携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し、避難する。
 - ⑤ 応急救護
対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
 - ⑥ 救出活動
建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。
 - ⑦ 自動車運転者にとるべき行動
道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
ラジオで災害情報を聞く。
警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。
- (5) 正しい情報の入手
ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
市、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- (6) 電話に関する留意事項
 - ① 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
 - ② 輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

2. 保育・学校教育・社会教育における防災教育

学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材の活用や避難

【災害予防計画】第4章 行政と市民の協力による防災活動の促進

訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。また、定期的な防災訓練の実施や、生涯学習活動などにおいても防災教育の実施とその充実を図る。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施、防災アドバイザー等による体験的・実践的な防災教育に努める。

3. 職員への防災教育

職員は、日常の行政事務を通じ積極的に防災対策を推進するとともに、次の事項について、常に自己啓発に努めるとともに、職員研修、講演会、防災マニュアル等の手段をもって、防災意識の高揚を図る。

- (1) 地震、風水害、火山に関する知識
- (2) 災害関係法令
- (3) 災害対策本部の組織、事務分掌
- (4) 動員、配備体制及び任務分担
- (5) 市が実施している防災対策

4. 防災訓練の実施指導

地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る

5. 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

また、防災部局と福祉・こども未来部局の連携により、高齢者等の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

6. 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

7. 教訓の伝承

市及び市民は、カスリーン台風や東日本大震災など災害の経験、教訓等について、過去の自然災害に関する石碑やモニュメントなどの「自然災害伝承碑」なども活用して、大人から子供に語り継ぐ機会を設けるなど、これらが風化することなく後世に継承され、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減に繋がるよう努める。

第3節 自主防災組織の育成

市担当部	総務部、消防局
関係機関	

1. 自主防災組織の結成促進

市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、自治会を単位として自主防災組織の結成を促進する。また、関係機関と連携し、自主防災組織としての防災行動力の強化を支援する。

また、青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

2. 自主防災組織への支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火・救助・救護活動を支援するため、技術的指導や防災啓発、資機材の整備助成等に努める。

(1) 技術的指導

自主防災組織のリーダー研修等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行うとともに、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。

(2) 防災啓発

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

(3) 資機材の整備助成等

自主防災組織活動に必要な資機材の整備助成等に努める。

(4) 補助金の交付による活動支援

本市は自主防災組織の活動に対し、補助金の交付による支援を行う。

(5) 地区防災計画作成支援

本市は、各自主防災会や自治会連合会等で作成する地区防災計画の作成の支援を行う。

3. 事業所による自主防災体制の整備

従業員及び利用者等の安全確保と、事業所が立地する地域での的確な防災活動を実施するため、事業所の自衛消防体制の充実強化と地域の自主防災組織との連携強化を図る。また、市及び商工会議所は、中小企業等における防災・減災対策の普及を図るため、連携して、事業継続計画（BCP）の策定促進に努めるものとする。

事業所の防災体制の充実強化は、概ね次の事項に沿って行う。

(1) 防災訓練

(2) 従業員の防災教育

(3) 情報の収集、伝達体制の確立

【災害予防計画】第4章 行政と市民の協力による防災活動の促進

- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護等の対策
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等の確保
- (8) 地域の防災活動への協力
- (9) 要配慮者対策

4. 防災訓練への参加

地震災害・風水害・その他災害時に自らの生命及び安全を確保するためには、日ごろから市民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要であり、市民、自主防災組織及び事業所は、平常時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟する。

(1) 市民

市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

また、本市及び防災関係機関は、市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民への防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

(2) 自主防災組織等

各自主防災組織等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟を図るため、本市及び消防機関の指導の下、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施する。訓練項目は、指定避難所運営に関する訓練、消火訓練、通報訓練、救護訓練、避難訓練及びそれらを組み合わせた防災訓練を実施する。

また、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 事業所

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として、本市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する。

第4節 要配慮者対策

市担当部	総務部、未来創造部、福祉部、こども未来部、健康部、文化スポーツ観光部
関係機関	福祉関係者、関係機関

1. 社会福祉施設等における対策

(1) 防災マニュアル等の策定

社会福祉施設等の管理者は、災害時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。

また、市は、浸水想定区域内要配慮者利用施設（第2章第2節）及び土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設（第2章第3節）の所有者又は管理者に対し、水防法、土砂災害防止法及び介護保険法（平成9年法律第123号）等関係法令の規定に基づき、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するよう通知するとともに、避難確保計画の内容確認等を定期的に行うよう促す。

(2) 防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、市地域防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

また、市は、浸水想定区域内要配慮者利用施設（第2章第2節）及び土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設（第2章第3節）の所有者又は管理者に対し、水防法、土砂災害防止法及び介護保険法等関係法令の規定により作成した計画に基づき、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための訓練を行うよう促すとともに、訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努める。

(3) 施設等の安全対策

災害時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設や付属する危険物を定期的に点検するとともに、火気については、日頃より安全点検を行う。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関する重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(4) 緊急連絡先の整備

緊急時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

2. 在宅要配慮者対策

(1) 防災指導・啓発

広報等によって要配慮者をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発を行う。

① 要配慮者及びその家族に対する支援

- ア 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- イ 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。
- ウ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

② 地域住民に対する支援

【災害予防計画】第4章 行政と市民の協力による防災活動の促進

ア 自治会等において、地域内の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。

イ 災害時には対象者の安全確保に協力する。

ウ 地域防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

(2) 情報連絡手段の整備

災害時に、情報入手が困難な聴覚障害者等へ、日常生活用具の給付などを通じて情報伝達手段の整備を進める。

(3) 安全機器の普及促進

災害時に、介護支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等安全機器の普及促進に努める。

3. 外国人等への対策

前記以外の要配慮者として、言葉に不自由又は地理に不案内な、外国人、旅行者等が考えられる。これらの人々に対して、要配慮者として安心して行動できるような、環境づくりに努める。

(1) 防災情報の提供

外国人向け防災リーフレット等の広報印刷物の配布に努める。

(2) 地域社会との連携

① 地域での支援体制づくりに努める。

② 避難所等に通訳のボランティア等の派遣ができるよう、平常時から市社会福祉協議会や前橋市国際交流協会との連携に努める。

③ 外国語を附記した避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

第5節 避難行動要支援者避難対策

市担当部	総務部、福祉部、こども未来部、健康部
関係機関	福祉関係者、関係機関

1. 避難支援等関係者となる者

以下に掲げる機関について、要支援者の避難支援等関係者として、災害時の支援活動、日頃の見守り活動及びその他支援に関する活動を実施する。

- (1) 自治会（自主防災会を含む。）
- (2) 民生委員児童委員
- (3) 警察署
- (4) 消防局
- (5) 消防団
- (6) 社会福祉協議会
- (7) 市役所関係部局（福祉部、こども未来部、健康部等）

2. 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

以下に掲げる者について、避難行動要支援者として、災害から保護するための基礎とする名簿を作成する。

・生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する者

- (1) 介護保険制度に基づく要介護認定が、3、4、5の者
- (2) 身体障害者手帳を有する者のうち、障害の程度が1級及び2級の者
- (3) 療育手帳を有する者のうち、障害の程度がAの者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち、障害の程度が1級の者
- (5) 1号から4号までの要件に該当しない者で、自力での避難が困難であると市に申し出て、市が支援の必要性を認めた者

3. 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(1) 名簿項目

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 個人情報の入手方法

【災害予防計画】第4章 行政と市民の協力による防災活動の促進

- ① 市関係部局で把握している以下の要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。

【関係機関共有方式】上記の避難行動要支援対象者にダイレクトメール等を送付し、個人情報提供に同意をもらう。

ア 高齢者の把握

要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握するとともに、一人暮らし高齢者の情報に関しては、市民課及び関係課等で連携して把握する。

イ 障害者の把握

障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害支援区分情報等が基本となり、障害者手帳の交付やサービス申請の機会を通じて、相談窓口及び各種支援制度の周知を進めるとともに、障害者団体の協力を得ながら、情報の把握を行う。

ウ 在宅療養者の把握

人工透析を受けている場合など常時、特別な医療等を必要とする在宅療養者については、保健所、病院など関係する機関と連携し、身体障害者手帳等を活用しながら該当者の把握を行う。

- ② 所定の申請手続きにより、市に登録された情報を集約する等。

【手上げ方式】個人情報の提供を前提に登録申請を行う。

4. 名簿の更新に関する事項

- (1) 各支援機関への個人情報提供に関して同意した者の名簿（※手上げ方式等による名簿）更新に係る手法：本人、家族、各支援機関から寄せられた情報を元に更新を行う。

また、住民基本台帳との突合も行う。

- (2) 各支援機関への個人情報提供に関して同意していない者の名簿

（※関係機関共有方式による名簿）

更新に係る手法：年1回、関係部局（福祉部・こども未来部・健康部等）から、避難行動要支援対象者に該当する者の名簿等を集約し作成する。

5. 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

- (1) 市が求める措置

名簿等の管理については、自治会の末端組織を統括する者（班長等）にお願いするため、自治会長から各班長に対して厳重に管理するよう指導する。

- (2) 市が講ずる措置

- ① 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の要介護状態区分や避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ② 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ③ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- ④ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定する。

【災害予防計画】第4章 行政と市民の協力による防災活動の促進

- ⑥ 個人情報漏えい防止に向けた厳重な保管とともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

6. 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(1) 避難情報等の発令・伝達

- ① 市は災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「前橋市避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考に、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令の判断基準を地域防災計画に定めた上で、災害時において適時適切に発令する。
- ② 避難情報等の発令及び伝達に当たっては、高齢者や障害者等の要配慮者にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるように留意し、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう努める。
- ③ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

＜情報伝達手段＞

- ① 防災行政無線の活用
- ② 防災ラジオの活用
- ③ ホームページ・SNSの活用
- ④ ファクシミリの活用
- ⑤ 携帯電話メール（災害情報配信サービスの活用）
- ⑥ 放送事業者への情報提供（※まえばしCITYエフエム、FMぐんま、群馬テレビ等）
- ⑦ 広報車、消防団等による広報
- ⑧ 地域ぐるみの情報伝達等
- ⑨ 前橋市高齢者避難情報コールサービス

7. 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらう。（避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、状況によってはそれが難しい局面があることを理解してもらう。）

基本的に班単位による、「集団避難（要支援者を含む。）」の実施を徹底することにより、お互いに安全確保に留意しながら避難する。

8. 支援計画（個別避難計画）

(1) 支援計画（個別避難計画）の策定

支援計画（個別避難計画）の策定に当たっては、関係者（主に班長等）が中心となって、要支援者本人と避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成する。

（※班長：自治会の最小末端組織を統括する者）

【災害予防計画】第4章 行政と市民の協力による防災活動の促進

なお、支援者については、基本的に要支援者本人が属する自治会（自主防災会を含む）等の班員とするが、各要支援者や自治会等の事情により、特定の個人を指定しても構わない。

(2) 支援計画（個別避難計画）の更新

支援計画（個別避難計画）の内容に変更が生じた場合や本人等から変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。また、情報の更新は避難支援者等の協力を得て行い、日ごろの見守り活動等で体調の変化等が確認することができた場合は、支援計画（個別避難計画）の更新を行い、関係機関と情報共有を行う。

(3) 支援計画（個別避難計画）の管理

支援計画（個別避難計画）の内容は、支援計画（個別避難計画）の配付を受けた者以外が閲覧することのないようにするとともに、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。

支援計画（個別避難計画）を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

9. 災害時の対応

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び支援計画（個別避難計画）を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

第6節 ボランティアとの連携

市担当部	市民部、福祉部、未来創造部、文化スポーツ観光部
関係機関	日本赤十字社群馬県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、前橋市市民活動支援センター、前橋市国際交流協会

1. ボランティアの位置づけ

災害時のボランティア活動については、必ずしも総合的な防災力の一員としての調整を十分には受けていないため、以下のようにボランティアを位置づけ、その活動力が効果的に発揮されるよう計画する。

(1) 一般ボランティア

災害発生と同時に、被災地域外からの自然発生的なボランティアの申し出については、組織化された集団ではない場合が多く、組織的な行動を行うことや個々の組織や個人をコーディネートすることが困難である。このため、市社会福祉協議会等と連携して受付を行うなど、ボランティアが被災地に直接入る前に調整を行う方法等について計画する。

このような一般ボランティアの活動については下記のことが期待される。

- ① 炊き出し、物資の仕分け・配給への協力
- ② 避難所の運営・維持管理等に関する協力
- ③ 安否情報、生活情報の収集・伝達
- ④ 清掃等の衛生管理

(2) 専門ボランティア

専門ボランティアは、次のような公的資格や特殊技術を持つ者であり、災害支援、目的及び活動範囲が明確である。専門ボランティアの組織化を進めることにより、行政が十分には対応できない分野への協力者として、次のように期待される。

- ① アマチュア無線技士
- ② 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、介護福祉士、各種カウンセリング、管理栄養士（栄養士）等
- ③ 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者、一級建築士
- ④ 特殊車両等の操縦、運転の資格者
- ⑤ 通訳（外国語、手話）
- ⑥ 保育

2. 受入れ体制の整備

(1) 受入れ窓口の整備

災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行う市災害ボランティアセンターなどの窓口の運営について、市社会福祉協議会との連絡調整に努める。

(2) 連携体制の整備

災害時に迅速にボランティアの受入れ、活動の調整が機能するよう、平常時から市社会福祉協議会と連携を図るとともに、県社会福祉協議会との連携や、市内のボランティア組織等

【災害予防計画】第4章 行政と市民の協力による防災活動の促進

への協力依頼に努める。

3. 人材の育成

(1) 人材の育成

県、日本赤十字社群馬県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、ボランティア活動のリーダーの養成、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

(2) 意識の高揚

市として防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（毎年1月15日～21日）の諸行事を通じ、ボランティアの意識の高揚等を図る。

4. 市災害ボランティアセンター設置体制の整備

(1) 平常時の準備

市町村災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの生活環境に配慮するものとする。

(2) 設置・運営体制

前橋市災害ボランティアセンターの設置は市が決定し、運営は、前橋市社会福祉協議会が主体となり、必要に応じて外部からのボランティア、他の社会福祉協議会のほか、地域の関係機関・団体等の協力を得ながら行い、市は連絡調整や情報収集・提供などの支援を行う。

5. 活動支援体制の整備

災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点の整備や必要な資機材を提供するほか、地域住民やNPO・ボランティア等に災害廃棄物に関する周知・広報を行うなどして、ボランティアが活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。

第 2 編 地震災害応急対策計画

第 1 部 地震災害応急対策計画

第 1 章 初動期の応急活動

第 1 節 活動体制の確立（災害対策・警戒本部等）

市長は、地震による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、前橋市災害対策本部に関する条例（昭和 38 年前橋市条例第 13 号）の定めるところにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。

《実施担当機関》

市担当部	各部
関係機関	関係機関

《対策の体系》

活動体制の確立	1 災害対策本部の設置 2 災害警戒本部の設置 3 配備体制に関する留意事項

《災害対策・警戒本部及び現地対策本部配備体制》

体制区分	配備基準			配備区分	配備人員
	地震発生		南海トラフ地震		
災害警戒本部	震度 4	長周期地震動階級 3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）※1	防災危機管理課	防災危機管理課全職員
災害対策本部 (現地災害対策本部)	震度 5 弱	長周期地震動階級 4		1 号配備	各所属の 25%程度
	震度 5 強			2 号配備	各所属の 50%程度
	震度 6 弱以上			3 号配備	全職員

※配備は、すべて自動配備とする。なお、これを補完するため電話連絡網や職員参集メール等を使用する。

※各支所・市民サービスセンターにあっても、上表により「現地災害対策本部」を設置する。

※消防局の配備については、消防局長の定めるところによる。

※1 以下の条件で気象庁が発表し、②の場合に警戒本部を設置する。

- ①南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
- ②観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合
- ③南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合

【地震】第1章 初動期の応急活動

1. 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、次の場合に災害対策本部を設置する。

【災害対策本部の設置基準】

- 市内で震度5弱以上のゆれを観測したとき
- 市内で長周期地震動階級4を観測したとき
- 市内に災害（地震による被害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがあり、当該被害について災害救助法が適用され、又は適用される見込みがあるとき
- 震度にかかわらず、市内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため市長が必要と認めたとき

なお、本部長の判断を仰ぐことが不可能な場合、以下の順で代行する。

第1順位：副本部長（副市長（総務部担当））

第2順位：副本部長（副市長）

第3順位：事務局長（危機管理担当部長兼危機管理監）

(2) 災害対策本部設置場所

災害対策本部は、「市役所内」に置く。ただし、市庁舎が災害対策本部機能を果たせない場合、本部長の判断により「消防局」に災害対策本部を移転する。

(3) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置した場合、防災総括班は、早急に職員、住民、県、防災関係機関等はその旨を通知する。

※災害対策本部が設置されたとき、「前橋市災害対策本部」の標示を掲出する。また、各支所・市民サービスセンターにおいても同様に「現地災害対策本部」の標示を掲出する。

(4) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、以下のとおりとする。

本部職名	職名等	役割
本部長	市 長	災害対策本部事務を総括し、所属職員を指揮・監督する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、職務を代理する。
本部員	教育長、公営企業管理者、各部長等 ※別添「災害対策本部会議概要」参照	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。なお、本部員は、事前に代行者を定めておく。
災害対策本部事務局	防災危機管理課、文書法制課、職員課、広報ブランド戦略課、政策推進課の職員 ※事務局長：危機管理担当部長兼危機管理監	事務局内に以下の班を置き、各部班対策の調整・取りまとめを行う。 ・対策調整班（防災危機管理課）・情報収集班（文書法制課）・受援班（職員課）・広報・報道班（広報ブランド戦略課）・コールセンター（政策推進課）
本部連絡員	各部で指定された者	各部の所管する情報を災害対策本部に報告する。また、災害対策本部の情報を部に連絡する。
班長	各所属長	本部員の命を受け、班の事務を掌理する。
班員	各課員	班長の命を受け、班の事務に従事する。

※災害対策本部組織概要及び事務分掌については、「災害対策本部組織概要」及び「部・班別事務分掌」を参照。

【地震】第1章 初動期の応急活動

(5) 災害対策本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに災害に関する情報の分析、災害応急対策の基本方針及びその他災害に関する重要事項を協議するため、災害対策本部に災害対策本部会議を置く。

また、必要に応じて本部長は災害対策本部会議へ、国、県、その他関係機関等の職員並びに学識経験者等に出席を依頼することができる。

なお、本部長は、緊急を要し災害対策本部会議を招集する時間的余裕がない場合は、副本部長又は本部員との協議をもってこれに代える。

【災害対策本部会議概要】

会議の開催	・ 本部長が必要と認めた場合
災害対策本部会議 構成員	・ 本部長（市長）
	・ 副本部長（副市長）
	・ 本部員： 総務部長、危機管理担当部長兼危機管理監、未来創造部長、財務部長、市民部長、福祉部長、こども未来部長、健康部長、環境部長、産業経済部長、文化スポーツ観光部長、農政部長、都市計画部長、建設部長、会計管理者、水道局長、消防局長、教育長、教育委員会事務局教育次長、教育委員会事務局指導担当次長、議会事務局長、監査委員事務局長、公営企業管理者、支所長 ※その他本部長が指名する者
事務局	・ 防災危機管理課 ※事務局長：危機管理担当部長兼危機管理監
報告事項	①被害状況に関すること。 ②各部の配備体制に関すること。 ③緊急措置事項等に関すること。
協議事項	①災害応急対策に関すること。 ②本部の配備体制の切替、廃止に関すること。 ③各部の調整事項に関すること。 ④重要な災害情報の収集・伝達に関すること。 ⑤自衛隊、県、他市町村及び公共機関等への応援要請・連絡調整に関すること。 ⑥避難情報の発令、警戒区域の指定に関すること。 ⑦災害救助法の適用に関すること。 ⑧激甚災害指定に関すること。 ⑨住民向け緊急声明の発表に関すること。 ⑩その他災害対策の重要事項に関すること。

※避難情報とは高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を総称するものをいう。

※部・班長会議：必要に応じて、各部班内の調整及びその他関係部班との調整を図るため、部班長会議を設ける。

【地震】第1章 初動期の応急活動

(6) 現地災害対策本部

	設置基準	解散基準
現地災害対策本部	①災害対策本部を設置した時点で、当該地域を管轄する支所・市民サービスセンターに設置する。 ②災害が局地的に発生した場合、災害対策本部の設置・未設置にかかわらず、支所・市民サービスセンターに「現地災害対策本部」を設置する。 ※必要に応じて職員追加を実施し、体制整備を図る。	①解散については、災害対策本部の指示による。 ②災害対策本部が設置されていない場合、災害対策本部解散基準を準用する。
緊急時の支所長・市民サービスセンター所長の権限	①支所・市民サービスセンター職員の参集指示 ②応急対策の指揮 ③避難情報発令の意見具申 ④災害対応物資の配布・補給要請及び職員支援要請 ⑤災害対策本部・各部・関係機関との連絡調整 ⑥高齢者等避難の発令等	

※本庁管内地域の災害対応は、原則として災害対策本部が実施する。

(7) 災害対策本部廃止の通知

災害対策本部を廃止した場合、防災総括班は、早急に職員、住民、県、防災関係機関等とその旨を周知する。

【廃止基準】

ア 市域において、災害発生のおそれが消したとき。

イ 本部長（市長）が、市域において災害応急対策が概ね完了したと認めた場合。

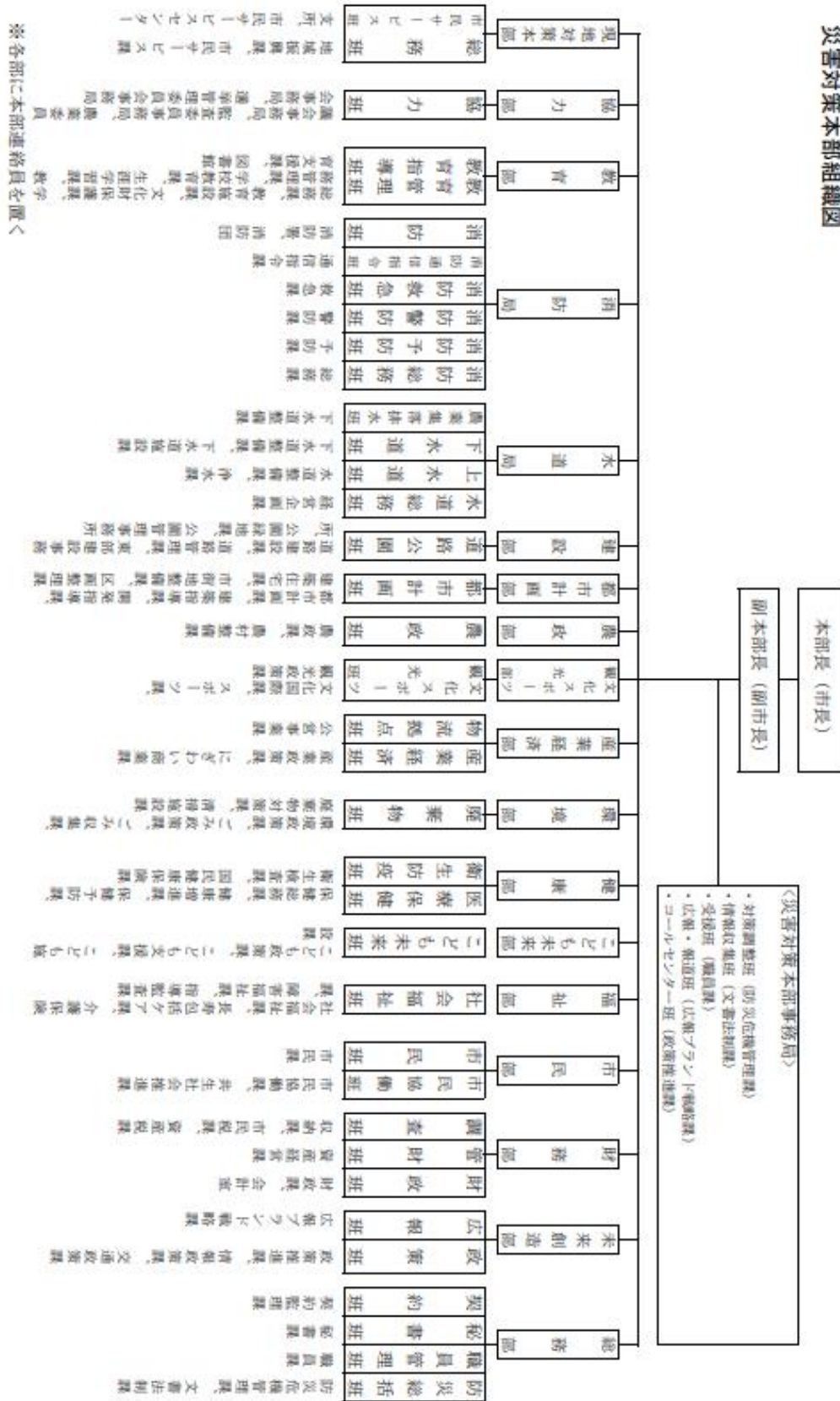
ウ 調査の結果、市に大きな被害がないと本部長（市長）が認めた場合。この場合、必要に応じて被害状況に即した体制に移行する。

(8) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は次のとおりとする。

【地震】第1章 初動期の応急活動

災害対策本部組織図



【地震】第1章 初動期の応急活動

(9) 事務分掌

各部の主な事務分掌及び部長、班長等については、次のとおりとする。

なお、詳細な事務分掌は資料編等を参照すること。

【部・班別事務分掌】

()内は部・班の長

部	班	事務を担当する 平常の市の組織	主な事務分掌
総務部 (総務部長)	防災総括班 (防災危機管理課長)	防災危機管理課 文書法制課	・災害対策本部関係業務等
	秘書班 (秘書課長)	秘書課	・本部長、副本部長秘書関係業務等
	職員管理班 (職員課長)	職員課	・職員支援関係業務等 ・受援業務【本部事務局業務】等
	契約班 (契約監理課長)	契約監理課	・災害対策物品、燃料不足対策関係業務等 ・資機材調達業務等
未来創造部 (未来創造部長)	政策班 (政策推進課長)	政策推進課 情報政策課 交通政策課	・コールセンター業務【本部事務局業務】 ・災害復旧総合調整関係業務等 (ICT部門、交通関係含む)
	広報班 (広報ブランド戦略課長)	広報ブランド戦略課	・広報活動、報道機関関係業務等 【本部事務局業務】
財務部 (財務部長)	財政班 (財政課長)	財政課 会計室	・災害予算編成関係業務等 ・資金調達関係業務等
	管財班 (資産経営課長)	資産経営課	・市庁舎関係業務 ・物資の調達、搬送業務
	調査班 (資産税課長)	収納課 市民税課 資産税課	・家屋被害認定調査 ・り災証明関係業務等
市民部 (市民部長)	市民協働班 (市民協働課長)	市民協働課 共生社会推進課	・ボランティア、自治会関係業務等
	市民班 (市民課長)	市民課	・避難関係業務等
福祉部 (福祉部長)	社会福祉班 (社会福祉課長)	社会福祉課 長寿包括ケア課 介護保険課 障害福祉課 指導監査課	・社会福祉施設関係業務等 (福祉避難所支援含む) ・要配慮者支援関係業務等
こども未来部 (こども未来部長)	こども未来班 (こども政策課長)	こども政策課 こども支援課 こども施設課	・要配慮者支援関係業務等
健康部 (健康部長)	医療保健班 (保健総務課長) 衛生防疫班 (衛生検査課長)	保健総務課 健康増進課 保健予防課 衛生検査課 国民健康保険課	・医療、助産、防疫及び救護関係業務 ・動物救護業務等
環境部 (環境部長)	廃棄物班 (環境政策課長)	環境政策課 ごみ政策課 ごみ収集課 廃棄物対策課 清掃施設課	・災害廃棄物、し尿処理関係業務 ・放射性物質等モニタリング関係業務等

【地震】第1章 初動期の応急活動

部	班	事務を担当する 平常の市の組織	主な事務分掌
産業経済部 (産業経済部長)	産業経済班 (産業政策課長) 防災物流拠点班 (公営事業課長)	産業政策課 にぎわい商業課 公営事業課	・被災中小企業応急対策関係業務 ・物流拠点関係業務等
文化スポーツ観光部 (文化スポーツ観光部長)	文化スポーツ観光班 (文化国際課長)	文化国際課 スポーツ課 観光政策課	・被害状況、利用者救護業務 ・被災外国人支援業務等
農政部 (農政部長)	農政班 (農政課長)	農政課 農村整備課	・農林水産業被害関係業務等
都市計画部 (都市計画部長)	都市計画班 (都市計画課長)	都市計画課 建築指導課 開発指導課 建築住宅課 市街地整備課 区画整理課	・被災建築物の被害程度調査及び被災宅地の危険度判定関係業務 ・応急仮設住宅関係業務 ・被災宅地及び構造物の二次災害防止関係業務等
建設部 (建設部長)	道路公園班 (道路建設課長)	道路建設課 道路管理課 東部建設事務所 公園緑地課 公園管理事務所	・道路、橋梁、河川、水路及び公園等の被害 ・応急対策関係業務等
水道局 (水道局長)	水道総務班 (経営企画課長)	経営企画課	・上下水道被害関係業務等
	上水道班 (水道整備課長)	水道整備課 浄水課	・水道施設の被害及び応急対策関係業務等
	下水道班 (下水道整備課長)	下水道整備課 下水道施設課	・下水道施設の被害及び応急対策関係業務等
	農業集落排水班 (下水道整備課長)	下水道整備課	・農業集落排水処理施設の被害及び応急対策関係業務等
消防局 (消防局長)	消防総務班 (総務課長)	総務課	・消防局内総合調整業務等
	消防予防班 (予防課長)	予防課	・火災の被害・原因・損害関係業務等
	消防警防班 (警防課長)	警防課	・障害物除去、警報発令関係業務等
	消防救急班 (救急課長)	救急課	・救急関係業務等
	消防通信指令班 (通信指令課長)	通信指令課	・消防通信関係業務等
	消防班 (消防署長)	消防署 消防団	・救助・救急、消火関係業務等
教育部 (教育次長)	教育管理班 (総務課長) 教育指導班 (学校教育課長)	総務課 教育施設課 文化財保護課 学務管理課 学校教育課 生涯学習課 教育支援課 図書館	・避難所の開設、管理、運営及び避難者の収容関係業務等 ・児童・生徒の避難・救護関係業務

【地震】第1章 初動期の応急活動

部	班	事務を担当する 平常の市の組織	主な事務分掌
協力部 (議会事務局長)	協各班 (議会事務局総務 課長)	議会事務局 選挙管理委員会事 務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	・他班の応援関係業務等
部	班	主な事務分掌	
現地災害対策 本部	大胡支所、宮城支所、粕川支所、富士 見支所（各地域振興課、市民サービス 課）、支所・市民サービスセンター	・災害対策本部との連絡調整業務 ・災害情報収集・伝達関係業務等	

【部・班の事務分掌における共通事項】

事 務 分 掌
1 被害状況報告に関すること。 2 職員の動員報告に関すること。 3 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること。 4 班関連の災害記録に関すること。 5 住民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関すること。 6 本部等の指示、要請に従い、各部の応援に関すること。 7 所管施設の避難状況のとりまとめ及び報告に関すること。 8 所管施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 9 所管施設の避難所の開設及び管理、避難者の収容に関すること。 10 原子力施設事故が発生した場合の対応（モニタリング等） 11 その他災害対策本部が命じること。

(10) 職務・権限の代行

災害対策本部の本部長は市長があたり、本部長不在時、又は本部長に事故があるときは、前橋市災害対策本部に関する条例の規定により副本部長がその職務を代行する。

また、各部長及び各班長（課長）の代行は、それぞれ各部・各班で任命する。

なお、本部長、副本部長不在時等については、以下のとおりとする。

- ① 本部長、副本部長不在時等→事務局長が代行する。
- ② ①及び事務局長不在時等→防災総括班長が代行する。
- ③ ②及び防災総括班長不在時等→総務部長が代行する。
- ④ ③及び総務部長不在時等→以下建制順の者が代行する。

(11) 防災関係機関連絡室

災害対策本部を設置した場合、的確かつ迅速な情報収集を行うとともに、円滑な応急復旧活動を図るため、自衛隊をはじめとする防災関係機関の職員が待機できる連絡室を必要に応じ災害対策本部の近くに設置し、同本部と連携を強化する。

2. 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置基準

危機管理担当部長兼危機管理監は、次の場合に災害警戒本部を設置する。

【地震】第1章 初動期の応急活動

【災害警戒本部の設置基準】

- 市内で震度4のゆれを観測したとき
- 市内で長周期地震動階級3を観測したとき
- 市内に局地的な被害が発生したとき、若しくは発生することが予想されるとき
- 気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったとして「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）」を発表したとき
- その他、事務局長が必要と認めるとき

なお、警戒本部長（危機管理担当部長兼危機管理監）の判断を仰ぐことが不可能な場合、以下の順で代行する。

第1順位：警戒副本部長（防災危機管理課長）

第2順位：総務部長

(2) 災害警戒本部設置場所

災害警戒本部は、「市役所（防災危機管理課）」に置く。ただし、市庁舎が災害警戒本部機能を果たせない場合、警戒本部長の判断により「消防局」に警戒本部を移転する。

(3) 災害警戒本部設置の通知

災害警戒本部を設置した場合、防災総括班（防災危機管理課）は、早急に参集予定の所属長にその旨を通知する。

(4) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部は、警戒本部長（危機管理担当部長兼危機管理監）、警戒副本部長（防災危機管理課長）、本部員（防災危機管理課職員）で構成される。

(5) 災害警戒本部の所掌事務

- (ア) 災害情報の収集・伝達
- (イ) 同規模程度の地震等に関する注意喚起
- (ウ) 県及び防災関係機関との連絡調整
- (エ) その他被害の状況に応じた対応

※市内で震度4又は長周期地震動階級3を観測した場合（勤務時間外）

防災危機管理課職員職場参集（災害警戒本部の設置）

- (1) 消防、警察に被害の有無を確認
- (2) 状況に応じて、市有施設所管課に被害状況の確認指示
- (3) その他被害の状況に応じた対応

(6) 災害警戒本部の廃止

警戒本部長は、災害の危険が解消したと認められるとき又は災害対策本部に移行したときは、災害警戒本部を廃止する。総務部防災総括班は、所属長にその旨を通知する。

(7) 職務・権限の代行

災害警戒本部の警戒本部長は危機管理担当部長兼危機管理監があたり、本部長不在時、又は本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代行する。

なお、本部長、副本部長不在時等については、以下のとおりとする。

- ① 本部長、副本部長不在時等→総務部長が代行する。
- ② ①及び総務部長不在時等→以下建制順の者が代行する。

【地震】第1章 初動期の応急活動

3. 配備体制に関する留意事項

(1) 配備計画

- ① 各所属長は、配備指令に直ちに应じられるよう、所属の職員について、あらかじめ1号配備から3号配備までの出動職員を指名しておき、各職員に周知徹底する。
- ② 本部員は、あらかじめ各部職員の中から本部連絡員を指名しておき、指名された本部連絡員は、各部と災害対策本部との連絡にあたる。

(2) 勤務時間内の動員方法

① 体制づくり

庁内放送、電話、メール等による連絡・通知により、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

- ② 消防局の配備は、消防局長の定めるところによる。

(3) 勤務時間外の動員方法（災害対策・警戒本部及び現地対策本部配備体制参照）

① 連絡体制

ア 夜間・休日等の勤務時間外に市内で震度4以上のゆれ又は長周期地震動階級3を観測した場合、初期動員を自動配備し、該当する職員は直ちに参集する。

イ 職員は自らテレビ・ラジオ等によって地震情報を収集し、配備基準に定める震度の地震を確認した場合は、該当する職員（3号動員の場合は全職員、初期動員から2号動員の場合は指名する者）は、連絡がなくとも直ちに参集する。

ウ「職員参集メール」により、補完的にメールによる伝達も行う。

② 各部の本部連絡員及び体制確立後の報告

ア 本部連絡員は、所属の部と災害対策本部との連絡にあたり災害対策本部の指示事項の伝達など連絡活動を行う。

イ 本部長の配備体制の指示に基づき各部が体制の確立を完了したときは、直ちに本部連絡員を通じて事務局に報告し、本部長に報告する。

③ 参集場所

職員は、原則として本庁等勤務場所に参集するものとする。ただし、災害の状況により本庁等への参集が困難なときは、最寄りの支所、市民サービスセンター等市有施設に参集し、その責任者（支所長等）の指示を受け災害対策に従事するものとする。

(4) 人員の確保

① 1号配備から2号配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員する。

② 3号配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を事務局受援班に要請する。

③ 各部、各班別の動員要請

本部長は必要に応じて各部の所属する職員を他の部に応援させる。

(5) 災害時における職員の服務

- ① 職員は、この計画の定めるところにより、災害対策本部等の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

【地震】第1章 初動期の応急活動

- ② 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参加しなければならない。

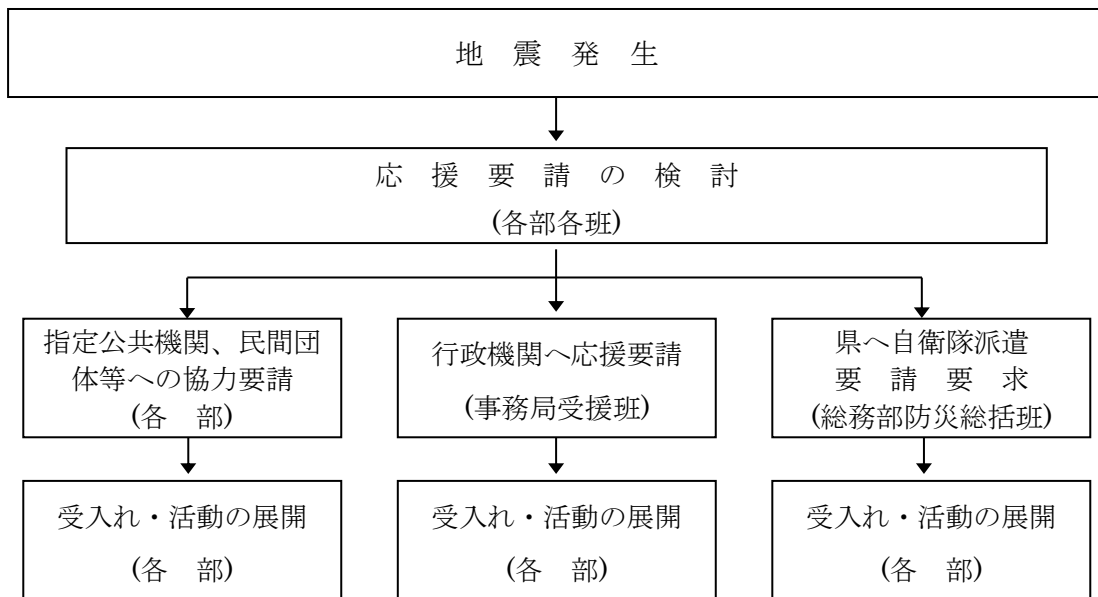
【地震】第1章 初動期の応急活動

第2節 応援の要請・受入れ

市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに県及び他の市町村並びに関係機関に対し応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

また、海外からの支援の受け入れについて、国の指導のもとに体制整備に努める。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	総務部(防災総括班)、各部
関係機関	県、関係機関

《対策の体系》

応援の要請・受入れ	1 行政機関との相互応援協力 2 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請 3 行政機関、指定公共機関・民間団体等からの応援の受け入れ 4 自衛隊に対する災害派遣要請

《対策の展開》

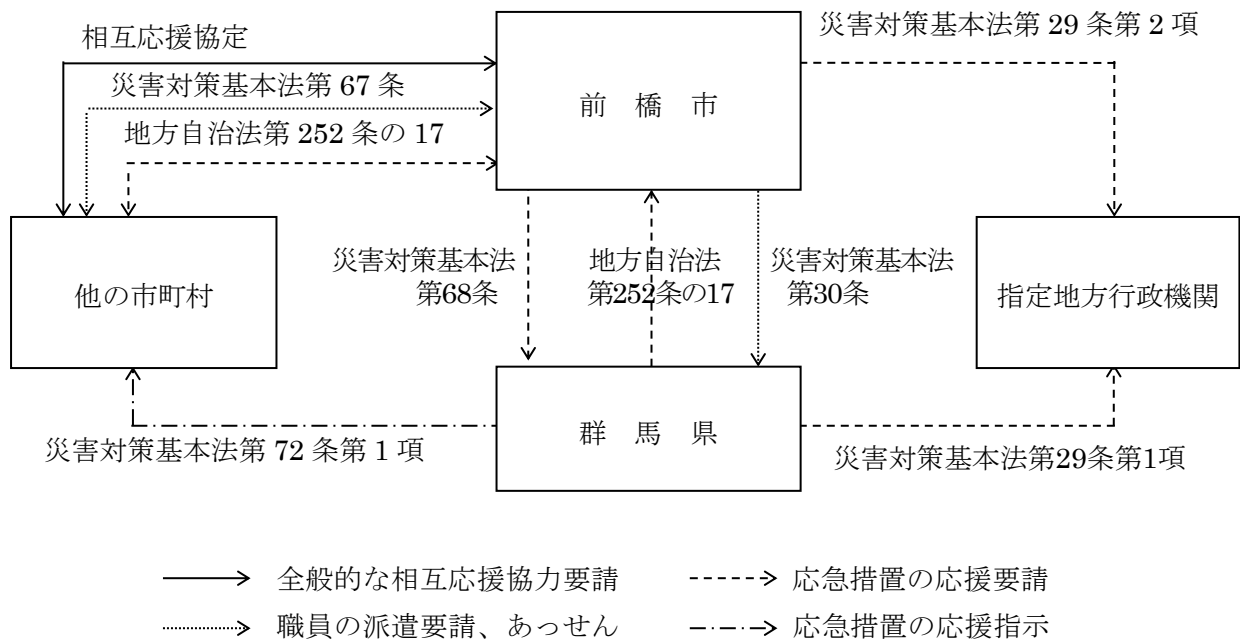
1. 行政機関との相互応援協力

各部は、あらかじめ定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて県及び他の市町村に応援協力を求める。

地震が発生した場合、県への応援要請及び他の市町村との相互応援・協力は、事務局受援班が窓口となる。

【地震】第1章 初動期の応急活動

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



(1) 県への応援要請

本部長(市長)は、災害対策基本法第68条に基づく災害応急対策等の実施について知事に応援を要請する。

- ① 災害の状況
- ② 応援を求める理由(災害の状況及びあっせんを求める場合はその理由)
- ③ 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所、期間
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他必要な事項

(2) 県への職員派遣の要請

市単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、知事に対して応援又は応援のあっせんを要請する。

上記の要請については、県防災総括班受援応援チームに対し、文書で行う。ただし緊急を要する場合は、口頭又は電話等により行い、後日文書を送達する。

【県への連絡先】

名 称	電 話	
	勤務時間内	勤務時間外
群馬県災害対策本部事務局	(直通) 027-226-2240 ～2249・2251	(直通) 027-226-2251
群馬県総務部危機管理課	群馬県防災行政無線番号 70-6342	

※県が執務室を移動した場合は、別途連絡先の指定がある。

【地震】第1章 初動期の応急活動

(3) 他の市町村等への応援要請

災害時に他の市町村に応援を要請する場合は、首都圏の県庁所在市（以下「県都」という。）で締結した「災害時における相互援助に関する協定」（以下「協定」という。）等の協定に基づき実施する。また、協定を締結している県都が被災している場合は、県に対して他の市町村等の応援のあつせんを要請する。

① 応援の要請

協定締結県都は、必要とする応援の要旨を電話（県防災行政無線電話又はN T T）及びファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）等により応援要請を行い、事後速やかに、必要な文書を提出する。

【要請における明示事項】

ア	被害の状況
イ	物資等の提供に関する援助要請の場合は、物資等の品目、数量、受領場所等
ウ	職員の派遣に関する援助要請の場合は、活動内容、要請人員、場所、期間等
エ	上記2項以外の援助要請の場合は、要請の内容、場所、期間等
オ	その他援助に関し必要な事項

(4) 総括支援チームの派遣要請

市は、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で構成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請する。

また、市は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

2. 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

(1) 指定公共機関・民間団体等への協力要請

指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、民間団体等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

(2) 要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりである。

対 象	応援協力要請の方法
指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体	・ 国等が関与し、要請ルールが決まっている場合は、各部が要請の後、事務局受援班へ報告 ・ 上記以外の業務は事務局受援班がとりまとめ、応援を要請
協定団体等	担当部から直接協力要請の後、総務部防災総括班へ報告

【地震】第1章 初動期の応急活動

3. 行政機関、指定公共機関・民間団体等からの応援の受入れ

相互応援・協力に関する協定等に基づいて、県及び他の市町村から応援を受ける場合及び指定公共機関・民間団体等からの応援を受け入れる場合は、事務局受援班が窓口となり、各部と連絡・調整のうえ、応援を受入れる。

(1) 受入れの指示

事務局受援班は、関係各部と連絡・調整し、派遣された要員、物資等の受入れについて指示する。

(2) 派遣要員の活動の指示

応援を受けた各部は、派遣された要員の活動を指示する。

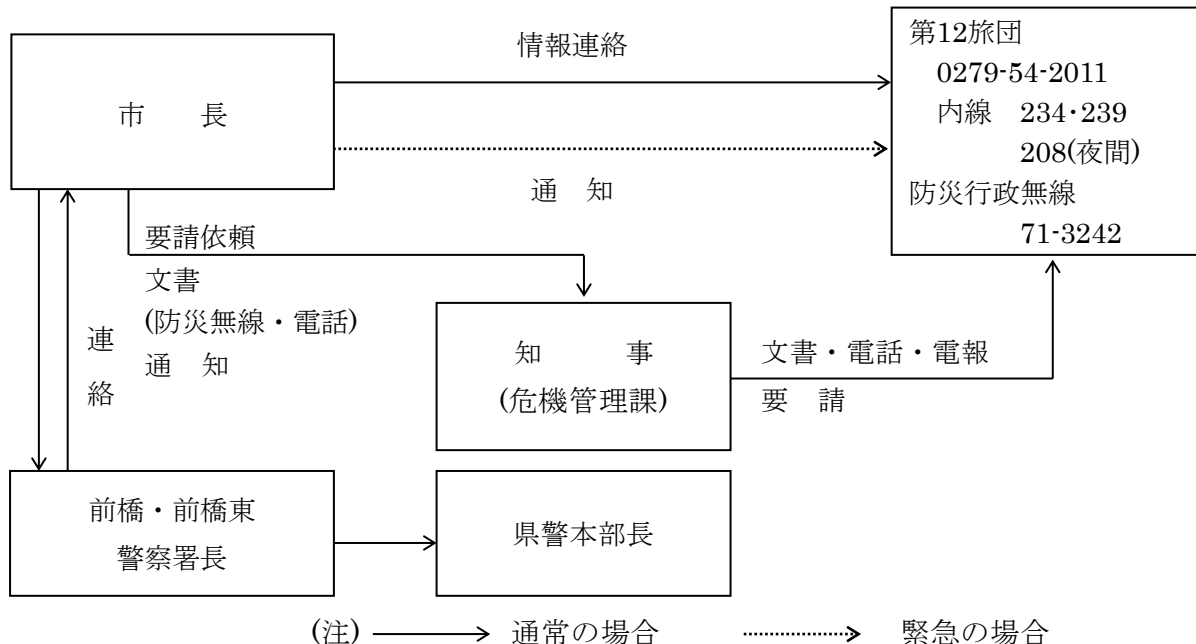
(3) 費用の負担区分

事務局受援班は、原則として関係法令及び相互応援協定等に定めるところにより応援に要する経費の負担区分を行う。

4. 自衛隊に対する災害派遣要請

本部長（市長）は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対し災害派遣要請を要求する。なお、通信の途絶等により知事へ要求できない場合には、陸上自衛隊第12旅団長に通知し、事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。

【派遣要請系統図】



(1) 災害派遣要請基準

自衛隊派遣を要請すべき緊急性、自衛隊派遣が妥当な公共性、自衛隊でなければならない非代替性を基本要件とし、次のとおりとする。

- ① 車両、航空機等による被害状況の把握
- ② 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助
- ③ 行方不明者、負傷者等の搜索、救助
- ④ 堤防等の決壊に対する水防活動

【地震】第1章 初動期の応急活動

- ⑤ 消防機関の消火活動への協力
- ⑥ 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- ⑦ 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
- ⑧ 通信支援
- ⑨ 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ⑩ 被災者に対する炊き出し、給水の支援
- ⑪ 救援物資の支給又は貸付の支援(防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令)
- ⑫ 交通規制への支援
- ⑬ その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項

(2) 災害派遣要請要領

本部長（市長）は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合は、次の事項を明らかにして知事あてに派遣要請を要求し、前橋・前橋東警察署長にも通知する。

■要請事項

- ① 災害の情報及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
(具体的な日数を示すことが不可能な場合は、「救援活動を終了するまでの間」で意思表示する。)
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となる事項
(明らかにできる場合は、必要と思われる装備又は作業の種類等を明示する。)

(3) 自衛隊による提案型支援

被災直後の混乱等により、本部長（市長）による災害派遣要請を適切に行うことができない場合は、自衛隊による提案型支援等を活用し、自衛隊に対する支援ニーズの把握・整理に努めることとする。

(4) 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- ① 自衛隊の宿泊施設又は野営地及び資機材保管場所の準備をする。
- ② 派遣部隊及び県との連絡職員を指名する。
- ③ 作業実施期間中は現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議して作業の推進を図る。
- ④ 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるよう努める。

(5) 撤収要請

派遣活動又は派遣機関が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認める場合、又は作業が復旧段階に入った場合、本部長（市長）は速やかに知事に文書で撤収要請を要求する。

(6) 経費負担

派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合、市は次の経費を負担する。

- ① 派遣部隊における連絡員等のための宿泊施設借上料、電話設置費及び通話料
- ② 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等

【地震】第 1 章 初動期の応急活動

- ④ 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- ⑤ 無作為による損害の補償
- ⑥ その他協議により決定したもの
- (7) 緊急の場合の連絡先

部 隊 名 等		連 絡 責 任 者	
		課 業 時 間 内	課 業 時 間 外
陸上自衛隊	第12旅団	0279-54-2011 内線 234・433～437 (県防災無線) 71-3242	0279-54-2011 内線 208 (県防災無線) 71-3242

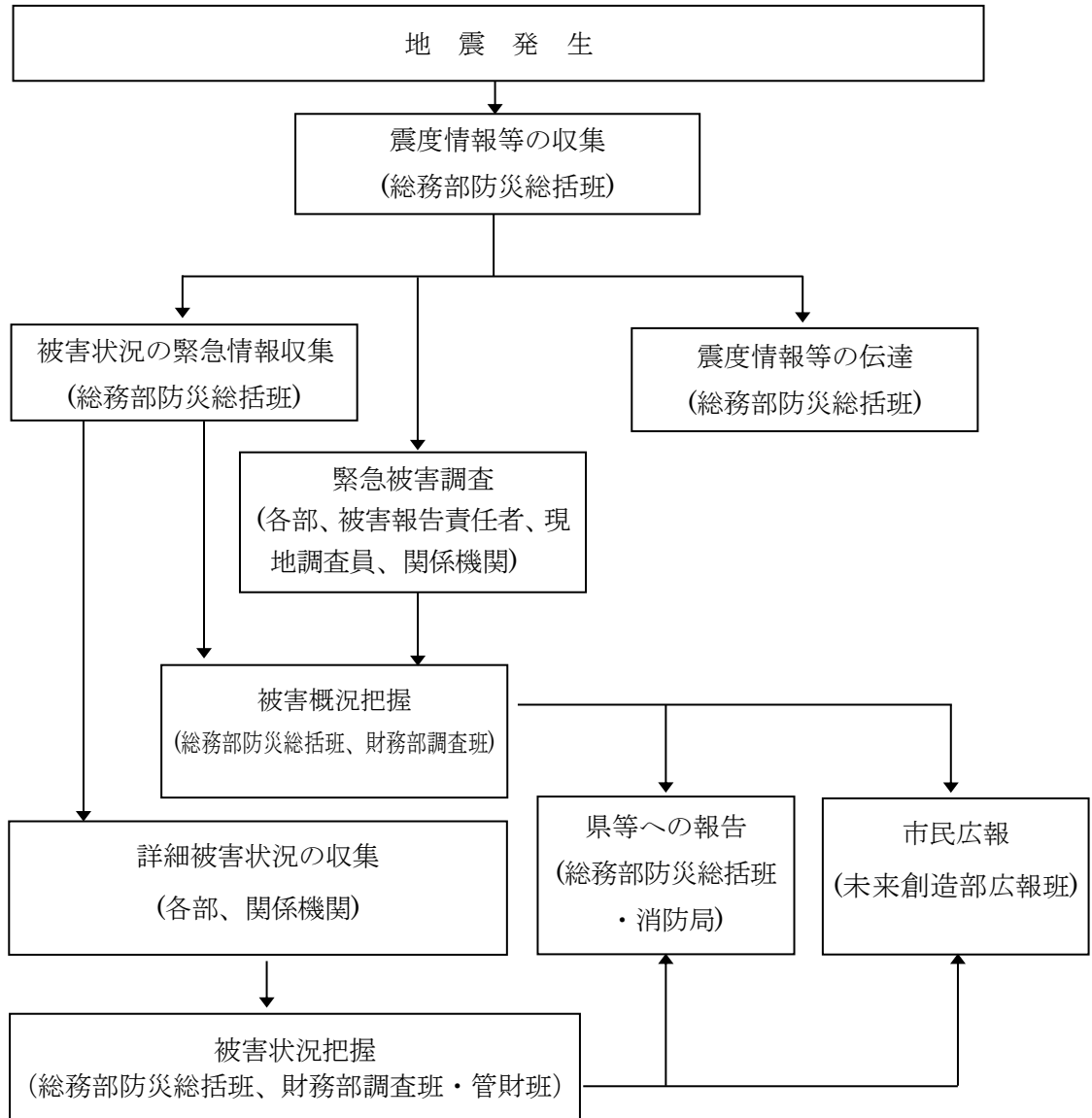
【地震】第1章 初動期の応急活動

第3節 情報の収集・伝達・報告及び通信の確保

地震発生後、県及び関係機関との連携協力のもとに、直ちに県防災行政無線や市防災行政無線等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集・伝達活動を行う。

また、情報通信手段の機能確認及び施設・設備の復旧体制を確保する。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	各部
関係機関	関係機関

《対策の体系》

情報の収集・伝達・報告	1 震度情報等の収集・伝達 2 情報の収集・伝達・報告系統 3 被害状況の把握 4 県等への報告 5 通信の確保

【地震】第1章 初動期の応急活動

【被害情報収集担当区域と被害報告責任者】

※青色防犯パトロール担当地域に準ずる。

担当地区名	担当部（現地調査員）	被害報告責任者
桃井・中央地区	産業経済部	産業政策課長
敷島・岩神・若宮地区	水道局	経営企画課長
中川・城東地区	健康部	保健総務課長
南部・天川地区	福祉部	社会福祉課長
上川淵地区	議会事務局、選挙管理委員会事務局、 監査委員会事務局、会計室	議会事務局 総務課長
下川淵地区	総務部	職員課長
芳賀地区	未来創造部	政策推進課長
桂萱地区	財務部	財政課長
東地区	市民部 こども未来部	市民協働課長 こども政策課長
元総社地区	環境部	環境政策課長
総社地区	教育委員会事務局	教委総務課長
清里地区		
南橋地区	建設部 文化スポーツ観光部	道路建設課長 文化国際課長
永明地区	都市計画部	都市計画課長
城南地区	農政部（農業委員会事務局含む）	農政課長
大胡地区	大胡支所	地域振興課長
宮城地区	宮城支所	地域振興課長
粕川地区	粕川支所	地域振興課長
富士見地区	富士見支所	地域振興課長

※本表は、災害対策本部を設置（市内において「震度5弱以上」の揺れを観測した時や災害警戒本部体制において相当の被害を把握）した場合に適用する。

※水道局、建設部等、ライフライン関係部については、状況により他部から支援職員を派遣する。

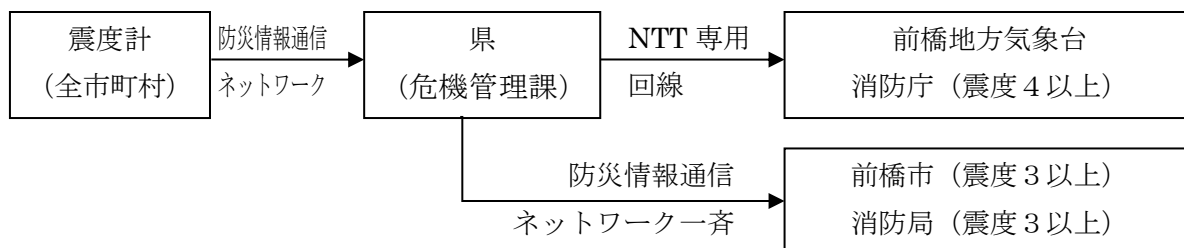
【地震】第1章 初動期の応急活動

《対策の展開》

1. 震度情報等の収集・伝達

(1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握

県は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内市町村すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、市に伝達する。



(2) 震度情報ネットワークシステムによる地震情報の把握

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報（規模、震源、震度等）を群馬県防災情報通信ネットワークにより群馬県へ伝達し、群馬県は同防災情報通信ネットワークにより市町村等へ地震情報を伝達する。また、前橋地方気象台は地震情報を「防災情報提供システム（インターネット）」により県（危機管理課）、市町村、その他の機関に伝達する。

市及び消防局へは、同防災情報通信ネットワーク及び「防災情報提供システム（インターネット）」により伝達される。

(3) 通信途絶時の代替通信手段

県は、NTT回線の途絶により市に震度情報及び地震情報が伝達できない場合は、県防災行政無線等で伝達する。

(4) 震度情報の伝達

総務部防災総括班は、県及び前橋地方気象台から伝達された震度情報を、ファクシミリ、有線電話、衛星携帯電話等により、各部及び関係機関等に伝達する。

2. 情報の収集・伝達・報告系統

収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び関係機関の間で迅速かつ的確に伝達・報告できる系統を確保する。

(1) 情報の収集・伝達手段

震災時における前橋市の情報の収集・伝達手段は次のとおりとする。

- ① 緊急地震速報、県防災情報提供システム、県防災行政無線、市防災行政無線
- ② 電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット等の通信手段
- ③ バイク、自転車等を用いた伝令

(2) 広域的な災害情報通信連絡手段

- ① 県防災行政無線及び伝令等により、県災害対策本部と直接情報連絡を行う。
- ② ファクシミリ、電話等により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- ③ 保有する県防災行政無線及び防災用トランシーバ等を中心に、市の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時

【地震】第1章 初動期の応急活動

の通信を確保する。

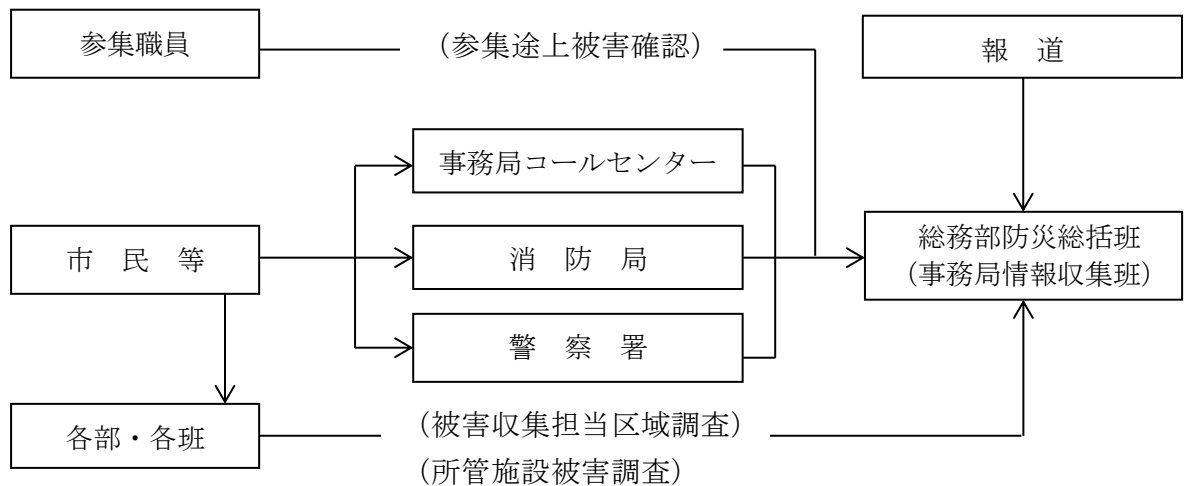
- ④ 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう、東日本電信電話株式会社群馬支店及び各施設管理者の協力を確保しておく。

(3) 前橋市における情報収集・伝達系統

震災時における前橋市の情報収集・伝達系統は次のとおりとする。

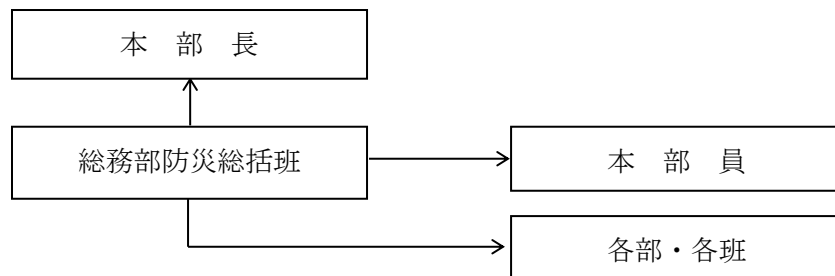
① 情報収集系統

【勤務時間外の地震発生直後】

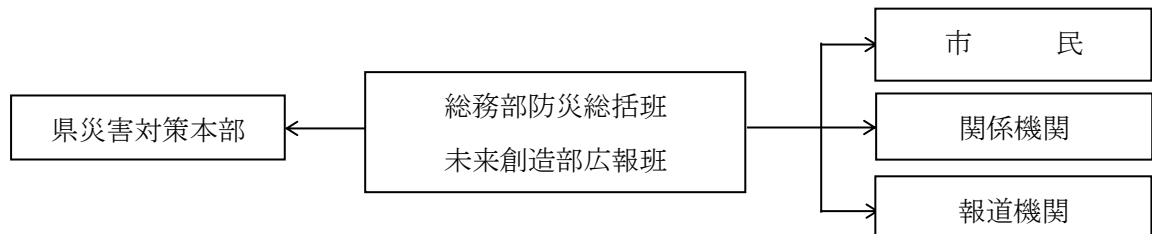


② 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 市民及び関係機関との伝達系統



3. 被害状況の把握

被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施する。

(1) 被害調査の実施

各部班長及び被害報告責任者は、現地調査員等が調査した被害状況を総務部防災総括班に報告する。

① 実施担当者

ア 現地調査員及び被害報告責任者

【地震】第1章 初動期の応急活動

あらかじめ定められた地区の被害調査を実施するとともに、自治会長と連絡をとって概括的な被害情報の収集を行い、被害報告責任者が調査結果を取りまとめ、総務部防災総括班に報告する。

イ 各部各班

事務分掌に基づき、概括的な被害調査を実施し、各部班長が調査結果を取りまとめ、総務部防災総括班に報告する。

② 調査内容

ア 人的被害をはじめ概括的被害状況調査

イ 道路・橋梁等被害状況調査

ウ 河川・水路等被害状況調査

エ 土砂災害等危険箇所調査

オ ライフライン施設の被害状況調査

カ 建物の被害状況調査

キ その他災害の発生拡大防止措置上必要な調査

(2) 各部所管施設の被害状況の把握

① 各部は各班の所管施設の被害状況を調査し、総務部防災総括班へ報告する。

② 各部は各班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部防災総括班へ報告する。

③ 被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

(3) 被害状況の集約

① 情報の集約

総務部防災総括班は、各部から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

ア 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等

イ 被害分布図等の作成

② 被害情報等の整理

総務部防災総括班は、取りまとめた情報を常に整理し、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

(4) 被害状況に基づく判断

市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、事務局受援班は、県に対して応援要請を行う。

4. 県等への報告

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

市は、収集した被害情報を以下の要領で県に報告する。

「災害報告要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防防第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに前橋行政県税事務所（TEL 231-2765 FAX 234-3345）を経由して県

【地震】第1章 初動期の応急活動

危機管理課に報告する。

この際、前橋行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課（TEL226-2244 FAX221-0158）に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、前橋行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を市に派遣し、市からの連絡に遺漏がないよう配慮する。市は、応援の必要性について、時期を逸することなく連絡

具体的な報告方法は次による。

① 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）により報告する。

② 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）により報告する。

報告の頻度は次による。

ア 第1報は、被害状況を確認次第報告

イ 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告

ウ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告

③ 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」により報告する。

④ 報告の方法

県防災情報通信ネットワークシステム、県防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

市は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課、関係地域機関又はその他関係機関に連絡する。

(3) 消防局における災害情報の連絡

消防局は、把握した災害情報を市災害対策本部及び県に報告する。

なお、119番通報が殺到したとき又は市内で震度5強以上の地震が発生したときは、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、その状況を直ちに県に報告するとともに、消防庁に直接報告する。

■消防庁連絡先

区分 回線別	応急対策室（平日 9:30～18:30）		宿直室（左記以外）	
	TEL	FAX	TEL	FAX
N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	048-500-90-49013	480-500-90-49033	048-500-90-49101 ～49102	048-500-90-49036

(4) 収集・報告に当たって留意すべき事項

① 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

【地震】第1章 初動期の応急活動

- ② 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び部内の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
 - ③ 市は、情報収集の迅速・正確を期すため、情報収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。特に災害発生初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
 - ④ 市は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
 - ⑤ 市は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。
- (5) 報告責任者の選任
- 市及び防災関係機関は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。
- 総括責任者：市における被害情報等の報告を統括する……1名
- 取扱責任者：市における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。

5. 通信の確保

災害時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

- (1) 無線通信機能の点検及び復旧
- 総務部防災総括班は、地震発生後、直ちに市防災行政無線、防災用トランシーバ及びインターネット等の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。
- (2) 有線電話途絶時の措置
- 有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障を来す場合は、次のような措置を講じる。
- ① 県、近隣市町村との連絡
- 主として県防災行政無線を利用して行う。また必要に応じ消防無線、警察無線、非常無線、携帯電話、衛星電話等あらゆる無線通信を活用するとともに、状況によっては伝令（自転車、バイク、徒歩等）の派遣を行う。
- ② 関係機関との連絡
- 関係機関に対して派遣を要請する場合、連絡員の配置を要請するとともに、所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。
- ③ 災害現場等出勤者との連絡
- 災害現場等に出動している各部職員との連絡は、防災用トランシーバ、携帯電話、衛星携帯電話、伝令（自転車、バイク、徒歩等）派遣等の適切な手段によって行う。
- (3) 緊急情報連絡用回線の設定
- 総務部防災総括班は、携帯電話等、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。
- (4) 通信窓口
- ① 連絡責任者の配置
- 各部等は、災害時に必要な情報の収集及び伝達など、関係機関相互の迅速かつ的確な連絡を確保するために情報連絡員を連絡責任者とする。

【地震】第1章 初動期の応急活動

② 取り扱い原則

通信の取り扱いは、通信事項の重要性等を判断して、適切な者が行う。

(5) 他機関が保有する通信設備等の利用

① 専用通信施設の利用

電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法に基づいて、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設等の利用を要請する。

通信内容	利用設備等	法的根拠
緊急を要する通知、要請、伝達又は警告	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	災対法 第57条
緊急を要する通知、要請、伝達又は警告	放送事業者の放送	
応急措置の実施に必要な緊急を要する通信	(第57条に同じ)	災対法 第79条

② 非常無線通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のための通信を行おうとする場合において、有線通信を利用することが著しく困難である場合は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づいて関東地方非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。

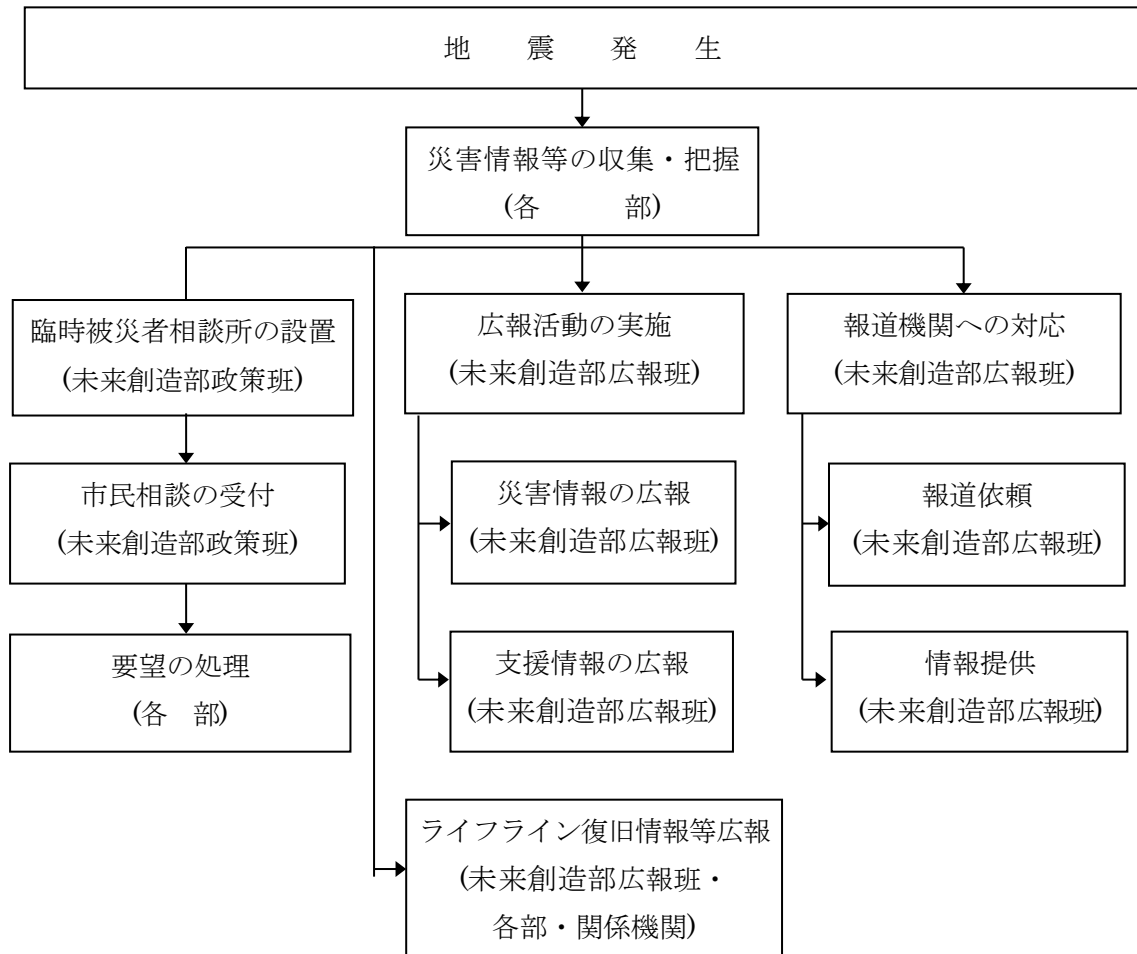
③ アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

第4節 災害広報・広聴対策

情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、被災者の多様な生活・居住環境、あらゆる状況の避難者に配慮した情報伝達により、市民に対して正確かつ分かりやすい情報を適時・適宜に提供する。

《応急対策の流れ》



1. 災害広報

災害情報、支援情報、ライフライン復旧情報等の市民向けの広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

《実施担当機関》

市担当部	未来創造部（広報班）
関係機関	

《対策の体系》



【地震】第1章 初動期の応急活動

《対策の展開》

(1) 災害情報

地震発生直後の速やかな災害情報の広報は、民心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。

① 発生した地震の震源・規模	⑦ 公共交通機関の運行状況
② 被害状況	⑧ 帰宅困難者への帰宅抑制
③ 二次災害の危険性	⑨ 応急対策の実施状況
④ 同規模程度の地震の可能性	⑩ 住民、関係団体等に対する協力要請
⑤ 避難情報の発令の内容	⑪ 避難時の注意事項
⑥ 交通規制の状況	⑫ その他市民の安全確保に必要なこと

(2) 支援情報

地震発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、次の事項を中心に広報活動を実施する。

① 避難所の名称・所在地・対象地区	⑧ 仮設住宅の設置、入居の情報
② 受診可能な医療機関・救護所の所在地	⑨ 各種減免措置等の状況
③ 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所	⑩ 各種貸付・融資制度情報
④ 住民の安否	⑪ り災証明・義援金の受付手続き情報
⑤ 各種相談窓口	⑫ 「災害用伝言ダイヤル171」や「災害用伝言板(web171)」、携帯電話会社各社の「災害用伝言版」の利用
⑥ 被災者に対する援助、助成	⑬ その他市民の安全確保に必要なこと
⑦ 災害ごみの処理方法	

(3) ライフライン復旧情報等

未来創造部広報班は、水道局水道総務班、関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動を支援する。

- | |
|-------------------------------|
| ① 上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関すること |
| ② 電気、ガス、交通機関等の復旧に関すること |
| ③ 電話の復旧に関すること |
| ④ 電気・ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関すること |

(4) 広報の手段

市が主体として行う広報手段は、概ね次のとおりとする。

① 市防災行政無線による放送	⑥ まちの安全ひろメールによる配信
② 広報車による巡回放送	⑦ ラジオ放送（まえばしCITYエフエム）
③ 市ホームページへの掲示	⑧ ファクシミリ（自治会等）
④ 災害広報紙の発行	⑨ SNS（エックス等）
⑤ 避難所、公共施設等の掲示板（紙媒体）	

(5) 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、データ放送による災害関連情報やファクシミリ、テレホンサービスやインターネット等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。

【地震】第1章 初動期の応急活動

2. 報道機関への情報提供等

報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

《実施担当機関》

市担当部	未来創造部（広報班）
関係機関	

《対策の展開》

(1) 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼は、未来創造部広報班で取りまとめ、報道機関へ報道を依頼する。

(2) 災害情報の提供

広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護を配慮する。

【情報提供の主な項目】

- ① 災害発生場所及び発生日時
- ② 被害状況・復旧に関する事
- ③ 応急対策の状況に関する事
- ④ 避難に関する事
- ⑤ 市民に対する協力要請及び注意事項
- ⑥ 支援施策に関する事
- ⑦ その他必要な情報

3. 臨時被災者相談所の設置

災害による家や財産の滅失、失業した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、臨時被災者相談所を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

《実施担当機関》

市担当部	未来創造部(政策班)、文化スポーツ観光部
関係機関	国際交流協会

《対策の体系》

市民の各種相談窓口の設置	(1) 市民相談窓口の開設 (2) 相談内容 (3) 実施体制 (4) 要望の処理

《対策の展開》

(1) 市民相談窓口の開設

市民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談、要配慮者等からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に臨時被災者等相談所を開設する。

(2) 相談内容

臨時被災者相談所への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

【地震】第1章 初動期の応急活動

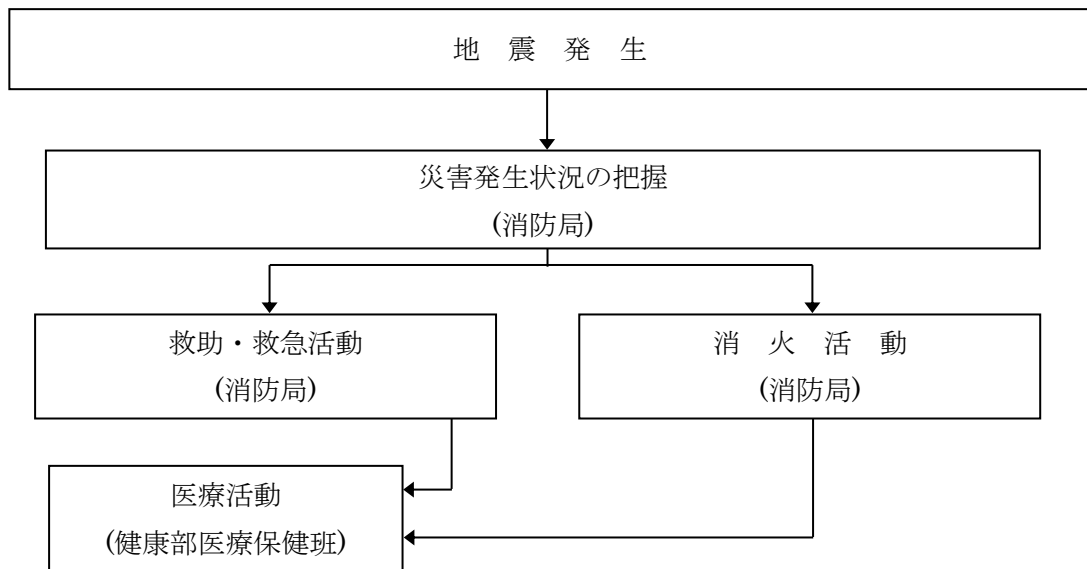
- ① 上水道・下水道の修理に関すること
 - ② 外国人、来訪者等の移動、帰宅・帰国に関すること
 - ③ 要配慮者対策等の福祉に関すること
 - ④ 災害弔慰金等の支給に関すること
 - ⑤ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること
 - ⑥ 租税等の減免、徴収猶予等に関すること
 - ⑦ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関すること
 - ⑧ 仮設住宅建設・入居に関すること
 - ⑨ 中小企業及び農業関係者の支援に関すること
 - ⑩ その他生活再建に関すること
- (3) 実施体制
- ① 各部から対応職員を派遣し、電話及び市民対応業務全般について実施する。
 - ② 臨時被災者相談所の開設時には、テレビ・ラジオ、広報車、市防災行政無線、市ホームページ、まちの安全ひろメール、SNS、広報紙等で市民へ周知する。
- (4) 要望の処理
- ① 被災した市民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
 - ② 臨時被災者相談所で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

【地震】第1章 初動期の応急活動

第5節 救助・救急、医療及び消火活動

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な人命救助・救出、医療活動、消火活動を実施する。

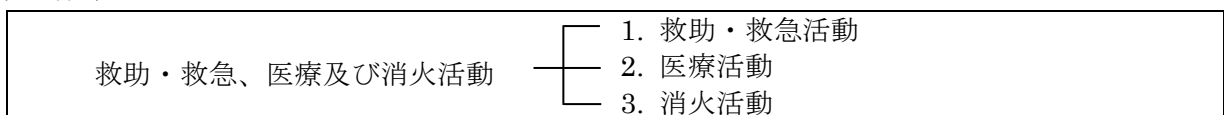
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	消防局、健康部（医療保健班）
関係機関	自主防災会、日本赤十字社群馬県支部

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 救助・救急活動

(1) 市民・自主防災会及び事業所（企業）による救助・救急活動

市民は、自らの身の安全の確保及び出火防止の措置を講じた後、家族や近隣住民の被災状況を確認し、必要があれば住民同士で協力し、又は自主防災会の一員として被災者の救出、応急処置、初期消火等に努める。

救助・救急活動に必要な資機材については、自主防災会・消防団等が所有する資機材の使用のほか市、前橋行政県税事務所等よりの資機材の貸し出しを受ける。

なお、市民、自主防災会及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力するものとする。

(2) 消防による救助・救急活動

消防局は、次により救助・救急活動を行う。なお、救助・救急活動においては、消防職員等の惨事ストレス対策に配慮する。

【地震】第1章 初動期の応急活動

① 活動の方針

- ア 地震発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。この際、火災の発生も予想されるので、あらかじめ定めた計画に基づき人員を振り分けて活動する。
- イ 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- ウ 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- エ 重機類等資機材を有効に活用する。
- オ 要救助案件が多発し多数の消防部隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。

② 活動の内容

ア 災害状況の把握

消防局は、以下の事項について被災地域の情報を収集し、実態の把握に努める。

- (ア) 道路、橋梁等の被害状況
- (イ) 建築物の倒壊状況及び火災の延焼地域とその危険性
- (ウ) 負傷者、要救助者の発生地域及び情報空白地域
- (エ) 部隊の出動可否と通行可能道路 等

イ 救助活動の実施

警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

ウ 傷病者の搬送

消防局は、災害現場で傷病者の応急手当を実施するとともに、健康部医療保健班、公益社団法人前橋市医師会等関係医療機関と連携し、災害状況、通行可能道路及び市内の診療需要情報を把握して、迅速かつ的確に患者搬送を行う。

エ 特殊機器の活用

特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。

また、作業用重機は、関係業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

(3) 応援・派遣の要請

① 県内の消防機関への応援要請

消防局長は、災害等の発生により必要な場合は、消防相互応援協定等に基づき県内の消防機関への応援を要請する。

② 群馬県防災航空隊への応援要請

消防局長は、災害等の発生により必要な場合は、県に防災ヘリコプターの応援を要請する。

③ 緊急消防援助隊への応援要請

本部長（市長）は、大規模災害等より必要な場合は、緊急消防援助隊の派遣を知事に要請する。

④ 自衛隊の派遣要請

本部長（市長）は、大規模災害等により必要な場合は、自衛隊の派遣を知事に要請する。

⑤ 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請

消防局長は、災害時等において負傷者が多数発生し、救護活動が必要と認められる場合

【地震】第1章 初動期の応急活動

は、群馬DMA Tの派遣を要請する。

⑥ 災害救助犬の派遣団体の応援

災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申し出があったときは、積極的に受け入れる。

(4) サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、消防局は、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請する。

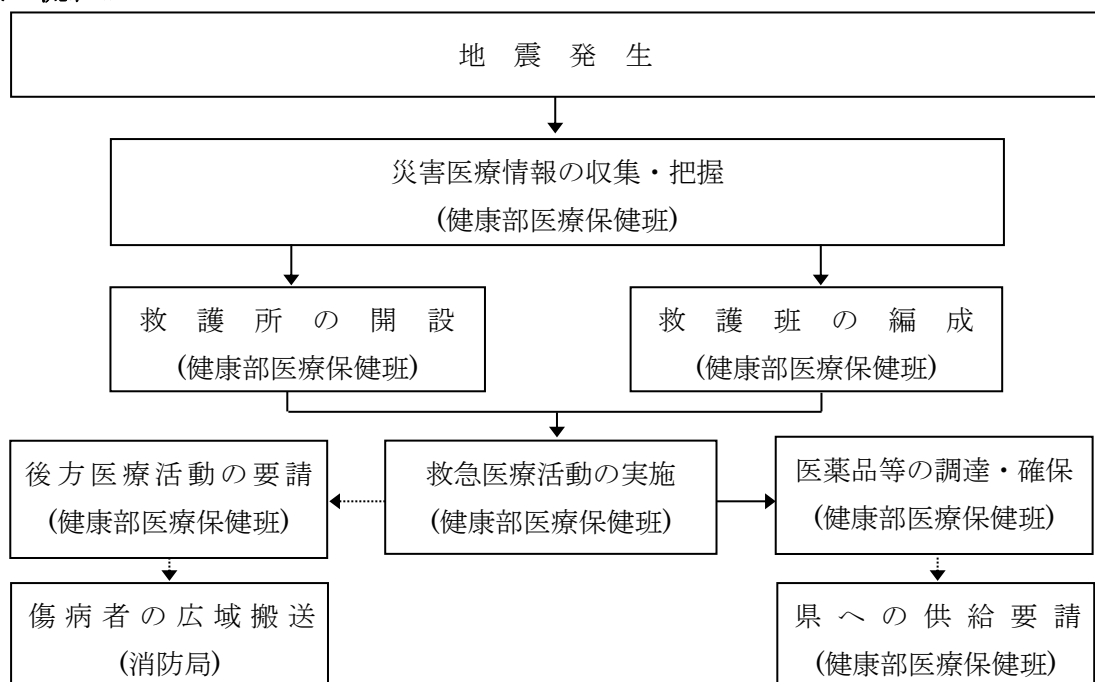
(5) 関係機関の連携

消防局は、警察機関、自衛隊及び県と、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動する。この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置して活動の円滑化を図る。

2. 医療活動

災害のため地域医療等の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関等の混乱のため、市民が医療、助産等の手段を失った場合は、医療機関との連携のもとに、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む。）活動を実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。なお、活動にあたっては、職員等の惨事ストレス対策に配慮する。

《応急対策の流れ》

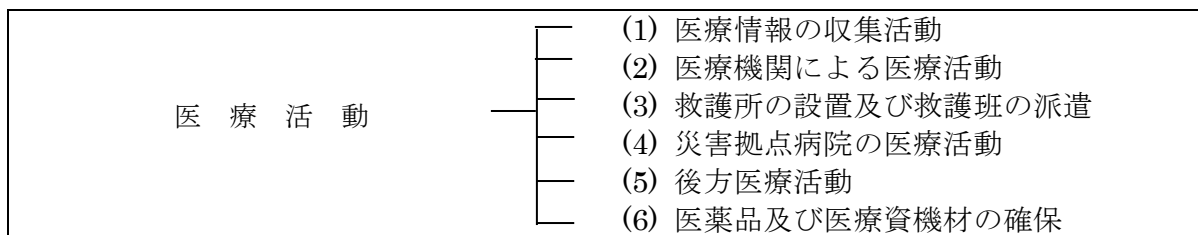


《実施担当機関》

市担当部	健康部(医療保健班)、消防局
関係機関	公益社団法人前橋市医師会、一般社団法人前橋市歯科医師会、日本赤十字社群馬県支部、県

【地震】第1章 初動期の応急活動

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 医療情報の収集活動

健康部医療保健班は、消防局と協力して、医療機関と密接な連携のうえで医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

(2) 医療機関による医療活動

被災地域内の医療機関は、次により医療活動を行う。

- ① 来院した傷病者又は、搬送された傷病者に対し治療を施す。
- ② 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- ③ 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- ④ 転送先の検討に当たっては、群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- ⑤ 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、市又は県に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

(3) 救護所の設置及び救護班の派遣

- ① 市は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、救護所を設置する。救護所は、小・中学校等に設置するものとする。
- ② 市は、救護所を設置したときは、速やかに、県（医務課）に対して群馬DMA Tや日本赤十字社群馬県支部救護班の派遣を要請する。また、必要に応じ、公益社団法人前橋市医師会、一般社団法人前橋市歯科医師会等に救護班の組織編成を要請し、救護所に派遣する。
- ③ 救護所での活動

救護所では、次の医療活動を行う。

ア	傷病者に対する応急処置
イ	トリアージ(傷病者ごとの治療の優先順位)の実施
ウ	後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
エ	死亡の確認及び遺体の検案(死因その他医学的検査)
オ	緊急時の助産

軽傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

(4) 災害拠点病院の医療活動

災害拠点病院は、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救急救命等の医療活動を中心に行うとともに、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。

【地震】第1章 初動期の応急活動

■市内災害拠点病院

基幹災害拠点病院	前橋赤十字病院
地域災害拠点病院	群馬大学医学部附属病院、群馬県済生会前橋病院、独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院

(5) 後方医療活動

市内拠点病院での救急医療活動のほか、市内の医療機関への医療活動及び県と協力して被災地域外の医療機関に広域の後方医療活動を要請する。

① 市内の医療機関による医療活動

市内の病院を中心に各医療機関で医療活動を実施する。

救護所の医師の指示による場合は、収容医療機関を選定するとともに、傷病者の傷病状況に応じて、医師を同乗のうえ搬送する。

② 広域の後方医療活動

救護所及び市内災害拠点病院、市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、県と調整して被災地域外の医療機関に広域の後方医療活動を要請する。

被災地以外の医療機関への搬送は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、総務部防災総括班は、県にヘリコプターの出動を要請する。

■県内（前橋市外）の災害拠点病院

地域災害拠点病院	独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター、医療法人社団日高会日高病院、独立行政法人国立病院機構渋川医療センター、公立藤岡総合病院、公立富岡総合病院、原町赤十字病院、独立行政法人国立病院機構沼田病院、利根中央病院、伊勢崎市民病院、伊勢崎佐波医師会病院、桐生厚生総合病院、SUBARU健康保険組合太田記念病院、公立館林厚生病院

(6) 医薬品及び医療資機材の確保

日本赤十字社群馬県支部及び医療機関等と協力し、医薬品、医療用資機材及び輸血用血液を調達・確保する。

① 医療品等の調達・確保

医療活動に必要な医薬品、医療用資機材は備蓄品を活用するとともに、市内医療機関、一般社団法人前橋市薬剤師会等の協力を得て調達・確保を行う。輸血用血液については、日本赤十字社群馬県支部へ供給を依頼する。

② 供給の要請

医薬品等が不足する場合、健康部医療保健班は、県に対して供給の要請を行う。

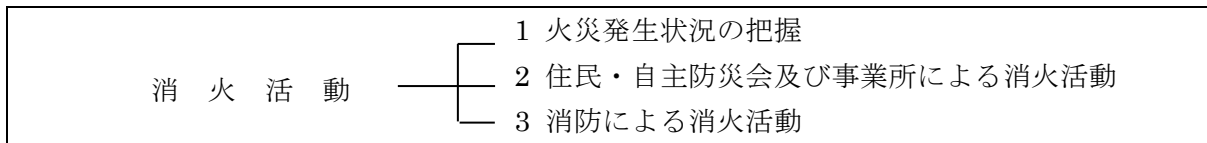
3. 消火活動

《実施担当機関》

市担当部	消防局
関係機関	自主防災会

【地震】第1章 初動期の応急活動

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 火災発生状況の把握

より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して火災発生情報の収集伝達を行う。

① 情報の収集

消防局は、総務部防災総括班との連携とともに、市民からの通報、避難場所からの情報、ヘリコプターからの情報等によって、市内の火災発生状況の把握に努める。

② 県等への報告

地震等による火災の同時多発や多数の死傷者が発生した場合、その状況を直ちに県等に報告する。

(2) 住民・自主防災会及び事業所による消火活動

① 住民及び自主防災会による消火活動

住民及び自主防災会は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防活動に協力するものとする。

② 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

(3) 消防による消火活動

消防局は、消防団と連携し、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼実態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

① 出動体制

市域における火災及び地震災害の状況に応じて、迅速に重点的な部隊の配置を行う。消防隊の出動体制については、消防局の定める「警防規程」及び「部隊運用規程」による。

② 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、消火活動重点地域における消火活動や、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

【地震】第1章 初動期の応急活動

ア 火災防御活動の原則

(ア) 同時に複数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
(イ) 避難所及び避難路の周辺で火災が発生した場合	当該避難所及び避難路の安全確保を優先する。
(ウ) 高層建築物、地階等の火災	他の延焼拡大危険性大なる火災を鎮圧した後に部隊を集結する。
(エ) 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、又は既に延焼拡大した火災	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。
(オ) 大規模に延焼拡大した火災	重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

イ 火災防御活動の区分

(ア) 分散防御活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出動させ、火災を少数小隊で防御する。
(イ) 重点防御活動	延焼火災のうち避難所及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。
(ウ) 拠点防御活動	避難所の安全確保のみを目的とする。

(4) 応援要請

① 県内の消防機関への応援要請

消防局長は、災害等の発生により必要な場合は、消防相互応援協定等に基づき県内の消防機関への応援を要請する。

② 緊急消防援助隊への応援要請

本部長（市長）は、大規模災害等より必要な場合は、緊急消防援助隊の派遣を知事に要請する。

(5) 二次火災の防御

地震発生から数時間～数日後に発生する地震に関連した火災の発生を防止するため、出火防止措置を講じる。

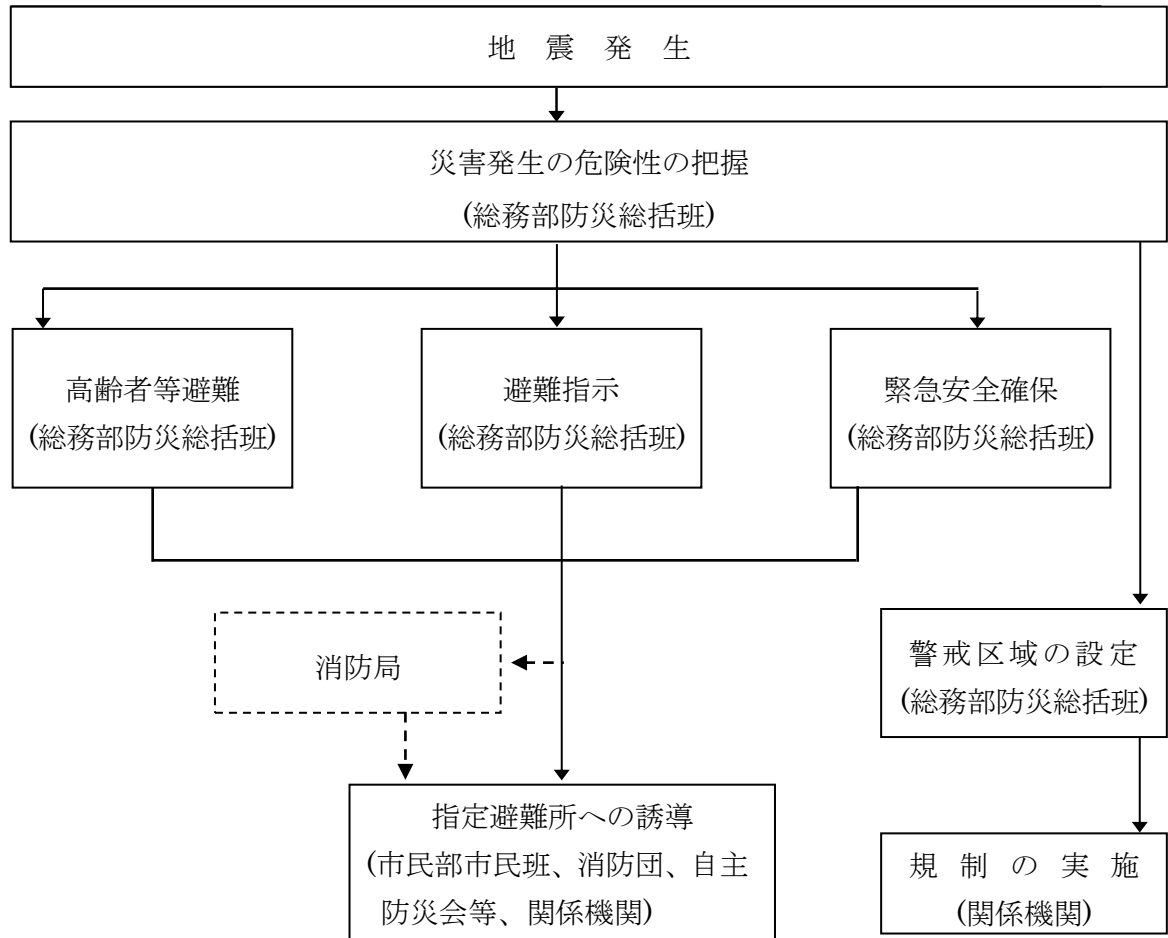
特に電力回復時の通電火災について防止を図るため、住民への注意喚起の広報を実施する。

【地震】第1章 初動期の応急活動

第6節 応急避難及び避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難情報発令、誘導等必要な措置を講じる。避難誘導は、地域の自主防災会等が中心となっていく。特に、要配慮者の支援に配慮する。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	総務部（防災総括班）、市民部（市民班）、消防局
関係機関	消防団、自主防災会、警察署、自衛隊

《対策の体系》

応急避難	1 避難情報の発令 2 避難誘導 3 警戒区域の設定

《対策の展開》

1. 避難情報

地震の発生によって、がけ崩れ等の被害の危険性がある地域の住民に対し、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市を中心として、相互に連絡を取りながら避難情報を発令し、市民の生命又は身体の安全を確保する。

【地震】第1章 初動期の応急活動

(1) 避難情報の発令

市長又は法令により権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難情報を発令する。

避難情報に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次のとおりである。

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	市長	要配慮者の避難開始 市民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特別な必要があると認められるとき。 知事は、市長がその全部又は大部分を行えないときに行う。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態で、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態で、特に急を要し、警察官がその場にいないとき。
緊急安全確保	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。 知事は、市長がその全部又は大部分を行えないときに行う。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	緊急安全確保措置の指示	市長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。

(2) 明示する事項

市長等が避難情報を発令する場合は、状況の許すかぎり次の各号に掲げる事項を明らかにしてこれを行う。

■避難時に明示する事項

- ① 避難対象地域（町丁名、施設等）
- ② 避難先（避難所の名称）
- ③ 避難経路（避難所への安全な順路）
- ④ 避難情報発令の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）

【地震】第1章 初動期の応急活動

- ⑤ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）
- ⑥ その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難等）

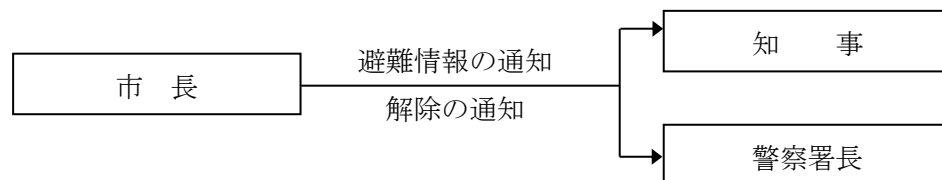
(3) 伝達方法

避難情報の発令は、防災行政無線、サイレン、広報車、市ホームページ、まちの安全ひろメール、緊急速報メール、Lアラート（テレビ・ラジオ放送等）、SNS、Yahoo!防災速報を用いた伝達手段の多重化や多様化を図り、対象住民に迅速かつ的確に伝達する。

(4) 避難情報の関係機関への通知

① 市長が避難情報を発令した場合

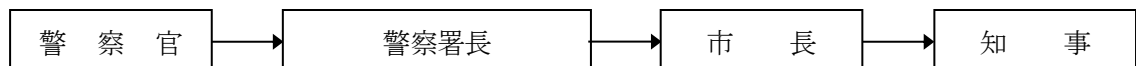
市長は、避難情報を発令した場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。



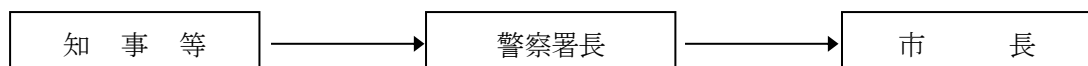
② 市長以外が避難情報を発令した場合

市長以外が避難情報を発令した場合は、直ちに総務部防災総括班に報告し、市長は上記に準じて関係機関等へ連絡する。

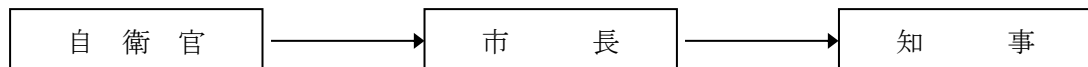
《警察官の措置》



《知事若しくはその命を受けた職員等の措置》



《自衛官の措置》



(5) 避難情報の解除

市長は、避難の必要がなくなった時は、直ちにその旨を公示し、同時に知事に報告する。なお、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認を行う。

2. 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互の連携のもとに、要配慮者に配慮しつつ、避難情報の発令及び避難誘導等必要な措置を講じる。

(1) 避難誘導

市長が避難情報を発令した場合は、住民の避難誘導を実施する。

① 指定避難所への住民の避難誘導

市民部市民班は、警察署及び消防団と連携し、自主防災会等の協力を得て、指定避難所

【地震】第1章 初動期の応急活動

への住民の避難誘導を実施する。

② 学校、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、事業所、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

③ 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。

(2) 避難にあたっての留意点と方法

① 避難にあたっての留意点

避難にあたり、次の事項を周知徹底する。

ア 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。

イ 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じる。

ウ 非常持出し品等は最小限にとどめる。

② 避難の方法

避難は、災害の規模、状況に応じて次のように実施する。

ア 避難者は地区内の公園・空地等に集合し、事前に選定した安全な経路を通して徒歩で避難する。

イ 指定避難所が火災等で危険と判断された場合、災害対策本部が別に指定する他の避難所等へ移動する。

③ 要配慮者への配慮

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災会の協力を得て、避難情報を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努める。

3. 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

(1) 市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行う。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、市長その他市長の職権を行

【地震】第 1 章 初動期の応急活動

う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行う。

(4) 警戒区域の設定の連絡

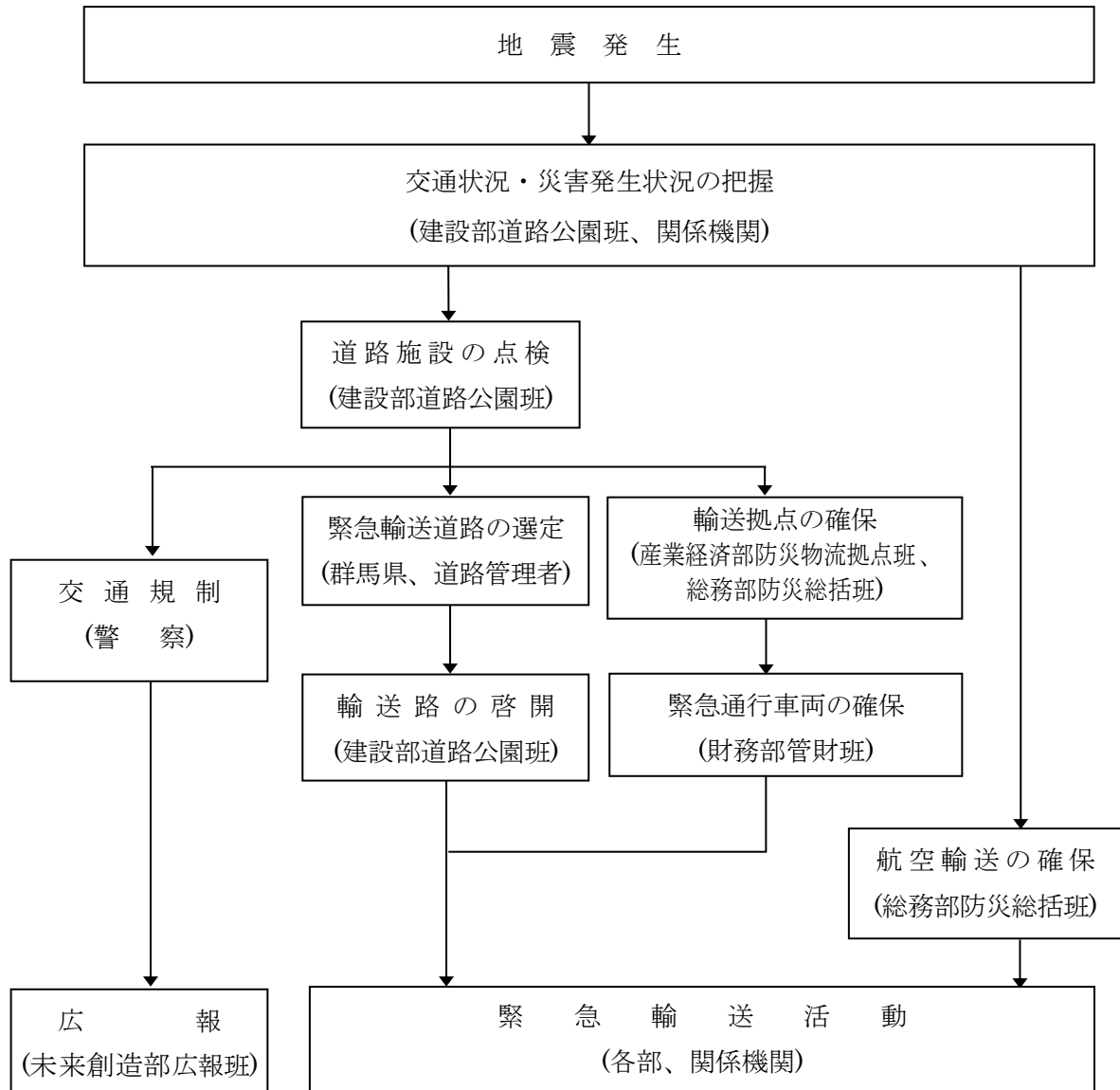
市は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（前橋行政県税事務所を經由して県危機管理課、又は直接県危機管理課）、警察署、消防局等に連絡する。

【地震】第1章 初動期の応急活動

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	総務部(防災総括班)、未来創造部(政策班・広報班)、 財務部(管財班)、産業経済部(防災物流拠点班)、建設部(道路公園班)
関係機関	警察署、道路管理者、自衛隊、東日本旅客鉄道株式会社、 上毛電気鉄道株式会社、一般社団法人群馬県バス協会

《対策の体系》

緊急輸送のための交通の確保・ 緊急輸送活動	1 輸送に当たっての配慮事項 2 輸送の優先順位 3 交通の確保 4 緊急輸送

【地震】第1章 初動期の応急活動

《対策の展開》

1. 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2. 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ① (1)の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ① (1)、(2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活必需品

3. 交通の確保

(1) 交通状況の把握

① 関係機関への連絡

道路管理者は、通行可能な道路を迅速に把握して、県（道路管理課）及び前橋警察署・前橋東警察署に連絡する。

② 各部への連絡

建設部道路公園班は県が決定した緊急輸送道路について、各部に連絡する。

③ 市民への周知

未来創造部広報班は、緊急輸送道路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を十分に発揮させるため、県が行う市民への周知に協力する。

(2) 交通規制の実施

建設部道路公園班は、県公安委員会、警察とともに、災害応急活動に必要な交通規制・管制を実施する。

① 県公安委員会、警察による交通規制

【地震】第1章 初動期の応急活動

県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県及び市町村と協議の上（協議する時間的余裕がない時は協議を省き）、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間を決定し、交通規制を実施する。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに県、市町村その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図る。

② 道路管理者による交通規制

道路管理者は、警察署との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

ア 交通規制の実施

災害時において、道路の破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、道路管理者は、警察署と協議し、区間を定めて車両の通行を禁止し、又は制限する。

イ 交通規制の標識等の設置

車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

③ 広報

交通規制を実施する場合は、警察署と連携してテレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により広く一般に周知する。

④ 相互連絡

建設部道路公園班は、警察署と被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行制限の対象、区間、理由等を相互に通知する。

⑤ 被災地内における一般交通の確保

道路管理者及び公安委員会は、被災地内の交通規制及び緊急通行車両以外の交通規制を行ったときは、その状況について以下のように対応する。

ア 関係道路の主要交差点への標示

イ 関係機関への連絡

ウ 一般住民に対する公報

エ う回路等の標示等の方法によって徹底に努め、一般交通の確保を図る

(3) 路上の車両等の撤去

① 警察官等による撤去

警察官（警察官がその場にはいないときは消防職員又は自衛官）は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。

上記の命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官（警察官がその場にはいないときは消防職員又は自衛官）は、自ら当該措置をと

【地震】第1章 初動期の応急活動

るものとする。

② 道路管理者による撤去

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合等で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間を指定した上で、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等の移動等の命令を行うものとする。占有者等が当該措置をとらない場合、占有者等がその場にいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。

(4) 道路・橋梁の応急復旧

道路管理者は、管理する道路・橋梁について、応急復旧（障害物の撤去を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。

① 被災道路への措置

建設部道路公園班は、市が管理する道路・橋梁について、警察署と連携して被災道路の通行禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路への応急措置を行う。

② 路上障害物の除去

警察機関、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去に協力するものとする。

③ 人員、資機材の確保

道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、応急復旧に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。

市は、緊急輸送を確保するため必要と認めるときは、道路管理者に対し応急復旧の実施を要請する。

④ 緊急輸送道路の道路啓開

ア 建設部道路公園班は、緊急輸送道路を確保するため、関係業者等の協力を得て市道の道路啓開作業を行う。道路啓開に必要な重機（ショベル、ブルドーザー等）についても関係業者等から調達する。

イ 道路管理者は、市が管理する道路において、市に代わって国が道路啓開を行うことが適当と考えられるときは、道路啓開を代行できる制度により国（国土交通省）へ要請を行う。

(5) ヘリポートの確保

① あらかじめ設定した災害時用ヘリコプター離着陸場適地の他、臨時にヘリコプター離着陸場が必要な場合には、災害時用臨時ヘリコプター離着陸場を次の点に留意して選定する。

ア 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）

イ 地面斜度が6度以内のこと

ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること

エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと

オ 車両等の進入路があること

カ 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること

【必要最小限度の地積】

- ・ 大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・ 中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・ 小型ヘリコプター：30m四方の地積

【地震】第1章 初動期の応急活動

② 総務部防災総括班は、選定した災害時用臨時ヘリコプター離着陸場における障害物の有無等、利用可能状況を県へ報告する。

③ 総務部防災総括班は、消防局、警察、自衛隊等と協議し、開設するヘリコプター離着陸場を指定する。

(6) 鉄道交通の確保

東日本旅客鉄道株式会社及び上毛電気鉄道株式会社は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、県（危機管理課（災害対策本部が設置された場合は交通政策課））に連絡するとともに応急復旧を行う。

(7) バス交通の確保

市は、バス事業者を通じて運行中の車両の状況を把握する。また、収集した災害・交通関係の情報をバス事業者に伝達し、運行の継続、再開を図る。

(8) 輸送拠点の確保

産業経済部防災物流拠点班は、防災物流拠点を「グリーンドーム前橋」に設置し、この中に24時間体制の救援物資集配所を設置する。総務部防災総括班及び管財班は、「グリーンドーム前橋」の他に輸送拠点が必要な場合には、県、協定締結先、関係機関等と協議し、輸送拠点を指定する。

4. 緊急輸送

(1) 輸送手段の確保

財務部管財班は、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用する他、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

① 輸送車両の確保

ア 財務部管財班は、市有車両を確保・管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

イ 財務部管財班は、市有車両では不足が生じた場合は、県を通じて一般社団法人群馬県トラック協会からの車両確保の要請又は民間会社から自動車の借り上げを行う。この際、調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を警察署に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

ウ 財務部管財班は、必要に応じ、自動車運送事業者に対して緊急輸送の協力要請を行う。

② 燃料の調達・確保

総務部契約監理班は、緊急用物資や災害復旧資機材等の円滑な緊急輸送を実施するため、車両の燃料の調達・供給体制を確保する。

③ 鉄道の確保

未来創造部政策班は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

④ ヘリコプターの確保

総務部防災総括班は、自動車による輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、県にヘリコプターの確保を要請する。

(2) 緊急通行車両の確認

【地震】第1章 初動期の応急活動

① 趣旨

知事（危機管理課・行政（行政県税）事務所）又は県公安委員会（警察本部・警察署）は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認及び緊急通行車両確認標章等の交付を災害発生時等よりも前に行えるものである。

② 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分する。

ア 第1順位の対象車両

- (ア) 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- (エ) 医療機関に搬送する重傷者
- (オ) 交通規制に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

- (カ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

- (キ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- (ア) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (イ) 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- (ウ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- (ア) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (イ) 生活必需品

これらの者を輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

③ 確認手続き

財務部管財班は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両使用申出書」を県又は公安委員会に提出する。このとき、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受けている車両は、あわせて提出する。県又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付する。

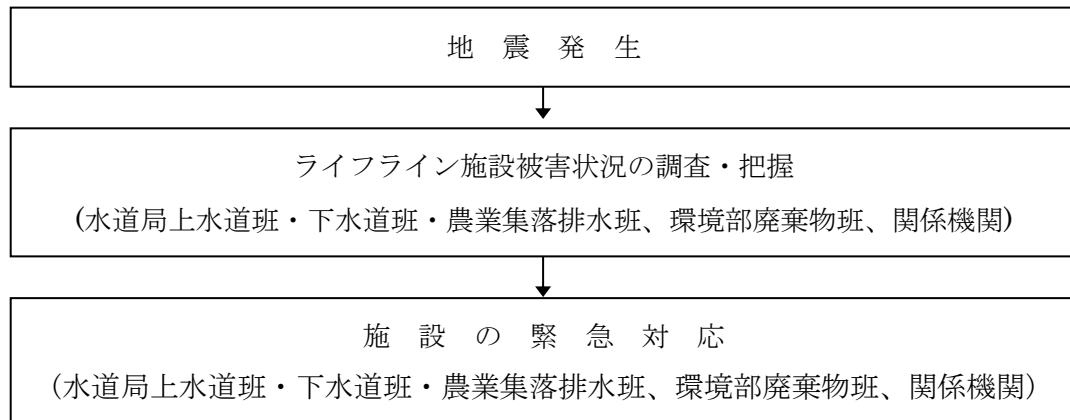
緊急車両標識は車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

【地震】第1章 初動期の応急活動

第8節 ライフラインの緊急対応

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と二次災害防止対策を実施するとともに、必要な機能を確保する。

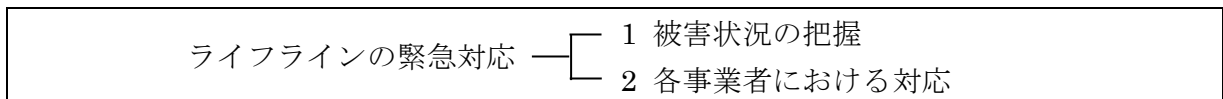
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	水道局（上水道班・下水道班・農業集落排水班）、環境部（廃棄物班）
関係機関	警察署、東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社、東京ガス株式会社群馬支社、東日本電信電話株式会社群馬支店

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 被害状況の把握

- (1) 水道局上水道班・下水道班・農業集落排水班及び環境部廃棄物班は、地震が発生した場合には、速やかに所管施設の被害状況を調査し、水道総務班に報告する。報告を受けた水道総務班は、速やかに総務部防災総括班に報告する。
- (2) 総務部防災総括班は、電力供給施設、ガス供給施設、電気通信施設の各事業者から報告を受け、被害状況を把握する。

2. 各事業者における対応

(1) 上水道施設

- ① 水道局上水道班は、上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。
- ② 必要に応じて、消防局、警察署、付近住民に通報する。

(2) 下水道施設

- ① 水道局下水道班は、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大、施設の機能確保が困難であると予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

【地震】第1章 初動期の応急活動

② 必要に応じて、消防局、警察署、付近住民に通報する。

(3) 農業集落排水処理施設

① 水道局農業集落排水班は、農業集落排水処理施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大、施設の機能確保が困難であると予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

② 必要に応じて、警察署、付近住民に通報する。

(4) 地域し尿処理施設

① 環境部廃棄物班は、地域し尿処理施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大、施設の機能確保が困難であると予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

② 必要に応じて、警察署、付近住民に通報する。

(5) 電力供給施設

東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社は、電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、地震の被害及び火災の拡大等に伴い漏電、感電等の二次災害のおそれがあり、必要と認めた場合、又は消防局、群馬県、警察署から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な危険防止措置を講じる。

(6) ガス供給施設

東京ガス株式会社群馬支社は、都市ガスの漏えい等による二次災害のおそれがあると判断される場合には、東京ガス株式会社災害対策本部の指令に基づいて、ブロック単位でガス供給を停止する等の危険防止措置を講じる。

(7) 通信施設

東日本電信電話株式会社群馬支店は、地震の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到によって交換機が異常輻そうに陥り、重要通信の疎通が困難になるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関係する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

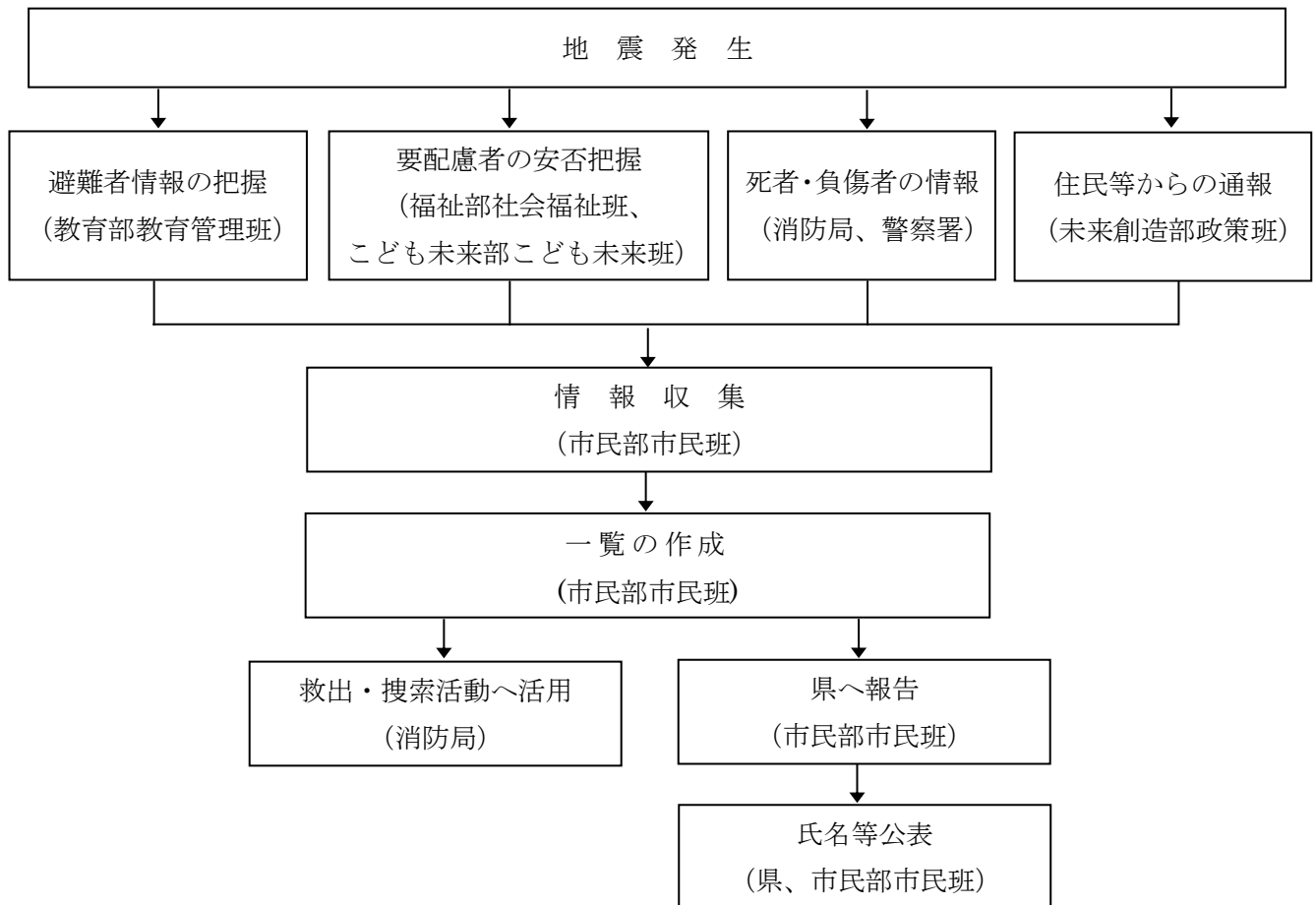
また、市民等の個別安否確認等の連絡に対応するため、「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板（web171）」の利用を周知する。

【地震】第1章 初動期の応急活動

第9節 安否不明者の把握

効率的な救出や捜索活動のため、収集した情報を基に一覧を作成し、氏名等を公表して安否不明者の絞り込みに努める。

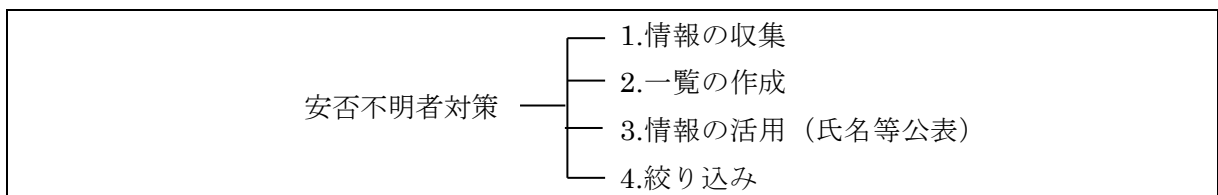
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	市民部（市民班）、各部各班
関係機関	県、警察署、自治会

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 情報の収集

避難所で作成した避難者台帳、要配慮者に係る安否の情報、住民等からコールセンターに寄せられた通報、関係機関からの情報を収集する。

2. 一覧の作成

【地震】第1章 初動期の応急活動

収集した安否不明者に関する情報の重複を整理し、住民基本台帳と照合して誤りを修正するとともに、DV被害等に係る閲覧制限措置の有無を確認し一覧を作成する。

3. 情報の活用（氏名等公表）

作成した安否不明者一覧を県に報告し、救出・搜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表する。

4. 絞り込み

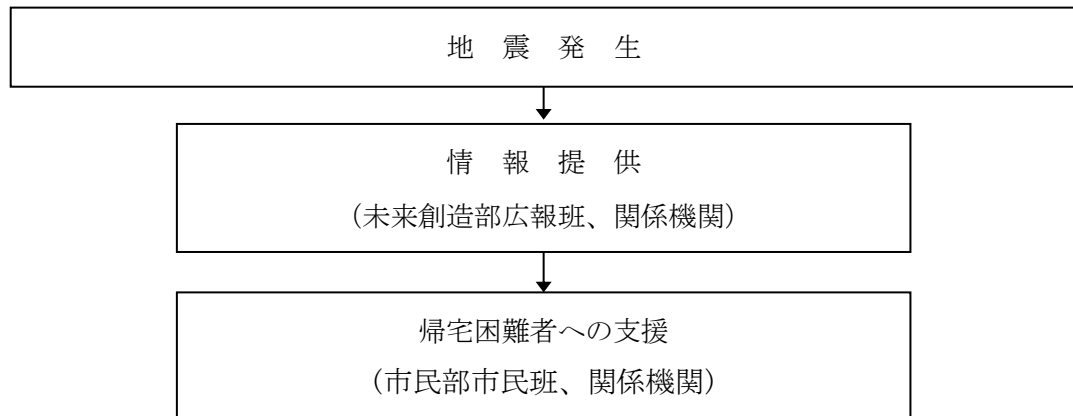
被災者氏名等を公表したことにより住民等から寄せられる情報や各部各班及び関係機関が引き続き把握した安否不明者に関する情報を収集・精査し、安否不明者の絞り込みを行う。

【地震】第1章 初動期の応急活動

第10節 帰宅困難者対策

帰宅困難者には、交通機関の被災状況、帰宅に必要な各種情報を提供する。また、最寄りの公共施設及び一時滞在施設に誘導するよう鉄道事業者と連携した対応を行う。

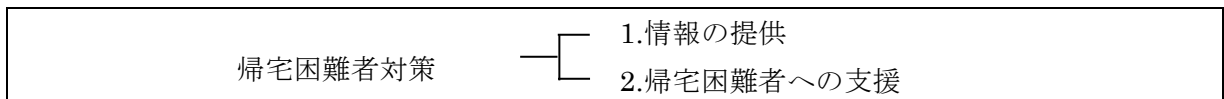
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	未来創造部（広報班）、 市民部（市民班）
関係機関	東日本旅客鉄道株式会社、上毛電気鉄道株式会社

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 情報の提供

市は、東日本旅客鉄道株式会社、上毛電気鉄道株式会社と連携して、帰宅困難者発生状況を把握し、交通機関の被害状況や交通状況等の帰宅に必要な情報提供を行う。

2. 帰宅困難者への支援

市は、帰宅行動を支援するために、飲料水・食料を配布するよう努める。また、鉄道等の途絶による帰宅困難者は、最寄りの公共施設及び一時滞在施設に誘導するよう鉄道事業者に伝達する。

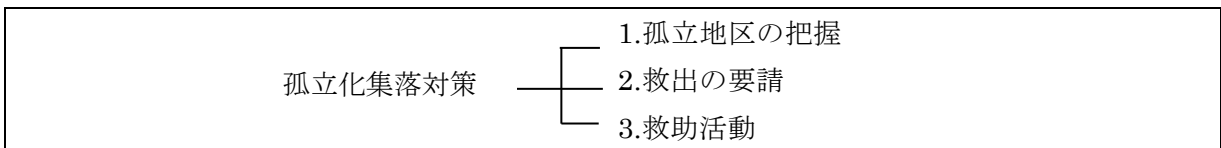
第11節 孤立化集落対策

市は、道路被災状況及び情報収集状況から孤立化集落の予測を行い、孤立化集落からの救助を行う。

《実施担当機関》

市担当部	各部
関係機関	県、自衛隊

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 孤立地区の把握

道路の被災状況、情報の収集状況等から孤立地区を抽出する。

2. 救出の要請

市は、孤立地区の状況が不明、あるいは支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊、県防災ヘリコプター等の出動を要請する。その際、孤立地区のヘリコプター着陸可能場所の位置情報等を提供する。

3. 救助活動

市は、孤立化集落の解消に向けて次の対策を実施する。

(1) 情報の収集・整理

市は、孤立地区内の傷病者、要配慮者等の情報を収集する。要救助者がいる場合は、容態、人数等に関する情報を収集し県に報告する。

(2) 食料・生活必需品等の供給

災害発生当初は、原則的に地区内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通しあって生活することを原則とする。

市は、救助までの間又は道路が応急復旧するまでの間、孤立地区住民の生活の維持のため、ヘリコプター等による食料、生活必需品等の輸送を実施する。

(3) 孤立集落地区からの救出

県及び自衛隊は、傷病者について最優先でヘリコプター等により救出を行う。この際、救出した傷病者の搬送先、ヘリポートから医療機関までの搬送手段を確保しておく。

また、傷病者が多数いる場合、市は、救護班を現地に派遣し対応する。

その後、孤立地区内の住民の救出活動を行う。

(4) 道路の応急復旧

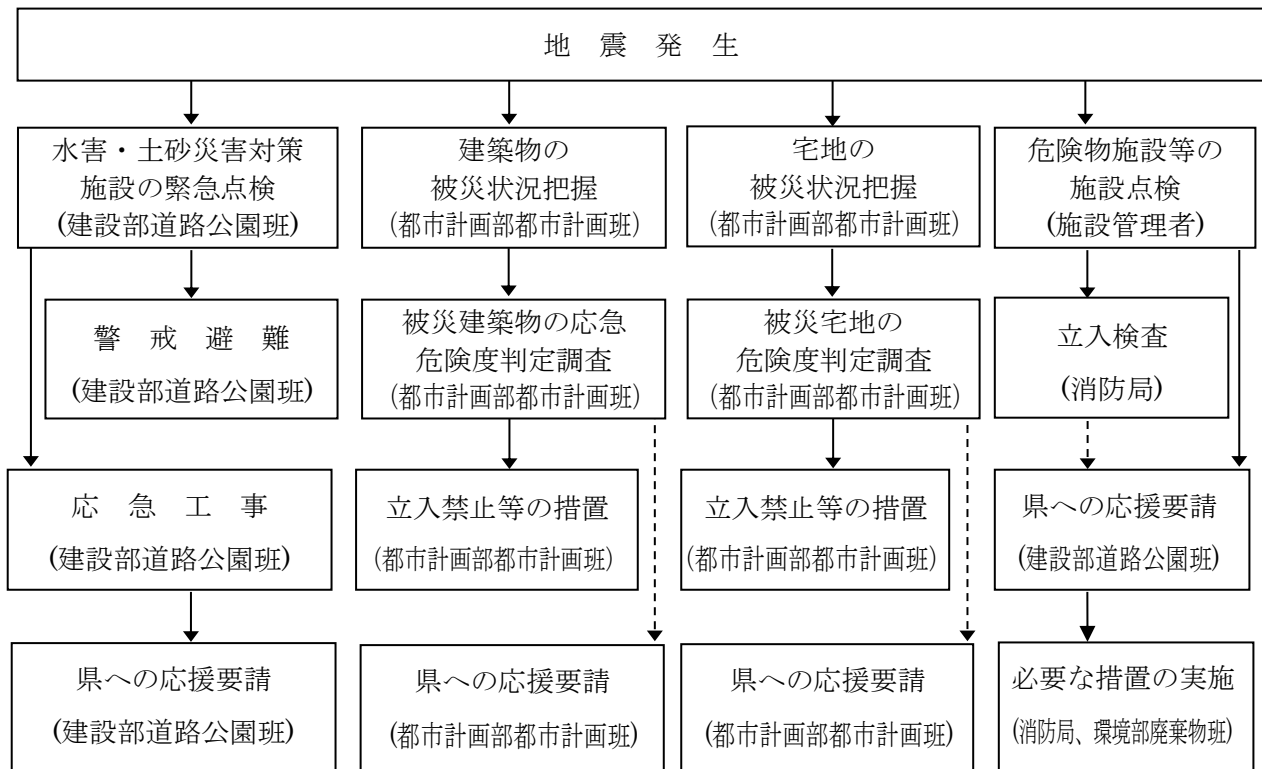
市は、孤立地区に通じている道路の被害状況を把握し、二輪車、自動車の順に、一刻も早い交通確保を行う。

第2章 応急復旧期の対策活動

第1節 二次災害の防止

地震発生後の地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊などに備え、適切な二次災害防止対策を実施する。

《応急対策の流れ》



1. 水害・土砂災害対策施設

《実施担当機関》

市担当部	建設部（道路公園班）
関係機関	県

《対策の展開》

(1) 水害・土砂災害対策施設の緊急点検

建設部道路公園班は、同規模程度の地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等のおそれのある河川、水路、土砂災害警戒区域等の危険箇所の緊急点検を、専門技術者等を活用して行う。

(2) 警戒避難等

建設部道路公園班は、上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

また、市単独での水害・土砂災害対策施設の応急工事が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

2. 被災建築物の応急対策

《実施担当機関》

市担当部	都市計画部（都市計画班）
関係機関	市職員有資格者、県

《対策の展開》

二次災害防止のため、都市計画部都市計画班は、概括的被害情報等に基づき、被災建築物の応急危険度判定を地震発生直後より実施する。

(1) 被災建築物応急危険度判定作業の準備

- ① 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- ② 被災建築物応急危険度判定士受入れ名簿への記入と判定チームの編成
- ③ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

(2) 実施体制

被災建築物応急危険度判定士有資格者の職員を中心として2人1組の班を構成する。

(3) 実施要綱

群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱による。

(4) 応援要請

市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

(5) 被災建築物の応急危険度判定の実施

応急危険度判定にあたって、概略被災状況を確認の上、判定を要する地区を決定する。なお、判定は、災害対策本部、避難施設、病院、緊急輸送道路等に係る建築物を優先して行う。

判定方法は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、建物の入口等分かりやすい場所に判定結果を色紙で表示する。

災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

3. 被災宅地の対策

《実施担当機関》

市担当部	都市計画部（都市計画班）
関係機関	市職員有資格者、県

《対策の展開》

二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき、被災宅地の危険度判定を地震発生直後より実施する。

(1) 被災宅地危険度判定作業の準備

- ① 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- ② 被災宅地危険度判定士受入れ名簿への記入と判定チームの編成
- ③ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

(2) 実施体制

被災宅地危険度判定士有資格者の職員を中心として3人1組の班を構成する。

(3) 実施要綱

群馬県被災宅地危険度判定実施要綱による。

(4) 応援要請

市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

(5) 被災宅地の危険度判定の実施

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るための危険度判定を行う。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき実施し、「擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き」による調査表の作成を行う。判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、ステッカー等で分かりやすい場所に表示する。

施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4. 危険物、有害物質等による危険物施設等の応急対策

《実施担当機関》

市担当部	消防局、環境部廃棄物班
関係機関	危険物施設等の管理者、県

《対策の展開》

(1) 緊急点検

危険物施設等、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物・劇物施設、放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行う。

(2) 二次災害の防止

市及び県は、危険物、有害物質等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設への緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第2節 災害救助法の適用等

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

知事は、当該災害が災害救助法の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	総務部（防災総括班）、財務部（調査班）
関係機関	

《対策の体系》

災害救助法の適用	— 1. 災害救助法の適用基準 — 2. 滅失(り災)世帯の算定基準 — 3. 災害救助法の適用手続 — 4. 救助の種類 — 5. り災証明の発行

《対策の展開》

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。人口が30万人以上の本市の場合、災害救助法の適用は、次のいずれかに該当する場合である。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が、150世帯以上に達した場合。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、かつ県内の滅失世帯の数が2,000世帯以上に達する場合において、市の滅失世帯の数が75世帯以上に達する場合。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

- (3) 被害が全県域にわたり、かつ県内の被害世帯の数が9,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等の場合において、市の被害の状況が救助を要する状態にある場合。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

2. 滅失（り災）世帯の算定基準

(1) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令（昭和22年法律第225号）第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定基準】

滅失住家1世帯	全壊（全焼・流失）住家	1世帯換算
	半壊（半焼）住家	2世帯換算
	床上浸水、土砂の堆積によって一時的に居住できない状態になった住家 (注)床下浸水、一部損壊は換算しない。	3世帯換算

(2) 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその算定基準は次のとおりとする。

【住家被害の認定基準】

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 (全焼・全流出)	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のもの。
住家の半壊 (半焼)	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、住家の損壊又は焼失した部分がその床面積の住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のもの。うち、損壊部分が延床面積の50%以上70%未満のもの及び損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」と判定する。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

3. 災害救助法の適用手続

市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、県に災害救助法の適用手続きを行う。

4. 救助の種類

災害救助法が適用された場合、災害救助は知事が実施し、市長はこれを補助する。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができない場合又は委任を受けた場合は、市長が自ら救助に着手する。

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の搜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5. り災証明の発行

被害者の生活再建に向けて、り災証明の発行を行う。

《実施担当機関》

市担当部	財務部（調査班）、産業経済部（産業経済班）
関係機関	

《対策の展開》

(1) 発行の手続き

財務部調査班は、被害者台帳を揃え、その台帳により確認し、被災者の申請により発行する。
産業経済部産業経済班は、企業の機械等動産設備などのり災証明について対応する。

なお、発行台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料により発行することができる。

(2) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害で、次の事項について証明する。

なお、住家被害の程度については、「災害の被害の認定基準」（内閣府政策総括官通知）を基準として判断する。

① 住家

- ア 全壊（全焼・全流失）
- イ 半壊（半焼）
- ウ 一部損壊
- エ 床上浸水
- オ 床下浸水

② 人

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

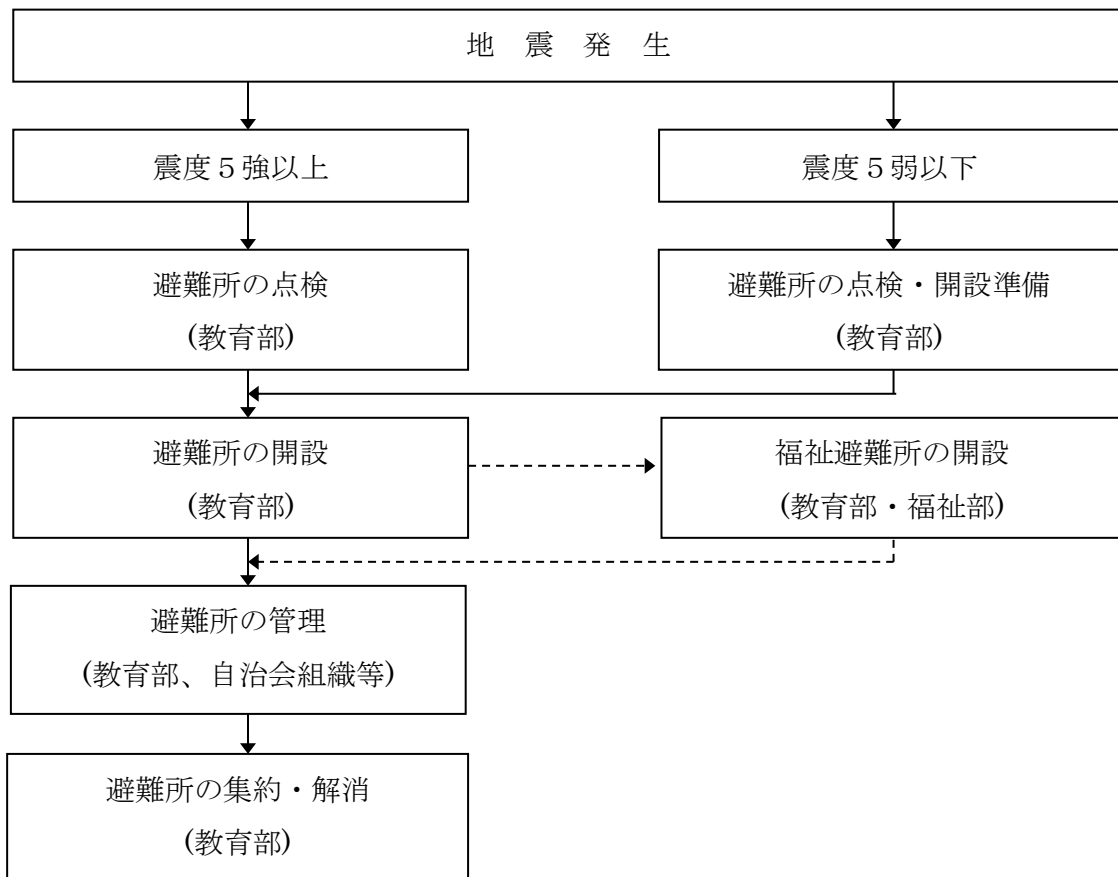
(3) 証明手数料

手数料は免除する。

第3節 避難所の開設・管理

地震による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする住民を臨時に収容する避難所を開設する。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	教育部（教育管理班）
関係機関	福祉部（社会福祉班）

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 避難所の開設

避難収容が必要な場合は、速やかに避難所を開設する。また、避難所での避難生活が困難な要配慮者に対しては、社会福祉施設等への受け入れ調整や福祉避難所の開設を行う。

(1) 避難所の開設

- ① 市内で震度5強以上のゆれを観測（気象庁発表）した場合、避難所担当職員は、あらかじめ定められた避難所に参集し、自主防災組織等の地域住民と協力し避難所を開設する。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

また、施設の管理者、職員等は、開設に協力する。

なお、避難所担当職員は、学校等施設管理者、教職員、教育部が派遣した職員またはあらかじめ指名された市職員とする。

② 同様に、震度5弱以下の場合は、避難状況に応じて開設する。

(2) 避難施設の確認

避難所担当職員は、施設の管理者、自主防災組織等の地域住民等と協力し、避難所施設の状況を確認する。避難所が施設損壊により危険な場合には、立ち入り禁止の表示をし、地域住民の協力を得る。必要に応じて、他の避難場所への誘導を行う。

(3) 指定避難所以外の避難所

① 指定された避難所だけでは不足する場合

事前に指定されている避難所だけでは避難者の収容が困難な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、他の公共及び民間の施設管理者に対し、避難所としての施設の提供を要請する。

② 指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合

避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得たうえで、避難所として開設する。

③ 福祉避難所の開設

福祉部社会福祉班は、要配慮者を収容するため、必要に応じて社会福祉施設等を福祉避難所として開設する。

(4) 災害対策本部への連絡、関係機関への通知等

避難所担当職員は、避難所や避難者の状況を電話又は防災用トランシーバ等により災害対策本部へ連絡する。

災害対策本部は、避難情報をとりまとめ、速やかに避難所開設の状況を関係機関に通知するとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

2. 避難所の応援職員の派遣

総務部防災総括班は、避難所への職員の応援が必要と認めるときは、各部に対し、避難所への職員派遣を指示する。各部の担当避難所は「第1編__総則・災害予防計画 第2部__災害予防計画 第3章__災害に強い防災体制の整備 第6節__避難収容活動体制の整備」に記載

3. 避難所の管理・運営等

(1) 管理責任者

避難所の管理責任者は、学校等施設管理者、教職員、市職員又は教育部が派遣した職員とする。

(2) 運営組織

自主防災会等自治会組織を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。

運営に当たっては、人員管理、食料物資配布、健康管理、衛生管理などの役割担当を定めるよう努める。

(3) ボランティアへの協力要請

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等にボランティアの協力を得る。避難所の管理責任者は、必要に応じてボランティアの派遣を要請する。

(4) 避難所の管理・運営

① 避難者収容記録簿の作成

管理責任者は、避難者名簿（カード）を配布・回収のうえ、これをもとに避難者収容記録簿を速やかに作成し、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

② 食料、生活必需品の請求

管理責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を、要配慮者、男女のニーズの違い等を十分考慮して整理し、教育部教育管理班に報告する。財務部管財班は教育管理班への報告をもとに、必要物資を調達する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、そのつど避難所物品受払簿に記入のうえ、自主防災会等自治会組織、ボランティア等の協力を得て配布する。

③ 各種情報の提供

管理責任者は、避難者に逐次、チラシ等で必要な各種情報を提供、伝達する。

【※運営手順の目安】

ア 世帯ごとの避難者名簿の作成・整理

イ 避難所内の居住スペースの割り振り

ウ 食料、生活必需品の請求、受取及び配給

エ 避難所の運営状況の報告

オ 避難所の運営記録の作成

④ 家庭動物対策

管理責任者は、避難所の生活環境や避難者の嗜好の違いに留意して、避難者の家庭動物のためのスペース確保に努める。

(5) 良好な生活環境の確保

市及び管理責任者は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるとともに、それぞれの実施状況、避難者の健康状態、避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

① 収容する避難者の人数を当該避難所等の収容能力に見合うものとし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の避難所等と調整して適切な収容人数の維持に努める。

② 避難者の保健・衛生面等に十分注意を払い、必要に応じ、避難所における救護所の設置又は救護班、保健チームの派遣を行う。

③ 避難生活の長期化に対応して、女性や子育て家庭など、避難者のプライバシー確保に配慮する。

④ 避難所内自治会組織等を中心とした住民組織やボランティアの協力を得て、適切な役割分担等を行い、秩序ある生活の維持を図る。

⑤ 水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

⑥ 自衛隊の入浴支援及びホテル、公衆浴場等の入浴施設等確保により被災者に対し入浴サービスを提供する。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

- ⑦ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察や自主防災組織等の協力を得て、防犯活動を実施する。
- ⑧ 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- (6) 要配慮者の安否確認等
市は、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等と連携し、要配慮者の居場所や安否の確認に努める。
- (7) 感染症対策
市は、感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

4. 避難所の集約及び閉鎖

- 施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況、応急教育を勘案しつつ、避難所の集約及び閉鎖を図る。
- (1) 本部長（市長）から集約及び閉鎖の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。
 - (2) 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を災害対策本部に報告するとともに、施設管理者（学校長等）にも報告する。

5. 避難所運営における配慮

- (1) 男女のニーズの違いへの配慮
市は、避難所の運営に当たっては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮した運営を行うよう努める。
 - ① 避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。
 - ② 避難所運営体制への女性の参画を進める。
 - ③ 避難所内に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室等のスペースを確保する。
 - ④ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
 - ⑤ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
 - ⑥ 男女ペアによる巡回警備等を行う。
- (2) 女性や子供等に対する性暴力・DVの発生の防止
市は、避難所の運営に当たっては、次により、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
 - ① 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。
 - ② トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。
 - ③ 照明を増設する。
 - ④ 性暴力・DVについての注意喚起や相談窓口を案内するためのポスターを掲載する。
- (3) 要配慮者への配慮
 - ① 管理責任者は、避難所を開設した場合、自治会組織やボランティア等の協力を得て、高

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

② 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を財務部管財班に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

③ 管理責任者は必要に応じて、社会福祉施設等又は福祉避難所への受け入れ調整を福祉部社会福祉班に要請する。

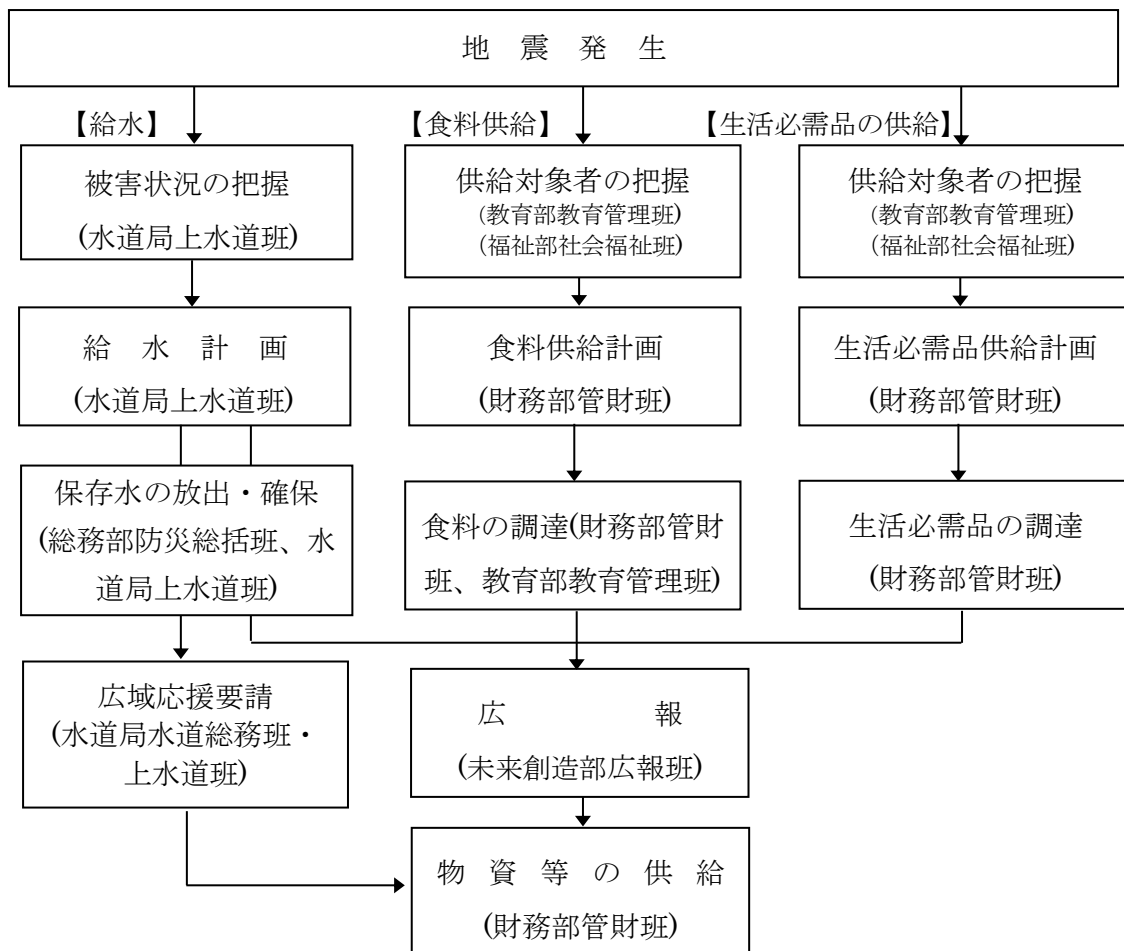
(4) 在宅避難者等への配慮

ライフラインの途絶等により避難所の近隣に居住する在宅避難者等がその生活に困難をきたしている場合は、避難者用の応急物資を在宅者へも配給するなど配慮する。

第4節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行うよう努める。そのため、国・県・市が備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図るとともに、物資支援を効率的に受けることが可能な体制の構築を図る。

《応急対策の流れ》



1. 飲料水の調達・給水活動

関係機関と協力し、必要に応じて水道災害に関する相互応援協定等に基づく応援を要請しながら、速やかな給水に努める。

《実施担当機関》

市担当部	水道局（水道総務班、上水道班）、総務部（防災総括班）
関係機関	

《対策の体系》

給水活動	(1) 需要の把握 (2) 応急給水計画等の作成 (3) 応援要請 (4) 応急給水 (5) 市民への広報

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

《対策の展開》

(1) 給水需要の把握

水道局上水道班は、水道施設の被災状況、断水の状況、避難所、病院等の情報を収集し、給水需要を把握する。

(2) 応急給水計画等の作成

① 応急給水計画等の作成

水道局上水道班は、被災状況等の情報に基づき、給水方法、給水資機材の調達、給水拠点、要員配置等を定めた応急給水計画を作成する。

② 水源の確保

水道局上水道班は、配水場、浄水場、配水池等の水源を確認し、水補給水源とする。

③ 保存水の放出・確保

総務部防災総括班は、市が備蓄している飲料水を放出することとし、水道局上水道班は、必要に応じて流通業者、製造販売業者からも確保する。確保が困難な場合は、県、他市町村に応援を要請する。

④ 資機材、車両等の確保

水道局上水道班は、応急給水に必要な資機材、車両等を協定に基づき、民間会社、水道事業者、前橋市管工事協同組合、日本水道協会関東地方支部等に要請し確保する。

⑤ 給水拠点の周知・広報

未来創造部広報班は、給水拠点を設定したときは、災害対策本部等を通じて市民へ広報する。

(3) 応援要請

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、県、他の市町村等に支援を要請する。

(4) 応急給水

① 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設、高齢者及び障害者等の要配慮者の施設、指定された避難所には優先的に供給する。

② 給水拠点の確保

被災直後は主要な浄水場、受水場及び震災対策用応急給水施設を給水拠点とする。

③ 給水方法

給水タンク車等による応急給水を実施する。

④ 応急給水の目標水量

応急給水の目標は、応急復旧期間の日数の経過に応じて、4段階に分け、順次増加するように努める。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

【応急給水の目標水量】

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生～3日目	3リットル／人・日	生命維持に最小限必要な水量
4日～10日目	20リットル／人・日	炊事、洗面、トイレなどの最低限の生活水準を維持するための必要量
11日～21日目	100リットル／人・日	通常の生活で不便であるが生活可能な必要量
22日～28日目	250リットル／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量
29日目以降	被災前給水量	通常の生活に必要な水量

(5) 市民への広報

① 広報手段

給水時間や場所、断水の解消見込みは、市民が最も必要とする情報の一つであり、市民の給水に対する協力を得ることや、不安を和らげるためにも、情報提供を積極的かつきめ細かく行う必要がある。具体的には、次の手段等の活用を図る。

ア 広報車・市防災行政無線

イ 市広報紙（災害情報）

ウ 報道機関（テレビ、新聞、ラジオ等）

エ 自治会長

オ 市ホームページ

カ まちの安全ひろメール

キ 緊急速報メール（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）

② 情報提供における考慮すべき事項

ア 報道機関に対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する。

イ 外国人向けの情報伝達として、通訳、ボランティアによる災害情報の配布を実施する。

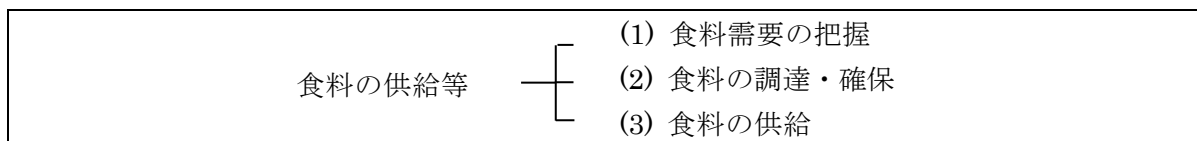
2. 食料の供給等

県及び関係業者等の協力のもと、迅速かつ的確に食料の確保・供給に努める。

《実施担当機関》

市担当部	財務部（管財班）、福祉部（社会福祉班）、教育部（教育管理班）
関係機関	県

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 食料需要の把握

財務部管財班は、各避難所担当職員からの請求をもとに食料の需要を把握し、供給計画を作成する。対象は避難者及び在宅の被災者を含むものとする。

(2) 食料の調達・確保

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

① 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

ア	避難所に収容された者
イ	ライフラインの遮断による調理不能者
ウ	孤立集落滞在者
エ	救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者
オ	旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
カ	その他、食料の調達が不可能となった人

② 食料の確保

市は、備蓄食料、協定先、事業者等から食料を確保する。協定先、事業者等から調達ができない場合は、県に要請する。確保する食料は、おにぎり、パン、弁当、乾燥米飯（アルファ米）を基本とする。また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、状況に応じて、副食となる野菜・缶詰類など栄養バランスにも配慮する。

③ 政府所有の米穀の調達

財務部管財班は、災害救助法が発動され、政府所有米穀の供給が必要と認められる場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県を通じ、又は直接農林水産省に対し、応急用米穀の供給を要請する。

④ 要配慮者に対する配慮

高齢者、食物アレルギー患者に対応した除去食品、腎臓病患者へのたんぱく質制限等に配慮した食事提供、粉ミルク、使い捨て哺乳瓶等、乳幼児や子供に対応する。

(3) 食料の供給

① 備蓄食料の供給

地震発生直後においては、原則として各避難所の備蓄物資及び市民、事業所自らが備蓄した食料をあてる。

財務部管財班は、備蓄倉庫等に保管してある食料等を、段階を考慮して確保した食料を供するとともに、避難所等の受け入れの確認及び受給の適正化を図り、公平に配分する。

② 食料の搬送

財務部管財班は、関係各部と密接な連携を図りながら食料を配送する。

ア 備蓄食料

備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。

イ 調達食料

関係業者等から調達する。

ウ 調達食料の搬送

調達食料については原則として、関係業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

③ 炊き出し

食料の供給ができない場合、教育部教育管理班が炊き出しの手配を行う。

ア 炊き出しの方法

(ア) 炊き出しは、自主防災会、自治会、赤十字奉仕団、ボランティアなどの民間協力団体等の協力を得る。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

(イ) 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

イ 炊き出しの場所

炊き出しは、通常、学校給食共同調理場を利用して実施する。学校給食共同調理場が利用できない場合、その他、特別な場合については、市内職域食堂に対し炊き出しを委託する。

なお、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

3. 生活必需品の供給等

県及び関係業者等の協力のもとに、必要最小限の生活必需品の迅速かつ的確な確保・供給に努める。

《実施担当機関》

市担当部	財務部（管財班）、福祉部（社会福祉班）
関係機関	県

《対策の体系》

生活必需品の供給等	(1) 生活必需品の需要の把握 (2) 生活必需品の調達 (3) 生活必需品の供給・分配 (4) 救援物資の受入・管理 (5) 燃料の供給

《対策の展開》

(1) 生活必需品の需要の把握

財務部管財班は、各避難所担当職員からの請求をもとに生活必需品の需要を把握のうえ、供給計画を作成する。

供給する生活必需品の内容としては、被災者の実情に応じて以下に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- ① 寝具（毛布、布団等）
- ② 被服（肌着等）
- ③ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- ④ 食器（茶碗、皿、はし等）
- ⑤ 保育用品（哺乳びん、おむつ等）
- ⑥ 光熱材料（マッチ、ローソク、液化石油ガス等）
- ⑦ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、トイレットペーパー等）
- ⑧ 衛生用品（おむつ、生理用品等のほかマスク、手指消毒液等の感染症対策に必要な物品）
- ⑨ 医薬品等
- ⑩ 暖房器具
- ⑪ 車両・自家発電機の運転などに要する燃料
- ⑫ 高齢者・障害者等要配慮者用介護機器、補装具、日常生活用具等

(2) 生活必需品の調達

① 生活必需品供給の対象者

生活必需品等供給の対象者は、次のとおりであり、このうち特に必要と認められる者に支給する。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

- ア 災害により住家に被害を受けた人
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
- ウ 被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

② 生活必需品の調達

財務部管財班は、関係各部と密接な連携を図りながら、備蓄物資、協定事業者等から生活必需品を確保する。その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。協定業者等から調達ができない場合は、県に要請する。

(3) 生活必需品等の供給

① 生活必需品の搬送

調達品については、原則として関係業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

② 生活必需品の保管

調達した生活必需品等の保管が必要なときは、集配拠点を設置する。

③ 生活必需品等の供給・分配

財務部管財班は、被災住民への生活必需品の供給・分配を次により行う。

ア 生活必需品を供給するときは、避難所ごとにそれぞれ責任者を定めて受入確認及び需給の適正を図る。

イ 在宅での避難者、応急仮設住宅用借り上げ住宅への避難者など、あらゆる状況の避難者等への供給に努める。

ウ 住民への事前周知等を徹底し、公平な配分を図る。

エ 要配慮者への優先配分を図る。

(4) 救援物資の受入・管理

① 集配拠点の設置

市は、救援物資の受け入れのため、協定に基づき物流事業者施設又はグリーンドーム前橋に集配拠点を設置する。

② 救援物資の受入

救援物資は、個人からは受け入れない。公共団体や企業等からの申し出については、提供申出者を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要なときに供給を要請する。

③ 救援物資の管理

集配拠点では、市が施設を管理者と協力して仕分け・管理を行う。人手が足りない場合にはボランティアを要請する。

(5) 燃料の供給

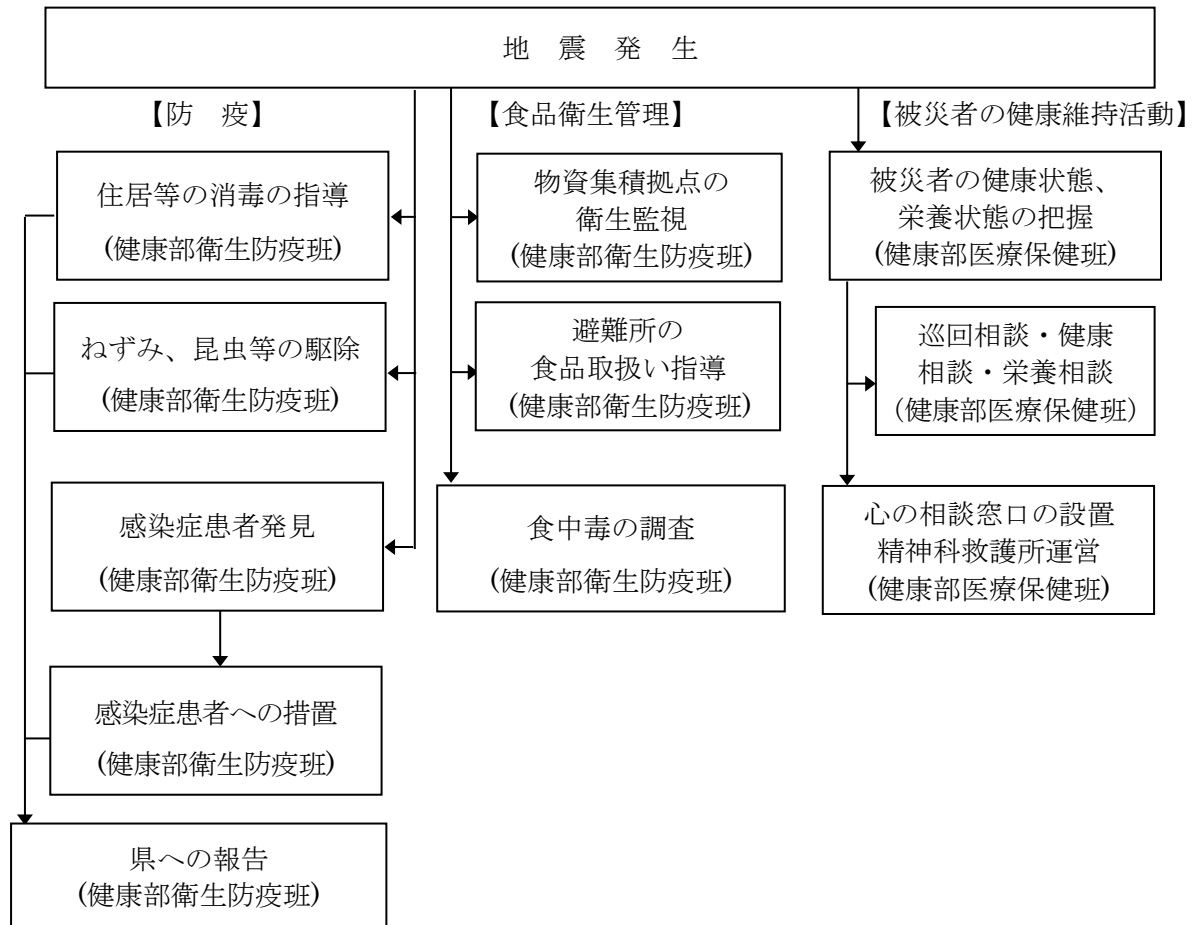
市は、燃料の供給が不足した場合、市民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について、優先的に燃料の供給を行うよう群馬県石油協同組合へ要請する。

関係課は、業務に関係する市民の安全を確保するために特に重要な施設等の燃料不足の状況についての情報を取りまとめ、総務部契約班へ報告する。

第5節 防疫、保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

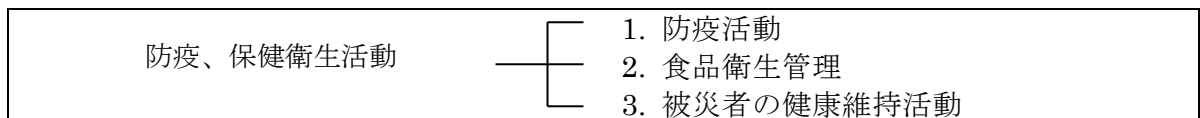
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	健康部（衛生防疫班）
関係機関	県

《対策の体系》



1. 防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、県と緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、防疫活動を実施する。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

《実施担当機関》

市担当部	健康部(衛生防疫班)
関係機関	県

《対策の展開》

(1) 防疫活動の実施

健康部衛生防疫班は、次の防疫活動を実施する。

市単独で防疫活動を十分に実施することが困難な場合は、県に協力を要請する。

- ① 消毒措置の実施（感染症法第27条）
- ② ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
- ③ 避難所等の衛生保持
- ④ 必要に応じた予防接種の実施（予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条）
- ⑤ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
- ⑥ 患者等に対しての二次感染防止等の保健指導

(2) 資機材等の確保

健康部衛生防疫班は、薬剤師会、流通業者等から防疫活動に必要な薬品、資機材を調達、確保する。

(3) 感染症発生の予防

健康部衛生防疫班や避難所担当職員は、被災者への防疫指導、定期的な体調管理や受付時の検温等によって、感染者の早期把握に努めるほか、適切な避難スペースの確保や拡充を図り、避難所における適切な集団感染予防対策を講ずる。また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

(4) 感染症患者への措置

健康部衛生防疫班は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、必要に応じて屋内用パーテーション等を活用し、速やかな隔離に努めるとともに、県に報告し、患者の輸送を要請する。また、消毒等の措置、健康診断の実施を要請する。

■感染症

一類感染症：ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱
二類感染症：ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、中東呼吸器症候群(MERS)
三類感染症：腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、コレラ、細菌性赤痢

2. 食品衛生管理

健康部衛生防疫班は、衛生上の徹底を推進する。

《実施担当機関》

市担当部	健康部(衛生防疫班)
関係機関	関係機関

《対策の展開》

(1) 食中毒の予防

健康部衛生防疫班は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する飲料水や

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

食料について、良好な衛生状態の保持に努め、問題があるときには改善を指導する。

(2) 食中毒発生時の対応方法

健康部衛生防疫班は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

3. 被災者の健康維持活動

被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動に努める。

《実施担当機関》

市担当部	健康部（医療保健班）
関係機関	県

《対策の体系》

被災者の健康維持活動	— [(1) 専門医療が必要な人への対応 (2) 健康相談等

《対策の展開》

(1) 専門医療が必要な人への対応

健康部医療保健班は、震災時における人工透析、精神科医療等の継続的な治療を要する被災者の治療継続対策を実施する。

(2) 健康相談等

健康部医療保健班は、保健チームを編成し、震災時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

① 巡回健康相談

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談、健康教育及び管理栄養士等による栄養相談、栄養指導等を実施する。なお、保健師、管理栄養士等が不足する場合は、県及び国に応援を要請する。

② 医療情報等の提供

被災者等に対して、パンフレット等を活用し、健康や心のケアに関する情報を提供するとともに、エコノミークラス症候群等の避難生活等に起因する疾病に関する知識や予防措置を広報し、その発症を未然に防止する。

また、心の相談窓口を設置し、被災者のメンタルケアを実施する。

③ 要配慮者等への指導

経過観察中の在宅療養者や要配慮者の健康や栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

④ 医療情報等の提供

避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行う。

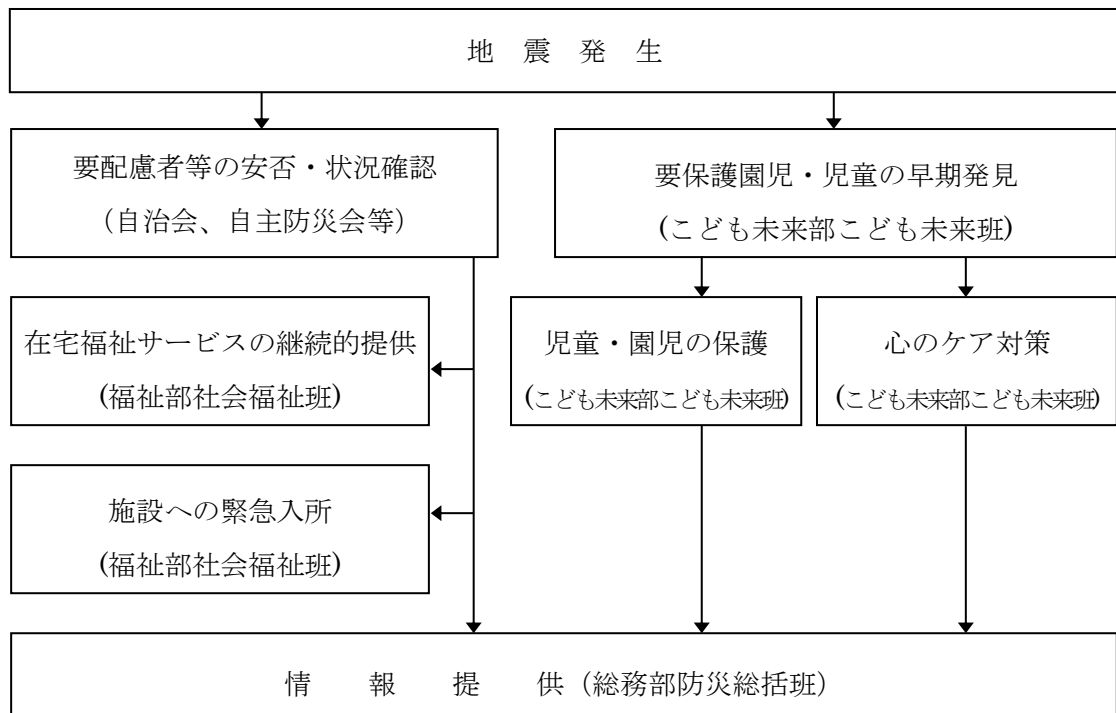
【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

第6節 要配慮者への対応

被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び支援計画（個別避難計画）を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	福祉部（社会福祉班）、こども未来部（こども未来班）、総務部（防災総括班）
関係機関	自治会（自主防災会等）、民生委員・児童委員、地域住民、前橋市社会福祉協議会、ボランティア

《対策の体系》

福祉活動	1 要配慮者の被災状況の把握 2 避難支援 3 被災した要配慮者への支援活動 4 社会福祉施設管理者との連携

《対策の展開》

1. 要配慮者の被災状況の把握

(1) 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握

自治会（自主防災会等）は、民生委員・児童委員、地域住民、前橋市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得ながら、速やかに在宅高齢者、障害者等要配慮者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。また、こども未来部こども未来班は、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

(2) 福祉ニーズの把握

福祉部社会福祉班は、被災した高齢者、障害者等要配慮者の福祉ニーズの把握に努める。

2. 避難支援

介助が必要な要配慮者の避難は、原則として自主防災組織等の地域住民が支援して安全な避難場所まで避難する。

3. 被災した要配慮者への支援活動

(1) 情報提供

福祉部社会福祉班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者等要配慮者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等において、手話通訳者や外国語通訳者の派遣、自主防災組織等による伝達等により、情報を随時提供する。

(2) 巡回による在宅福祉サービスの継続的提供

① 福祉部社会福祉班は、被災した高齢者、障害者等要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、ホームヘルパー、保健師の巡回を行い、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

② こども未来部こども未来班は、被災した園児・児童やその家族及び要配慮者の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

(3) 生活支援物資の供給

福祉部社会福祉班は、社会福祉施設等の被災状況を把握し、施設入所者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。

(4) 要配慮者の施設への緊急入所

福祉部社会福祉班は、居宅、避難所等では生活ができない高齢者、障害者等要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への緊急入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

(5) 福祉避難所の設置

福祉部社会福祉班は、社会福祉施設等を福祉避難所として開設し、要配慮者を収容する。

4. 社会福祉施設管理者との連携

(1) 避難及び生活支援

社会福祉施設の管理者は、入所者の安否を確認し、入所者の救助及び避難誘導を実施する。避難誘導に必要な人員が不足する場合は、市及び地域の自主防災会等に要請する。

また、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、市に協力を要請する

(2) 他の社会福祉施設への緊急入所等

社会福祉施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し保護を要請する。

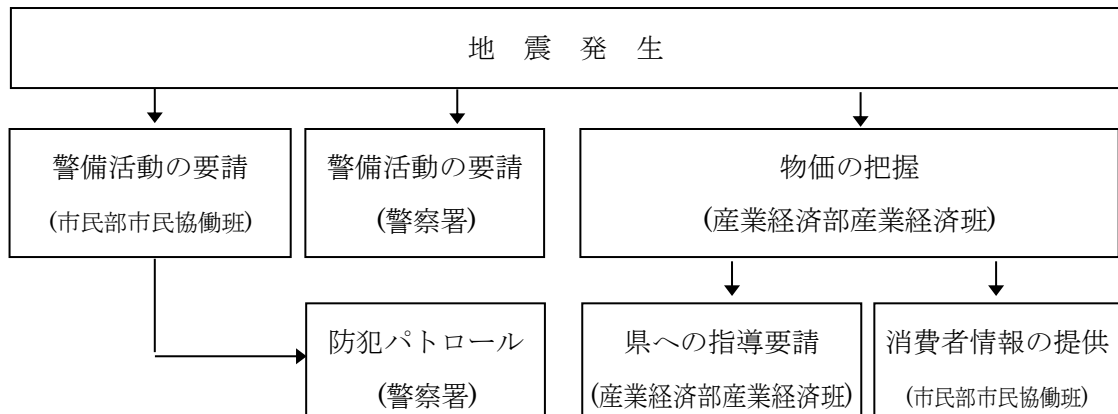
社会福祉施設の管理者は、適当な入所先が確保できないときは、県又は市に対し、入所先のあっせんを要請する。福祉部社会福祉班は、要請を受けた場合には、県と協力してあっせんに努める。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

第7節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	産業経済部（産業経済班）、市民部（市民協働班）
関係機関	県、警察署（前橋警察署、前橋東警察署）、自主防災組織、 商工団体（前橋商工会議所、前橋東部商工会、富士見商工会）

《対策の体系》

社会秩序の維持	1 社会秩序の維持 2 物価の安定及び物資の安定供給

《対策の展開》

1. 社会秩序の維持

公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動が実施されるよう警察署に要請する。

(1) パトロール等の実施

前橋警察署及び前橋東警察署は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、前橋警察署及び前橋東警察署が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

総務部防災総括班は、前橋警察署及び前橋東警察署と連携して避難所、被災地等のパトロール等を実施する。

(2) 犯罪の取締り

前橋警察署及び前橋東警察署は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

(3) 安全確保に関する情報交換等

前橋警察署及び前橋東警察署及び市民部市民協働班は、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談については、親身に対応

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

し、住民等の不安の軽減に努める。

2. 物価の安定及び物資の安定供給

物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、県と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

(1) 需給状況の監視及び指導

県は、食料・飲料水、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行い、産業経済部産業経済班はこれに協力する。

(2) 安定供給の要請

県は、必要に応じ、スーパーマーケット協会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、生活必需品等の安定供給を要請する。

産業経済部産業経済班は、県に協力して前橋商工会議所等に要請を行う。

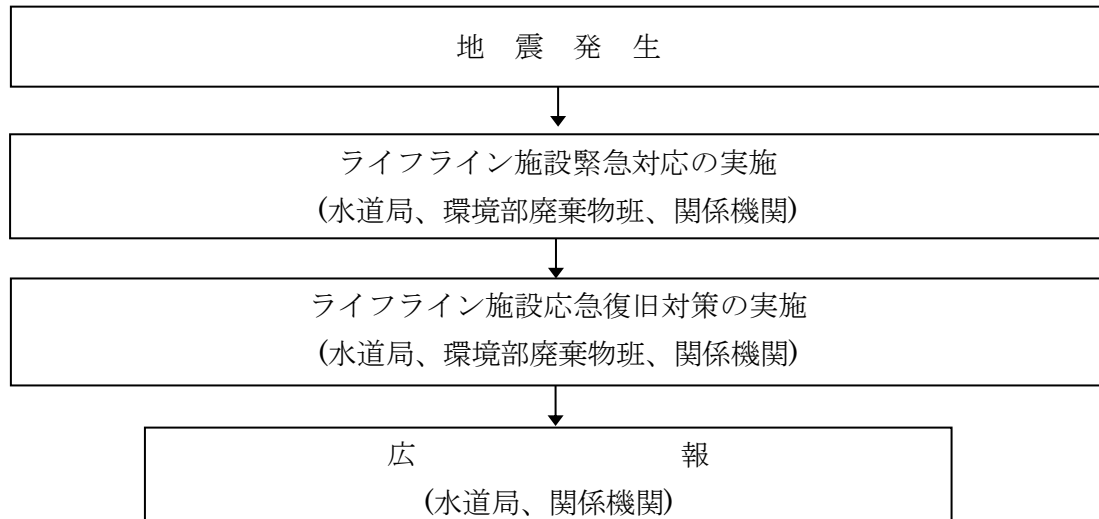
(3) 消費者の保護

県は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、住民に注意を呼びかけるとともに、前橋警察署、前橋東警察署と連携して取締りに努める。また、市民部市民協働班は県に協力して広報活動等を行う。

第8節 ライフライン施設の応急復旧

被害を受けたライフライン施設について速やかに応急復旧を進め、応急供給を実施する。また、必要に応じて、現地のライフライン事業者と実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を行うものとする。なお、水害・土砂災害等に備えた二次災害防止策の実施に努める。

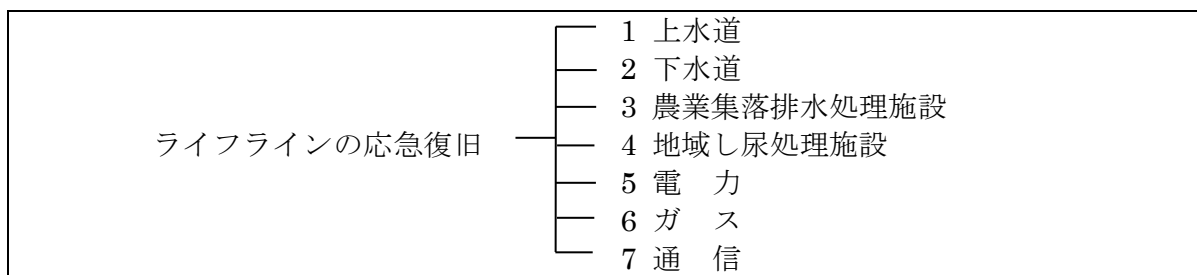
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	水道局（水道総務班・上水道班・下水道班・農業集落排水班）、環境部（廃棄物班）
関係機関	県、水道関係業界、自衛隊、東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社、東京ガス株式会社群馬支社、東日本電信電話株式会社

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 上水道

水道局上水道班は、被災した水道施設について、速やかに応急復旧を行う。

(1) 応急復旧の実施

① 資機材等の確保及び水道関係機関への応援要請

水道局上水道班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請する。

② 重要施設の優先復旧

水道局上水道班は、上水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

ア 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

③ 応急復旧

水道局上水道班は、断水区域を最小限にするよう配水調整を実施しながら応急復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

(2) 代替設備の活用

水道局上水道班は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施する。

(3) 広報

水道局水道総務班は、未来創造部広報班に上水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、水道局上水道班は、市民に対して応急復旧の進捗状況について情報提供に努める。

2. 下水道

水道局下水道班は、被災した下水道管渠、下水終末処理施設等の下水道施設について、速やかに応急復旧を行う。

(1) 応急復旧の実施

① 資機材等の確保及び関係機関への応援要請

水道局下水道班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。要員や資機材が不足する場合は、県及び関係機関に応援を要請する。

② 応急復旧

水道局下水道班は、下水道施設の被害状況を迅速に調査し、応急復旧を実施するとともに汚水、雨水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

(2) 広報

水道局水道総務班は、未来創造部広報班に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、水道局下水道班は、市民に対しての広報活動に努める。

3. 農業集落排水処理施設

水道局農業集落排水班は、被災した農業集落排水処理施設について、速やかに応急復旧を行う。

(1) 応急復旧の実施

① 資機材等の確保及び関係機関への応援要請

水道局農業集落排水班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。要員や資機材が不足する場合は、県及び関係機関に応援を要請する。

② 応急復旧

水道局農業集落排水班は、農業集落排水処理施設の被害状況を迅速に調査し、応急復旧を実施するとともに、汚水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

(2) 広報

水道局水道総務班は、未来創造部広報班に農業集落排水処理施設の被害状況、応急復旧見

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

込み等の情報を提供する。

また、水道局農業集落排水班は、市民に対しての広報活動に努める。

4. 地域し尿処理施設

環境部廃棄物班は、被災した地域し尿処理施設について、速やかに応急復旧を行う。

(1) 応急復旧の実施

① 資機材等の確保及び関係機関への応援要請

環境部廃棄物班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。要員や資機材が不足する場合は、県及び関係機関に応援を要請する。

② 応急復旧

環境部廃棄物班は、地域し尿処理施設の被害状況を迅速に調査し、応急復旧を実施するとともに、汚水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

(2) 広報

環境部廃棄物班は、未来創造部広報班にし尿処理施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、環境部廃棄物班は、市民に対しての広報活動に努める。

5. 電力

電気事業者及び県は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

(1) 活動体制

東京電力パワーグリッド株式会社は、地震によって機能が停止又は低下した電力供給施設の早期復旧のため、対策組織を設置し、応急復旧対策を実施する。

(2) 応急復旧の実施

① 資機材等の確保及び電力関係機関への応援要請

東京電力パワーグリッド株式会社及び県は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請する。

② 重要施設の優先復旧

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

ア 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

③ 応急復旧

東京電力パワーグリッド株式会社は、電力供給施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧にあたる。

(3) 代替設備の活用

東京電力パワーグリッド株式会社及び県は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施するものとする。

(4) 送電再開時の安全確認

東京電力パワーグリッド株式会社は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開す

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

るときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

(5) 広報活動

東京電力パワーグリッド株式会社は、市災害対策本部に電力供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても停電状況、復旧状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等についての広報活動に努める。

東京電力パワーグリッド株式会社の連絡先

名称	電話番号
東京電力パワーグリッド カスタマーセンター	0120-995-007

6. ガス

東京ガス株式会社群馬支社は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

(1) 活動体制

地震が発生した場合、東京ガス株式会社群馬支社は社で定める対策組織を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

(2) 応急復旧の実施

① 資機材等の確保及びガス関係機関への応援要請

東京ガス株式会社群馬支社は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請する。

② 重要施設の優先復旧

東京ガス株式会社群馬支社は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

ア 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

③ 応急復旧

東京ガス株式会社群馬支社は、ガス供給施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。

(3) 代替設備の活用

東京ガス株式会社群馬支社は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。

(4) 供給再開時の安全確認

東京ガス株式会社群馬支社は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

(5) 広報

東京ガス株式会社群馬支社は、災害対策本部にガス供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対してもガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、広報活動に努める。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

東京ガス株式会社群馬支社の連絡先

名称	所在地	電話番号
群馬支社設備部	高崎市東町134-6	027-323-3843

7. 通信

東日本電信電話株式会社は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行う。

(1) 活動体制

東日本電信電話株式会社は、社で定める対策組織を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

(2) 応急復旧の実施対策

① 資機材等の確保及び電気通信関係機関への応援要請

東日本電信電話株式会社は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請する。

② 重要施設の優先復旧

東日本電信電話株式会社は、電気通信施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

ア 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

③ 応急復旧

東日本電信電話株式会社は、電気通信設備の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。

(3) 代替設備・代替サービスの提供

東日本電信電話株式会社は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

① 避難所等への特設公衆電話の設置

② 避難所又は防災拠点等への携帯電話、または衛星携帯電話の貸出し

③ 「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板（web171）」の提供

(4) 広報

東日本電信電話株式会社は、災害対策本部に通信施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても電気通信の途絶・輻そうの状況、復旧の見通し等について広報活動に努める。

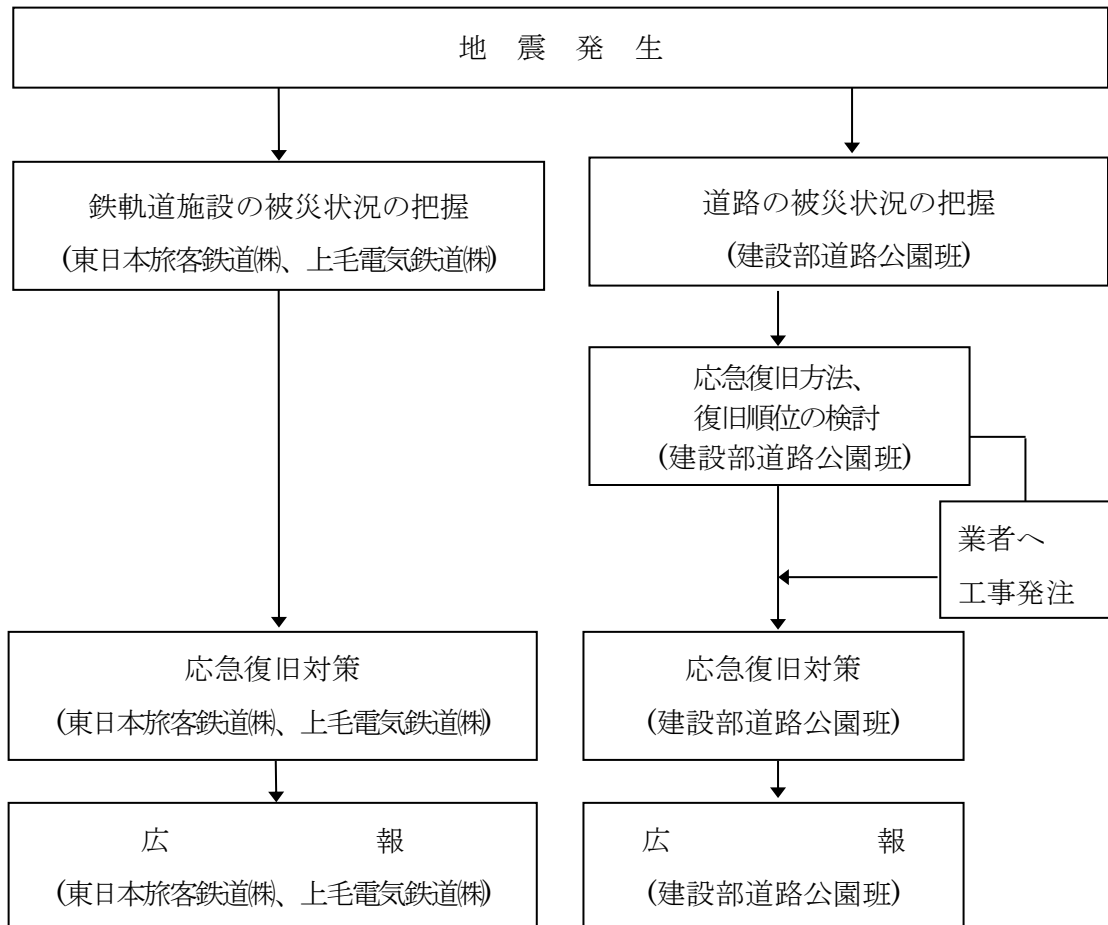
東日本電信電話株式会社の連絡先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
群馬支店 災害対策室	高崎市高松町3番地	027-325-7999

第9節 交通の機能確保

鉄軌道及び道路の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	建設部（道路公園班）
関係機関	東日本旅客鉄道株式会社、上毛電気鉄道株式会社、県、警察署、 関東地方整備局、東日本高速道路株式会社

《対策の体系》

交通の機能確保	1 鉄軌道施設の応急復旧 2 道路の応急復旧等

《対策の展開》

1. 鉄軌道施設の応急復旧

(1) 活動体制

東日本旅客鉄道株式会社及び上毛電気鉄道株式会社は、地震が発生した場合、被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

東日本旅客鉄道株式会社及び上毛電気鉄道株式会社は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、段階的な復旧を行う。

(3) 広報

東日本旅客鉄道株式会社及び上毛電気鉄道株式会社は、災害対策本部に各鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

2. 道路の応急復旧等

(1) 活動体制

道路管理者は、被災した道路について、優先順位の高い道路から順に道路機能の早期復旧を図る。

(2) 応急復旧対策

① 道路・橋梁等の被災状況把握及び応急復旧の検討

建設部道路公園班は、被災状況の把握を行い、道路・橋梁等の応急復旧方法を検討する。

② 応急復旧工事

建設部道路公園班は、復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を関係業者等の協力によって実施する。

③ 道路上の障害物の除去及び処理

建設部道路公園班は環境部廃棄物班と協力のうえ、緊急車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

④ 緊急輸送道路・交通規制対象路線の情報収集

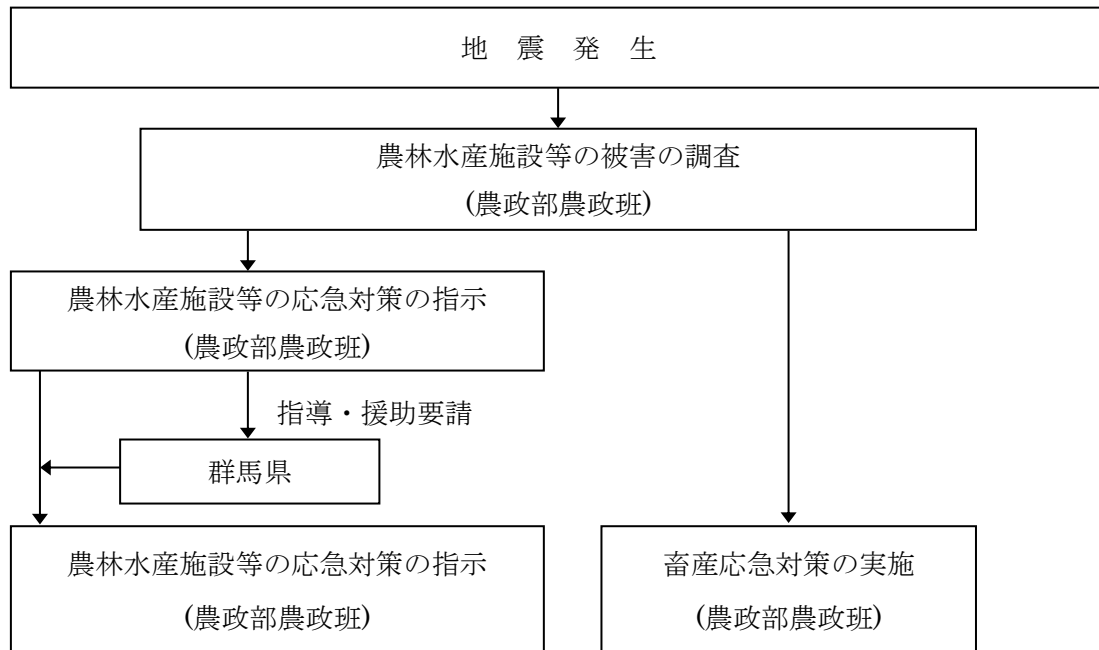
建設部道路公園班及び総務部防災総括班、並びに県、関東地方整備局、警察署及び東日本高速道路株式会社は、震災時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換を行う。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

第10節 農林水産業関係活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、農林水産物並びに農林水産施設の被害の発生を防ぎ、又は被害の拡大を防止することを目的とする。

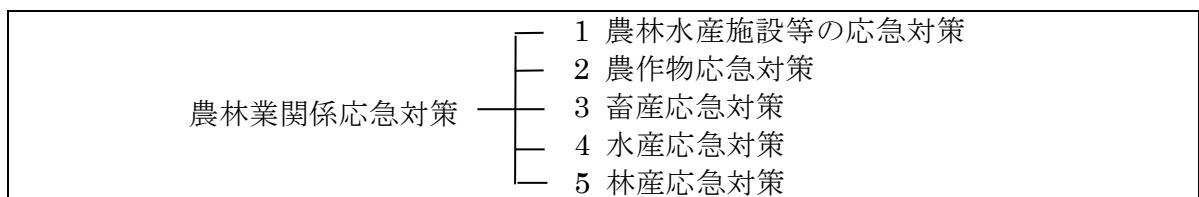
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	農政部（農政班）
関係機関	県

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 農林水産施設等の応急対策

(1) 公共施設の応急対策

農道、堤防、用排水路、溜池、頭首工、揚排水機、林道、治山施設、畜産施設等が被災した場合、被害の調査を早急を実施する。また、これらの施設に被害のおそれがある場合は、その箇所の補強工事を至急実施するよう指導する。

(2) 共同利用施設の応急対策

作業場、倉庫、集荷場等が被災したときは、被害の調査を早急を実施し、必要な補強工事等を至急実施するよう指導する。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

2. 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

被害を最小限に食い止めるため、農政部農政班は、農家に対し、災害対策技術の指導を行うものとし、必要に応じ、県に指導、援助を要請する。

(2) 種子もみ、園芸種子及び改植用苗の確保のあっせん

農政部農政班は、必要に応じて、県に対して、災害対策用種子もみ、園芸種子及び改植用苗のあっせんで依頼し確保を図る。

(3) 病虫害の防除

農政部農政班は、県その他関係機関と協力して、被災した農作物の各種病虫害の防除指導を行う。

3. 畜産応急対策

市は、県と協力して、家畜感染症の予防とまん延の防止に留意し、家畜損耗の未然防止に努める。

(1) 家畜の避難

県及び農政部農政班は、二次災害等の危険性がある場合等必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかける。

県は、必要に応じ家畜の移動に必要な車両の確保に努める。

(2) 家畜の防疫及び診療

県は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、市、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済事務局、獣医師会又は飼養者と協力して、薬品の確保、防疫指導等を行う。

家畜の伝染性疾病が発生した場合、県は死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分を行う。

(3) 環境汚染の防止

降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、農政部農政班は、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導する。

(4) 飼料の確保

県は、必要に応じ、飼料の確保を図る。

4. 水産応急対策

県は、必要に応じ、被災養殖業者に対し飼育又は防疫対策等の技術指導を行う。また、被災養殖業者から要請があったときは、関係団体の協力を得て、飼料等のあっせん等を行う。

5. 林産応急対策

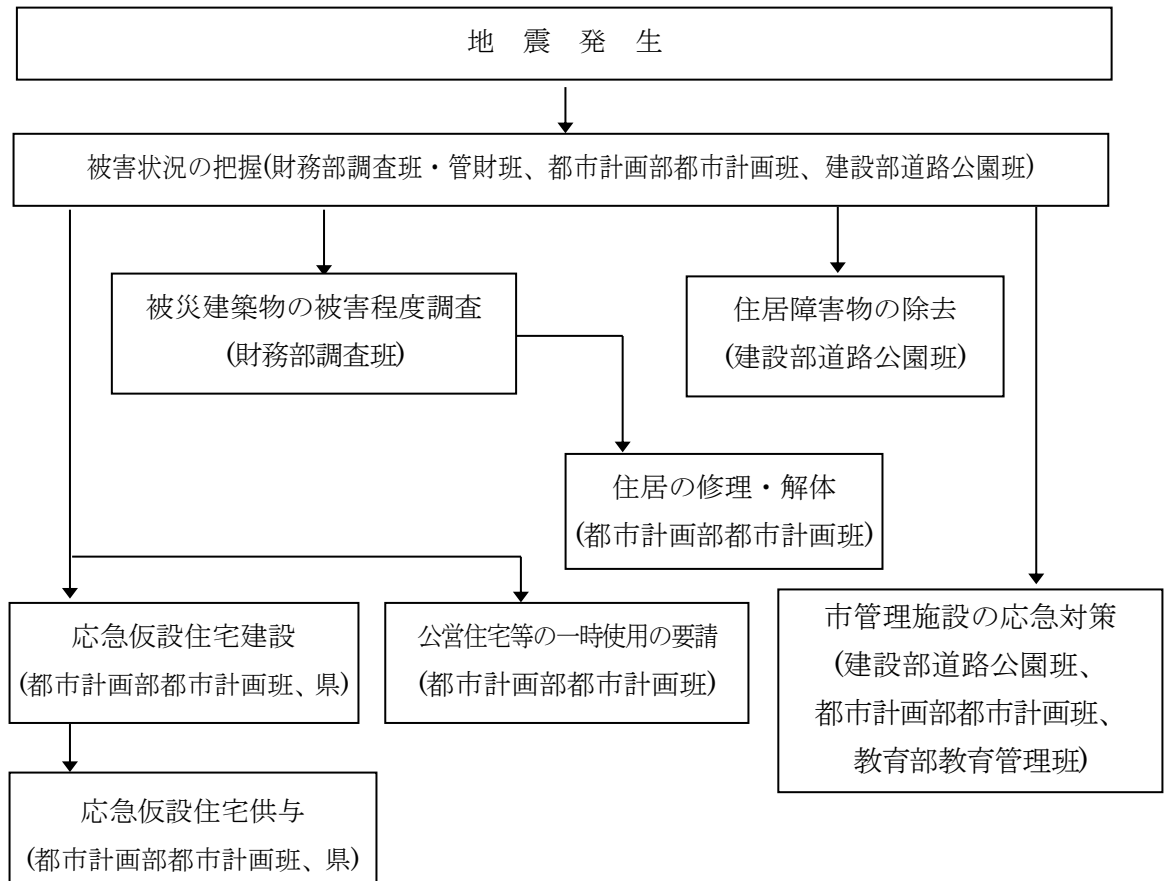
県は、河川等への木材の流出を防ぐため、必要に応じ、木材の所有者又は管理者に対し、安全な場所への移送、流出防止等の措置を講ずるよう指導する。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

第11節 建築物・住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。

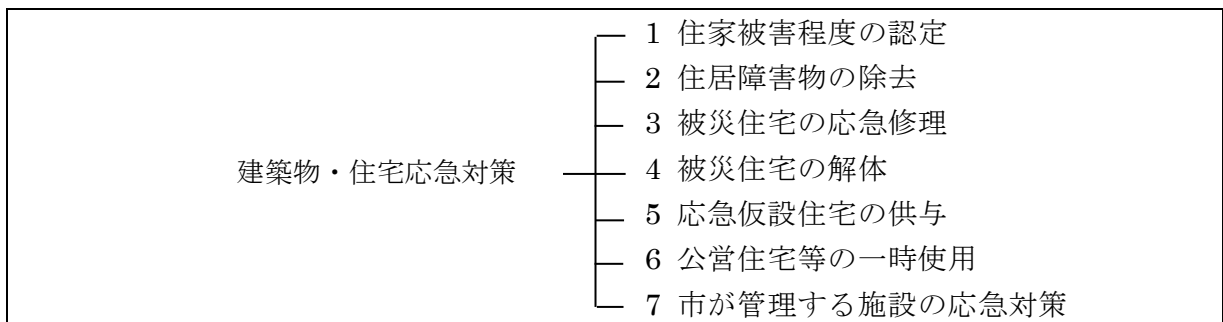
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	建設部（道路公園班）、都市計画部（都市計画班）、財務部（管財班、調査班）、教育部（教育管理班）
関係機関	県

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 住家被害程度の認定

住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、各種の被災者援護対策の基礎となる

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

ため、適正な判定を実施する。

(1) 住家被害程度の認定の実施及び調査方法

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成21年6月内閣府）」の定めによる。

(2) 住家被害程度の認定基準

全壊、半壊等の認定基準は、次のとおりである。

【災害の被害の認定基準】

被害の種類	認 定 基 準
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (解釈)必ずしも一棟の建物に限らない。たとえば炊事場、浴場または便所が別棟であったり、離座敷が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して一棟とする。なお、社会通念上住家とし称せられる程度のものであることを要しない。したがって学校、病院等の施設の一部に住込んで居住しているのはもちろん、一般の非住家として取り扱われている土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家とみなす。
非住家被害	住家以外の建物で、全壊または半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (解釈)社会通念上住家と称せられるものであっても、現実に人が居住していない場合は非住家とする。
住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 うち、損壊部分が延床面積の50%以上70%未満のもの及び損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」と判定する。
一 部 損 壊	半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官通知に、平成22年9月3日付府政防第608号内閣府政策統括官通知を追加)

2. 住居障害物の除去

市に災害救助法が適用された場合、災害より日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に堆積した土砂、立木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。

(1) 障害物除去の対象者

市は、相談窓口にて障害物除去の申し込みを受付ける。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

- ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にある場合
- ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれている場合
- ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない場合
- ④ 住家が半壊又は床上浸水した場合
- ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けた場合

(2) 除去作業

- ① 建設部道路公園班は、関係業者等の協力のもとに除去作業を実施する。
- ② 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

(3) 応援要請

関係業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、事務局受援班を通じ県へ要請する。

3. 被災住宅の応急修理

市に災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

(1) 応急修理の対象者

市は、相談窓口にて住宅の応急修理の申し込みを受付ける。住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である

- ① 住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活ができない者。
- ② 自らの資力をもってしては応急修理ができない者。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

(3) 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

4. 被災住宅の解体

家屋の解体は、生活再建支援資金等により家屋の所有者が、解体、撤去、処理場までの運搬を行うものとする。

市は、市役所・支所・市民サービスセンター等に受付窓口を設置して、処理の申込み受け付け、解体施工業者の紹介等の支援を行う。

5. 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与は、災害救助法が適用されたときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。

(1) 入居対象者

災害により被災し、自らも資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当するもの、または被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条の規定によって被災市街地復興推進地域内に住宅を復興しようとするものとする。

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

- ② 居住する住家がない者であること。
- ③ 次に掲げる者で、自らの資力では住家を建築することができない者。
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者
 - イ 特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
 - ウ 上記に準ずる被災者

(2) 建設場所の確保

仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性、地域性を考慮して、公有地を優先して選定する。

(3) 仮設住宅の建設

県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、原則として市の工事指名登録業者の中から緊急に請負契約し建設する。建設する住宅数は、被災状況を勘案して過不足ないよう留意する。なお、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮するなど、要配慮者の居住にも配慮した構造の住宅の建設に努める。

(4) 入居者の選定

入居者の選定にあたり、福祉部社会福祉班、民生委員等による選考委員会を設置して決定する。選定に際しては、これまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、要配慮者の優先的入居に配慮する。

(5) その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置する。集会所の設置に支出できる規模、費用は、厚生労働省と協議して個別に定める。

(6) 維持管理

市は、市営住宅に準じて応急仮設住宅の維持管理を行う。

6. 公営住宅等の一時使用

都市計画部都市計画班は、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

7. 市が管理する施設の応急対策

市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検、調査を迅速かつ的確に行い、応急措置を講じる。

(1) 応急措置が可能なもの

- ① 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
- ② 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- ③ 水道・電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、関係機関と連絡をとり、実施する。

(2) 応急措置の不可能なもの

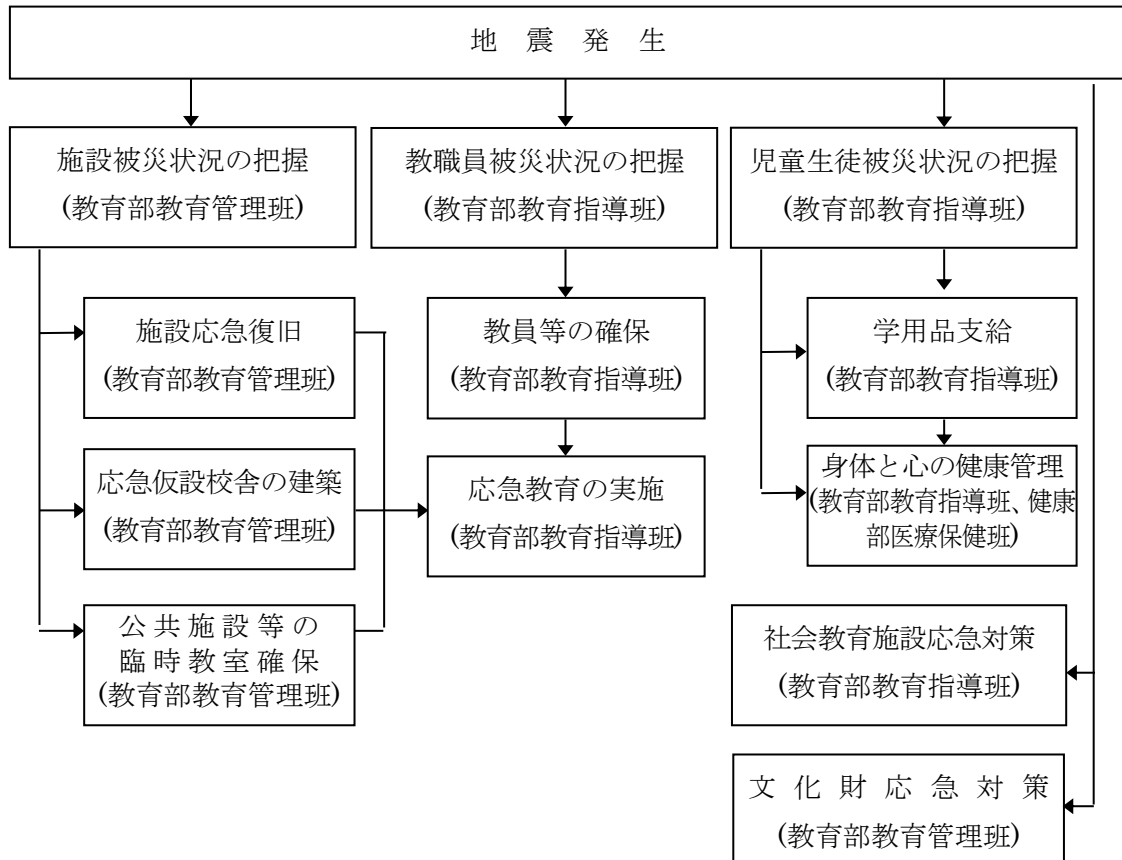
- ① 被害の防止措置を重点的に講じる。
- ② 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

第12節 応急教育等

学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

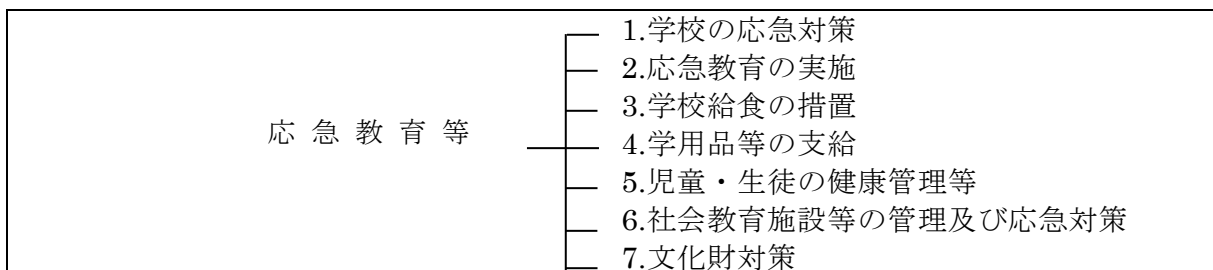
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	教育部（教育管理班、教育指導班）、健康部（医療保健班）
関係機関	県、施設管理者

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 学校の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など必要な措置をとる。

- (1) 災害による被害の軽易な復旧は、その施設の長に委任する。
- (2) 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。
- (3) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎の建設に努める。

- (4) 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
 - ① 隣接校等との協議、調整を行い、教室を確保する。
 - ② 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。
- (5) 学校が避難場所となった場合、避難生活が長期化する場合においては、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、災害対策本部と必要な協議を行う。

2. 応急教育の実施

(1) 応急教育の区分

教育部教育指導班は、災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって関係機関等と協議の上、応急教育を実施する。

- ① 臨時休校
- ② 短縮授業
- ③ 二部授業
- ④ 分散授業
- ⑤ 複式授業
- ⑥ 上記の併用授業

3. 学校給食の措置

教育部教育管理班は、災害を受けるおそれが解消した場合は、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- (1) 避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- (2) 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合
- (3) 感染症の発生が予想される場合
- (4) 給食物資が入手困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

4. 学用品等の給与

教材、学用品等の調達及び配給は、市教育委員会並びに小中学校の協力を得て、市長が実施するものとする。

- ①教科書 ②文房具 ③通学用品

災害救助法による学用品の給与は、同法及びその運用方針によるがその概要は次のとおりである。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

(1) 学用品の給与を受ける者

- ① 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
- ② 小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部及び中学部生徒を含む。）に限る。
- ③ 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

(2) 学用品給与の方法

- ① 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- ② 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を作成する。
- ③ 実施に必要なものに限り支給する。
- ④ 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

(3) 学用品の品目

- ① 教科書及び教材
- ② 文房具
ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等
- ③ 通学用品
運動靴、傘、カバン、長靴等

(4) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則による。

(5) 学用品の給与開始時期

教科書（教材を含む。）については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

(6) 救助法が適用されない場合等の措置

救助法が適用されない災害又は救助法適用災害で住家の被害が前記(1)①に達しない場合において、学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対しては、必要に応じ原則として学用品をあつせんするものとする。

なお、この場合における費用は、原則として本人負担とするものとする。

5. 児童・生徒の健康管理等

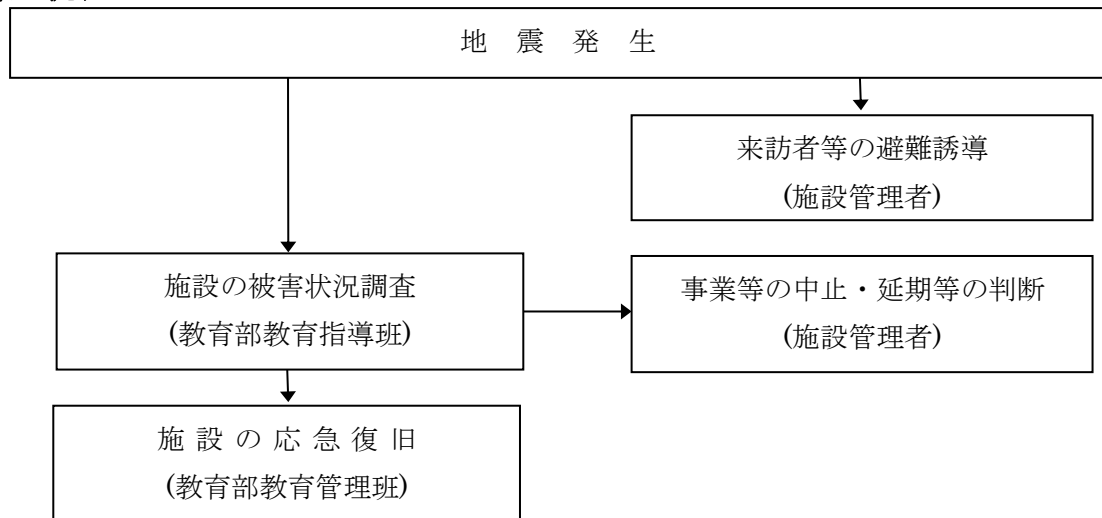
教育部教育指導班は、被災した児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、県教育委員会、健康部医療保健班、教育相談施設等と連携して健康診断、カウンセリング、電話相談実施する。

6. 社会教育施設等の管理及び応急対策

社会教育施設等の管理者は、人命の安全確保と施設の管理に努める。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

《応急対策の流れ》

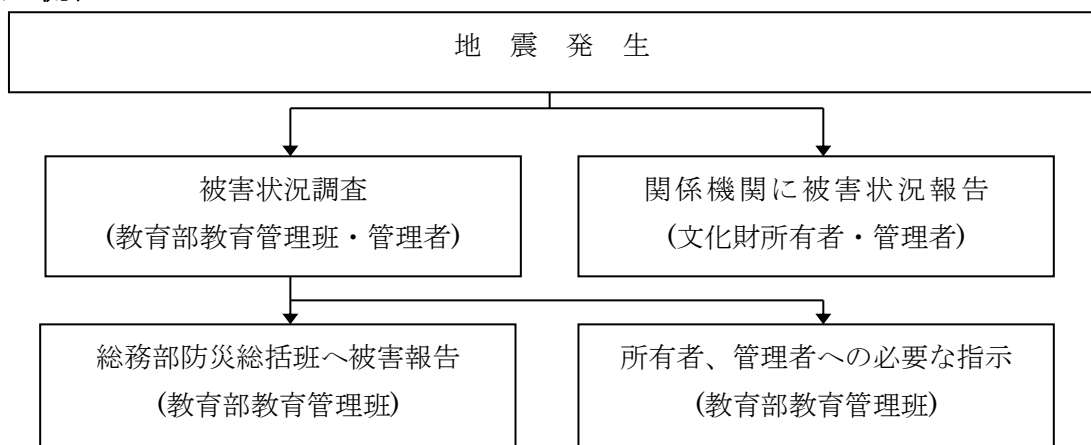


- (1) 施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。
- (2) 施設利用者の来館時においては、消防計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。
- (3) 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急の実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

7. 文化財対策

教育部教育管理班は、文化財の所有者、管理者に協力して文化財の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。

《応急対策の流れ》



(1) 文化財収蔵施設の安全性の点検

文化財の管理者は、大規模な地震が発生したときは、文化財収蔵施設の損壊状況を確認し、当該施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における文化財の管理者は、収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

(2) 文化財の安全の確保

教育部教育管理班及び文化財の管理者は、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定、火気の使用停止等の措置を講ずるものとする。

(3) 利用者・観覧者及び文化財の被災状況の把握

文化財の管理者は、利用者・観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育部教育管理班に連絡するものとする。

(4) 応急修復

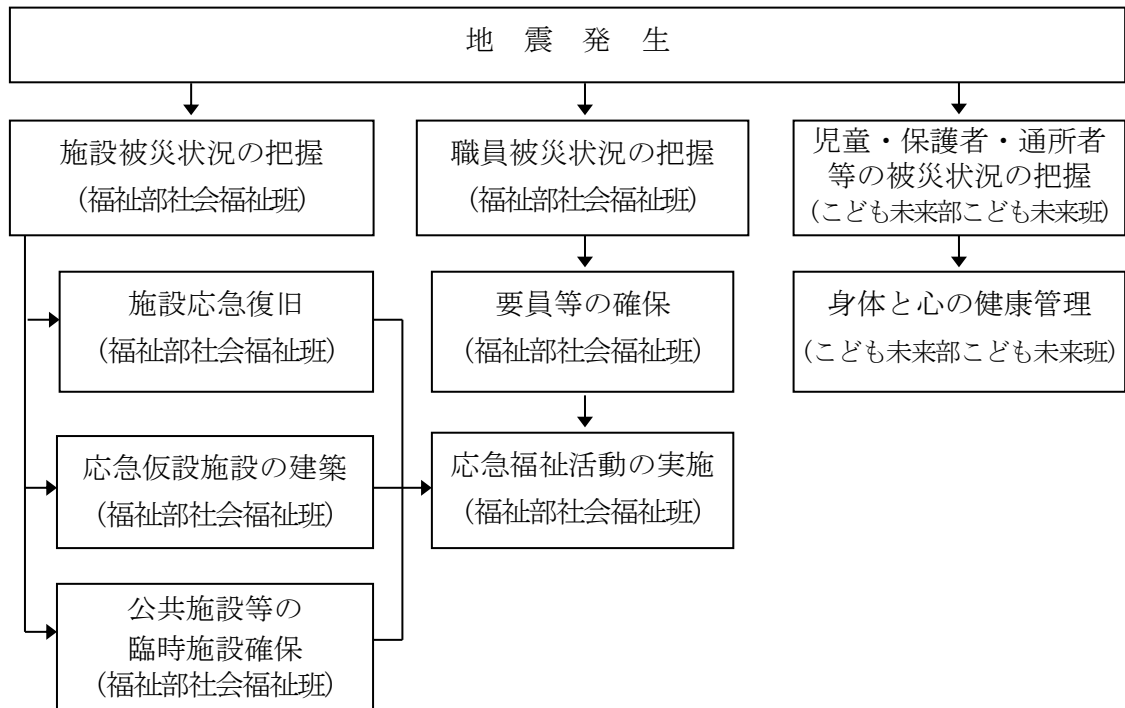
ア 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。

イ 教育部教育管理班及び県は、アの応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力する。

第13節 応急福祉活動

社会福祉施設における福祉活動を継続して実施するため、活動場所、必要物資、要員等を早期に確保し、福祉活動継続の措置をとる。

《 応急対策の流れ 》



《 実施担当機関 》

市担当部	福祉部（社会福祉班）、こども未来部（こども未来班）
関係機関	社会福祉施設管理者

《 対策の体系 》

応急福祉活動	1 社会福祉施設の応急対策 2 応急保育の実施

《 対策の展開 》

1. 社会福祉施設の応急対策

速やかに平常の福祉活動が実施できるよう、被災状況の把握、施設設備の応急復旧及び代替建物の確保など必要な措置をとる。

- (1) 社会福祉施設の管理者は、入所者、通所者、利用者、職員の安否及び所在を確認し、福祉部社会福祉班に報告する。
- (2) 災害による被害の軽易な復旧は、その施設の管理者に委任する。
- (3) 福祉活動又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の必要設備を設置する。
- (4) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設施設を建設する。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

- (5) 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、福祉施設以外の公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を利用する。

2. 応急保育の実施

(1) 応急保育の区分

こども未来部こども未来班は、災害によって施設が損傷し、通常の保育が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、保育士・児童及びその家族の被災程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急保育を実施する。

- ① 臨時休所
- ② 短縮保育
- ③ 二部保育
- ④ 分散保育
- ⑤ 上記の併用保育

(2) 保育士等の確保

こども未来部こども未来班は、保育士の被災等によって通常の保育が実施できない場合は、次の方法をもって保育士の確保の応急措置を講じる。

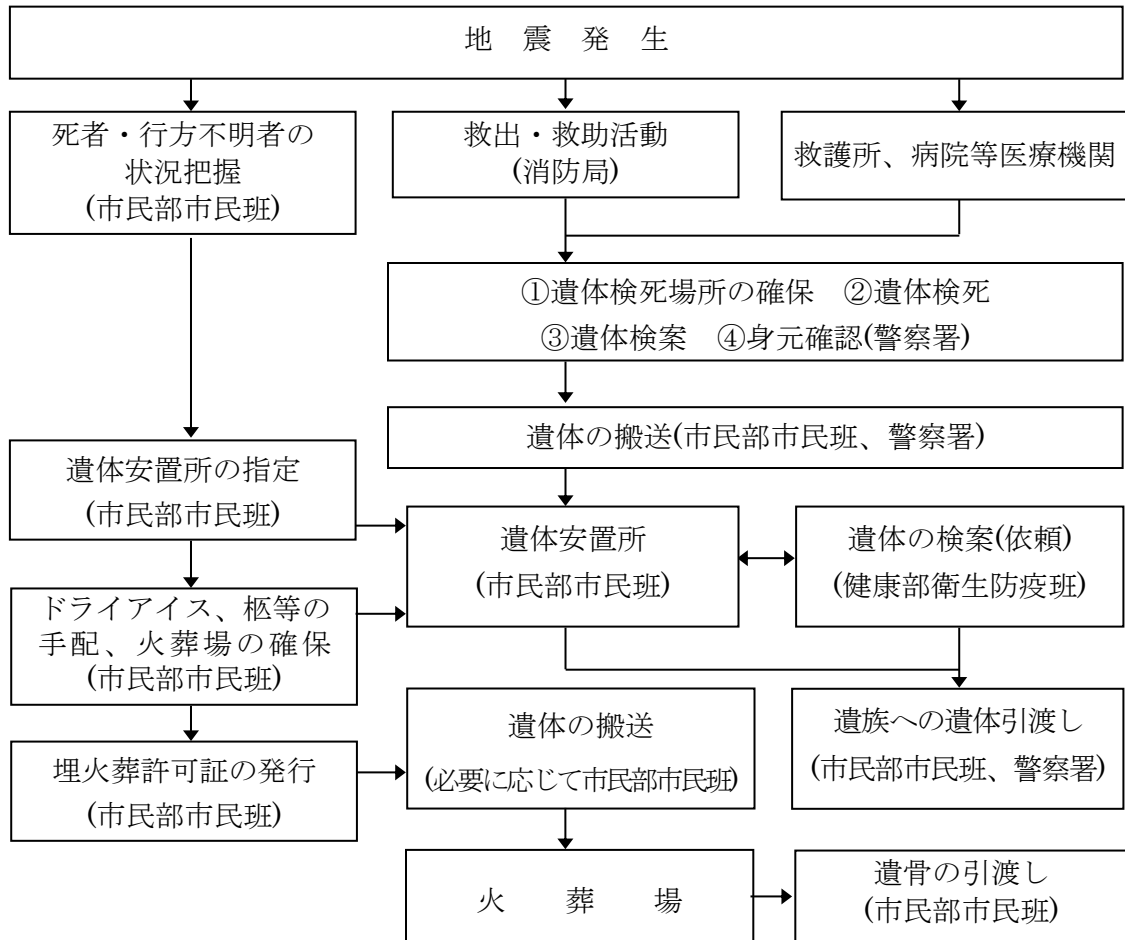
- ① 各保育所で、保育士の出勤状況に応じて一時的な保育士組織を編成する。
- ② 交通事情等によって勤務場所に出勤できない保育士は、出勤可能な市立保育所へ赴き保育する。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

第14節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

関係機関と連携のうえ、遺体の収容・処理及び埋火葬について、必要な措置を講じる。ただし、災害救助法を適用したときの遺体の処理については知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市が行う。

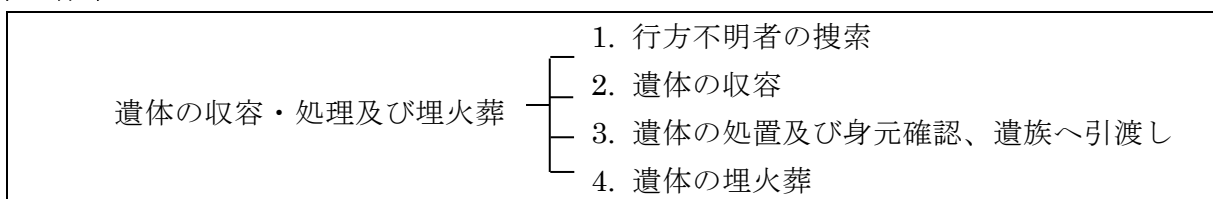
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	市民部（市民班）、健康部（衛生防疫班）、消防局
関係機関	警察署、自衛隊

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 行方不明者の捜索

- (1) 行方不明者の捜索は、災害の規模等の状況を勘案して、市は、警察署、自衛隊、地域住民の協力等を得て実施する。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

また、市民部市民班は、相談窓口（市役所、支所、市民サービスセンター）で問い合わせ等に対応し、避難所・被災現場等の情報を元に行方不明者名簿を作成する。

- (2) 行方不明者の搜索期間は、地震発生の日から10日以内とする。ただし10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長（市長）の指示によって継続して実施する。
- (3) 災害業務関係者が救出作業、又は行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続きをとる。
- (4) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者などの住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

2. 遺体の収容

(1) 遺体を発見した場合の措置

- ① 遺体を発見した場合、発見者は速やかに警察署に連絡する。
- ② 警察署は、遺体検視その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は市民部市民班）に引き渡す。

(2) 遺体の収容

① 遺体安置所

遺体の安置所は、市内の各寺院、病院、冠婚葬祭業者に協力を求めて安置するが、災害状況に応じて公共施設等の中から選定し開設する。

② 収容

警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに安置所へ搬送し収容する。

3. 遺体の処置、身元確認及び遺族へ引渡し

市民部市民班及び健康部衛生防疫班は、関係機関等の協力を得て、遺体の処置、身元確認及び遺族へ引渡しを実施する。

(1) 遺体の処置

① 遺体の処置範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案（依頼）

② 検案医師等の出動要請

ア 市長は、検案医師等について、公益社団法人前橋市医師会長、一般社団法人前橋市歯科医師会長、日本赤十字社群馬県支部長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

③ 納棺用品等や車両の調達

- ア ドライアイス、柩等の遺体の処理に係る納棺用品を、速やかに調達する。
- イ 納棺用品等や車両の調達が困難な場合は、県に応援を要請するほか、葬祭業者等に協力を要請する。

④ 遺体の身元確認

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

ア 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

イ 身元が判明しない遺体については、警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。その際、所持物等の記録等を行うものとする。

⑤ 遺体の引取り

ア 身元が判明し、引取人がある場合は、速やかに遺族等へ引き渡す。

イ 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

(2) 遺体処置の期間

① 遺体処置の期間は、原則として地震発生から10日間とする。

② 地震発生から10日間で処置が終了しない場合は、必要に応じて期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

(3) 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては遺体処理台帳を整理する。

4. 遺体の埋火葬

市民部市民班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の埋火葬を行う。

(1) 埋火葬の受付

市は、市役所・支所・市民サービスセンター等で死体（胎）埋火葬許可証を発行する。

(2) 埋火葬の実施

① 市内火葬場等で対応できない場合は、県及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。

② 身元が判明しない遺体は、市で応急措置として、火葬及び埋葬を行い、身元が判明次第引き渡す。

③ 遺体の損傷等により正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認める場合は、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省と協議する。

④ 遺体が多数発生あるいは火葬施設が被災した場合は、県に応援を要請する。その場合、遺族による遺体搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。

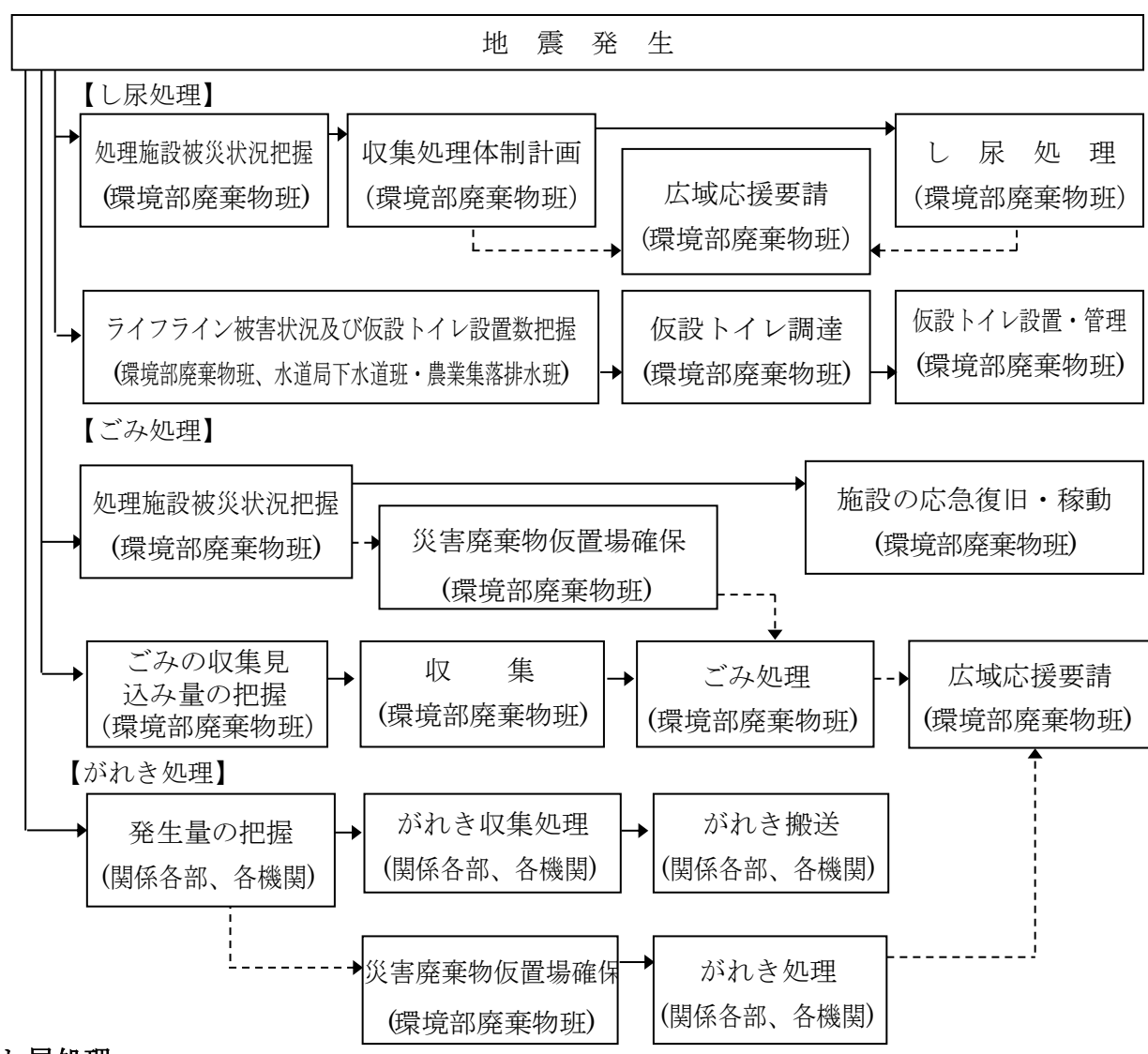
(3) 埋火葬の期間

遺体の埋火葬の期間は、原則として地震発生から10日間とする。

第15節 廃棄物の処理

し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

《 応急対策の流れ 》

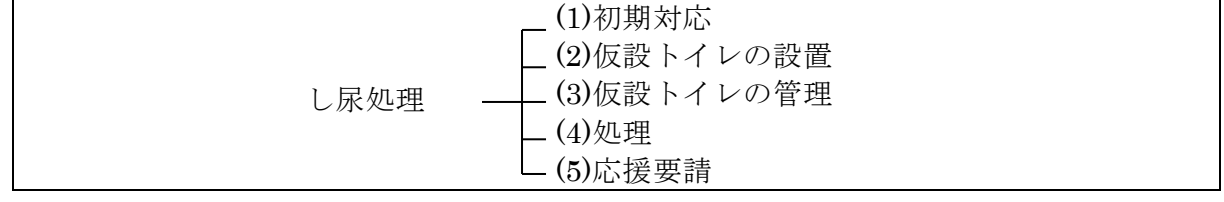


1. し尿処理

《 実施担当機関 》

市担当部	環境部（廃棄物班）、水道局（下水道班・農業集落排水班）
関係機関	仮設トイレ業者、東京電力パワーグリッド株式会社、し尿収集業者、浄化槽清掃業者、防疫対策業者、自主防災会、県

《 対策の体系 》



【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

《対策の展開》

(1) 初期対応

環境部廃棄物班は、水道局下水道班・農業集落排水班と連携し、仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

- ① 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。仮設トイレの設置基数は、災害初期は250人に1基程度とし、その後100人に1基程度の設置とする。
- ② し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ③ 被災者の生活に支障が生じることのないよう、要配慮者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 仮設トイレの設置等

① 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、建設用資機材のレンタル業者等の関係業者等と早急に連絡をとるとともに、県に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

- ア トイレットペーパー
- イ 清掃用品
- ウ 屋外設置時の照明施設

② 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。

イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、東京電力パワーグリッド株式会社と協議のうえ、照明施設を設置する。

③ 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

(3) 仮設トイレの管理

環境部廃棄物班は、関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

- ① し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。
- ② 設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

(4) 処理

- ① 環境部廃棄物班は、処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確定する。
- ② 仮設トイレからの汚物は可燃物に区分されるが、感染症や悪臭による衛生環境の劣悪化を防ぐため、他の可燃ごみと区別して密封・密閉して保管するように広報し、収集した汚物は優先的に処理する。

(5) 応援要請

環境部廃棄物班は、市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ県、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

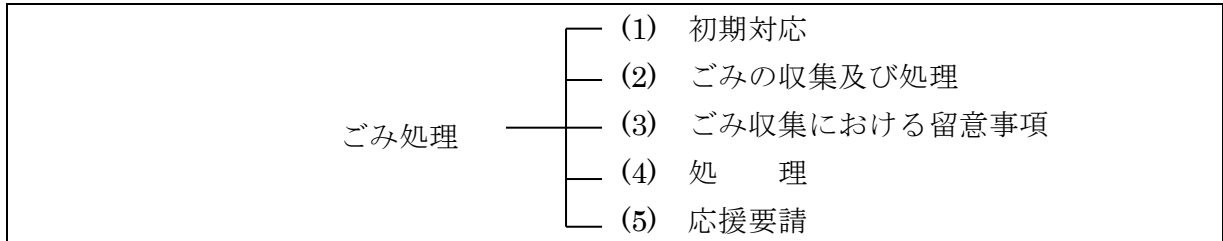
【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

2. ごみ処理

《実施担当機関》

市担当部	環境部（廃棄物班）、財務部（管財班）
関係機関	県

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 初期対応

環境部廃棄物班は、ごみ処理に必要な情報を把握する。

- ① 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- ② ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) ごみの収集及び処理

環境部廃棄物班は、地震にともない発生したごみを、なるべく早く収集・処理するよう努める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）に基づき、地震発生の日からなるべく早く収集・運搬し、処理する。この際、アスベストの被災や、危険物の漏えいによる環境汚染に留意する。

(3) ごみ収集における留意事項

衛生上、早期の収集が必要な腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

(4) 処理

- ① 処理施設は、速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講じる。
- ② 処理施設での処理能力を上回る大量のごみが発生した場合は、周辺環境に留意し、財務部管財班と調整のうえ、公有地等を災害廃棄物仮置場として利用するとともに、他の市町村や民間の産業廃棄物処理施設に対し、ごみ処理についての協力を要請する。

(5) 応援要請

環境部廃棄物班は、ごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じて県、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

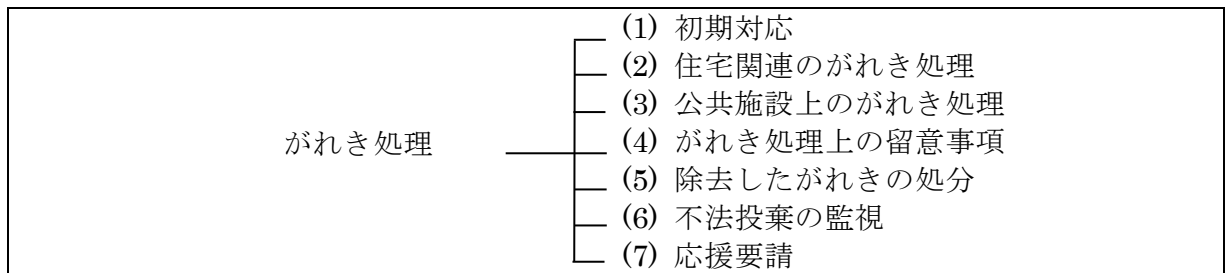
3. がれき処理

《実施担当機関》

市担当部	環境部（廃棄物班）、建設部（道路公園班）
関係機関	がれき処理専門業者、県

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 初期対応

関係各部及び関係機関は、がれき処理に必要となる情報を把握し、応急対策を実施する。

- ① がれきの発生量を把握する。
- ② がれきの選別等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 住宅関連のがれき処理

環境部廃棄物班及び建設部道路公園班は、住家及びその周辺に発生したがれきを、速やかに処理する。

(3) 公共施設上のがれき処理

① 主要道路上のがれき処理

建設部道路公園班は、震災時における道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしているがれきを除去・処理する。

② 河川関係のがれき処理

建設部道路公園班及び水道局下水道班は、災害時における管内河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえるがれきを除去・処理する。

(4) がれき処理上の留意事項

がれきの除去・処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

- ① 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
- ② 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- ③ がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ④ アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し、市民の健康管理に十分配慮する。

(5) 除去したがれきの処理

① 多量のがれきが発生した場合は、財務部管財班と調整のうえ、公共地等を災害廃棄物仮置場として選定する。

② 災害廃棄物仮置場にがれきの選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

(6) 不法投棄の監視

廃棄物を空地や河川敷等に不法投棄しないように監視をするとともに、広報を通じて、不法投棄の防止や適正な処理方法について周知する。

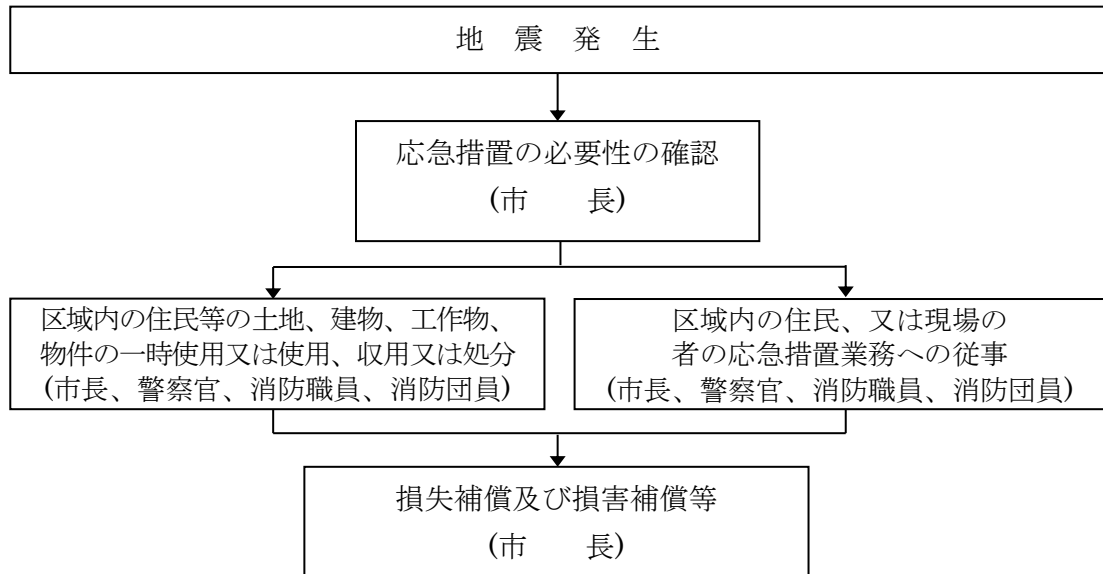
(7) 応援要請

環境部廃棄物班は、市単独でがれきの除去・処理が困難な場合は、必要に応じて県、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

第16節 応急公用負担等

災害が発生し、又は発生する可能性が高い場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められるとき、一定の区域内の土地、建物又は工作物等を使用又は収用し、さらには区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること等により、必要な措置を行う。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	市長（市長の権限を行使する市の職員）
関係機関	警察官、消防局長・消防職員・消防団員

《対策の体系》

応急公用負担等	1. 実施責任者 2. 応急公用負担等の要領 3. 損失補償及び損害補償等

《対策の展開》

1. 実施責任者

- (1) 応急公用負担等の権限の行使は市長が行うものとする。
- (2) 市長若しくは、市長の権限を行使する市の職員が現場にいないとき、又は市長等から要求があったときは、警察官が応急公用負担等の権限を行使するものとする。
- (3) 消防活動のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限行使は、消防職員又は消防団員が行うものとする。
- (4) 水防活動のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限行使は、水防管理者又は消防局長が行うものとする。

2. 応急公用負担等の要領

災害が発生し、又は発生する可能性が高い場合において、応急措置を実施するための応急公用負担等の対象及び内容は次のとおりとする。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

(1) 市長

- ① 区域内の住民、応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置業務に従事させること。
- ② 区域内の他人の土地、建物、その他工作物を一時使用すること。
- ③ 区域内の他人の土石、竹木、その他の物件を使用又は収用し、処分すること。

(2) 消防職員・消防団員等

① 消防職員・消防団員等

ア 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのものの存在する土地を使用し、処分又は使用を制限すること。

イ 緊急の必要があるとき、火災現場付近にいる者を、消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助その他の消防活動に協力させること。

② 消防局長、消防署長

延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのものの存在する土地を使用し、処分し又はその使用を制限すること。

③ 水防管理者、消防局長

ア 水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分すること。

イ 水防のため、やむを得ない場合には、水防管理団体の区域内の住民、又は水防の現場にいる者を水防活動に従事させること。

(3) 手続き

① 人的公用負担は、相手方に口頭で指示するものとする。

② 物的公用負担は、次により行うものとする。

ア 工作物等の使用、収用

1) 使用又は収用をしたときは、対象となる土地、建物等の占有者、所有者、その他土地、建物等について権限を有する者に対して、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知するものとする。

2) 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明の場合は、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、市又は警察署に掲示するものとする。

イ 工作物等の障害物の除去

1) 市長、警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、市長、警察署長は、適正な方法で保管するものとする。

2) 保管した場合、当該工作物等の占有者、所有者、その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示するものとする。

3) 保管した工作物等が、滅失又は破損のおそれがある場合、若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却し、その代金を保管するものとする。

4) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担するものとする。

5) 工作物等の保管に関する公示の日から起算して、6か月を経過しても当該工作物等、又は売却した代金を返還することができないときは、市長が保管する工作物等は市に、警察署長が保管する工作物等は県に帰属する。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

3. 損失補償及び損害補償等

- (1) 区域内において物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合には、損失補償を行うものとする。
- (2) 区域内の住民、又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わないものとする。

ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは、群馬県市町村総合事務組合規約の定めに従い損害補償するものとする。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

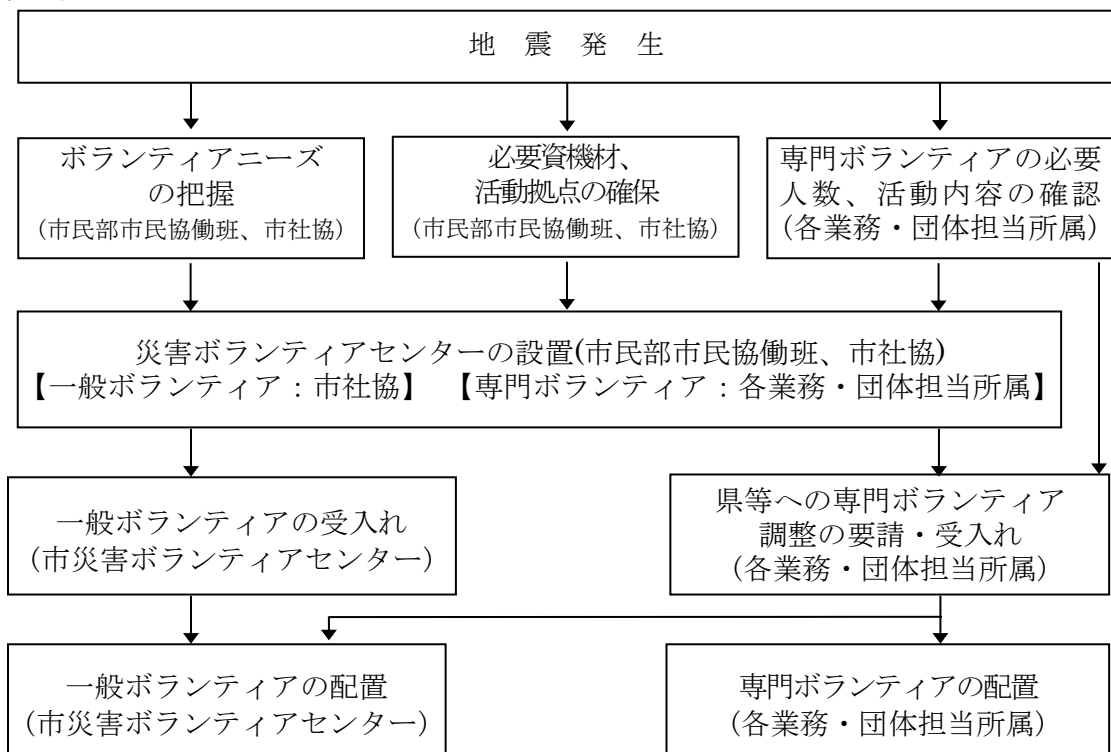
第17節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

1. ボランティアの受入れ

県、日本赤十字社群馬県支部、群馬県社会福祉協議会、前橋市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	市民部（市民協働班）、各業務・団体担当所属
関係機関	日本赤十字社群馬県支部、群馬県社会福祉協議会、前橋市社会福祉協議会、前橋市市民活動支援センター

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) ボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類は、概ね次のとおりである。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

一般ボランティア	専門ボランティア
・がれき撤去 ・被災者宅の片付け ・仮設住宅への引越し支援 ・避難所での高齢者、障がい者の介助 ・子供の遊び相手 ・炊き出し ・物流拠点における支援物資荷下ろし、仕分け、積み込み等 ・避難所の運営・維持管理 ・安否情報、生活情報の収集・伝達 ・清掃等の衛生管理 ・その他	・被災者の救出（消防・警察業務経験者等） ・救護（医師、看護師、薬剤師、救命講習修了者等） ・被災建物応急危険度判定（建築士等） ・被災宅地危険度判定 ・外国語通訳 ・手話通訳 ・介護（介護福祉士等） ・保育 ・アマチュア無線 ・各種カウンセリング ・点字

(2) ボランティアニーズの把握

市民部市民協働班は、前橋市社会福祉協議会等と協力して被災者及び各部からの情報収集にあたり、必要となるボランティアの活動場所、活動内容、人数等の把握に努める。

(3) 活動支援体制

① 必要資機材

市民部市民協働班及び前橋市社会福祉協議会は、ボランティア活動に必要な資機材等を相互に協力して確保する。なお、各班から要請を行った専門ボランティアの資機材等は各班が確保する。

② 活動拠点の提供

市民部市民協働班は、市災害ボランティアセンターの活動に必要な活動拠点の提供を行う。なお、各班から要請を行った専門ボランティアの活動拠点は各班が確保する。

③ 災害情報の提供

市民部市民協働班は、前橋市社会福祉協議会をはじめとするボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供する。

(4) 専門的なボランティアの取り扱い

① 人材の確保

医療救護や障害物の除去、被災建築物の応急危険度判定等の災害応急対策において、市単独では人材が不足する場合、国等の主導により応援ルールが確立されている専門職の応援については各業務担当所属が直接要請を行い、専門職ボランティア団体については団体担当所属が直接団体等に要請を行う。

② 受入れ及び配置

受入れ及び配置については、要請を行った所属が行う。

(5) 市災害ボランティアセンターの設置

災害の発生に伴い、市は前橋市社会福祉協議会と協議し、被災状況やボランティアニーズ等を総合的に勘案して必要と判断した場合は、災害ボランティアセンターの設置を決定する。

前橋市災害ボランティアセンターの運営は、前橋市社会福祉協議会が主体となり、必要に応

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

じて外部からのボランティア、他の社会福祉協議会のほか、地域の関係機関、団体等の協力を得ながら行う。

また、市災害ボランティアセンターにおいては、関係機関・団体を含めた連携体制を構築する中で、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するとともに、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえた連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

なお、県から本市が事務の委任を受けた場合は、共助のボランティア活動と本市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる点に留意する。

① 役割の分担

市民部市民協働班は、主として災害対策本部との連絡調整や情報収集にあたり、前橋市社会福祉協議会や関係機関に対して、ボランティアの受入れ、活動の総合的な調整を要請する。

② 受入れ及び配置

受入れ及び配置については、前橋市社会福祉協議会が主となり実施し、市民部市民協働班は支援する。また、市民部市民協働班は、被災者及び各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、市災害ボランティアセンターに連絡する。

③ 災害情報の提供・受入れ

市民部市民協働班は、市災害ボランティアセンターに災害に関する情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受入れる。

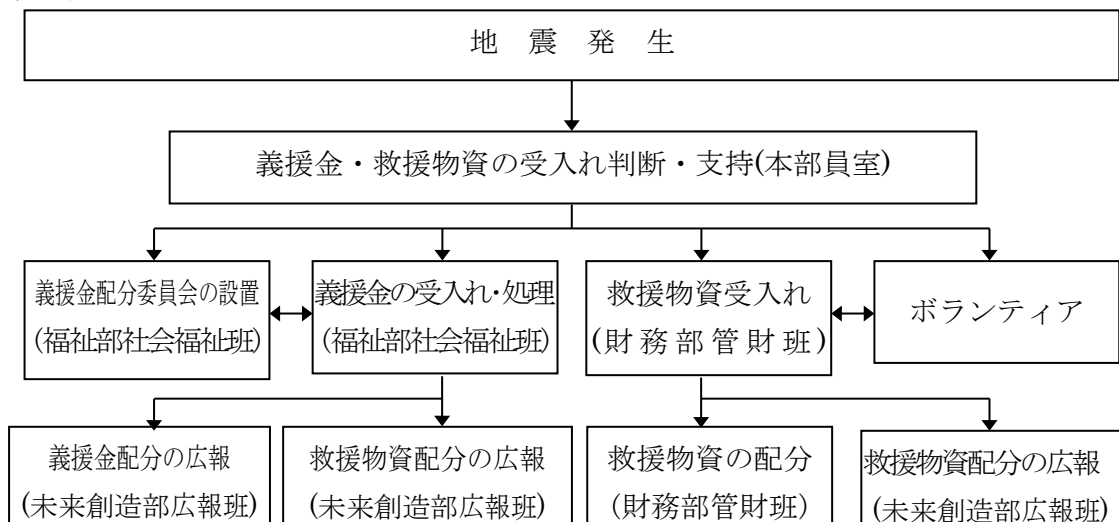
④ 広報の実施

市災害ボランティアセンターは、必要とする活動内容、人数を積極的に広報する。

2. 義援金・救援物資の受入れ及び配分

市の区域に災害が発生し、県が災害の程度により義援金品の募集を決定した場合は、その定めによることとし、県が義援金品を募集しない場合に寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分は下記により行う。

《応急対策の流れ》



【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

《実施担当機関》

市担当部	福祉部（社会福祉班）、財務部（財政班、管財班）、総務部（防災総括班）、未来創造部（広報班）
関係機関	前橋市社会福祉協議会

《対策の体系》

義援金・救援物資の受入れ及び配分	(1)義援金の受入れ及び配分 (2)救援物資の受入れ及び配分

《対策の展開》

(1) 義援金の受入れ及び配分

① 受入れ

福祉部社会福祉班は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

義援金の専用口座を開設するとともに、募集方法、募集期間等を定め、市のホームページ、報道・放送機関を通じて公表する。なお、口座を開設した金融機関等には手数料が無料となるよう要請する。

② 配分

義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

(2) 救援物資の受入れ及び配分

① 受入れ

ア 財務部管財班は、市役所等に救援物資の受付場所を開設し運営を行う。

イ 財務部管財班は、仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

ウ 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

- 1) 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること
- 2) 複数の品目を梱包しないこと
- 3) 近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること
- 4) 腐敗する食料は避けること

② 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先し、財務部管財班が実施する。

③ 救援物資の搬送

ア 県及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

イ 搬送は、財務部管財班の管理のもとに、ボランティア等の協力を得て実施する。

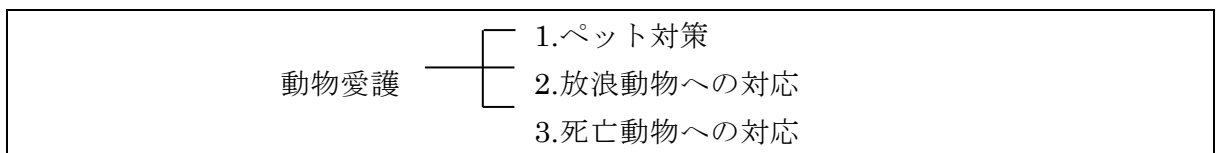
第18節 動物愛護

災害時には、負傷動物や逸走状態の動物が多数生じる一方、多くのペットが飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、動物愛護の観点から、これら動物の保護や飼育に関し、必要な措置を講じる。

《実施担当機関》

市担当部	健康部（衛生防疫班）、環境部（廃棄物班）
関係機関	ボランティア

《対策の体系》



《対策の展開》

1. ペット対策

(1) 動物救護本部の設置

健康部衛生防疫班は、前橋市保健所内に「動物救護本部」を設置し、被災した動物に対して、次の事項を実施する。

- ① 飼養されている動物に対する餌の配布
- ② 負傷した動物の収容・治療・保管
- ③ 放浪動物の収容・保管
- ④ 飼養困難な動物の一時保管
- ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- ⑥ 動物に関する相談の実施等

(2) 飼養者への対応

ペットは原則として、自宅での飼養とするが、被災等により自宅で飼育できない場合は、避難所で受け入れる。その際、避難所内の生活場所へのペットの持ち込みは原則として禁止とし、屋外において飼養者が自己責任において飼養するよう指導する。

2. 放浪動物への対応

健康部衛生防疫班は、飼い主の被災により放置又は逃げ出した動物が発生した場合は、捕獲等の対応をとる。

また、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、県動物救護本部、警察等との連携により必要な措置を講じる。

3. 死亡動物への対応

死亡したペットの処理は、原則として飼養者が行うものとする。

また、飼養者の判明しない死亡動物が放置されている場合は、環境部廃棄物班は必要な措置をとる。

第19節 広域避難者の受入れ

大規模災害が発生した場合、近隣の都県等から多数の避難者の受け入れが想定されるため、広域避難者の受入れを実施する。

《実施担当機関》

市担当部	総務部、各部
関係機関	県、避難元自治体

《対策の体系》

広域避難者の受入れ	1.被災地からの情報収集及び連絡体制の整備 2.収容可能な避難施設情報の把握 3.広域避難者受入窓口の設置 4.広域避難者用避難所の開設 5.避難所運営における留意点 6.応急仮設住宅等の提供 7.保育所・小中学校等における被災児童・生徒の受入れ 8.群馬県との協力 9.避難所の閉鎖

《対策の展開》

1. 被災地からの情報収集及び連絡体制の整備

広域避難者の受入れが想定される場合、被災地や県と連携を図り、避難者数や避難者住所等の情報について情報収集に努める。この際、必要に応じて職員を派遣するなどして連携強化を図る。

2. 収容可能な避難施設情報の把握

- (1) 市有施設の中から、広域避難者受入れ可能な施設を把握し、その結果を群馬県に報告する。
- (2) 必要に応じて市営住宅の空室状況等を調査し、広域避難者の入居を検討する。

3. 広域避難者受入窓口の設置

- (1) 被災地及び群馬県、広域避難者に係る総合調整のため、「前橋市広域避難者受入窓口」を設置する。また、「前橋市広域避難者受入窓口」を設置次第、群馬県へ報告する。
- (2) 群馬県において、広域避難者が避難する施設として、「群馬県総合教育センター（伊勢崎市今泉町一丁目233-2）」等の県有施設を一時避難所として開設されることから、連携を密に図る。

4. 広域避難者用避難所の開設

- (1) 群馬県及び被災地から避難所の開設依頼を受けた場合、もしくは市独自で開設を判断した場合、市内の状況等を勘案し、広域避難者用避難所を開設する。
- (2) 交通手段を持たない広域避難者の移動は、原則、被災県又は被災市町村が実施することとするが、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、バス等の移動手段を検討する。

【地震】第2章 応急復旧期の対策活動

5. 避難所運営における留意点

(1) 広域避難者に係る情報等の県への報告

避難所において実施している支援の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県へ報告する。

なお、報告する際には、個人情報の取扱いに十分留意する。

(2) 被災地等からの情報の避難者への提供

被災地等から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供する。

また、市独自の生活支援関連情報等をまとめた冊子を作成し、広域避難者へ情報提供する。

6. 応急仮設住宅等の提供

広域避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、市営住宅を応急仮設住宅等として提供する。

また、提供に当たっては、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

7. 保育所・小中学校等における被災児童・生徒の受入れ

広域避難の避難児童・生徒の市内保育所・小中学校等への通所・通学等が必要となる場合、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認し、被災地と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。

8. 県との協力

県と広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たる。

9. 避難所の閉鎖

県及び被災地等からの要請に基づき、避難所の閉鎖を行う。

なお、広域避難者の実情に応じて、避難所の開設延長を県及び被災地等へ要請する。

第3編 風水害・雪害等応急対策計画

第1部 風水害・雪害応急対策計画

(前橋市水防計画)

第1章 災害警戒期の活動

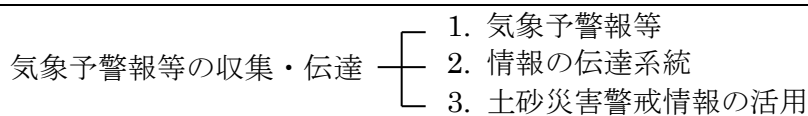
第1節 気象予警報等の収集・伝達

気象予警報などの情報収集、経路については本節の定めによる。

《実施担当機関》

市担当部	総務部（防災総括班）、消防局（消防警防班・消防通信指令班）
関係機関	関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 気象予警報等

(1) 気象予警報等の種類

気象予報及び特別警報、警報等には、気象業務法に基づき地方気象台等が発表する予報及び特別警報、警報、気象庁が発表する噴火予報及び警報等の情報、気象業務法及び水防法に基づく予報及び警報等があり、気象庁又は前橋地方気象台が発表し、注意や警戒を促す。

前橋地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を、重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに「特別警報」を発表する。特別警報及び警報、注意報は、関係行政機関、県や市へ伝達され防災活動等に利用されるほか、市や報道機関を通じて地域住民へ伝達される。

(2) 特別警報、警報、注意報の種類及び発表官署

本市に関係する特別警報、警報、注意報は次のとおりである。

- ① 気象注意報：気象・水象等により災害が起こるおそれのあるとき（前橋地方気象台）。
- ② 気象警報：気象・水象等により重大な災害が起こるおそれのあるとき（前橋地方気象台）。
- ③ 気象特別警報：気象・水象等により重大な災害の起こるおそれが著しく大きいとき（前橋地方気象台）。
- ④ 水防警報：県水防計画の定めるところによる水防警報（県水防本部・所轄現地指導）。
- ⑤ 火災気象通報：消防法第22条第1項の規定により、火災の危険があると認めたとき（前橋地方気象台）。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

- ア 乾燥基準 最小湿度25%以下、実効湿度50%以下が予想される場合は、火災気象通報【乾燥】を発表。
- イ 強風基準 最大風速13メートル以上が予想される場合は、火災気象通報【強風】を発表。
- ウ 乾燥基準と強風基準両方が予想される場合は、火災気象通報【乾燥・強風】を発表。

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

⑥ 火災警報（市）

知事から火災気象通報を受けた場合、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は、消防法第22条第3項の規定により市が行うものである。

(3) 前橋地方気象台が発表する注意報・警報等の種類

前橋地方気象台が発表する気象警報等の種類は、次表のとおりである。

種 類		概 要
注 意 報	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大 雨 注 意 報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
	濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	な だ れ 注 意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着 氷 (雪) 注 意 報	著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線の断線などの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	洪 水 注 意 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	浸 水 注 意 報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合、気象注意報に含めて行い、浸水注意報の標題は用いない。
	地 面 現 象 注 意 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合、気象注意報に含めて行い、地面現象注意報の標題は用いない。

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

種 類			概 要
警 報	気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
		大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
		大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪 水 警 報		河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	浸 水 警 報		浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、気象警報に含めて行い、浸水警報の標題は用いない。
	地 面 現 象 警 報		大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、気象警報に含めて行い、地面現象警報の標題は用いない。

特 別 警 報	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※特別警報、警報、注意報の発表単位は市町村とする。なお、大雨や洪水などの注意報・警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。前橋市は「前橋・桐生地域」に含まれる。

(4) 全般気象情報、関東甲信地方地方気象情報、群馬県気象情報

特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(5) 記録的短時間大雨情報

群馬県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。雨量基準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合に発表されるもので、大雨を観測した観測点名や市町村等を明記して発表される。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけ

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

る情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になっている時に、一時細分区域単位（群馬北部、群馬県南部）を対象に発表される。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、一時細分区域単位を対象に発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

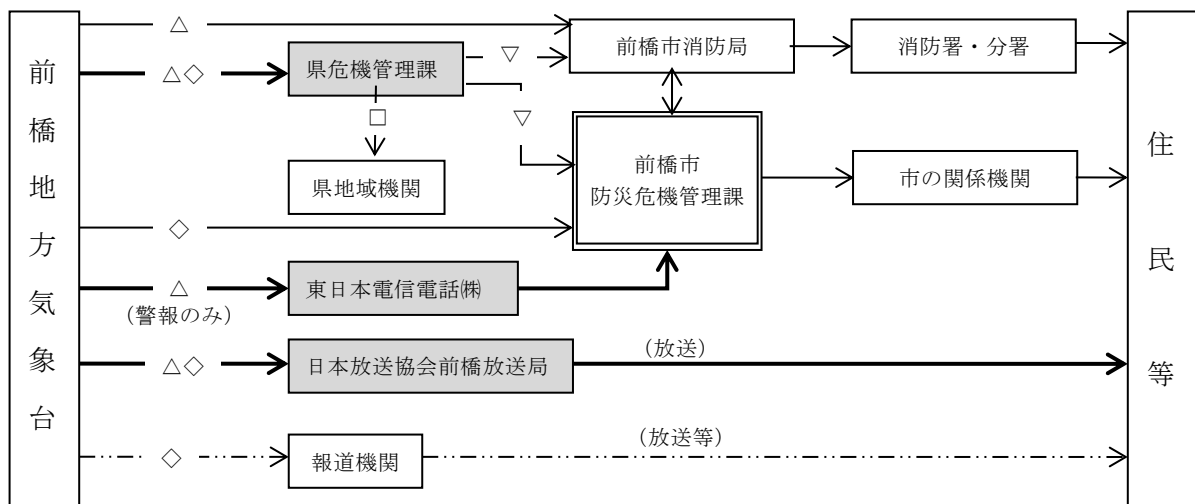
(7) 土砂災害警戒情報

群馬県（砂防課）と前橋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難情報等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表される。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難情報等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難情報の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

2. 情報の伝達系統

(1) 気象警報等の伝達系統

気象警報等については、必要に応じて次のように伝達する。なお、勤務時間外に気象警報等が発表された場合は、本章第3節の「3. 動員計画」に従い、配備職員に伝達する。



【凡例】

→ : 法令（気象業務法等）による通知系統

→ : 法令（気象業務法等）による公衆への周知系統

→ : 地域防災計画、行政協力、その他による伝達系統

■ : 法令等により気象官署から警報事項を受領する機関

△ : オンライン

□ : 群馬県防災情報通信ネットワークシステム

▽ : 群馬県防災情報システム

◇ : インターネット防災情報提供システム

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

(2) 周知方法

市長は、警報等が発表された場合は、必要に応じ次のいずれかの方法により住民に周知する。

- ① メール配信、ホームページ等による方法
- ② 防災行政無線による方法
- ③ 広報車による方法
- ④ 自治会組織により周知する方法
- ⑤ ラジオ放送による方法
- ⑥ その他必要性に応じた方法

(3) 異常現象発見者の通報

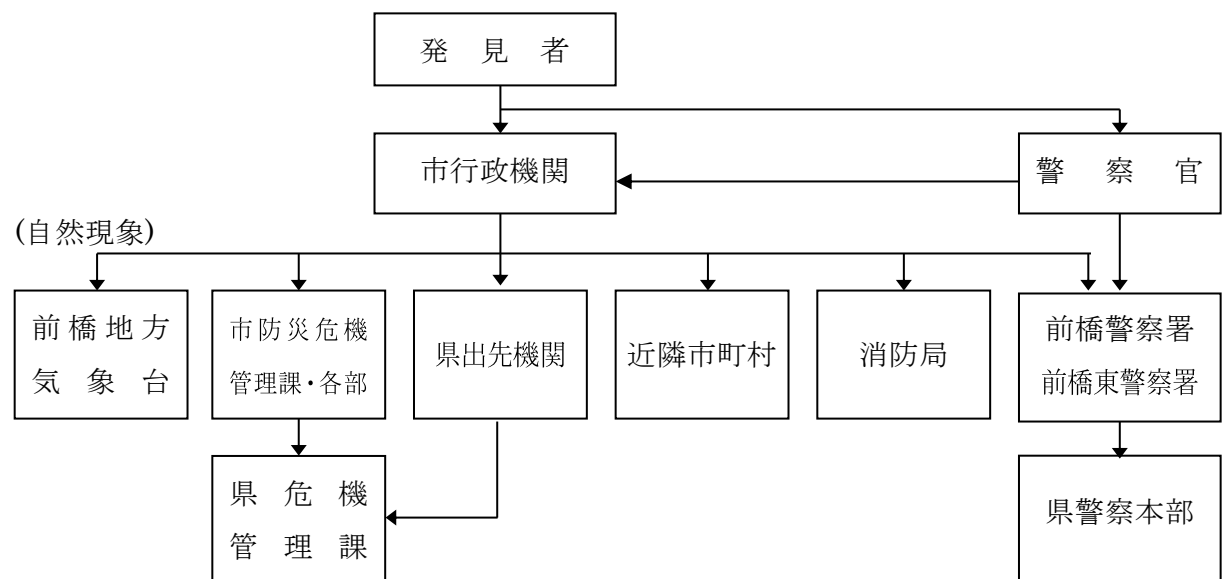
① 市民の報告義務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに最寄りの市行政機関又は警察に通報する。

② 市行政機関の処理

異常現象の通報を受けた市行政機関は遅滞なく関係部に連絡するとともに、自然現象によるものは前橋地方気象台へ通報する。

また、必要に応じて、関係する近隣市町村、消防局、県出先機関（前橋行政県税事務所、前橋土木事務所）、前橋警察署及び前橋東警察署へも同様に報告する。



③ 異常現象の種類と内容

異常現象の種類は、概ね次のとおりである。

異常現象の種類	内 容
気象	竜巻、ひょう、突風等で激しく異常なもの
水象	河川、ため池等の異常水位、堤防等の水もれ
地象	がけくずれ、地割れ等
火山現象	火山噴火等
地震現象	頻繁に感じるような地震
その他	ガス・石油等の流出

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

3. 土砂災害警戒情報の活用

市は、大雨による土砂災害等の発生の危険性が高まったときに前橋地方气象台と群馬県県土整備部砂防課が共同で作成・発表する土砂災害警戒情報を、避難情報を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう、活用・周知に努める。

（土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）等を補足する情報）

気象庁は、土砂災害警戒情報、大雨注意報、警報、特別警報を補足する情報として、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を発表する。この概要は次のとおりである。

種類	内容
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（2時間先まで常時10分ごとに更新）

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

第2節 水防活動（前橋市水防計画）

本市は、水防法（以下この節において「法」という。）第4条の規定に基づき、群馬県知事（以下この節において「知事」という。）から水防上公共の安全に重大な関係のある指定水防管理団体として指定されている。

指定水防管理団体が法第33条第1項の規定に基づき定める水防計画を本節に定める。

《実施担当機関》

市担当部	水防本部
関係機関	前橋土木事務所

《対策の体系》

水防活動（前橋市水防計画）	— 1 水防組織 — 2 水防活動 — 3 水防標識・信号及び身分証明 — 4 予報及び警報 — 5 水位等の観測、通報及び公表 — 6 協力及び応援 — 7 費用負担及び公用負担 — 8 水防報告等 — 9 ダム・水門等及びその操作 — 10 重要水防箇所 — 11 水防詰所・水防倉庫及び備蓄資材・輸送 — 12 通信連絡 — 13 水防訓練

《目的》

本節（前橋市水防計画）は、本市における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、本市の地域にかかる河川の洪水等に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

《用語の定義》

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同で処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長（市長）をいう（法第2条第3項）。

(3) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(4) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

(5) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体という（法第36条第1項）。

(6) 水防警報

洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼又は海岸について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(7) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項）。

※ 本市内においては、指定された河川はない。

(8) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

※ 本市内においては、利根川、広瀬川、荒砥川、桃ノ木川及び赤城白川が指定されている。

(9) 水位到達情報

水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(10) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(11) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(12) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

(13) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(14) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(15) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水が溢れる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

《対策の展開》

1. 水防組織

(1) 水防本部

- ① 本部長（市長）は、次の場合に前橋市水防本部（以下「水防本部」という。）を市役所内に設置する。

ア 大雨、洪水等のいずれかの警報が発せられたとき。

イ 水防警報の発表その他本部長（市長）が洪水等の発生するおそれがあると認めたとき。

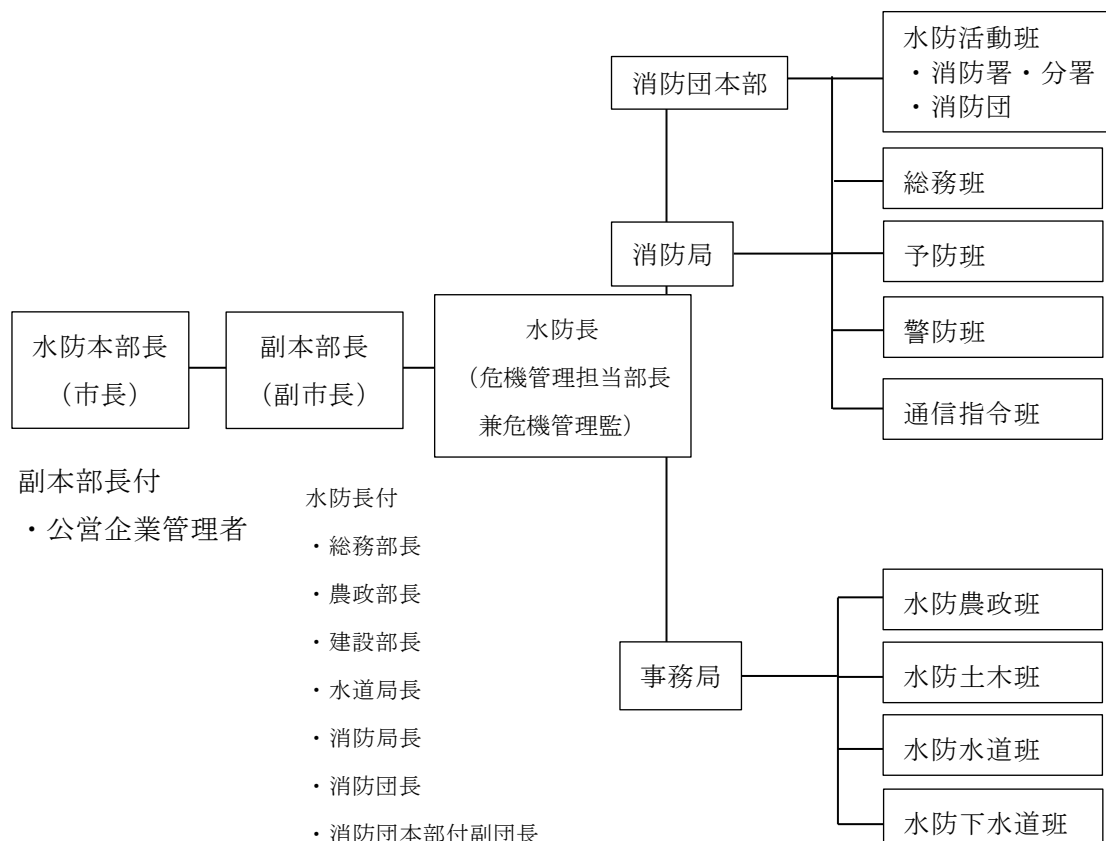
- ② 本部長（市長）は、次の場合に水防本部を廃止する。

洪水等のおそれが解消し、水防活動が終了したとき。

- ③ 水防本部事務局は、総務部防災危機管理課におく。

- ④ 水防本部は、前橋市災害対策本部が設置されたときは、同本部が廃止されるまでの間、同本部に統合され水防事務を処理する。

(2) 水防組織系統



【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

(3) 業務分担

班 名	班 長	水 防 隊 員	主な任務
水 防 本 部 事 務 局	防災危機管理課 長	防 災 危 機 管 理 課 員	水防本部事務局 本部長（市長）の指示又は指令等 各班の総合調整 被害状況の調査、集計、報告 関係各課への連絡調整 その他必要な事項
水防農政班	農村整備課長	農村整備課員	被災農作物及び被災農業施設の応急措置 水防広報（水門管理者への連絡）
水防土木班	道路建設課長 道路管理課長 東部建設事務所 長	道 路 建 設 課 員 道 路 管 理 課 員 東 部 建 設 事 務 所 員	土木関係の被害状況調査、報告 被災道路、橋梁等の応急措置 災害対策に係る協力団体の確保 土木機械による水防活動の協力 水防広報
水防水道班	水道整備課長 浄 水 課 長	水道整備課員 浄 水 課 員	応急給水 給水施設の管理保全 被災上水道施設の応急措置
水防下水道班	下水道整備課長 下水道施設課長	下水道整備課員 下水道施設課員	公共下水道施設等の管理保全 被災下水道施設の応急措置
総 務 班	消防局総務課長	消 防 局 総 務 課 員	消防団及び関係機関との連絡、調整、報告等 水防広報 被害状況の調査、集計、報告 関係機関との連絡調整 その他必要な事項
予防班	予防課長	予防課員	被害状況の調査、集計、報告 水害現場における広報
警防班	警防課長 救急課長	警防課員 救急課員	災害状況の把握と分析 災害活動方針決定の補佐 消防隊等活動状況の把握 水防資器材の調達、調整
通信指令班	通信指令課長	通信指令課員	情報収集、伝達 災害情報の受理、水防指令 通信の運用 関係機関への通報連絡等
水防活動班	各消防署長	消防署員	水位観測、警戒巡視 水防工法の実施・被害状況調査 救急、救助、避難誘導 水防資器材の輸送
	消防団各方面団 長	消防団員	

（注）この業務分担に定めのない事項及び市災害対策本部が設置されたときは、第3節 活動体制の
確立（災害対策・警戒本部等）に定める各部、各班の事務分掌によるものとする。

2. 水防活動

(1) 水防本部設置前の備え

本部長（市長）又は消防局長は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。（法第9条）

各班は、日頃から速やかに水防本部を設置できるよう備え、次の任務を実施する。

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

- ・情報収集、伝達体制の確保
- ・水防部隊の増強
- ・災害活動資機材の点検、整備及び配備
- ・災害危険区域等の巡視
- ・通信体制の確保

(2) 非常配備

本部長（市長）は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水等による危険があると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、次の基準による非常配備により水防事務を処理するものとする。

配備区分	配 備 基 準	配 備 内 容
警 戒	前橋地方气象台から大雨・洪水のいずれかの警報が発せられたとき。	各班の一部をもってあたり、情報連絡活動等を円滑に行い得る必要最小限度の配備とする。
第1配備	今後の気象情報に注意と警戒を必要とするが、予想される事態発生まで、かなりの時間的余裕のあるときは、少人数の人員であたり、情報、連絡活動を主とし、事態の推移によっては直ちに活動ができる態勢	水防隊の1／4程度で水防業務にあたり、その他は待機
第2配備	水防事態が予想され、水防活動の開始が考えられ、水防事態が発生すれば、そのまま水防活動ができる態勢	水防隊の半数で水防業務にあたり、その他は出動準備
第3配備	事態が切迫し、水防活動の必要が予想されるとき、所属人員全員によって水防活動ができる態勢	水防隊全員で水防業務にあたる。
注意事項	1 事態に応じ第1配備から直ちに第3配備に移行する場合もある。 2 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自主的に参集しなければならない。 3 水防隊員は、第1配備発令後はできる限り外出を避け、待機しなければならない。	

(3) 安全配慮

水防活動は、消防機関に属する者自身の安全確保に留意して実施するものとする。

避難誘導及び水防作業の際も、消防機関に属する者自身の安全は確保しなければならない。

安全確保のために配慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、水防隊員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防隊員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

(4) 待機及び出動

本部長（市長）は、水防警報が発表されたとき、又は河川の水位が知事の定める氾濫注意

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認められるときは、消防機関を次に定める基準により出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。（法第17条）

① 待機

待機命令は、次の状況の際発するものとし、消防機関の連絡員を水防本部に詰めさせ、その後の状況を把握することに努め、又は水防隊員を直ちに次の段階に入れるような態勢におくものとする。

待 機 基 準	1 洪水予報、警報等、河川状況により必要と認められるとき。 2 水防本部が待機の態勢に入ったとき。 3 水防警報（待機）が発せられたとき。

② 出動準備

出動準備命令は、次の状況の際発するものとし、消防機関各隊の責任者は所定の詰所に集合し、資器材の整備、点検、水防隊員の配備計画等にあたり、水門等の水防上重要工作物のある箇所への派遣、水位観測所、堤防巡視等のため、一部水防隊員を出動させる。

出 動 準 備 基 準	1 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき。 2 気象状況等により水害の危険が予知されるとき。

③ 出動

出動命令は、次の状況の際発するものとし、消防機関の全員が所定の詰所に集合し、あらかじめ水防計画に定められた配備につくものとする。

出 動 基 準	1 水防警報（出動）が発せられたとき。 2 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。 3 急激な豪雨があったとき。 4 堤防に特に危険な箇所がある場合等で、水防活動を行う必要が認められるとき。

(5) 巡視及び警戒

① 本部長（市長）は、気象若しくは水防の警報が発せられたとき、気象状況により水防の必要が予知されるとき、又は地震による堤防の漏水、沈下等のおそれがあるときは、巡視員を派遣して区域内の堤防その他水防に関する工作物等の巡視警戒にあたる。

② 巡視員は、水防上危険がある箇所を発見したときは、直ちに水防作業を実施するとともに、本部長（市長）に報告しなければならない。

なお、巡視にあたって留意すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- ・ 川側堤防斜面の亀裂又は崖崩れ
- ・ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ・ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水からによる亀裂
- ・ 排・取水門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締り具合
- ・ 橋梁その他の構造物と取付部分の異常
- ・ 堤防から水があふれる状況

③ 本部長（市長）は、県から非常配備体制が指令された場合は、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視員に巡視させるものとする。

(6) 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

その際、水防隊員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防隊員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、本部長（市長）は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

(7) 緊急通行

① 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者及び本部長（市長）から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空き地及び水面を通行することができる。（法第19条第1項）

② 損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。（法第19条第2項）

(8) 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。（法第21条第1項）

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。（法第21条第2項）

(9) 避難のための立退き

① 立退きの指示

洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、本部長（市長）は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。（法第29条）

② 立退き予定地等住民への周知

本部長（市長）は、所轄警察署長等と協議の上、立退き予定先（避難場所）、経路等を選定し、住民に周知徹底しておくものとする。

なお、立退き予定先（避難場所）、経路等は、その状況によりその都度指示する。

(10) 決壊、漏水等の通報

堤防その他の施設が決壊、及びこれに準ずべき事態が生じたときは、各指揮者は消防局長に、消防局長は水防本部に報告しなければならない。

報告を受けた本部長（市長）又は消防局長は、直ちにその旨を前橋土木事務所長及び氾濫する方向の隣接水防管理者、あるいは最寄りの国土交通省出先事務所長に通報しなければならない。（法第25条）

なお、本部長（市長）及び消防局長は、決壊後であってもできる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。（法第26条）

(11) 水防配備の解除

本部長（市長）は、水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときには、前橋土木事務所長を通じ、県水防本部に通報するもの

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

とする。

3. 水防標識・信号及び身分証明

(1) 水防信号

法第20条第1項の規定により水防に用いる信号は、次のとおりである。

(平成6年2月22日群馬県告示第106号)

種 類	説 明	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	水防隊員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○ー 休 ○ー 休 ○ー 休 止 止 止
第2信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 ○ー 休 ○ー 休 ○ー 休 止 止 止
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知させるものとする。 4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。		

(2) 水防標識等

水防作業を正確迅速かつ規律正しい団体行動をとるため、次の標識等を定める。

ア 市職員、水道局職員の標識は、所定の作業服の着用をもってこれに替える。

消防機関に属する者の標識は、「前橋市消防吏員服制規則」（平成16年前橋市規則第105号）及び「前橋市消防吏員及び消防団員の訓練、礼式等に関する規則」（平成16年前橋市規則第110号）に定める服装の着用をもってこれに替える。

イ 水防詰所の標識は、消防詰所の標識をもってこれに替える。

ウ 水防用緊急自動車は、消防用緊急自動車をもってこれに替える。

(3) 身分証明

法第49条第2項の規定により本市水防隊員が携帯する身分証明は、前橋市水防隊員証とする。ただし、消防隊員は「消防手帳」又は「消防立入検査証」、消防団員は「身分証」をもってこれに替える。

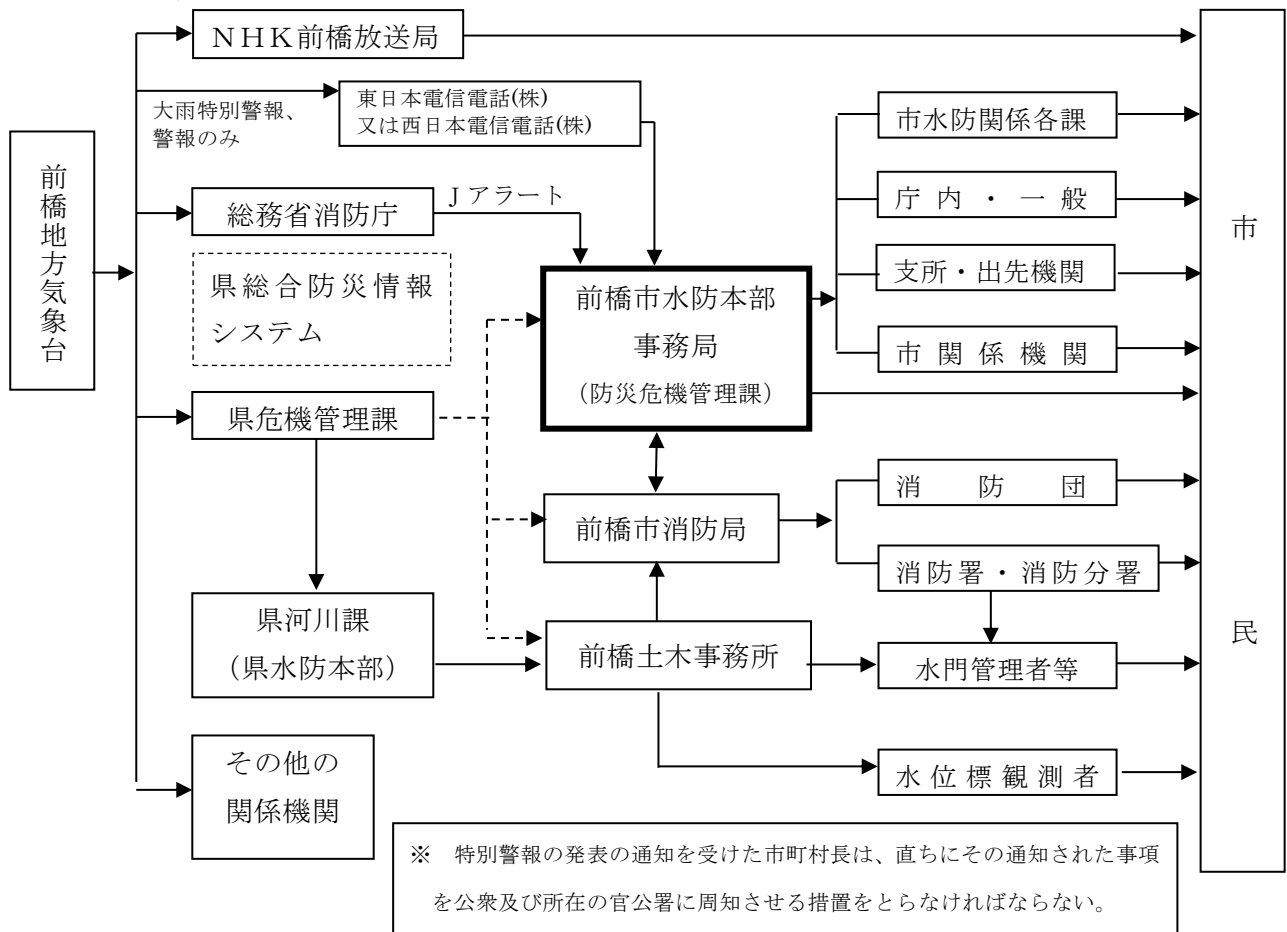
4. 予報及び警報

(1) 気象庁が行う予報及び警報

前橋地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させる。

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

◎気象警報等通報・伝達系統図



水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合する 注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

(大雨警報(浸水害)・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水並びに洪水のキキクル(危険度分布)及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報(1時間先まで常時10分ごとに更新)
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに色分けして示す情報(3時間先まで常時10分ごとに更新)
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報(6時間先まで常時10分ごとに更新)

(気象庁が発表する特別警報)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨等についての一般の利用に適合する警報(特別警報)を発表する。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 水位周知河川における水位到達情報及び水防警報

① 水位到達情報

知事は、知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者(市長)及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難情報発令の判断に資するため、知事は、知事が指定した河川に関する氾濫注意情報等を市長に通知する。

知事が発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達したとき。
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

② 水防警報

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を知事が警告するものであり、危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知が行われる。

知事は、知事が指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、おおむね次のとおりである。

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

種類	内容	発表基準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況により特に必要と認められるとき。又は、水防団待機水位に達したとき。 又は、氾濫注意水位以下に下降したとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、又は、水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位を越え災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	水防団待機水位以下に下降したとき、又は、水防団待機水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

③ 県が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の区域及び発表者

(平成5年8月6日群馬県告示第581号・平成17年6月28日群馬県告示第415号・平成31年3月19日群馬県告示第73号・平成31年4月26日群馬県告示第104号参照)

河川名	区域		所轄土木事務所名 (発表者)
利根川	自	左岸 渋川市北橋町下箱田(坂東橋) 右岸 渋川市下郷(大正橋)	渋川土木事務所 (渋川土木事務所長) 前橋土木事務所 (前橋土木事務所長) 伊勢崎土木事務所 (伊勢崎土木事務所長)
	至	左岸 伊勢崎市柴町(直轄上流端) 右岸 佐波郡玉村町小泉(直轄上流端)	
広瀬川	自	左岸 前橋市上増田町(桃ノ木川合流点) 右岸 前橋市駒形町(桃ノ木川合流点)	伊勢崎土木事務所 (伊勢崎土木事務所長)
	至	利根川合流点	
荒砥川	自	左岸 前橋市大胡町(大川橋) 右岸 前橋市大胡町(大川橋)	前橋土木事務所 (前橋土木事務所長)
	至	広瀬川合流点	
桃ノ木川	自	左岸 前橋市幸塚町(赤城白川合流点) 右岸 前橋市三俣町(赤城白川合流点)	前橋土木事務所 (前橋土木事務所長)
	至	広瀬川合流点	
赤城白川	自	左岸 前橋市富士見町時沢(新白川橋) 右岸 前橋市青柳町(大正用水)	前橋土木事務所 (前橋土木事務所長)
	至	桃ノ木川合流点	

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

④ 県が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の河川名・基準水位観測所・基準水位

河川名	区域			基準観測所		基準水位				発表者
				名称	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	
利根川	自	左岸	渋川市北橋町下箱田（坂東橋）	大正橋	渋川市北橋町八崎	3.70	4.60	5.70	6.69	渋川土木事務所 （渋川土木事務所長） 前橋土木事務所 （前橋土木事務所長） 伊勢崎土木事務所 （伊勢崎土木事務所長）
	至	右岸	渋川市下郷（大正橋）	県庁裏	前橋市大手町	3.00	3.50	3.68	4.88	
		左岸	伊勢崎市柴町（直轄上流端）							
		右岸	佐波郡玉村町小泉（直轄上流端）							
広瀬川	自	左岸	前橋市上増田町（桃ノ木川合流点）	三光	伊勢崎市三光町	2.00	2.50	2.80	3.82	伊勢崎土木事務所 （伊勢崎土木事務所長）
	至	右岸	前橋市駒形町（桃ノ木川合流点）							
荒砥川	自	左岸	前橋市大胡町（大川橋）	大胡	前橋市河原浜町	1.80	2.20	3.70	3.97	前橋土木事務所 （前橋土木事務所長）
	至	右岸	前橋市大胡町（大川橋）							
桃ノ木川	自	左岸	前橋市幸塚町（赤城白川合流点）	上泉	前橋市上泉町	2.20	2.30	2.40	3.00	前橋土木事務所 （前橋土木事務所長）
	至	右岸	前橋市三俣町（赤城白川合流点）							
赤城白川	自	左岸	前橋市富士見町時沢（新白川橋）	細井	前橋市下細井町	2.30	2.50	2.50	2.92	前橋土木事務所 （前橋土木事務所長）
	至	右岸	前橋市青柳町（大正用水）							
			桃ノ木川合流点							

⑤ 県が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の伝達系統

県が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の伝達系統は、資料編に記載のとおりである。

5. 水位等の観測、通報及び公表

水防本部は、気象状況により相当の雨量があると認めたときは、所属機関及び関係機関と密

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

接な連絡をとり、水位及び雨量の資料収集に当たる。

市内の水位雨量情報は、下記ホームページ等により把握できる。

種類	内容
気象情報	気象庁防災情報（気象警報・注意報、雨雲の動き、キキクル） https://www.jma.go.jp/bosai/
雨量、 河川水位情報	- 国土交通省川の防災情報 http://www.river.go.jp/（PC版） http://river.go.jp/s/（スマートフォン版） http://i.river.go.jp/（携帯版） - 群馬県水位雨量情報 https://www.river-gunma.jp（PC版） http://www.river-gunma.jp.cache.yimg.jp（PC版キャッシュサイト） http://www.river-gunma.jp/k（携帯版） https://www.river-gunma.jp/sp/（スマートフォン版） http://www.river-gunma.jp.cache.yimg.jp/sp/（スマートフォン版キャッシュサイト）

(1) 雨量の観測

市内に設置されている雨量観測施設は、資料編に記載のとおりである。

水防業務従事者は、各自でホームページ等から雨量について情報収集を行う。

(2) 水位の観測

市内に設置されている水位観測施設は、資料編に記載のとおりである。

水防業務従事者は、各自でホームページ等から水位状況について情報収集を行う。

(3) 通報及び公表

① 通報

本部長（市長）は、洪水のおそれがあることを自ら知り、又は、洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。（法第12条第1項）

② 公表

水位の公表は、量水標管理者及び知事が行う。

6. 協力及び応援

(1) 河川管理者の協力（県管理河川）

河川管理者である知事は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体（市）が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 水防管理団体（市）に対して、河川に関する情報（県管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供

イ 水防管理団体（市）に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等からの異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

ウ 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知

エ 重要水防箇所の合同点検の実施

オ 水防管理団体（市）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

カ 水防管理団体（市）及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

キ 水防管理団体（市）の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

(2) 下水道管理者の協力（県管理下水）

下水道管理者である知事は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体（市）が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 水防管理団体（市）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

イ 水防管理団体（市）及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

(3) 水防管理団体相互の応援及び相互協定

ア 本部長（市長）は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長に対し、応援を求める処置をとるものとする。（法第23条第1項）

イ 本部長（市長）は、大型土木機械保有企業とあらかじめ協議し、必要な応援を受けるものとする。

(4) 警察官の援助要求

本部長（市長）は、水防のため必要があると認めるときは、前橋警察署又は前橋東警察署に対して、警察官の出動を求めるものとする。（法第22条）

(5) 住民、自主防災組織等との連携

本部長（市長）は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めることができるものとする。

7. 費用負担及び公用負担

(1) 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつては申請するものとする。

ア 法第23条の規定による応援のための費用

イ 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

(2) 公用負担

① 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、本部長（市長）又は消防局長は水防の現場において次の権限を行使することができる。（法第28条第1項）

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

ウ 車両その他の運搬用機器の使用

エ 排水用機器の使用

オ 工作物その他の障害物の処分

また、本部長（市長）から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

除く。)の権限を行使することができる。(法第28条第2項)

② 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、本部長(市長)又は消防局長にあつては、その身分を示す証明書を、本部長(市長)から委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

③ 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準じる者に交付するものとする。

④ 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。(法第28条第3項)

8. 水防報告等

(1) 水防実施報告

本部長(市長)は、水防活動が終結したときは、水防実施状況報告書に水防実施箇所別表及び水防活動報告書を添えて遅滞なく前橋土木事務所を経由し、知事に報告するものとする。

(2) 公務災害補償

市は、法の規定による水防作業に従事することにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは心身に障害を受け、日常生活に支障となる者となったときは、群馬県市町村総合事務組合の条例により、その損害を補償する。

9. ダム・水門等及びその操作

(1) ダム・水門等

水防上重要なダム及び水門等は、資料編に記載のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作(治水協定に基づく事前放流を含む。)を行うものとする。

(2) 操作の報告

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、下流地域等の水防管理団体等に迅速に連絡するものとする。

10. 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水が溢れる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

重要水防箇所の指定基準及び市内の重要水防箇所は、資料編に記載のとおりである。

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

11. 水防詰所・水防倉庫及び備蓄資材・輸送

(1) 水防詰所

水防のために出動する消防署隊の詰所は、各消防署（分署）とし、消防団隊の詰所は、各分団車庫とする。

(2) 水防倉庫及び備蓄資材

水防倉庫及び備蓄資材は、資料編に記載のとおりである。

(3) 輸送の確保

各消防署隊及び各消防団隊は、水防詰所及び水防倉庫への経路、緊急物資輸送経路、相互の連絡経路等について、あらかじめ必要な経路を調査し、把握しておくものとする。

12. 通信連絡等

(1) 通信連絡

水防時に必要とする通信連絡のための施設は、一般加入電話、専用電話、消防用無線施設、前橋市防災行政無線施設及び県防災行政無線施設とし、その施設及び番号一覧は資料編に記載のとおりである。

(2) 情報発信

情報発信を行う際は、次のいずれかの方法により行う。

- ① メール配信、ホームページ、SNS等による方法
- ② 防災行政無線による方法
- ③ 広報車による方法
- ④ 自治会組織により周知する方法
- ⑤ ラジオ放送による方法
- ⑥ その他必要性に応じた方法

13. 水防訓練

市は、関係機関と協力して、水防活動の円滑な実施を図るため、水位雨量観測、消防団等の動員、水防資器材等の輸送、水防工法の修得、避難等の訓練を実施する。（法第32条の2第1項）

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

第3節 活動体制の確立（災害対策・警戒本部等）

市長は、風水害・雪害等が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合、前橋市災害対策本部に関する条例（昭和38年前橋市条例第13号）の定めるところにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。

《実施担当機関》

市担当部	各部
関係機関	関係機関

《対策の体系》

活動体制の確立	1 災害対策本部の設置 2 災害警戒本部の設置 3 配備体制に関する留意事項

《災害対策・警戒本部及び現地対策本部配備体制》

体制区分	適用基準	配備区分	配備人員
災害警戒本部	主として情報の収集・連絡活動を実施する必要がある場合で、具体的には大雨警報、洪水警報及び大雪警報が発令された場合	関係課参集	※下記の所属は、警戒体制を配備する。下線部所属は、各職場へ参集し、その他の所属は自宅待機とする。なお、配備人員は、所属長の判断による。
災害対策本部 (現地災害対策本部)	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要があるとき。	1号配備	各所属の25%程度
	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて1号動員では要員が不足するとき。	2号配備	各所属の50%程度
	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて市の総力を挙げて対応する必要があるとき。	3号配備	全職員

※配備にあたっては、電話連絡網や職員参集メール等を使用する。

※各支所・市民サービスセンターにあっても、上表により「現地災害対策本部」を設置する。

※災害警戒本部関係所属

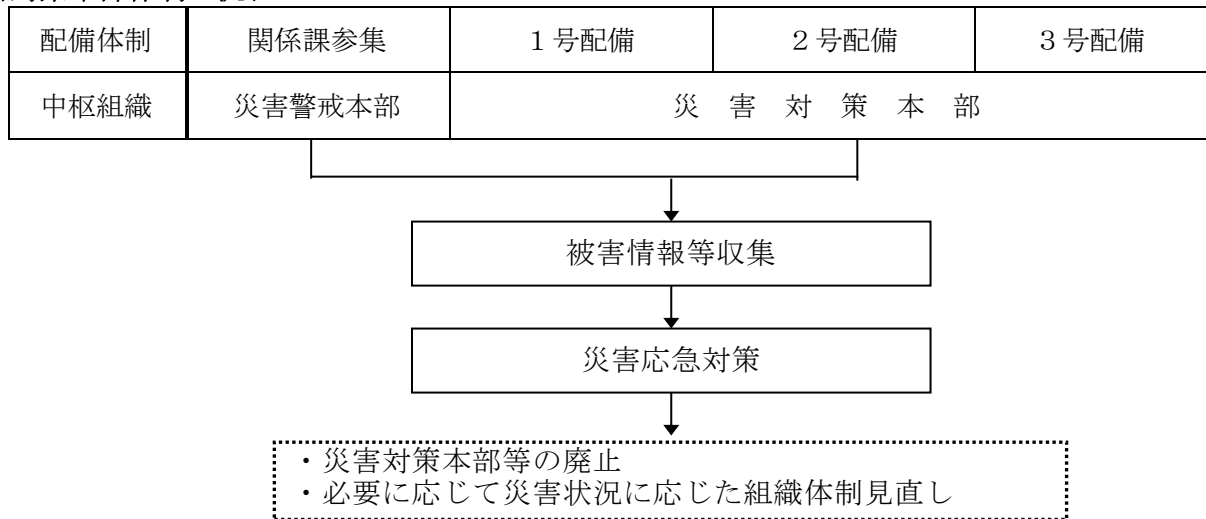
大雨警報発令時：防災危機管理課、文書法制課、市民協働課、支所・市民SC、社会福祉課
 洪水警報 道路建設課、道路管理課、公園管理事務所、東部建設事務所、教委総務課
 大雪警報発令時：防災危機管理課、道路建設課、道路管理課、東部建設事務所

これ以外の所属においては必要に応じて、防災危機管理課からの要請又は各所属長の判断により配備する。また、消防局の配備については、消防局長の定めるところによる。

※風水害における災害対策本部設置時は、風水害の関係課で対応を開始し、災害規模・進捗に応じて全庁的な対策を必要とする場合に、1号配備から3号配備体制とする。

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

《災害対策本部体制の流れ》



《対策の展開》

1. 災害対策本部の設置及び現地災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、次の場合に災害対策本部を設置する。

【災害対策本部の設置基準】

- ① 市内に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
- ② 市内に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため市長が必要と認めたとき。
- ③ 当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について市長による指揮が望ましい場合。

なお、本部長の判断を仰ぐことが不可能な場合、以下の順で代行する。

- 第1順位：副本部長（副市長（総務部担当））
- 第2順位：副本部長（副市長）
- 第3順位：事務局長（危機管理担当部長兼危機管理監）

(2) 災害対策本部設置場所

災害対策本部は「市役所内」に置く。ただし、市庁舎が災害対策本部機能を果たせない場合、本部長の判断により「消防局」に災害対策本部を移転する。

(3) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置した場合、防災総括班は、早急に職員、住民、県、防災関係機関等にその旨を通知する。

※災害対策本部が設置されたとき、「前橋市災害対策本部」の標示を掲出する。また、各支所・市民サービスセンターにおいても同様に「現地災害対策本部」の標示を掲出する。

(4) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

本部職名	職名等	役割
本部長	市長	災害対策本部事務を総括し、所属職員を指揮・監督する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、職務を代理する。
本部員	教育長、公営企業管理者、各部長等 ※別添「災害対策本部会議概要」参照	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。なお、本部員は、事前に代行者を定めておく。
災害対策本部事務局	防災危機管理課、文書法制課、職員課、政策推進課、広報ブランド戦略課の職員 ※事務局長：危機管理担当部長兼危機管理監	事務局内に以下の班を置き、各部班対策の調整・取りまとめを行う。 ・対策調整班（防災危機管理課）・情報収集班（文書法制課）・受援班（職員課）・広報・報道班（広報ブランド戦略課）・コールセンター（政策推進課）
本部連絡員	各部で指定された者	各部の所管する情報を災害対策本部に報告する。また、災害対策本部の情報を部に連絡する。
班長	各所属長	本部員の命を受け、班の事務を掌理する。
班員	各課員	班長の命を受け、班の事務に従事する。

※なお、災害対策本部組織概要及び事務分掌については、「災害対策本部組織概要」及び「部・班別事務分掌」参照。

(5) 災害対策本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに災害に関する情報の分析、災害応急対策の基本方針及びその他災害に関する重要事項を協議するため、災害対策本部に災害対策本部会議を置く。

また、必要に応じて本部長は災害対策本部会議へ、国、県、その他関係機関等の職員並びに学識経験者等に出席を依頼することができる。

なお、本部長は、緊急を要し災害対策本部会議を招集する時間的余裕がない場合は、副本部長又は本部員との協議をもってこれに代える。

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

【災害対策本部会議概要】

会議の開催	・本部長が必要と認めた場合
災害対策本部会議 構成員	・本部長（市長）
	・副本部長（副市長）
	・本部員： 総務部長、危機管理担当部長兼危機管理監、未来創造部長、財務部長、市民部長、福祉部長、こども未来部長、健康部長、環境部長、産業経済部長、文化スポーツ観光部長、農政部長、都市計画部長、建設部長、会計管理者、水道局長、消防局長、教育長、教育委員会事務局教育次長、教育委員会事務局指導担当次長、議会事務局長、監査委員事務局長、公営企業管理者、支所長 ※その他本部長が指名する者
事務局	・防災危機管理課 ※事務局長：危機管理担当部長兼危機管理監
報告事項	①被害状況に関すること。 ②各部の配備体制に関すること。 ③緊急措置事項等に関すること。
協議事項	①災害応急対策に関すること。 ②本部の配備体制の切替、廃止に関すること。 ③各部の調整事項に関すること。 ④重要な災害情報の収集・伝達に関すること。 ⑤自衛隊、県、他市町村及び公共機関等への応援要請・連絡調整に関すること。 ⑥避難情報の発令、警戒区域の指定に関すること。 ⑦災害救助法の適用に関すること。 ⑧激甚災害指定に関すること。 ⑨住民向け緊急声明の発表に関すること。 ⑩その他災害対策の重要事項に関すること。

※避難情報とは【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を総称するものをいう。

※部・班長会議：必要に応じて、各部班内の調整及びその他関係部班との調整を図るため、部班長会議を設ける。

(6) 現地災害対策本部

	設置基準	解散基準
現地災害対策本部	①災害対策本部を設置した時点で、当該地域を管轄する支所・市民サービスセンターに設置する。 ②災害が局地的に発生した場合、災害対策本部の設置・未設置にかかわらず、支所・市民サービスセンターに「現地災害対策本部」を設置する。 ※必要に応じて職員追加を実施し、体制整備を図る。	①解散については、災害対策本部の指示による。 ②災害対策本部が設置されていない場合、災害対策本部解散基準を準用する。
緊急時の支所長・市民サービスセンター所長の権限	①支所・市民サービスセンター職員の参集指示 ②応急対策の指揮 ③自主避難の呼びかけ ④避難情報発令の意見具申	

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

- | |
|---|
| ⑤災害対応物資の配布・補給要請及び職員支援要請
⑥災害対策本部・各部・関係機関との連絡調整
⑦【警戒レベル3】高齢者等避難の発令等 |
|---|

※本庁管内地域の災害対応は、原則として災害対策本部が実施する。

(7) 災害対策本部廃止の通知

災害対策本部を廃止した場合、防災総括班は、早急に職員、住民、県、防災関係機関等にその旨を周知する。

【廃止基準】

ア 市域において、災害発生のおそれが解消したとき。

イ 本部長（市長）が、市域において災害応急対策が概ね完了したと認めた場合。

ウ 調査の結果、市に大きな被害がないと本部長（市長）が認めた場合。この場合、必要に応じて被害状況に即した体制に移行する。

(8) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は次のとおりとする。

＜災害対策本部事務局＞

- ・対策調整班（防災危機管理課）
- ・情報収集班（文書法制課）
- ・受援班（職員課）
- ・広報・報道班（広報プラント・総務課）
- ・コールセンター班（政策推進課）



【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

(9) 事務分掌

各部の主な事務分掌及び部長、班長等については、次のとおりとする。

なお、詳細な事務分掌は資料編等を参照すること。

【部・班別事務分掌】

()内は部・班の長

部	班	事務を担当する 平常の市の組織	主な事務分掌
総務部 (総務部長)	防災総括班 (防災危機管理課長)	防災危機管理課 文書法制課	・災害対策本部関係業務等
	秘書班 (秘書課長)	秘書課	・本部長、副本部長秘書関係業務等
	職員管理班 (職員課長)	職員課	・職員支援関係業務等 ・受援業務【本部事務局業務】等
	契約班 (契約監理課長)	契約監理課	・災害対策物品、燃料不足対策関係業務等 ・資機材調達業務等
未来創造部 (未来創造部長)	政策班 (政策推進課長)	政策推進課 情報政策課 交通政策課	・コールセンター業務【本部事務局業務】 ・災害復旧総合調整関係業務等 (ICT部門、交通関係含む)
	広報班 (広報ブランド戦略課長)	広報ブランド戦略課	・広報活動、報道機関関係業務等 【本部事務局業務】
財務部 (財務部長)	財政班 (財政課長)	財政課 会計室	・災害予算編成関係業務等 ・資金調達関係業務等
	管財班 (資産経営課長)	資産経営課	・市庁舎関係業務等 ・物資の調達・搬送業務
	調査班 (資産税課長)	収納課 市民税課 資産税課	・被害状況調査 ・り災証明関係業務等
市民部 (市民部長)	市民協働班 (市民協働課長)	市民協働課 共生社会推進課	・ボランティア、自治会関係業務等
	市民班 (市民課長)	市民課	・避難関係業務等
福祉部 (福祉部長)	社会福祉班 (社会福祉課長)	社会福祉課 長寿包括ケア課 介護保険課 障害福祉課 指導監査課	・社会福祉施設関係業務等 (福祉避難所支援含む) ・要配慮者支援関係業務等
こども未来部 (こども未来部長)	こども未来班 (こども政策課長)	こども政策課 こども支援課 こども施設課	・要配慮者支援関係業務等
健康部 (健康部長)	医療保健班 (保健総務課長) 衛生防疫班 (衛生検査課長)	保健総務課 健康増進課 保健予防課 衛生検査課 国民健康保険課	・医療、助産、防疫及び救護関係業務 ・動物救護業務等
環境部 (環境部長)	廃棄物班 (環境政策課長)	環境政策課 ごみ政策課 ごみ収集課 廃棄物対策課 清掃施設課	・災害廃棄物、し尿処理関係業務 ・放射性物質等モニタリング関係業務等

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

部	班	事務を担当する 平常の市の組織	主な事務分掌
産業経済部 (産業経済部長)	産業経済班 (産業政策課長) 防災物流拠点班 (公営事業課長)	産業政策課 にぎわい商業課 公営事業課	・被災中小企業応急対策関係業務 ・物流拠点関係業務等
文化スポーツ観光部 (文化スポーツ観光部長)	文化スポーツ観光班 (文化国際課長)	文化国際課 スポーツ課 観光政策課	・被害状況、利用者救護業務 ・被災外国人支援業務等
農政部 (農政部長)	農政班 (農政課長)	農政課 農村整備課	・農林水産業被害関係業務等
都市計画部 (都市計画部長)	都市計画班 (都市計画課長)	都市計画課 建築指導課 開発指導課 建築住宅課 市街地整備課 区画整理課	・被災建築物の被害程度調査及び被災宅地の 危険度判定関係業務 ・応急仮設住宅関係業務 ・被災宅地及び構造物の二次災害防止関係業 務等
建設部 (建設部長)	道路公園班 (道路建設課長)	道路建設課 道路管理課 東部建設事務所 公園緑地課 公園管理事務所	・道路、橋梁、河川、水路及び公園等の被害・ 応急対策関係業務等
水道局 (水道局長)	水道総務班 (経営企画課長)	経営企画課	・上下水道被害関係業務等
	上水道班 (水道整備課長)	水道整備課 浄水課	・水道施設の被害及び応急対策関係業務等
	下水道班 (下水道整備課長)	下水道整備課 下水道施設課	・下水道施設の被害及び応急対策関係業務等
	農業集落排水班 (下水道整備課長)	下水道整備課	・農業集落排水処理施設の被害及び応急対策 関係業務等
消防局 (消防局長)	消防総務班 (総務課長)	総務課	・消防局内総合調整業務等
	消防予防班 (予防課長)	予防課	・火災の被害・原因・損害関係業務等
	消防警防班 (警防課長)	警防課	・障害物除去、警報発令関係業務等
	消防救急班 (救急課長)	救急課	・救急関係業務等
	消防通信指令班 (通信指令課長)	通信指令課	・消防通信関係業務等
	消防班 (消防署長)	消防署 消防団	・救助・救急、消火関係業務等
教育部 (教育次長)	教育管理班 (総務課長) 教育指導班 (学校教育課長)	総務課 教育施設課 文化財保護課 学務管理課 学校教育課 生涯学習課 教育支援課 図書館	・避難所の開設、管理、運営及び避難者の収 容関係業務等 ・児童・生徒の避難・救護関係業務

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

部	班	事務を担当する 平常の市の組織	主な事務分掌
協力部 (議会事務局長)	協力量 (議会事務局総務 課長)	議会事務局 選挙管理委員会事 務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	・他班の応援関係業務等
部	班		主な事務分掌
現地災害対 策本部	大胡支所、宮城支所、粕川支所、富 士見支所（各地域振興課、市民サー ビス課）、支所・市民サービスセンタ ー		・災害対策本部との連絡調整業務 ・災害情報収集・伝達関係業務等

【部・班の事務分掌における共通事項】

事 務 分 掌
1 被害状況報告に関すること。 2 職員の動員報告に関すること。 3 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること。 4 班関連の災害記録に関すること。 5 住民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関すること。 6 本部等の指示、要請に従い、各部の応援に関すること。 7 所管施設の避難状況のとりまとめ及び報告に関すること。 8 所管施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 9 所管施設の避難所の開設及び管理、避難者の収容に関すること。 10 原子力施設事故が発生した場合の対応（モニタリング等） 11 その他災害対策本部が命じること。

(10) 職務・権限の代行

災害対策本部の本部長は市長があたり、本部長不在時、又は本部長に事故があるときは、前橋市災害対策本部に関する条例の規定により副本部長がその職務を代行する。

また、各部長及び各班長（課長）の代行は、それぞれ各部・各班で任命する。

なお、本部長、副本部長不在時等については、以下のとおりとする。

- ① 本部長、副本部長不在時等→事務局長が代行する。
- ② ①及び事務局長不在時等→防災総括班長が代行する。
- ③ ②及び防災総括班長不在時等→総務部長が代行する。
- ④ ③及び総務部長不在時等→以下建制順の者が代行する。

(11) 防災関係機関連絡室

災害対策本部を設置した場合、的確かつ迅速な情報収集を行うとともに、円滑な応急復旧活動を図るため、自衛隊をはじめとする防災関係機関の職員が待機できる連絡室を必要に応じ災害対策本部の近くに設置し、同本部と連携を強化する。

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

2. 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置基準

危機管理担当部長兼危機管理監は、次の場合に災害警戒本部を設置する。

【災害警戒本部の設置基準】

- 市内に大雨警報又は大雪警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局室相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。
- 当該災害の態様、規模又は社会的影響等からみて、関係部局室相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。

なお、警戒本部長（危機管理担当部長兼危機管理監）の判断を仰ぐことが不可能な場合、以下の順で代行する。

第1順位：警戒副本部長（防災危機管理課長）	第2順位：総務部長

(2) 災害警戒本部設置場所

災害警戒本部は、「市役所（防災危機管理課）」に置く。ただし、市庁舎が災害警戒本部機能を果たせない場合、警戒本部長の判断により「消防局」に警戒本部を移転する。

(3) 災害警戒本部設置の通知

災害警戒本部を設置した場合、防災総括班（防災危機管理課）は、早急に参集予定の所属長にその旨を通知する。

(4) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部は、警戒本部長（危機管理担当部長兼危機管理監）、警戒副本部長（防災危機管理課長）、本部連絡員、班長、班員で構成される。各役割については、「災害対策本部の組織表」の役割欄で「災害対策本部」を「災害警戒本部」に読み替えて適用する。

(5) 災害警戒本部会議

警戒本部長は、災害警戒本部を設置したとき、災害警戒本部会議を置く。

【災害警戒本部会議概要】

会議の開催	・警戒本部長が必要と認めた場合
災害警戒本部 会議構成員	・警戒本部長（危機管理担当部長兼危機管理監）
	・警戒副本部長（防災危機管理課長）
	・警戒本部員 ①警戒本部長が必要とする本部員 ②警戒本部長が指名する職員
事務局	・防災危機管理課 ※事務局長：防災危機管理課長
報告事項	①被害状況に関すること。 ②各部の配備体制に関すること。 ③緊急措置事項等に関すること。
協議事項	①災害応急対策に関すること。 ②災害警戒本部の配備体制の切替、廃止に関すること。 ③その他災害対策の重要事項に関すること。

(6) 水防本部への移行

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

災害警戒本部は、洪水のおそれが強まる等により、水防本部が設置された場合は、水防本部に移行する。この場合、動員体制は、水防本部体制を基本としつつ、災害警戒本部における配備職員も継続して配備されるものとする。

(7) 災害警戒本部の廃止

警戒本部長は、災害の危険が解消したと認められるとき又は災害対策本部に移行したときは、災害警戒本部を廃止する。総務部防災総括班は、所属長にその旨を通知する。

(8) 職務・権限の代行

災害警戒本部の警戒本部長は危機管理担当部長兼危機管理監があたり、本部長不在時、又は本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代行する。

なお、本部長、副本部長不在時等については、以下のとおりとする。

- ① 本部長、副本部長不在時等→総務部長が代行する。
- ② ①及び総務部長不在時等→以下建制順の者が代行する。

3. 配備体制に関する留意事項

(1) 配備計画

- ① 各所属長は、配備指令に直ちに応じられるよう、所属の職員について、あらかじめ1号配備から3号配備までの出動職員を指名しておき、各職員に周知徹底する。

なお、関係課参集については、あらかじめ定められた所属による対応を行う。

- ② 本部員は、あらかじめ各部職員の中から本部連絡員を指名しておき、指名された本部連絡員は、各部と災害対策本部との連絡にあたる。

(2) 勤務時間内の動員方法

① 体制づくり

庁内放送、電話、メール等による連絡・通知により、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

- ② 消防局の配備は、消防局長の定めるところによる。

(3) 勤務時間外の動員方法（災害対策・警戒本部及び現地対策本部配備体制参照）

① 連絡体制

ア 夜間・休日等の勤務時間外に市域に災害が発生した場合、基本的に基準に応じた自動参集とする。

イ 職員は自らテレビ・ラジオ等によって災害情報を収集し、配備基準に定める災害を確認した場合は、該当する職員（3号動員の場合は全職員、1号動員から2号動員の場合は指名する者）は、連絡がなくとも直ちに参集する。

ウ 「職員参集メール」に登録している職員には、補完的にメールによる伝達も行う。

② 各部の本部連絡員及び体制確立後の報告

ア 本部連絡員は、所属の部と災害対策本部との連絡にあたり災害対策本部の指示事項の伝達など連絡活動を行う。

イ 本部長の配備体制の指示に基づき各部が体制の確立を完了したときは、直ちに本部連絡員を通じて事務局に報告し、本部長に報告する。

③ 参集場所

職員は、原則として本庁等勤務場所に参集するものとする。ただし、災害の状況により本

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

庁等への参集が困難なときは、最寄りの支所、市民サービスセンター等市有施設に参集し、その責任者（支所長等）の指示を受け災害対策に従事するものとする。

(4) 人員の確保

① 1号配備から2号配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員する。

② 3号配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を事務局受援班に要請する。

③ 各部、各班別の動員要請

本部長は必要に応じて各部の所属する職員を他の部に応援させる。

(5) 災害時における職員の服務

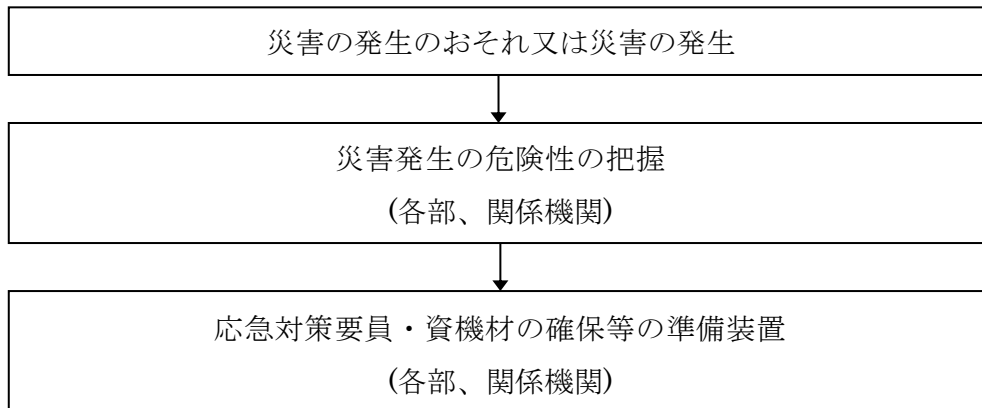
① 職員は、この計画の定めるところにより、災害対策本部等の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

② 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

第4節 警戒活動

大雨、暴風雨、竜巻、大雪等によって、土砂災害やライフライン施設に対する被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害に備えて警戒活動を行う。

《応急対策の流れ》



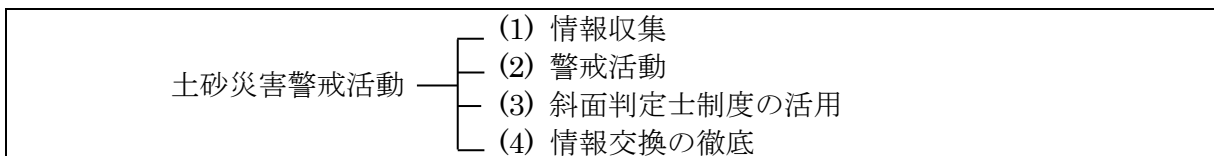
1. 土砂災害警戒活動

大雨等によって、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、適切な情報を収集・伝達するとともに、斜面判定士との連携によって、土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

《実施担当機関》

市担当部	建設部
関係機関	群馬県砂防ボランティア協会、斜面判定士

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 情報収集

急傾斜地崩壊危険区域指定地、急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域等において災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合は、適切な措置を講じるため、建設部長は情報や状況等の収集に努め、速やかに関係部に連絡し警戒配備に備える。

(2) 警戒活動

各危険箇所、警戒区域において防災パトロールを実施し、前兆現象の早期発見に努める。

(3) 斜面判定士制度の活用

市は、群馬県砂防ボランティア協会との連携によって土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域の巡視・点検に努める。

(4) 情報交換の徹底

市は、県、他の市町村及び関係団体と気象観測情報等の交換に努める。

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

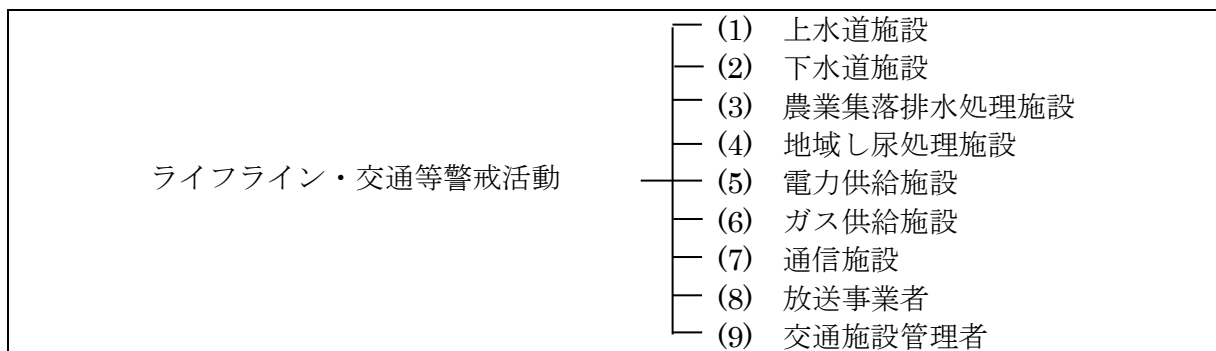
2. ライフライン・交通等警戒活動

大雨、暴風雨、竜巻等によって起こる災害に備え警戒活動を行うとともに、施設の機能確保に努める。

《実施担当機関》

市担当部	建設部、水道局（上水道班・下水道班・農業集落排水班）、環境部（廃棄物班）
関係機関	東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社、東京ガス株式会社群馬支社、東日本電信電話株式会社群馬支店、日本放送協会前橋放送局、交通施設管理者、東日本旅客鉄道株式会社高崎支社、上毛電気鉄道株式会社、高崎河川国道事務所、前橋土木事務所、東日本高速道路株式会社関東支社高崎管理事務所

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 上水道施設

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保
- ③ 応急給水の準備

(2) 下水道施設

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保

(3) 農業集落排水処理施設

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保

(4) 地域し尿処理施設

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保

(5) 電力供給施設（東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社）

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保

(6) ガス供給施設（東京ガス株式会社群馬支社）

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保
- ③ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

【風水害・雪害】第1章 災害警戒期の活動

(7) 通信施設（東日本電信電話株式会社群馬支店）

- ① 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- ② 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の配置
- ③ 重要回線、設備の把握、各種措置計画の点検等の実施
- ④ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- ⑤ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- ⑥ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- ⑦ その他安全上必要な措置

(8) 放送事業者（日本放送協会前橋放送局）

気象情報等の収集に努める。

- ① 電源設備、給排水設備の点検、整備
- ② 中継・連絡回線の確保
- ③ 放送設備・空中線の点検
- ④ 緊急放送の準備

(9) 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講じる。

① 鉄軌道施設（東日本旅客鉄道株式会社高崎支社、上毛電気鉄道株式会社）

- ア 列車の緊急停止、速度制限の実施
- イ 適切な車内放送、駅構内放送の実施
- ウ 安全な場所への避難誘導等
- エ 利用者及び関係機関等への情報提供

鉄道事業者は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、社会的な安全確保の観点から、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、その際は適切な情報提供を行う。

② 道路管理者（高崎河川国道事務所、前橋土木事務所、東日本高速道路株式会社関東支社高崎管理事務所等）

- ア 通行制限又は速度規制の実施
- イ 迂回、誘導等適切な措置の実施

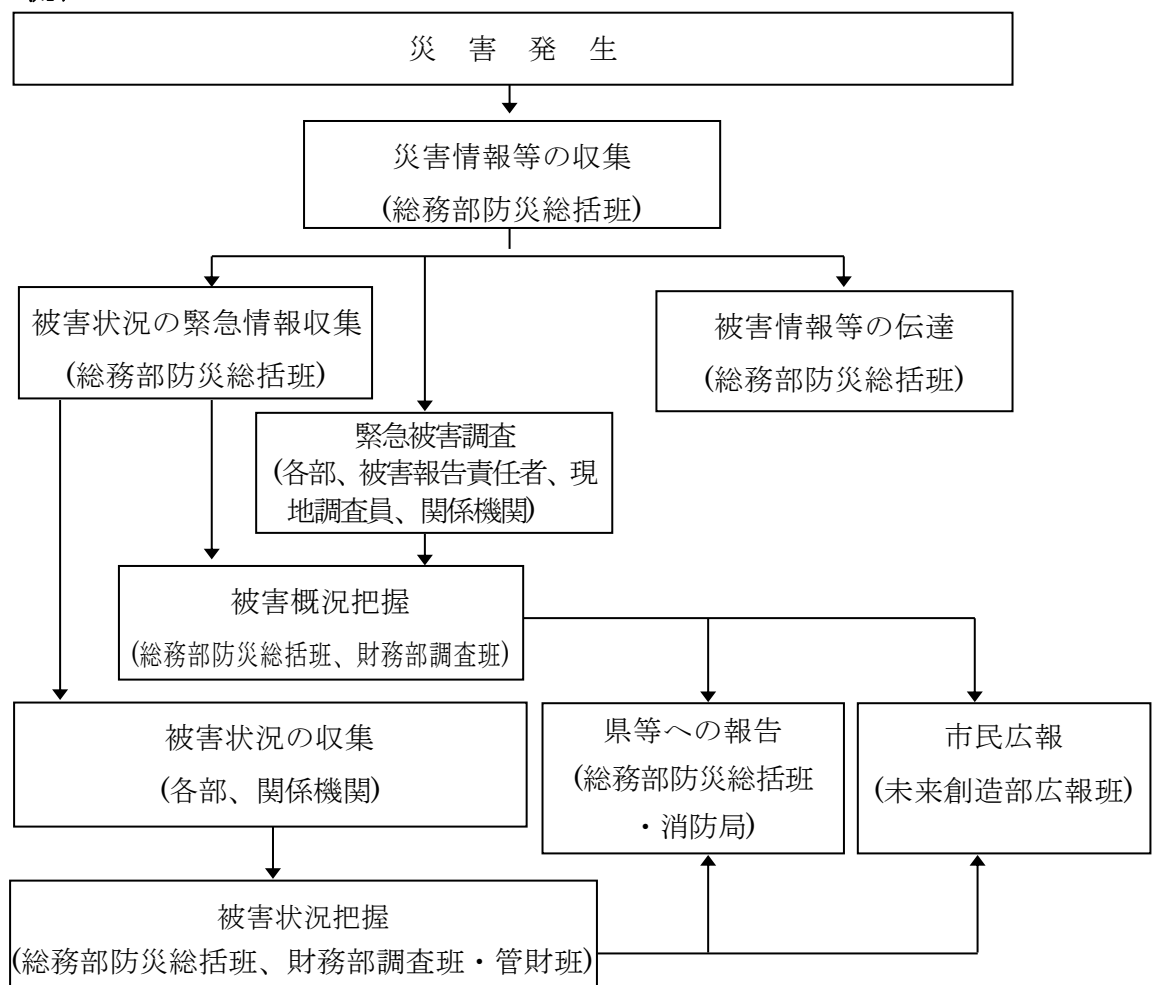
第2章 災害発生後の活動

第1節 情報の収集・伝達・報告及び通信の確保

災害発生後、県及び関係機関との連携協力のもとに、直ちに県防災行政無線や市防災行政無線等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集・伝達活動を行う。

また、情報通信手段の機能確認及び施設・設備の復旧体制を確保する。

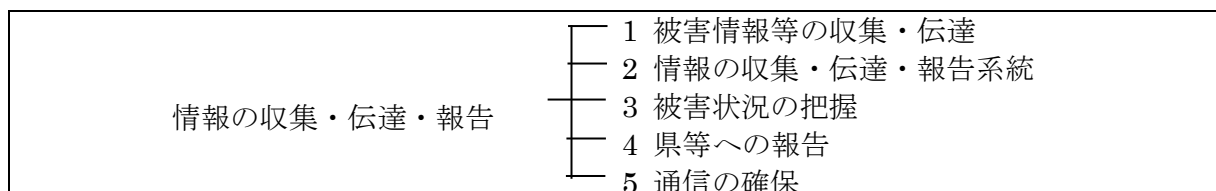
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	各部
関係機関	関係機関

《対策の体系》



【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

【被害情報収集担当区域と被害報告責任者】

※青色防犯パトロール担当地域に準ずる

担当地区名	担当部（現地調査員）	被害報告責任者
桃井・中央地区	産業経済部	産 業 政 策 課 長
敷島・岩神・若宮地区	水道局	経 営 企 画 課 長
中川・城東地区	健康部	保 健 総 務 課 長
南部・天川地区	福祉部	社 会 福 祉 課 長
上川淵地区	議会事務局、選挙管理委員会事務局、 監査委員会事務局、会計室	議 会 事 務 局 長 総 務 課 長
下川淵地区	総務部	職 員 課 長
芳賀地区	未来創造部	政 策 推 進 課 長
桂萱地区	財務部	財 政 課 長
東地区	市民部 こども未来部	市 民 協 働 課 長 こ ども 政 策 課 長
元総社地区	環境部	環 境 政 策 課 長
総社地区	教育委員会事務局	教 委 総 務 課 長
清里地区		
南橋地区	建設部 文化スポーツ観光部	道 路 建 設 課 長 文 化 国 際 課 長
永明地区	都市計画部	都 市 計 画 課 長
城南地区	農政部（農業委員会事務局含む）	農 政 課 長
大胡地区	大胡支所	地 域 振 興 課 長
宮城地区	宮城支所	地 域 振 興 課 長
粕川地区	粕川支所	地 域 振 興 課 長
富士見地区	富士見支所	地 域 振 興 課 長

※本表は、災害対策本部を設置（市内において「震度5弱以上」の揺れを観測した時や災害警戒本部体制において相当の被害を把握）した場合に適用する。

※水道局、建設部等、ライフライン関係部については、状況により他部から支援職員を派遣する。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

《対策の展開》

1. 被害情報等の収集・伝達

被害の概要を早期に把握して情報を収集し、災害対策本部における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、現地調査員を派遣する。

なお、勤務時間内外において、市域において災害が発生し、被害の概要を早期に把握するため現地調査員を派遣する場合は、災害警戒本部又は災害対策本部が指示する。

2. 情報の収集・伝達・報告系統

収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び関係機関の間で迅速かつ的確に伝達・報告できる系統を確保する。

(1) 情報の収集・伝達手段

災害時における前橋市の情報の収集・伝達手段は次のとおりとする。

- ① 県防災情報提供システム、県防災行政無線、市防災行政無線
- ② 電話、携帯電話、衛星電話、ファクシミリ、インターネット等の通信手段
- ③ バイク、自転車等を用いた伝令

(2) 広域的な災害情報通信連絡手段

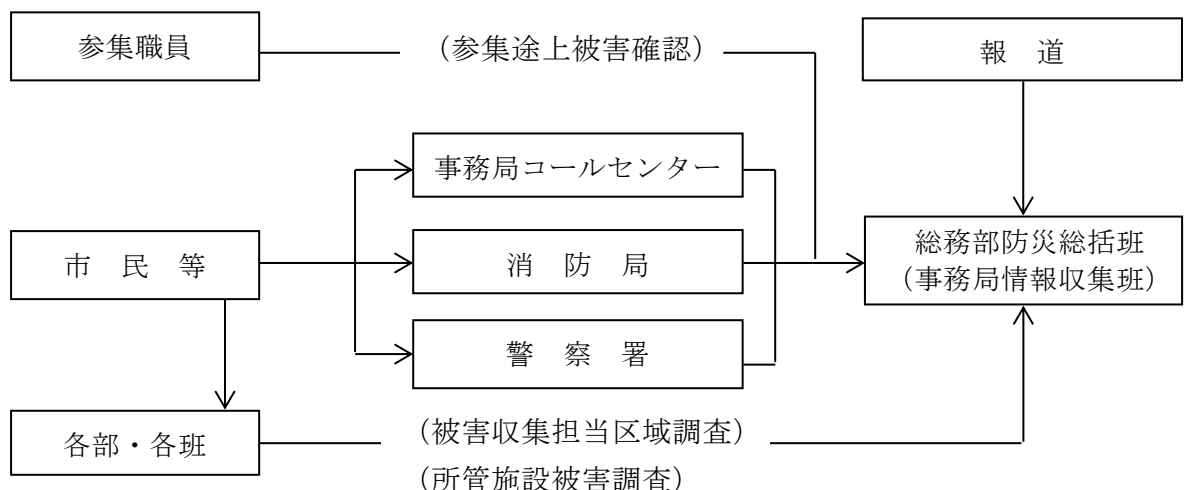
- ① 県防災行政無線及び伝令等により、県災害対策本部と直接情報連絡を行う。
- ② ファクシミリ、電話等により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- ③ 保有する県防災行政無線及び防災用トランシーバ等を中心に、市の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。
- ④ 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう、東日本電信電話株式会社群馬支店及び各施設管理者の協力を確保しておく。

(3) 前橋市における情報収集・伝達系統

災害時における前橋市の情報収集・伝達系統は次のとおりとする。

① 情報収集系統

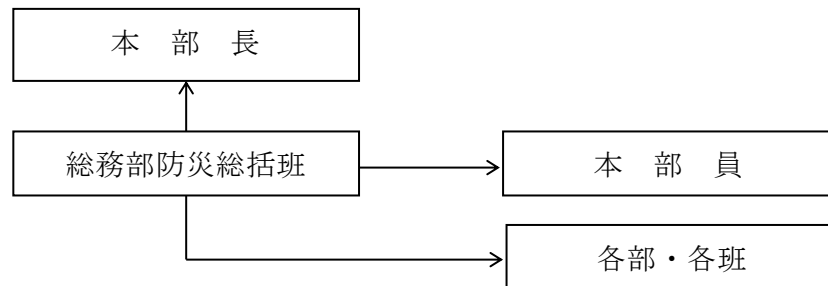
【勤務時間外の災害発生直後】



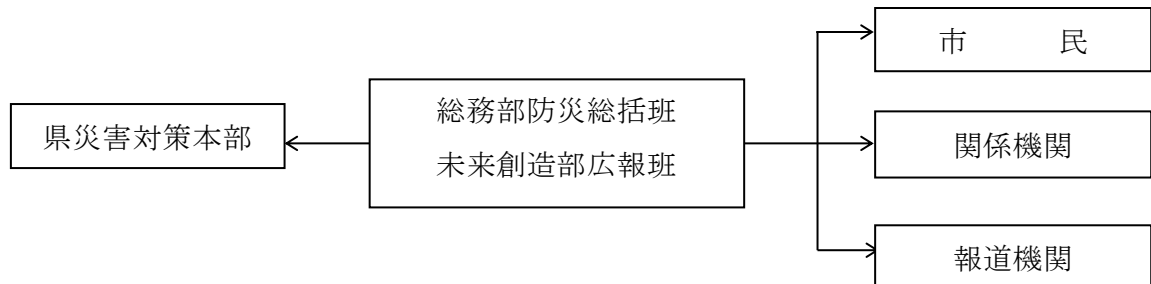
【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

② 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 市民及び関係機関との伝達系統



3. 被害状況の把握

被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施する。

(1) 被害調査の実施

各部班長及び被害報告責任者は、現地調査員等が調査した被害状況を総務部防災総括班に報告する。

① 実施担当者

ア 現地調査員及び被害報告責任者

あらかじめ定められた地区の被害調査を実施するとともに、自治会長と連絡をとって概括的な被害情報の収集を行い、被害報告責任者が調査結果を取りまとめ、総務部防災総括班に報告する。

イ 各部各班

事務分掌に基づき、概括的な被害調査を実施し、各部班長が調査結果を取りまとめ、総務部防災総括班に報告する。

② 調査内容

- ア 人的被害をはじめ概括的被害状況調査
- イ 道路・橋梁等被害状況調査
- ウ 河川・水路等被害状況調査
- エ 土砂災害等危険箇所調査
- オ ライフライン施設の被害状況調査
- カ 建物の被害状況調査
- キ その他災害の発生拡大防止措置上必要な調査

(2) 各部所管施設の被害状況の把握

- ① 各部は各班の所管施設の被害状況を調査し、総務部防災総括班へ報告する。
- ② 各部は各班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部防災総括班へ報告する。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

③ 被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

(3) 被害状況の集約

① 情報の集約

総務部防災総括班は、各部から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

ア 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等

イ 被害分布図等の作成

② 被害情報等の整理

総務部防災総括班は、取りまとめた情報を常に整理し、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

(4) 被害状況に基づく判断

市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、事務局受援班は、県に対して応援要請を行う。

4. 県等への報告

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

市は、収集した被害情報を以下の要領で県に報告する。

「災害報告取扱要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防防第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに前橋行政県税事務所（TEL231-2765 FAX234-3345）を経由して県危機管理課に報告する。

この際、前橋行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課（TEL226-2244 FAX221-0158）に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、前橋行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を市に派遣し、市からの連絡に遺漏がないよう配慮する。市は、応援の必要性について、時期を逸することなく連絡する。

具体的な報告方法は次による。

① 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）により報告する。

② 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）により報告する。

報告の頻度は次による。

ア 第1報は、被害状況を確認し次第報告

イ 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告

ウ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告

③ 災害確定報告

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」により報告する。

④ 報告の方法

県防災情報通信ネットワークシステム、県防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

市は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課、関係地域機関又はその他関係機関に連絡する。

(3) 消防局における災害情報の連絡

消防局は、把握した災害情報を市災害対策本部及び県に報告する。

なお、119番通報が殺到したときは、火災・災害等即報要領の規定に基づき、その状況を直ちに県に報告するとともに、消防庁に直接報告する。

■消防庁連絡先

区分 回線別	応急対策室（平日 9:30～18:30）		宿 直 室（左記以外）	
	T E L	F A X	T E L	F A X
N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	048-500-90-49013	480-500-90-49033	048-500-90-49101 ～49102	048-500-90-49036

(4) 収集・報告に当たって留意すべき事項

- ① 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- ② 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び部内の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- ③ 市は、情報収集の迅速・正確を期すため、情報収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。特に災害発生初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- ④ 市は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- ⑤ 市は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

(5) 報告責任者の選任

市及び防災関係機関は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

総括責任者：市における被害情報等の報告を統括する…… 1名

取扱責任者：市における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。

5. 通信の確保

災害時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

(1) 無線通信機能の点検及び復旧

総務部防災総括班は、災害発生後、直ちに市防災行政無線、防災用トランシーバ及びインターネット等の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

(2) 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障を来す場合は、次のような措置を講じる。

① 県、近隣市町村との連絡

主として県防災行政無線を利用して行う。また、必要に応じ消防無線、警察無線、非常無線、携帯電話、衛星電話等あらゆる無線通信を活用するとともに、状況によっては伝令（自転車、バイク、徒歩等）の派遣を行う。

② 関係機関との連絡

関係機関に対して派遣を要請する場合、連絡員の配置を要請するとともに、所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

③ 災害現場等出勤者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、防災用トランシーバ、携帯電話・衛星携帯電話、伝令（自転車、バイク、徒歩等）派遣等の適切な手段によって行う。

(3) 緊急情報連絡用回線の設定

総務部防災総括班は、携帯電話等、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

(4) 通信窓口

① 連絡責任者の配置

各部等は、災害時に必要な情報の収集及び伝達など、関係機関相互の迅速かつ的確な連絡を確保するために情報連絡員を連絡責任者とする。

② 取り扱い原則

通信の取り扱いは、通信事項の重要性等を判断して、適切な者が行う。

(5) 他機関が保有する通信設備等の利用

① 専用通信施設の利用

電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法に基づいて、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設等の利用を要請する。

通信内容	利用設備等	法的根拠
緊急を要する通知、要請、伝達又は警告	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	災対法 第57条
緊急を要する通知、要請、伝達又は警告	放送事業者の放送	
応急措置の実施に必要な緊急を要する通信	(第57条に同じ)	災対法 第79条

② 非常無線通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のための通信を行おうとする場合において、有線通信を利用することが著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて関東地方非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。

③ アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

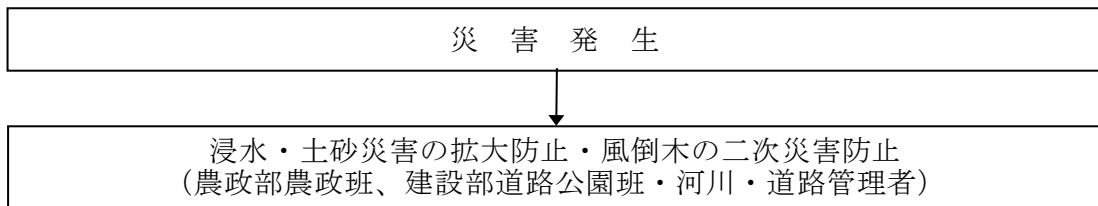
【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

第2節 災害の拡大防止

風水害・雪害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、風水害・雪害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあることから、災害の拡大防止活動を行う。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	農政部（農政班）、建設部（道路公園班）
関係機関	高崎河川国道事務所、前橋土木事務所、渋川森林事務所、中部農業事務所、土地改良区

《対策の体系》

災害の拡大防止	1 浸水被害の拡大防止 2 土砂災害の拡大防止 3 風倒木による二次災害の防止

《対策の展開》

1. 浸水被害の拡大防止

農政部農政班、建設部道路公園班は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施する。

河川管理者、農業用排水施設管理者、水門・水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行う。

2. 土砂災害の拡大防止

建設部道路公園班及び県は、専門技術者等を活用して土砂災害危険箇所の点検を行い、危険性が高い箇所について、関係機関や住民に周知を図り、警戒や避難について適切に対処する。

また、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等を行う。

3. 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じて道路における風倒木の除去など応急対策を講ずる。

4. 積雪による二次災害の防止

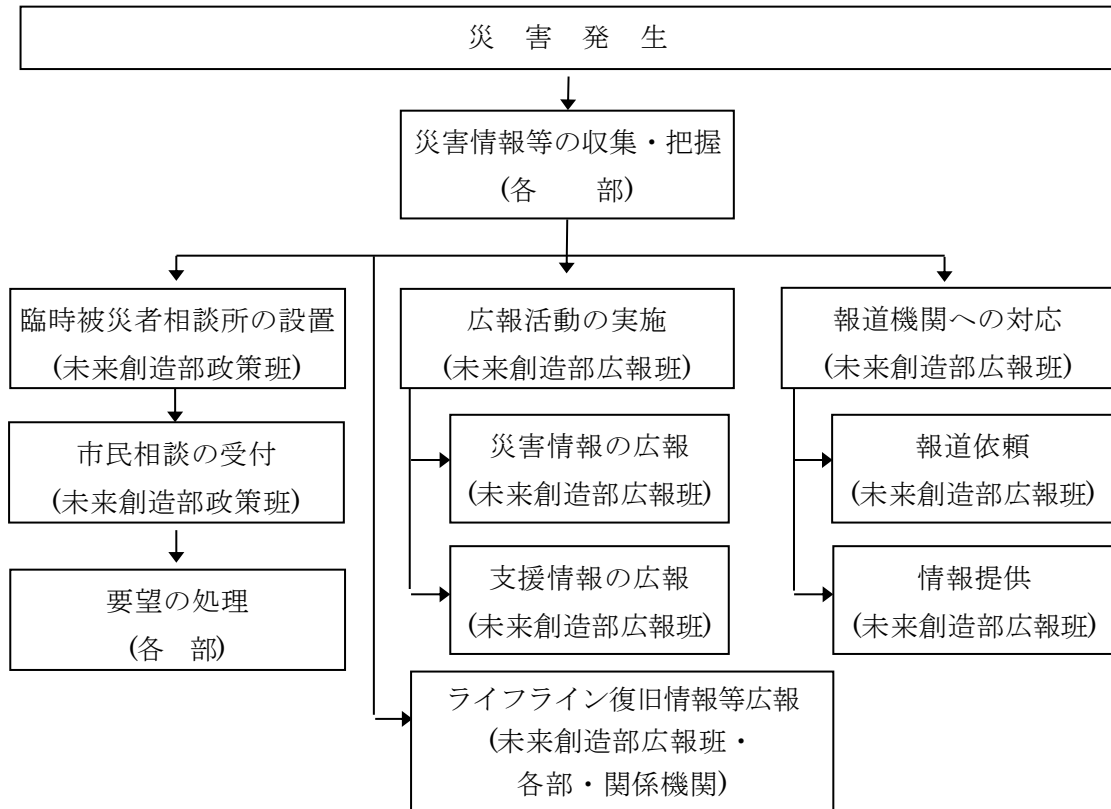
道路管理者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避し、積雪による交通事故の発生を防止するため、道路の除雪を実施する。また、積雪により家屋倒壊の危険がある場合は、建物付近に近寄らないよう呼びかける。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

第3節 災害広報・広聴対策

情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、被災者の多様な生活・居住環境、あらゆる状況の避難者に配慮した情報伝達により、市民に対して正確かつ分かりやすい情報を適時・適宜に提供する。

《応急対策の流れ》



1. 災害広報

災害情報、支援情報、ライフライン復旧情報等の市民向けの広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

《実施担当機関》

市担当部	未来創造部（広報班）
関係機関	

《対策の体系》

災害広報	1 災害広報 2 報道機関への情報提供 3 市民の各種相談窓口の設置

《対策の展開》

(1) 災害情報

災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、民心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

① 台風・気象情報	⑦ 道路・交通状況（渋滞、通行規制、除雪等）
② 河川情報（水位、水門の操作状況等）	⑧ 公共交通機関の運行状況
③ 各種警報・注意報	⑨ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内等）
④ 避難情報の発令の内容	⑩ 住民、関係団体等に対する協力要請
⑤ 災害対策の状況（災害対策本部、水防活動、通行規制の状況・予定等）	⑪ 避難時の注意事項
⑥ 被害状況（浸水、土砂災害等）	⑫ その他市民の安全確保に必要なこと

(2) 支援情報

災害発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、次の事項を中心に広報活動を実施する。

① 避難所の名称・所在地・対象地区	⑧ 災害ごみの処理方法
② 受診可能な医療機関・救護所の所在地	⑨ 仮設住宅の設置、入居の情報
③ 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所	⑩ 各種減免措置等の状況
④ 住民の安否	⑪ 各種貸付・融資制度情報
⑤ 二次災害防止に関する情報	⑫ り災証明・義援金の受付手続き情報
⑥ 各種相談窓口	⑬ 「災害用伝言ダイヤル171」や「災害用伝言板（web171）」、携帯電話会社各社の「災害用伝言版」の利用
⑦ 被災者に対する援助、助成	⑭ その他市民の安全確保に必要なこと

(3) ライフライン復旧情報等

未来創造部広報班は、水道局水道総務班、関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動を支援する。

① 上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関すること。
② 電気、ガス、交通機関等の復旧に関すること。
③ 電話の復旧に関すること。
④ 電気・ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関すること。

(4) 広報の手段

市が主体として行う広報手段は、概ね次のとおりとする。

① 市防災行政無線による放送	⑥ まちの安全ひろメールによる配信
② 広報車による巡回放送	⑦ ラジオ放送（まえばしCITYエフエム）
③ 市ホームページへの掲示	⑧ ファクシミリ（自治会等）
④ 災害広報紙の発行	⑨ SNS（エックス等）
⑤ 避難所、公共施設等の掲示板（紙媒体）	

(5) 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、データ放送による災害関連情報やファクシミリ、テレホンサービスやインターネット等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。

2. 報道機関への情報提供等

報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

《実施担当機関》

市担当部	未来創造部（広報班）
関係機関	

《対策の展開》

(1) 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼は、未来創造部広報班で取りまとめ、報道機関へ報道を依頼する。

(2) 災害情報の提供

広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護を配慮する。

【情報提供の主な項目】

- ① 災害発生場所及び発生日時
- ② 被害状況・復旧に関する事
- ③ 応急対策の状況に関する事
- ④ 避難に関する事
- ⑤ 市民に対する協力要請及び注意事項
- ⑥ 支援施策に関する事
- ⑦ その他必要な情報

3. 臨時被災者相談所の設置

災害による家や財産の滅失、失業した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、臨時被災者相談所を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

《実施担当機関》

市担当部	未来創造部（政策班）、文化スポーツ観光部
関係機関	国際交流協会

《対策の体系》

市民の各種相談窓口の設置	— (1) 市民相談窓口の開設 — (2) 相談内容 — (3) 実施体制 — (4) 要望の処理

《対策の展開》

(1) 市民相談窓口の開設

市民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談、要配慮者等からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に臨時被災者等相談所を開設する。

(2) 相談内容

臨時被災者相談所への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- ① 上水道・下水道の修理に関する事
- ② 外国人、来訪者等の移動、帰宅・帰国に関する事
- ③ 要配慮者対策等の福祉に関する事

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

- ④ 災害弔慰金等の支給に関すること
 - ⑤ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること
 - ⑥ 租税等の減免、徴収猶予等に関すること
 - ⑦ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関すること
 - ⑧ 仮設住宅建設・入居に関すること
 - ⑨ 中小企業及び農業関係者の支援に関すること
 - ⑩ その他生活再建に関すること
- (3) 実施体制
- ① 各部から対応職員を派遣し、電話及び市民対応業務全般について実施する。
 - ② 臨時被災者相談所の開設時には、テレビ・ラジオ、広報車、市防災行政無線、市ホームページ、まちの安全ひろメール、SNS、広報紙等で市民へ周知する。
- (4) 要望の処理
- ① 被災した市民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
 - ② 臨時被災者相談所で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

第4節 応援の要請・受入れ

市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに県及び他の市町村並びに関係機関に対し応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

また、海外からの支援の受け入れについて、国の指導のもとに体制整備に努める。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	総務部（防災総括班）、各部
関係機関	県、関係機関

《対策の体系》

応援の要請・受入れ	1 行政機関との相互応援協力
	2 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請
	3 行政機関、指定公共機関・民間団体等からの応援の受け入れ
	4 自衛隊に対する災害派遣要請

《対策の展開》

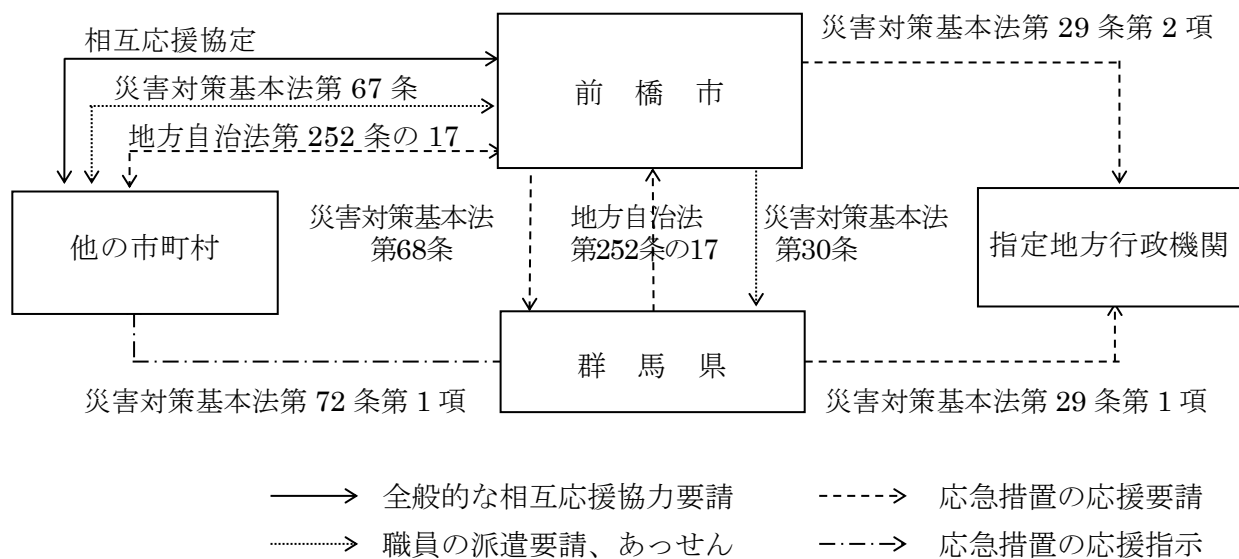
1. 行政機関との相互応援協力

各部は、あらかじめ定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて県及び他の市町村に応援協力を求める。

災害が発生した場合、県への応援要請及び他の市町村との相互応援・協力は、事務局受援班が窓口となる。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



(1) 県への応援要請

本部長（市長）は、災害対策基本法68条に基づく災害応急対策等の実施について知事に応援を要請する。

- ① 災害の状況
- ② 応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由）
- ③ 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所、期間
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他必要な事項

(2) 県への職員派遣の要請

市単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、知事に対して応援又は応援のあつせんを要請する。

上記の要請については、県防災総括班受援応援チームに対し、文書で行う。ただし緊急を要する場合は、口頭又は電話等により行い、後日文書を送達する。

【県への連絡先】

名 称	電 話	
	勤務時間内	勤務時間外
群馬県災害対策本部事務局	(直通) 027-226-2240	(直通) 027-226-2251
群馬県総務部危機管理課	～2249・2251	
	群馬県防災行政無線番号	70-6342

※県が執務室を移動した場合は、別途連絡先の指定がある。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

(3) 他の市町村等への応援要請

災害時に他の市町村に応援を要請する場合は、首都圏の県庁所在市（以下「県都」という。）で締結した「災害時における相互援助に関する協定」（以下「協定」という。）等の協定に基づき実施する。また、協定を締結している県都が被災している場合は、県に対して他の市町村等の応援のあつせんを要請する。

① 応援の要請

協定締結県都は、必要とする応援の要旨を電話（県防災行政無線電話又はN T T）及びファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）等により応援要請を行い、事後速やかに、必要な文書を提出する。

【要請における明示事項】

ア	被害の状況
イ	物資等の提供に関する援助要請の場合は、物資等の品目、数量、受領場所等
ウ	職員の派遣に関する援助要請の場合は、活動内容、要請人員、場所、期間等
エ	上記2項以外の援助要請の場合は、要請の内容、場所、期間等
オ	その他援助に関し必要な事項

(4) 総括支援チームの派遣要請

市は、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で構成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請する。

また、市は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

2. 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

(1) 指定公共機関・民間団体等への協力要請

指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、民間団体等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

(2) 要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりである。

対 象	応援協力要請の方法
指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体	・ 国等が関与し、要請ルールが決まっている場合は、各部が要請の後、事務局受援班へ報告 ・ 上記以外の業務は事務局受援班がとりまとめ、応援を要請
協定団体等	担当部から直接協力要請の後、総務部防災総括班へ報告

3. 行政機関、指定公共機関・民間団体等からの応援の受入れ

相互応援・協力に関する協定等に基づいて、県及び他の市町村から応援を受ける場合及び指定公共機関・民間団体等からの応援を受け入れる場合は、事務局受援班が窓口となり、各部と連絡・

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

調整のうえ、応援を受入れる。

(1) 受入れの指示

事務局受援班は、総務部防災総括班及び関係各部と連絡・調整し、派遣された要員、物資等の受入れについて指示する。

(2) 派遣要員の活動の指示

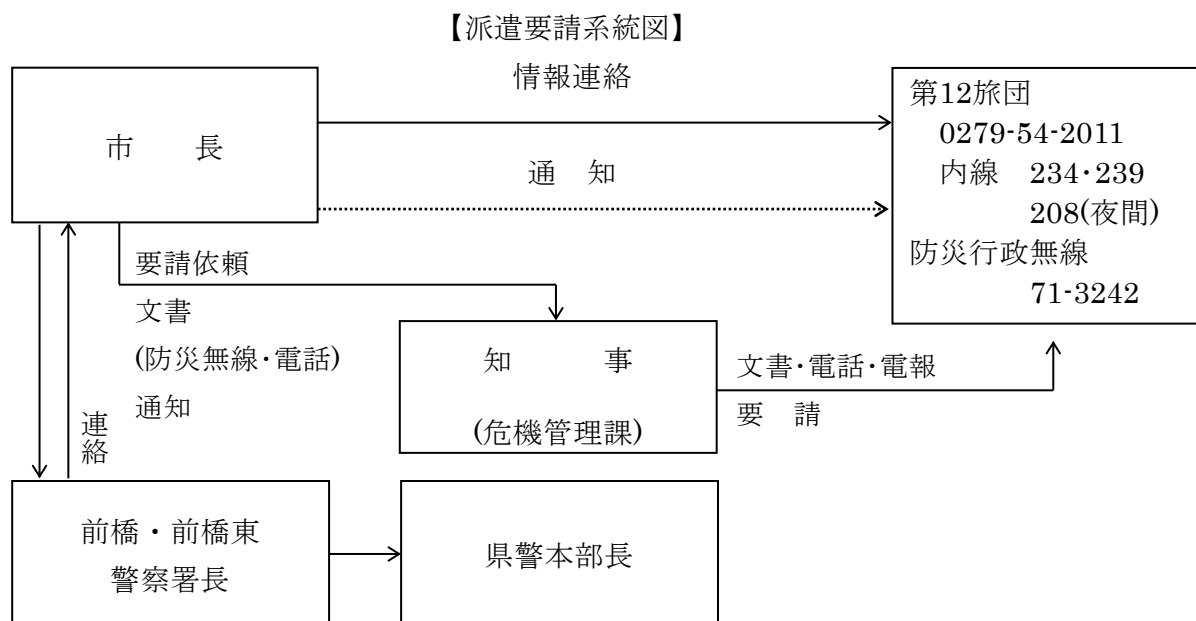
応援を受けた各部は、派遣された要員の活動を指示する。

(3) 費用の負担区分

事務局受援班は、原則として関係法令及び相互応援協定等に定めるところにより、応援に要する経費の負担区分を行う。

4. 自衛隊に対する災害派遣要請

本部長（市長）は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対し災害派遣要請を要求する。なお、通信の途絶等により知事へ要求できない場合には、陸上自衛隊第12旅団長に通知し、事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。



(注) ———→ 通常の場合 → 緊急の場合

(1) 災害派遣要請基準

自衛隊派遣を要請すべき緊急性、自衛隊派遣が妥当な公共性、自衛隊でなければならない非代替性を基本要件とし、次のとおりとする。

- ① 車両、航空機等による被害状況の把握
- ② 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助
- ③ 行方不明者、負傷者等の搜索、救助
- ④ 堤防等の決壊に対する水防活動
- ⑤ 消防機関の消火活動への協力
- ⑥ 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- ⑦ 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
- ⑧ 通信支援
- ⑨ 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

- | |
|---|
| ⑩ 被災者に対する炊き出し、給水の支援 |
| ⑪ 救援物資の支給又は貸付の支援（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令） |
| ⑫ 交通規制への支援 |
| ⑬ その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項 |

(2) 災害派遣要請要領

本部長（市長）は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合は、次の事項を明らかにして知事あてに派遣要請を要求し、前橋・前橋東警察署長にも通知する。

■要請事項

- | |
|--|
| ① 災害の情報及び派遣を要請する事由 |
| ② 派遣を希望する期間
（具体的な日数を示すことが不可能な場合は、「救援活動を終了するまでの間」で意味表示する。） |
| ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| ④ その他参考となる事項
（明らかにできる場合は、必要と思われる装備又は作業の種類等を明示する。） |

(3) 自衛隊による提案型支援

被災直後の混乱等により、本部長（市長）による災害派遣要請を適切に行うことができない場合は、自衛隊による提案型支援等を活用し、自衛隊に対する支援ニーズの把握・整理に努めることとする。

(4) 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- ① 自衛隊の宿泊施設又は野営地及び資機材の保管場所の準備をする。
- ② 派遣部隊及び県との連絡職員を指名する。
- ③ 作業実施期間中は現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議して作業の推進を図る。
- ④ 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるよう努める。

(5) 撤収要請

派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認める場合、又は作業が復旧段階に入った場合、本部長（市長）は速やかに文書で自衛隊の撤収要請を要求する。

(6) 経費負担

派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合、市は次の経費を負担する。

- ① 派遣部隊の連絡員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料
- ② 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- ④ 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- ⑤ 無作為による損害の補償
- ⑥ その他協議により決定したもの

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

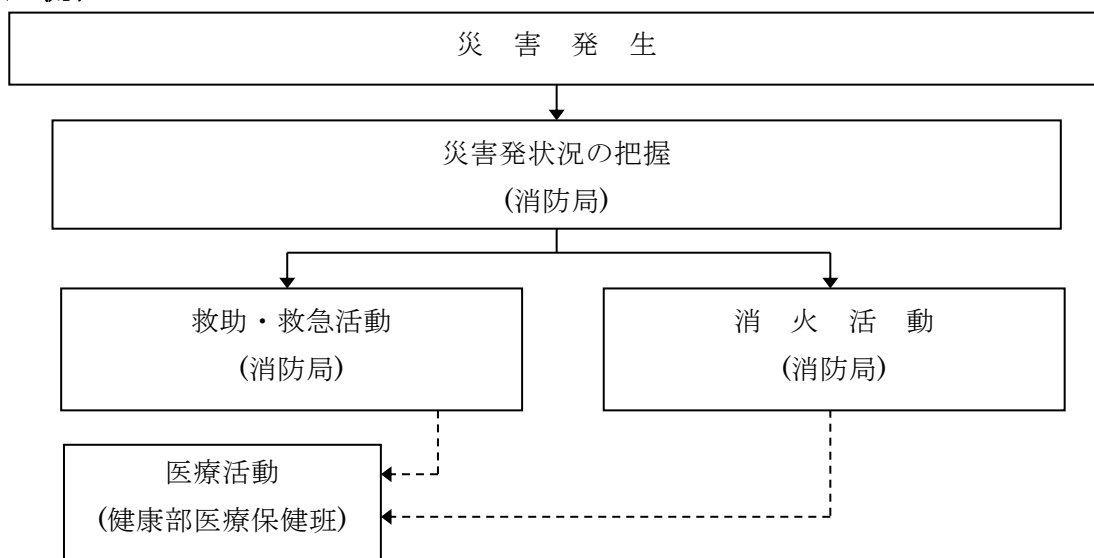
(7) 緊急の場合の連絡先

部 隊 名 等 (駐屯地・基地名)		連 絡 責 任 者	
		課 業 時 間 内	課 業 時 間 外
陸上自衛隊	第12旅団	0279-54-2011 内線 234・433～437 (県防災無線) 71-3242	0279-54-2011 内線 208 (県防災無線) 71-3242

第5節 救助・救急、医療及び消火活動

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な人命救助・救出、医療活動、消火活動を実施する。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	消防局、健康部（医療保健班）
関係機関	警察署、自衛隊

《対策の体系》

救助・救急、医療及び消火活動	1. 救助・救急活動 2. 医療活動 3. 消火活動

《対策の展開》

1. 救助・救急活動

(1) 市民・自主防災会及び事業所（企業）による救助・救急活動

市民は、自らの身の安全の確保及び出火防止の措置を講じた後、家族や近隣住民の被災状況を確認し、必要があれば住民同士で協力し、又は自主防災会の一員として被災者の救出、応急救置、初期消火等に努める。

救助・救急活動に必要な資機材については、自主防災会・消防団等が所有する資機材の使用のほか市、前橋行政県税事務所等よりの資機材の貸し出しを受ける。

なお、市民、自主防災会及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力するものとする。

(2) 消防による救助・救急活動

消防局は、次により救助・救急活動を行う。なお、救助・救急活動においては、消防職員等の惨事ストレス対策に配慮する。

① 活動の方針

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

- ア 災害発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。この際、火災の発生も予想されるので、あらかじめ定めた計画に基づき人員を振り分けて活動する。
- イ 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- ウ 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- エ 重機類等資機材を有効に活用する。
- オ 要救助案件が多発し多数の消防部隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。

② 活動の内容

ア 災害状況の把握

消防局は、以下の事項について被災地域の情報を収集し、実態の把握に努める。

- (ア) 道路、橋梁等の被害状況
- (イ) 建築物の倒壊状況及び火災の延焼地域とその危険性
- (ウ) 負傷者、要救助者の発生地域及び情報空白地域
- (エ) 部隊の出動可否と通行可能道路 等

イ 救助活動の実施

警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

ウ 傷病者の搬送

消防局は、災害現場で傷病者の応急手当を実施するとともに、健康部医療保健班、公益社団法人前橋市医師会等関係医療機関と連携し、災害状況、通行可能道路及び市内の診療需要情報を把握して、迅速かつ的確に患者搬送を行う。

エ 特殊機器の活用

特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。

また、作業用重機は、関係業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

(3) 応援・派遣の要請

① 県内の消防機関への応援要請

消防局長は、災害等の発生により必要な場合は、消防相互応援協定等に基づき県内の消防機関への応援を要請する。

② 群馬県防災航空隊への応援要請

消防局長は、災害等の発生により必要な場合は、県に防災ヘリコプターの応援を要請する。

③ 緊急消防援助隊への応援要請

本部長（市長）は、大規模災害等より必要な場合は、緊急消防援助隊の派遣を知事に要請する。

④ 自衛隊の派遣要請

本部長（市長）は大規模災害等により必要な場合は、自衛隊の派遣を知事に要請する。

⑤ 災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請

消防局長は、災害時等において負傷者が多数発生し、救護活動が必要と認められる場合は、指定病院の長及び指定組織の長に対して群馬DMATの派遣を要請する。派遣要請を行った消防局長は、速やかに知事及び市長に報告する。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

⑥ 災害救助犬の派遣団体の応援

災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申し出があったときは、積極的に受け入れる。

(4) サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、消防局は、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請する。

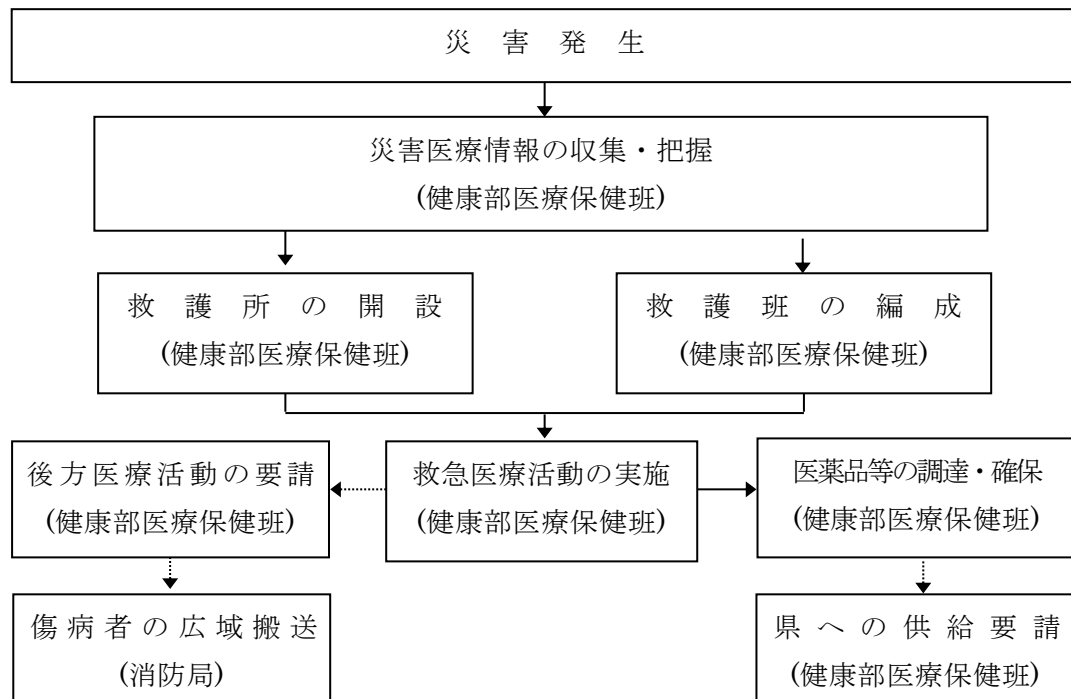
(5) 関係機関の連携

消防局は、警察機関、自衛隊及び県と、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動する。この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置して活動の円滑化を図る。

2. 医療活動

災害のため地域医療等の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関等の混乱のため、市民が医療、助産等の手段を失った場合は、医療機関との連携のもとに、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む。）活動を実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。なお、活動にあたっては、職員等の惨事ストレス対策に配慮する。

《応急対策の流れ》

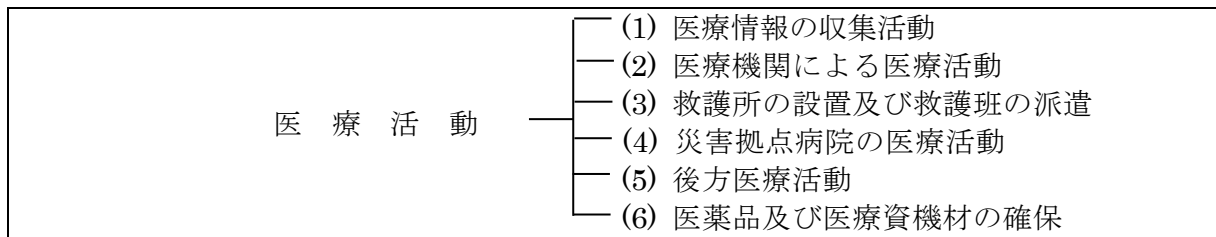


《実施担当機関》

市担当部	健康部（医療保健班）、消防局
関係機関	公益社団法人前橋市医師会、一般社団法人前橋市歯科医師会、日本赤十字社群馬県支部、県

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 医療情報の収集活動

健康部医療保健班は、消防局と協力して、医療機関と密接な連携のうえで医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

(2) 医療機関による医療活動

被災地域内の医療機関は、次により医療活動を行う。

- ① 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- ② 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- ③ 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- ④ 転送先の検討に当たっては、群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- ⑤ 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、市又は県に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

(3) 救護所の設置及び救護班の派遣

- ① 市は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、救護所を設置する。救護所は、小・中学校等に設置するものとする。
- ② 市は、救護所を設置したときは、速やかに、県（医務課）に対して群馬DMATや日本赤十字社群馬県支部救護班の派遣を要請する。また、必要に応じ、公益社団法人前橋市医師会、一般社団法人前橋市歯科医師会等に救護班の組織編成を要請し、救護所に派遣する。
- ③ 救護所での活動

- | |
|--|
| ア 傷病者に対する応急処置
イ トリアージ（傷病者ごとの治療の優先順位）の実施
ウ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
エ 死亡の確認及び遺体の検案（死因その他医学的検査）
オ 緊急時の助産 |
|--|

軽傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

(4) 災害拠点病院の医療活動

災害拠点病院は、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救急救命等の医療活動を中心に行うとともに、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

■市内の災害拠点病院

基幹災害拠点病院	前橋赤十字病院
地域災害拠点病院	群馬大学医学部附属病院、群馬県済生会前橋病院、独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院

(5) 後方医療活動

市内拠点病院での救急医療活動のほか、市内の医療機関への医療活動及び県と協力して被災地域外の医療機関に広域的後方医療活動を要請する。

① 市内の医療機関による医療活動

市内の病院を中心に各医療機関で医療活動を実施する。

救護所の医師の指示による場合は、収容医療機関を選定するとともに、傷病者の傷病状況に応じて、医師を同乗のうえ搬送する。

② 広域的後方医療活動

救護所及び市内災害拠点病院、市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、県と調整して被災地域外の医療機関に広域的後方医療活動を要請する。

被災地以外の医療機関への搬送は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、総務部防災総括班は、県にヘリコプターの出動を要請する。

■県内の災害拠点病院

地域災害拠点病院	独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター、医療法人社団日高会日高病院、独立行政法人国立病院機構渋川医療センター、公立藤岡総合病院、公立富岡総合病院、原町赤十字病院、独立行政法人国立病院機構沼田病院、利根中央病院、伊勢崎市民病院、伊勢崎佐波医師会病院、桐生厚生総合病院、SUBARU健康保険組合太田記念病院、公立館林厚生病院

(6) 医薬品及び医療資機材の確保

日本赤十字社群馬県支部及び医療機関等と協力し、医薬品、医療用資機材及び輸血用血液を調達・確保する。

① 医療品等の調達・確保

医療活動に必要な医薬品、医療用資機材は備蓄品を活用するとともに、市内医療機関、一般社団法人前橋市薬剤師会等の協力を得て調達・確保を行う。輸血用血液については、日本赤十字社群馬県支部へ供給を依頼する。

② 供給の要請

医薬品等が不足する場合、健康部医療保健班は、県に対して供給の要請を行う。

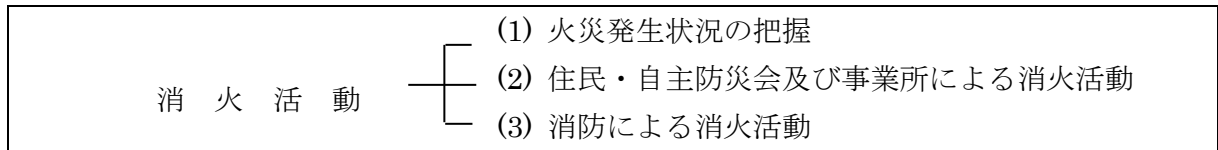
3. 消火活動

《実施担当機関》

市担当部	消防局
関係機関	自主防災会

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 火災発生状況の把握

より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して火災発生情報の収集伝達を行う。

① 情報の収集

消防局は、総務部防災総括班との連携とともに、市民からの通報、避難場所からの情報、ヘリコプターからの情報等によって、市内の火災発生状況の把握に努める。

② 県等への報告

災害等による火災の同時多発や多数の死傷者が発生した場合、その状況を直ちに県等に報告する。また、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する災害については、消防庁へも直接報告する。

(2) 住民・自主防災会及び事業所による消火活動

① 住民及び自主防災会による消火活動

住民及び自主防災会は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防活動に協力するものとする。

② 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

(3) 消防による消火活動

消防局は、消防団と連携し、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼実態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

① 出動体制

市域における火災及び災害の状況に応じて、迅速に重点的な部隊の配置を行う。消防隊の出動体制については、消防局の定める「警防規程」及び「部隊運用規程」による。

② 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、消火活動重点地域における消火活動や、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

ア 火災防御活動の原則

(ア) 同時に複数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
(イ) 避難所及び避難路の周辺で火災が発生した場合	当該避難所及び避難路の安全確保を優先する。
(ウ) 高層建築物、地階等の火災	他の延焼拡大危険性大なる火災を鎮圧した後に部隊を集結する。
(エ) 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、又は既に延焼拡大した火災	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。
(オ) 大規模に延焼拡大した火災	重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

イ 火災防御活動の区分

(ア) 分散防御活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出動させ、火災を少数小隊で防御する。
(イ) 重点防御活動	延焼火災のうち避難所及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。
(ウ) 拠点防御活動	避難所の安全確保のみを目的とする。

(4) 応援要請

① 県内の消防機関への応援要請

消防局長は、災害等の発生により必要な場合は、消防相互応援協定等に基づき県内の消防機関への応援を要請する。

② 緊急消防援助隊への応援要請

本部長（市長）は、大規模災害等より必要な場合は、緊急消防援助隊の派遣を知事に要請する。

(5) 二次火災の防御

災害発生から数時間～数日後に発生する災害に関連した火災の発生を防止するため、出火防止措置を講じる。

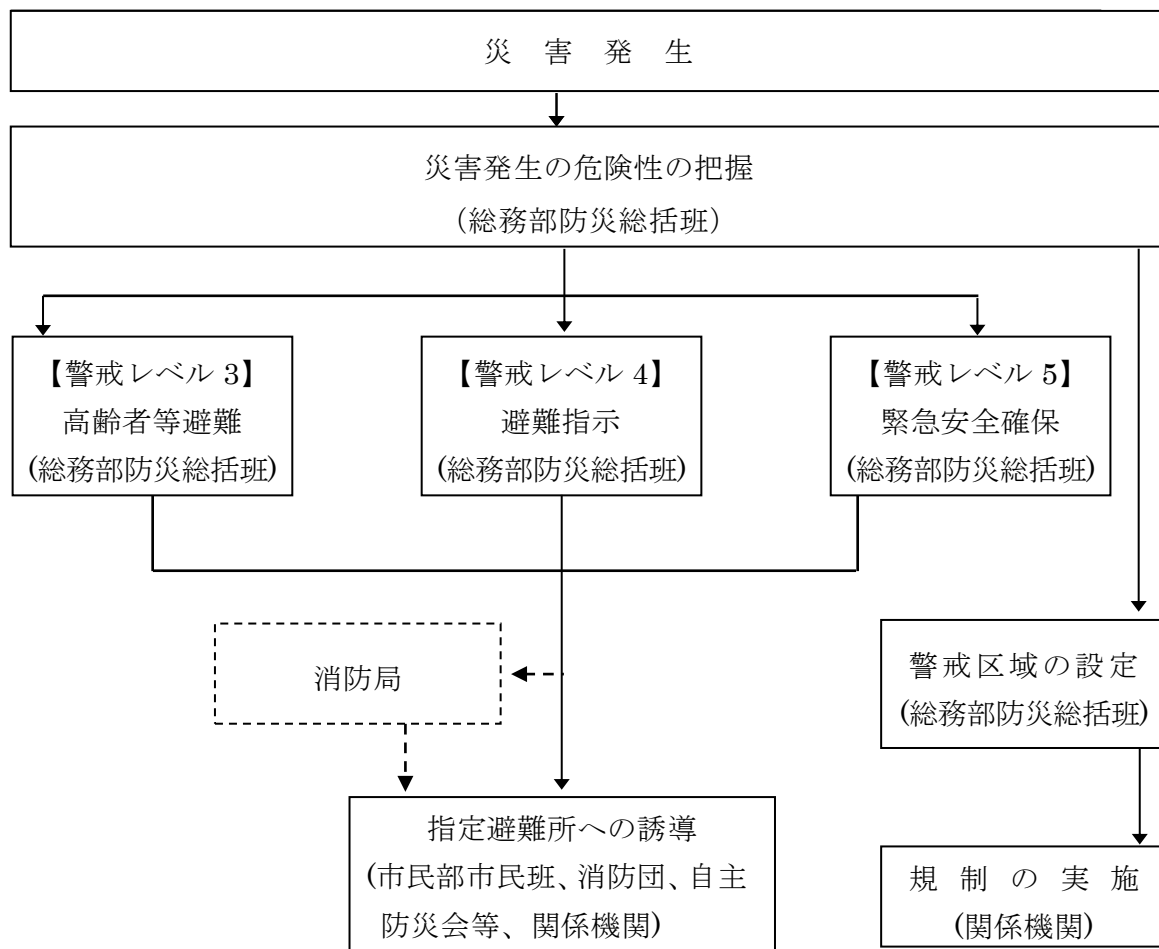
特に電力回復時の通電火災について防止を図るため、住民への注意喚起の広報を実施する。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

第6節 応急避難及び避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難情報発令、誘導等必要な措置を講じる。避難誘導は、地域の自主防災会等が中心となって行う。特に、要配慮者の支援に配慮する。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	総務部（防災総括班）、市民部（市民班）、消防局
関係機関	消防団、自主防災会

《対策の体系》

応急避難	1 避難情報の発令 2 避難誘導 3 警戒区域の設定

《対策の展開》

1. 避難情報

災害の発生によって、風水害、がけ崩れ等の被害の危険性がある地域の住民に対し、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市を中心として、相互に連絡をとりながら避難情報を発令し、市民の生命又は身体の安全を確保する。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

(1) 避難情報発令の実施要領

① 【警戒レベル3】高齢者等避難

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難情報を発令する必要が予想される場合、又は要配慮者避難を行う必要がある場合。
趣 旨	要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供、その他の必要な配慮をするもの。
伝達内容	発令者、危険予想地域、高齢者等避難を発令すべき理由、避難支援を要する要配慮者、避難に際しての携帯品、避難方法。

② 【警戒レベル4】避難指示

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	当該地域、土地建物等に災害が発生するおそれがある場合や、状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合。
伝達内容	発令者、避難すべき理由、避難先、避難所に至る経路。

③ 【警戒レベル5】緊急安全確保

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	災害が発生又は切迫した時
伝達内容	発令者、避難すべき理由、避難先、避難所に至る経路。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

(2) 避難情報の発令

市長又は法令により権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難情報を発令する。

避難情報に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次のとおりである。

	発令者	措置	発令する場合
【警戒レベル3】高齢者等避難	市長	要配慮者の避難開始 市民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
【警戒レベル4】避難指示	知事及びその命を受けた職員、水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特別な必要があると認められるとき。 知事は、市長がその全部又は大部分を行えないときに行う。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態で、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態で、特に急を要し、警察官がその場にいないとき。
【警戒レベル5】緊急安全確保	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。 知事は、市長がその全部又は大部分を行えないときに行う。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	緊急安全確保措置の指示	市長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

(3) 明示する事項

市長等が避難情報を発令する場合は、状況の許すかぎり次の各号に掲げる事項を明らかにしてこれを行う。

■避難時に明示する事項

- ① 避難対象地域（町丁名、施設等）
- ② 避難先（避難所の名称）
- ③ 避難経路（避難所への安全な順路）
- ④ 避難情報発令の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- ⑤ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）
- ⑥ その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難等）

※土砂災害に関する避難情報については、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度が高まっている領域が含まれる町や地域、箇所（土砂災害警戒区域等）に絞り込んで避難情報等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

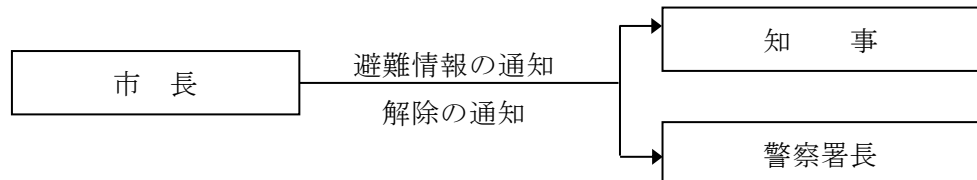
(4) 伝達方法

避難情報の発令は、防災行政無線、サイレン、広報車、市ホームページ、まちの安全ひろメール、緊急速報メール、Lアラート（テレビ・ラジオ放送等）、SNS、Yahoo!防災速報を用いた伝達手段の多重化や多様化を図り、対象住民に迅速かつ的確に伝達する。

(5) 避難情報の関係機関への通知

① 市長が避難情報を発令した場合

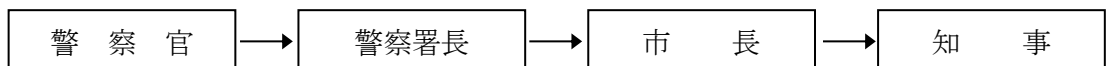
市長は、避難情報を発令した場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。



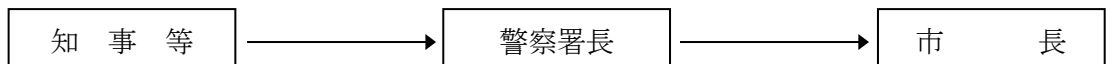
② 市長以外が避難情報を発令した場合

市長以外が避難情報を発令した場合は、直ちに総務部防災総括班に報告し、市長は上記に準じて関係機関等へ連絡する。

《警察官の措置》



《知事若しくはその命を受けた職員等の措置》



《自衛官の措置》



③ 要配慮者利用施設への情報伝達

市は、避難情報を発令した場合は、当該避難情報に関する浸水想定区域内における要配慮

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

者利用施設へ、(4)に定める伝達手段のほか、電話、ファクシミリ、メール等により伝達を行い、早期の避難を促す。

(6) 避難情報の解除

市長は、避難の必要がなくなった時は、直ちにその旨を公示し、同時に知事に報告する。
なお、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認を行う。

2. 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互の連携のもとに、要配慮者に配慮しつつ、避難情報の発令及び避難誘導等必要な措置を講じる。

(1) 避難誘導

市長が避難情報を発令した場合は、住民の避難誘導を実施する。

① 指定避難所への住民の避難誘導

市民部市民班は、警察署及び消防団と連携し、自主防災会等の協力を得て、指定避難所への住民の避難誘導を実施する。

② 学校、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、事業所、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

③ 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。

(2) 避難にあたっての留意点と方法

① 避難にあたっての留意点

避難にあたり、次の事項を周知徹底する。

ア 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。

イ 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じる。

ウ 非常持出し品等は最小限にとどめる。

② 避難の方法

避難は、災害の規模、状況に応じて次のように実施する。

ア 避難者は、事前に選定した安全な経路を歩いて徒歩で避難する。

イ 指定避難所が火災等で危険と判断された場合、災害対策本部が別に指定する他の避難所等へ移動する。

ウ 家屋倒壊等氾濫想定区域又は、想定浸水深の大きい区域に関しては、早期の立ち退き避難を促す。

エ 大雨時など屋外に出ることによって身に危険が及ぶと判断される場合は、緊急安全確保を促す（浸水時は建物の2階以上へ（垂直避難））。

③ 要配慮者への配慮

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災会の協力を得て、避難情報を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努める。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

3. 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

(1) 市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行う。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、市長その他市長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行う。

(4) 関係機関への連絡

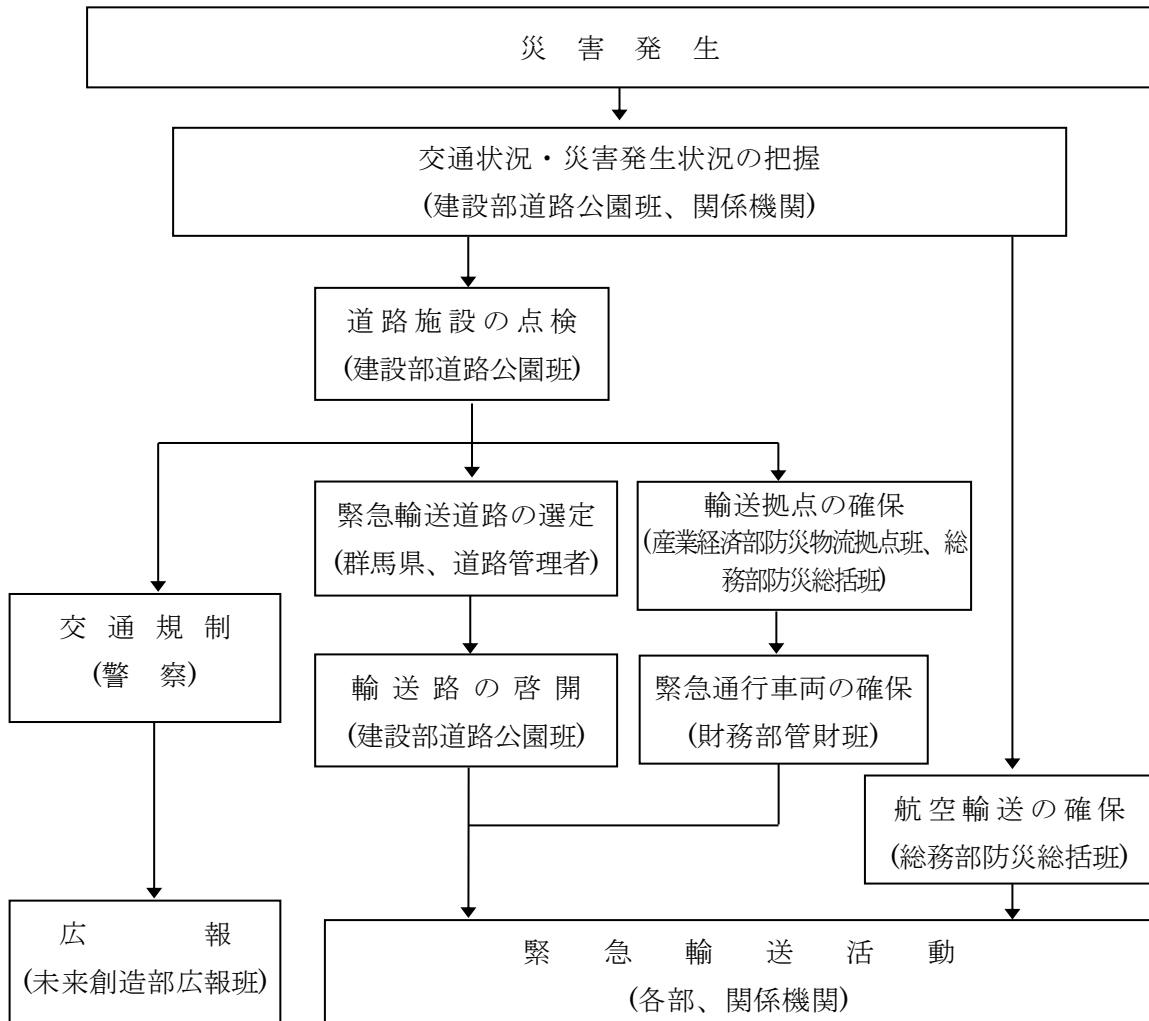
市は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（前橋行政県税事務所を経由して県危機管理課、又は直接県危機管理課）、警察署、消防局等に連絡する。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	総務部（防災総括班）、未来創造部（政策班、広報班）、財務部（管財班）、産業経済部（防災物流拠点班）、建設部（道路公園班）
関係機関	県、警察、道路管理者、東日本旅客鉄道株式会社、上毛電気鉄道株式会社、群馬県バス協会

《対策の体系》

緊急輸送のための交通の確保・ 緊急輸送活動	1 輸送に当たっての配慮事項 2 輸送の優先順位 3 交通の確保 4 緊急輸送

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

《対策の展開》

1. 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2. 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 第1段階
 - ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ③ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
 - ① (1)の続行
 - ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - ① (1)、(2)の続行
 - ② 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ③ 生活必需品

3. 交通の確保

(1) 交通状況の把握

① 関係機関への連絡

道路管理者は、通行可能な道路を迅速に把握して、県（道路管理課）及び前橋警察署・前橋東警察署に連絡する。

② 各部への連絡

建設部道路公園班は県が決定した緊急輸送道路について、各部に連絡する。

③ 市民への周知

未来創造部広報班は、緊急輸送道路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を十分に発揮させるため、県が行う市民への周知に協力する。

(2) 交通規制の実施

建設部道路公園班は、県公安委員会、警察とともに、災害応急活動に必要な交通規制・管制を実施する。

① 県公安委員会、警察による交通規制

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県及び市町村と協議の上（協議する時間的余裕がない時は協議を省き）、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間を決定し、交通規制を実施する。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに県、市町村その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図る。

② 道路管理者による交通規制

道路管理者は、警察署との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

ア 交通規制の実施

災害時において、道路の破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、道路管理者は、警察署と協議し、区間を定めて車両の通行を禁止し、又は制限する。

イ 交通規制の標識等の設置

車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

③ 広報

交通規制を実施する場合は、警察署と連携してテレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により広く一般に周知する。

④ 相互連絡

建設部道路公園班は、警察署と被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行制限の対象、区間、理由等を相互に通知する。

⑤ 被災地内における一般交通の確保

道路管理者及び公安委員会は、被災地内の交通規制及び緊急通行車両以外の交通規制を行ったときは、その状況について以下のように対応する。

ア 関係道路の主要交差点への標示

イ 関係機関への連絡

ウ 一般住民に対する公報

エ う回路等の標示等の方法によって徹底につとめ、一般交通の確保を図る

(3) 路上の車両等の撤去

① 警察官等による撤去

警察官（警察官がその場にいないときは消防職員又は自衛官）は、緊急輸送道路における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。

上記の命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官（警察官がその場にいないときは消防職員又は自衛官）は、自ら当該措置をとるも

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

のとする。

② 道路管理者による撤去

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合等で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間を指定した上で、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等の移動等の命令を行うものとする。占有者等が当該措置をとらない場合、占有者等がその場にはいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。

(4) 道路・橋梁の応急復旧

道路管理者は、管理する道路・橋梁について、応急復旧（障害物の撤去を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。

① 被災道路への措置

建設部道路公園班は、市が管理する道路・橋梁について、警察署と連携して被災道路の通行禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路への応急措置を行う。

② 路上障害物の除去

警察機関、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去に協力するものとする。

③ 人員、資機材の確保

道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、応急復旧に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。

市は、緊急輸送を確保するため必要と認めるときは、道路管理者に対し応急復旧の実施を要請する。

④ 緊急輸送道路の道路啓開

建設部道路公園班は、緊急輸送道路を確保するため、関係業者等の協力を得て市道の道路啓開作業を行う。道路啓開に必要な重機（ショベル、ブルドーザー等）についても関係業者等から調達する。

(5) ヘリポートの確保

① あらかじめ設定した災害時用ヘリコプター離着陸場適地の他、臨時にヘリコプター離着陸場が必要な場合には、災害時用臨時ヘリコプター離着陸場を次の点に留意して選定する。

ア 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）

イ 地面斜度が6度以内のこと

ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること

エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと

オ 車両等の進入路があること

カ 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること

【必要最小限度の地積】

- ・ 大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・ 中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・ 小型ヘリコプター：30m四方の地積

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

② 総務部防災総括班は、選定した災害時用臨時ヘリコプター離着陸場における障害物の有無等、利用可能状況を県へ報告する。

③ 総務部防災総括班は、消防局、警察、自衛隊等と協議し、開設するヘリコプター離着陸場を指定する。

(6) 鉄道交通の確保

東日本旅客鉄道株式会社及び上毛電気鉄道株式会社は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、県（危機管理課（災害対策本部が設置された場合は交通政策課））に連絡するとともに応急復旧を行う。

(7) バス交通の確保

市は、バス事業者を通じて運行中の車両の状況を把握する。また、収集した災害・交通関係の情報をバス事業者に伝達し、運行の継続、再開を図る。

(8) 輸送拠点の確保

産業経済部防災物流拠点班は、防災物流拠点を「グリーンドーム前橋」に設置し、この中に24時間体制の救援物資集配所を設置する。総務部防災総括班及び管財班は、「グリーンドーム前橋」の他に輸送拠点が必要な場合には、県、協定締結先、関係機関等と協議し、輸送拠点を指定する。
※洪水浸水想定区域に留意して設置する。

4. 緊急輸送

(1) 輸送手段の確保

財務部管財班は、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用する他、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

① 輸送車両の確保

ア 財務部管財班は、市有車両を確保・管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

イ 財務部管財班は、市有車両では不足が生じた場合は、県を通じて一般社団法人群馬県トラック協会からの車両確保の要請又は民間会社から自動車の借り上げを行う。この際、調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を警察署に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

ウ 財務部管財班は、必要に応じ、自動車運送事業者に対して緊急輸送の協力要請を行う。

② 燃料の調達・確保

総務部契約班は、緊急用物資や災害復旧資機材等の円滑な緊急輸送を実施するため、車両の燃料の調達・供給体制を確保する。

③ 鉄道の確保

総務部防災総括班は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

④ ヘリコプターの確保

総務部防災総括班は、自動車による輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、県にヘリコプターの確保を要請する。

(2) 緊急通行車両の確認

① 趣旨

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

知事（危機管理課・行政（行政県税）事務所）又は県公安委員会（警察本部・警察署）は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認及び緊急通行車両確認標章等の交付を災害発生時等よりも前に行えるものである。

② 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分する。

ア 第1順位の対象車両

- (ア) 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- (エ) 医療機関に搬送する重傷者
- (オ) 交通規制に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

- (カ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- (キ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- (ア) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (イ) 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- (ウ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- (ア) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (イ) 生活必需品

これらの者を輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

③ 確認手続き

財務部管財班は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両使用申出書」を県又は公安委員会に提出する。このとき、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受けている車両は、あわせて提出する。県又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付する。

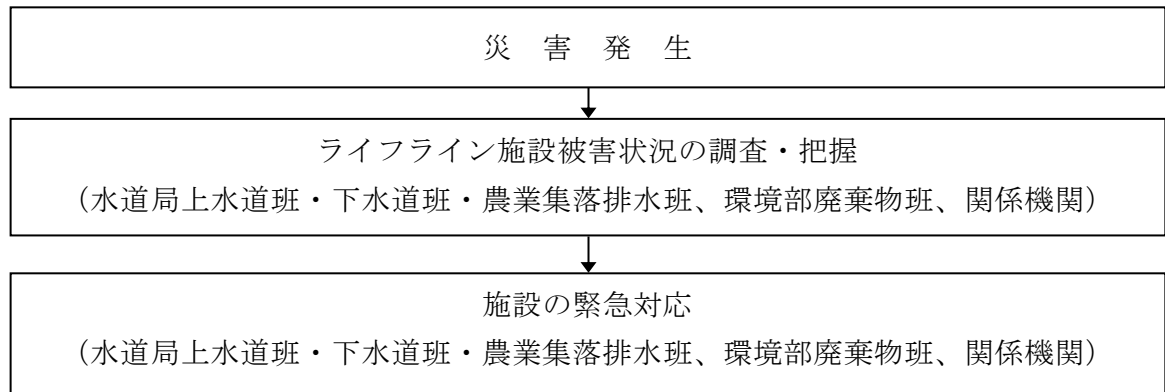
緊急車両標識は車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

第8節 ライフラインの緊急対応

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と二次災害防止対策を実施するとともに、必要な機能を確保する。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	水道局（上水道班・下水道班・農業集落排水班）、環境部（廃棄物班）
関係機関	警察署、東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社、東京ガス株式会社群馬支社、東日本電信電話株式会社群馬支店

《対策の体系》

ライフラインの緊急対応	1 被害状況の把握 2 各事業者における対応

《対策の展開》

1. 被害状況の把握

- (1) 水道局上水道班・下水道班・農業集落排水班、環境部廃棄物班は、災害が発生した場合には、速やかに所管施設の被害状況を調査し、水道総務班に報告する。報告を受けた水道総務班は速やかに総務部防災総括班に報告する。
- (2) 総務部防災総括班は、電力供給施設、ガス供給施設、電気通信施設の各事業者から報告を受け、被害状況を把握する。

2. 各事業者における対応

(1) 上水道施設

- ① 水道局上水道班は、上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。
- ② 必要に応じて、消防局、警察署、付近住民に通報する。

(2) 下水道施設

- ① 水道局下水道班は、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大、施設の機能確保が困難であると予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

② 必要に応じて、消防局、警察署、付近住民に通報する。

(3) 農業集落排水処理施設

① 農業集落排水班は、農業集落排水処理施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大、施設の機能確保が困難であると予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

② 必要に応じて、消防局、警察署、付近住民に通報する。

(4) 地域し尿処理施設

① 環境部廃棄物班は、地域し尿処理施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大、施設の機能確保が困難であると予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

② 必要に応じて、警察署、付近住民に通報する。

(5) 電力供給施設

東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社は、電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、災害の被害及び火災の拡大等に伴い漏電、感電等の二次災害のおそれがあり、必要と認めた場合、又は消防局、県、警察署から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な危険防止措置を講じる。

(6) ガス供給施設

東京ガス株式会社群馬支社は、都市ガスの漏えい等による二次災害のおそれがあると判断される場合には、東京ガス株式会社災害対策本部の指令に基づいて、ブロック単位でガス供給を停止する等の危険防止措置を講じる。

(7) 通信施設

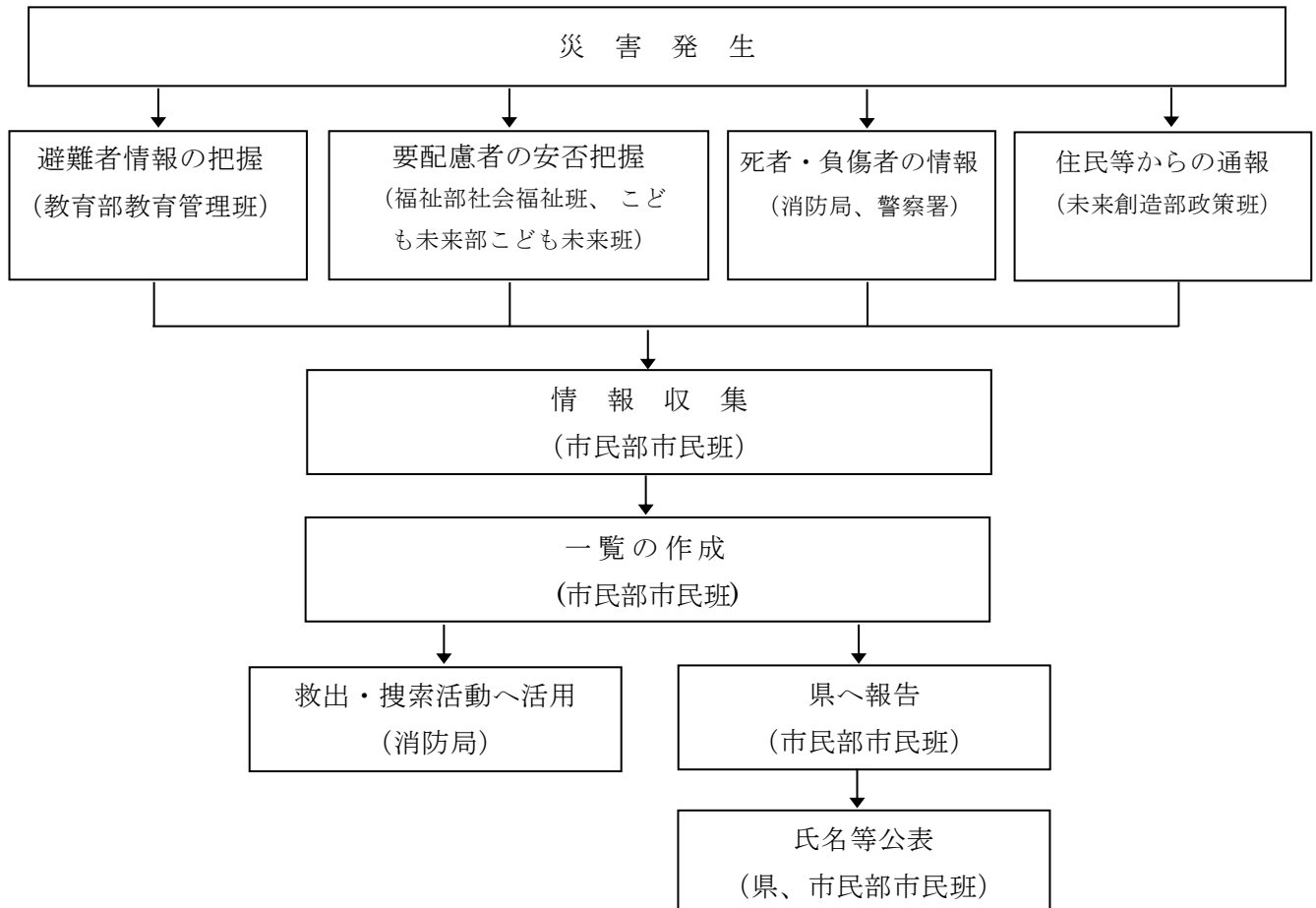
東日本電信電話株式会社群馬支店は、災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到によって交換機が異常幅そうに陥り、重要通信の疎通が困難になるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関係する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

また、市民等の個別安否確認等の連絡に対応するため、「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板（web171）」の利用を周知する。

第9節 安否不明者対策

効率的な救出や捜索活動のため、収集した情報を基に一覧を作成し、氏名等を公表して安否不明者の絞り込みに努める。

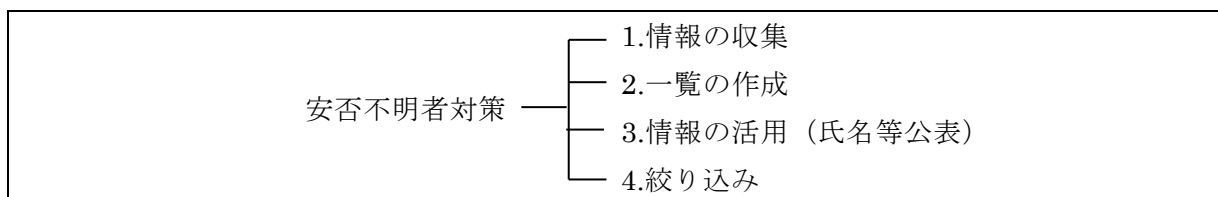
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	市民部（市民班）、各部各班
関係機関	県、警察署、自治会

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 情報の収集

避難所で作成した避難者台帳、要配慮者に係る安否の情報、住民等からコールセンターに寄せられた通報、関係機関からの情報を収集する。

2. 一覧の作成

【風水害・雪害】第2章 災害発生後の活動

収集した安否不明者に関する情報の重複を整理し、住民基本台帳と照合して誤りを修正するとともに、DV被害等に係る閲覧制限措置の有無を確認し一覧を作成する。

3. 情報の活用（氏名等公表）

作成した安否不明者一覧を県に報告し、救出・捜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表する。

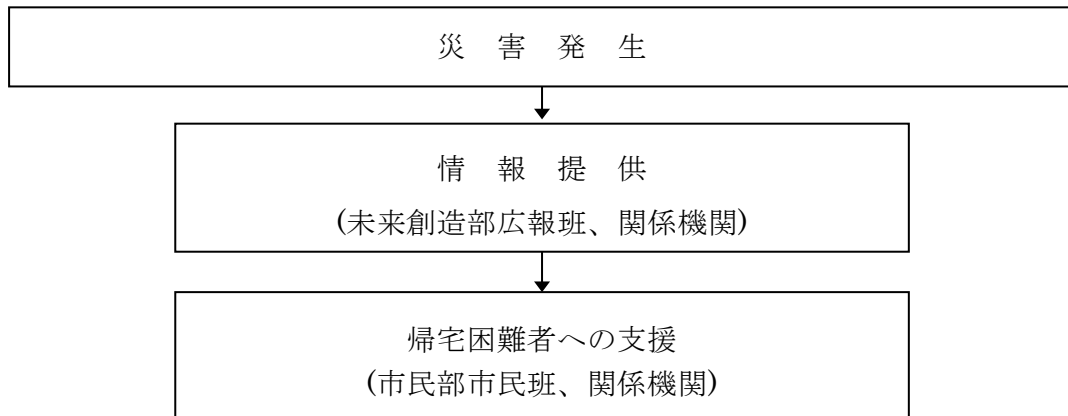
4. 絞り込み

被災者氏名等を公表したことにより住民等から寄せられる情報や各部各班及び関係機関が引き続き把握した安否不明者に関する情報を収集・精査し、安否不明者の絞り込みを行う。

第10節 帰宅困難者対策

帰宅困難者には、交通機関の被災状況、帰宅に必要な各種情報を提供する。また、最寄りの公共施設及び一時滞在施設に誘導するよう鉄道事業者と連携した対応を行う。

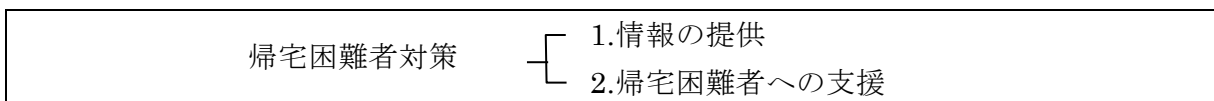
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	未来創造部（広報班）、市民部（市民班）
関係機関	東日本旅客鉄道株式会社、上毛電気鉄道株式会社

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 情報の提供

市は、東日本旅客鉄道株式会社、上毛電気鉄道株式会社と連携して、帰宅困難者発生状況を把握し、交通機関の被害状況や交通状況等の帰宅に必要な情報提供を行う。

2. 帰宅困難者への支援

市は、帰宅行動を支援するために、支援ステーション等を設置し飲料水・食料を配布するよう努める。また、鉄道等の途絶による帰宅困難者は、最寄りの公共施設及び一時滞在施設に誘導するよう鉄道事業者に伝達する。

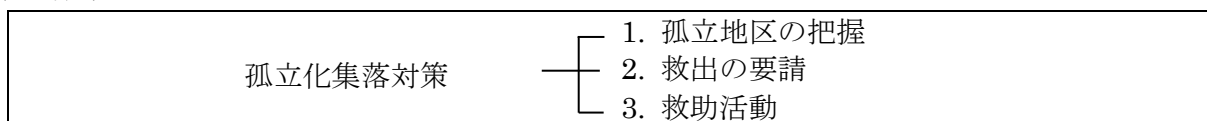
第11節 孤立化集落対策

市は、道路被災状況及び情報収集状況から孤立化集落の予測を行い、孤立化集落からの救助を行う。

《実施担当機関》

市担当部	各部
関係機関	県、自衛隊

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 孤立地区の把握

道路の被災状況、情報の収集状況等から孤立地区を抽出する。

2. 救出の要請

市は、孤立地区の状況が不明、あるいは支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊、県防災ヘリコプター等の出動を要請する。その際、孤立地区のヘリコプター着陸可能場所の位置情報等を提供する。

3. 救助活動

市は、孤立化集落の解消に向けて次の対策を実施する。

(1) 情報の収集・整理

市は、孤立地区内の傷病者、要配慮者等の情報を収集する。要救助者がいる場合は、容態、人数等に関する情報を収集し県に報告する。

(2) 食料・生活必需品等の供給

災害発生当初は、原則的に地区内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通しあって生活することを原則とする。

市は、救助までの間又は道路が応急復旧するまでの間、孤立地区住民の生活の維持のため、ヘリコプター等による食料、生活必需品等の輸送を実施する。

(3) 孤立集落地区からの救出

県及び自衛隊は、傷病者について最優先でヘリコプター等により救出を行う。この際、救出した傷病者の搬送先、ヘリポートから医療機関までの搬送手段を確保しておく。

また、傷病者が多数いる場合、市は、救護班を現地に派遣し対応する。

その後、孤立地区内の住民の救出活動を行う。

(4) 道路の応急復旧

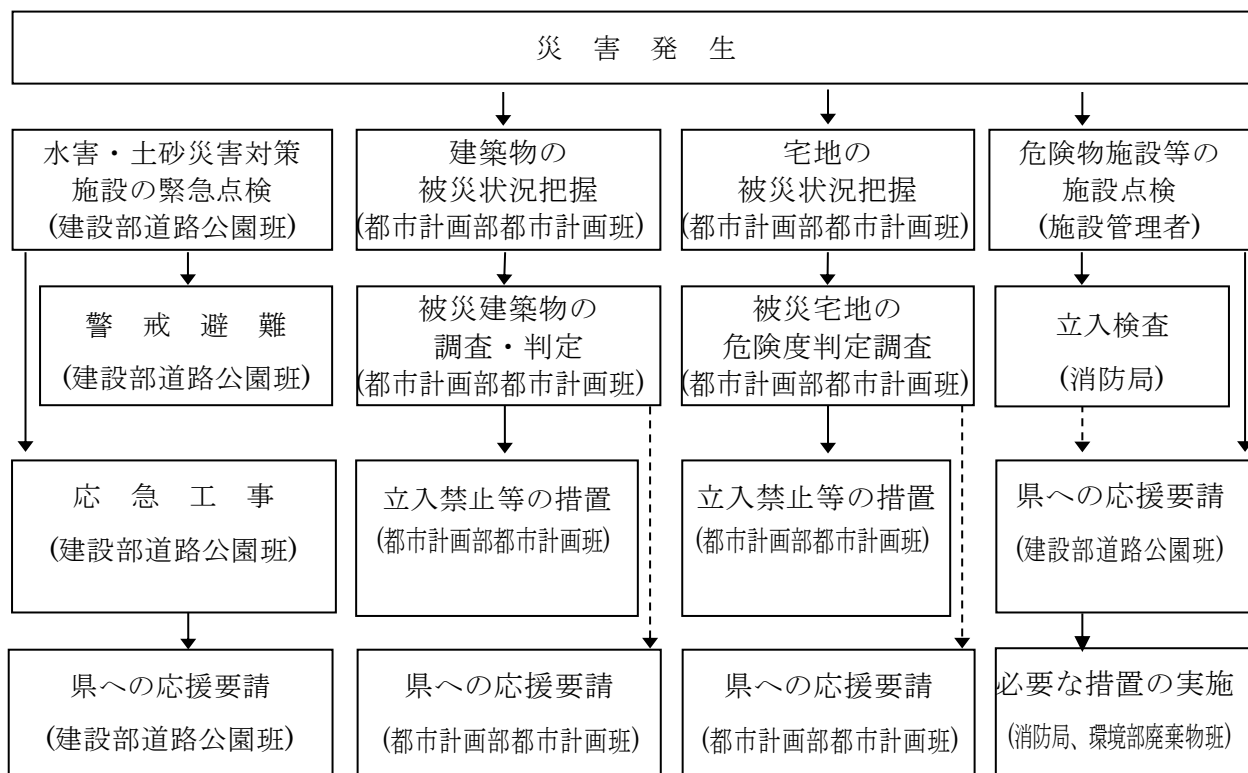
市は、孤立地区に通じている道路の被害状況を把握し、二輪車、自動車の順に、一刻も早い交通確保を行う。

第3章 応急復旧期の対策活動

第1節 二次災害の防止

地震、地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊などに備え、適切な二次災害防止対策を実施する。

《応急対策の流れ》



1. 水害・土砂災害対策施設

《実施担当機関》

市担当部	建設部（道路公園班）
関係機関	県

《対策の展開》

(1) 水害・土砂災害対策施設の緊急点検

建設部道路公園班は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等のおそれのある河川、水路、土砂災害警戒区域等の危険箇所の緊急点検を、専門技術者等を活用して行う。

(2) 警戒避難等

建設部道路公園班は、上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、市単独での水害・土砂災害対策施設の応急工事が困難な場合は、県に対し応援を要請

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

する。

2. 被災建築物の対策

《実施担当機関》

市担当部	都市計画部（都市計画班）
関係機関	市職員有資格者、県

《対策の展開》

二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき、被災建築物の被害程度調査を災害発生直後より実施する。

(1) 被災建築物の被害程度調査の準備

都市計画部都市計画班は、被災建築物の被害程度調査に必要なものを準備する。

- ① 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- ② 被災建築物応急危険度判定士受入れ名簿への記入と判定チームの編成
- ③ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

(2) 実施体制

被災建築物応急危険度判定士有資格者の職員を中心として2人1組の班を構成する。

(3) 調査要綱

群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱による。

(4) 応援要請

市単独で被災建築物の被害程度調査を実施することが困難であると判断した場合は、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

(5) 被災建築物の被害程度調査の実施

都市計画部都市計画班は、被害程度調査にあたって、概略被災状況を確認の上、判定を要する地区を決定する。なお判定は、災害対策本部、避難施設、病院、緊急輸送道路等に係る建築物を優先して行う。

判定方法は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成21年6月内閣府（防災担当））」に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、建物の入口等分かりやすい場所に判定結果を色紙で表示する。

災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

3. 被災宅地の対策

《実施担当機関》

市担当部	都市計画部（都市計画班）
関係機関	市職員有資格者、県

《対策の展開》

二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき、被災宅地の危険度判定を地震発生直後より実施する。

(1) 被災宅地危険度判定作業の準備

- ① 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- ② 被災宅地危険度判定士受入れ名簿への記入と判定チームの編成
- ③ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

(2) 実施体制

被災宅地危険度判定士有資格者の職員を中心として3人1組の班を構成する。

(3) 実施要綱

群馬県被災宅地危険度判定実施要綱による。

(4) 応援要請

市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

(5) 被災宅地の危険度判定の実施

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るための危険度判定を行う。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき実施し、「擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き」による調査表の作成を行う。判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、ステッカー等で分かりやすい場所に表示する。

施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4. 危険物、有害物質等による危険物施設等の応急対策

《実施担当機関》

市担当部	消防局、環境部廃棄物班
関係機関	危険物施設等の管理者、県

《対策の展開》

(1) 緊急点検

危険物施設等、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物・劇物施設、放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行う。

(2) 二次災害の防止

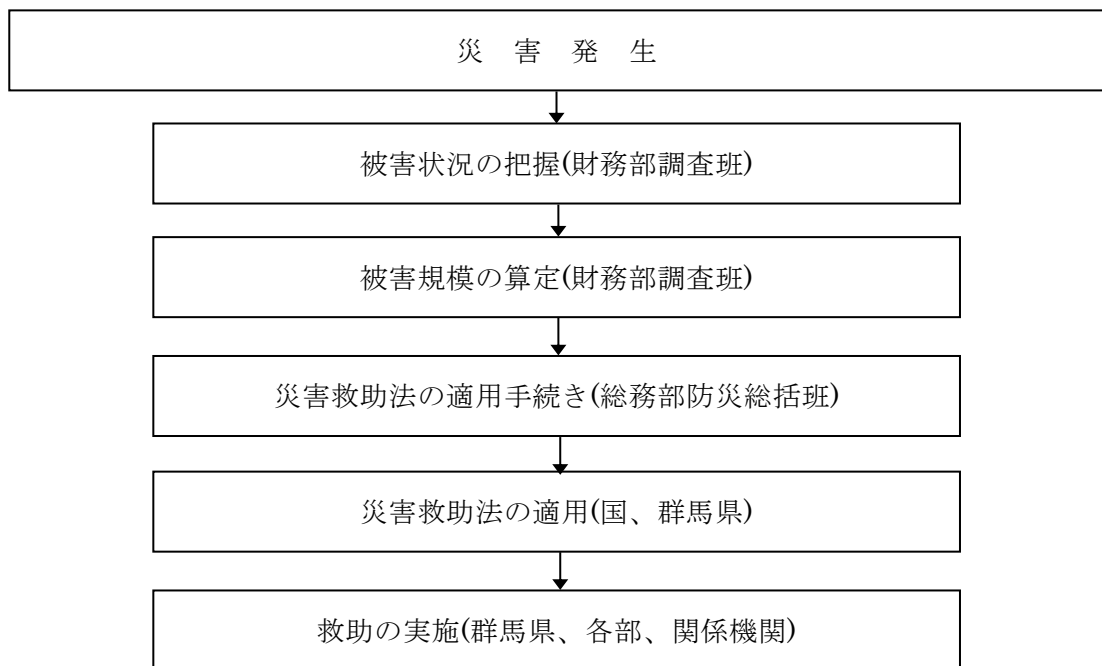
市及び県は、危険物、有害物質等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設への緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第2節 災害救助法の適用等

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

知事は、当該災害が、災害救助法の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	総務部（防災総括班）、財務部（財政班、調査班）
関係機関	

《対策の体系》

災害救助法の適用	1 災害救助法の適用基準 2 滅失(り災)世帯の算定基準 3 災害救助法の適用手続 4 救助の種類 5 り災証明の発行

《対策の展開》

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。人口が30万人以上の本市の場合、災害救助法の適用は、次のいずれかに該当する場合である。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が、150世帯以上に達した場合。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、かつ県内の滅失世帯の数が2,000世帯以上に達する場合において、市の滅失世帯の数が75世帯以上に達する場合。
- (3) 被害が全県域にわたり、かつ県内の被害世帯の数が9,000世帯以上に達する場合、又は当該

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

災害が隔絶した地域に発生したものである等の場合において、市の被害の状況が救助を要する状態にある場合。

- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

2. 滅失(り災)世帯の算定基準

(1) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定基準】

滅失住家1世帯	全壊（全焼・流失）住家	1世帯換算
	半壊（半焼）住家	2世帯換算
	床上浸水、土砂の堆積によって一時的に居住できない状態になった住家 (注)床下浸水、一部損壊は換算しない。	3世帯換算

(2) 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその算定基準は次のとおりとする。

【滅失世帯の算定基準】

被害の区分	認 定 の 基 準
住家の全壊 (全焼・全流出)	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のも。
住家の半壊 (半焼)	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。具体的には、住家の損壊又は焼失した部分がその床面積の住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のも。 うち、損壊部分が延床面積の50%以上70%未満のも及び損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」と判定する。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているものは、それぞれ「1住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう

3. 災害救助法の適用手続

市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、県に災害救助法の適用手続きを行う。

4. 救助の種類

災害救助法が適用された場合、災害救助は知事が実施し、市長はこれを補助する。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができない場

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

合又は委任を受けた場合は、市長が自ら救助に着手する。

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5. り災証明の発行

被害者の生活再建に向けて、り災証明の発行を行う。

《実施担当機関》

市担当部	財務部（調査班）、産業経済部（産業経済班）
関係機関	

《対策の展開》

(1) 発行の手続き

財務部調査班は被害者台帳を揃え、その台帳により確認し、被災者の申請により発行する。
産業経済部は、企業の機械等動産設備などのり災証明について対応する。

なお、発行台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料により発行することができる。

(2) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害で、次の事項について証明する。

なお、住家被害の程度については、「災害の被害の認定基準」（内閣府政策総括官通知）を基準として判断する。

① 住家

- ア 全壊（全焼・全流失）
- イ 半壊（半焼）
- ウ 一部損壊
- エ 床上浸水
- オ 床下浸水

② 人

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

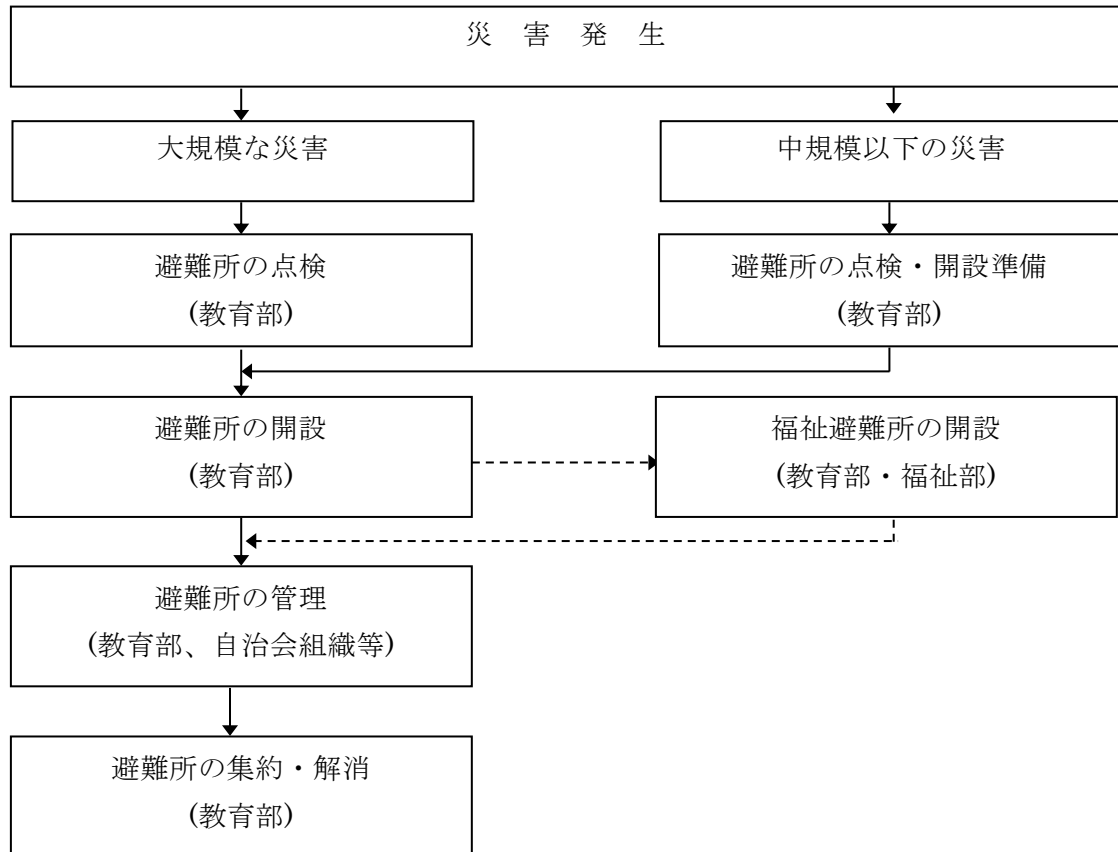
(3) 証明手数料

手数料は免除する。

第3節 避難所の開設・管理

災害による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする住民を臨時に収容する避難所を開設する。

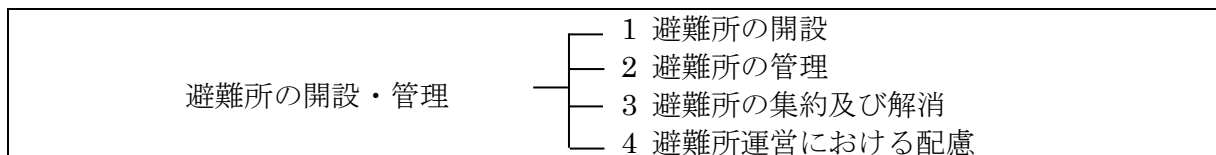
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	教育部（教育管理班）
関係機関	福祉部（社会福祉班）

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 避難所の開設

避難収容が必要な場合は、速やかに避難所を開設する。また、避難所での避難生活が困難な要配慮者に対しては、社会福祉施設等への受け入れ調整や福祉避難所の開設を行う。

(1) 避難所の開設基準

- ① 市内に大規模な災害が発生し、多数の避難者が予測される場合、避難所担当職員は、あらかじめ定められた避難所に参集し、自主防災組織等の地域住民と協力し避難所を開設する。

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

また、施設の管理者、職員等は、開設に協力する。

なお、避難所担当職員は、学校等施設管理者、教職員、教育部が派遣した職員またはあらかじめ指名された市職員とする。

② 同様に、中規模以下の災害の場合は、避難状況に応じて開設する。

(2) 避難施設の確認

避難所担当職員は、施設の管理者、自主防災組織等の地域住民等と協力し、避難所施設の状況を確認する。避難所が施設損壊により危険な場合には、立ち入り禁止の表示をし、地域住民の協力を得る。必要に応じて、他の避難場所への誘導を行う。

(3) 指定避難所以外の避難所

① 指定された避難所だけでは不足する場合

事前に指定されている避難所だけでは避難者の収容が困難な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、他の公共及び民間の施設管理者に対し、避難所としての施設の提供を要請する。

② 指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合

避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得たうえで、避難所として開設する。

③ 福祉避難所の開設

福祉部社会福祉班は、要配慮者を収容するため、必要に応じて社会福祉施設等を福祉避難所として開設する。

(4) 災害対策本部への連絡、関係機関への通知等

避難所担当職員は、避難所や避難者の状況を電話又は防災用トランシーバ等により災害対策本部へ連絡する。

災害対策本部は、避難情報を取りまとめ、速やかに避難所開設の状況を関係機関に通知するとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

2. 避難所の応援職員の派遣

総務部防災総括班は、避難所への職員の応援が必要と認めるときは、各部に対し、避難所への職員の派遣を指示する。各部の担当避難所は「第1編__総則・災害予防計画 第2部__災害予防計画 第3章__災害に強い防災体制の整備 第6節__避難収容活動体制の整備」に記載。

3. 避難所の管理・運営等

(1) 管理責任者

避難所の管理責任者は、学校等施設管理者、教職員、市職員又は教育部が派遣した職員とする。

(2) 運営組織

自主防災会等自治会組織を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。

運営に当たっては、人員管理、食料物資配布、健康管理、衛生管理などの役割担当を定めるよう努める。

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

(3) ボランティアへの協力要請

避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等にボランティアの協力を得る。避難所の管理責任者は、必要に応じてボランティアの派遣を要請する。

(4) 避難所の管理・運営

① 避難者収容記録簿の作成

管理責任者は、避難者名簿（カード）を配布・回収のうえ、これをもとに避難者収容記録簿を速やかに作成し、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

② 食料、生活必需品の請求

管理責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を、要配慮者、男女のニーズの違い等を十分考慮して整理し、教育部教育管理班に報告する。財務部管財班は教育管理班への報告をもとに、必要物資を調達する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、そのつど避難所物品受払簿に記入のうえ、自主防災会等自治会組織、ボランティア等の協力を得て配布する。

③ 各種情報の提供

管理責任者は、避難者に逐次、チラシ等で必要な各種情報を提供、伝達する。

【※運営手順の目安】

- ア 世帯ごとの避難者名簿の作成・整理
- イ 避難所内の居住スペースの割り振り
- ウ 食料、生活必需品の請求、受取及び配給
- エ 避難所の運営状況の報告
- オ 避難所の運営記録の作成

④ 家庭動物対策

管理責任者は、避難所の生活環境や避難者の嗜好の違いに留意して、避難者の家庭動物のためのスペース確保に努める。

(5) 良好な生活環境の確保

市及び管理責任者は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるとともに、それぞれの実施状況、避難者の健康状態、避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

- ① 収容する避難者の人数を当該避難所等の収容能力に見合うものとし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の避難所等と調整して適切な収容人数の維持に努める。
- ② 避難者の保健・衛生面等に十分注意を払い、必要に応じ、避難所における救護所の設置又は救護班、保健チームの派遣を行う。
- ③ 避難生活の長期化に対応して、女性や子育て家庭など、避難者のプライバシー確保に配慮する。
- ④ 避難所内自治会組織等を中心とした住民組織やボランティアの協力を得て、適切な役割分担等を行い、秩序ある生活の維持を図る。
- ⑤ 水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。
- ⑥ 自衛隊の入浴支援及びホテル、公衆浴場等の入浴施設等確保により被災者に対し入浴サービスを提供する。

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

- ⑦ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察や自主防災組織等の協力を得て、防犯活動を実施する。
- ⑧ 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(6) 要配慮者の安否確認等

市は、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等と連携し、要配慮者の居場所や安否の確認に努める。

(7) 感染症対策

市は、感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

4. 避難所の集約及び閉鎖

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び閉鎖を図る。

- (1) 本部長（市長）から集約及び閉鎖の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。
- (2) 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を災害対策本部に報告するとともに、施設管理者（学校長等）にも報告する。

5. 避難所運営における配慮

(1) 男女のニーズの違いへの配慮

市は、避難所の運営に当たっては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮した運営を行うよう努める。

- ① 避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。
- ② 避難所運営体制への女性の参画を進める。
- ③ 避難所内に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室等のスペースを確保する。
- ④ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- ⑤ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- ⑥ 男女ペアによる巡回警備等を行う。

(2) 女性や子供等に対する性暴力・DVの発生の防止

市は、避難所の運営に当たっては、次により、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

- ① 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。
- ② トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。
- ③ 照明を増設する。
- ④ 性暴力・DVについての注意喚起や相談窓口を案内するためのポスターを掲載する。

(3) 要配慮者への配慮

- ① 管理責任者は、避難所を開設した場合、自治会組織やボランティア等の協力を得て、高

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

② 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を財務部管財班に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

③ 管理責任者は必要に応じて、社会福祉施設等又は福祉避難所への受け入れ調整を福祉部社会福祉班に要請する。

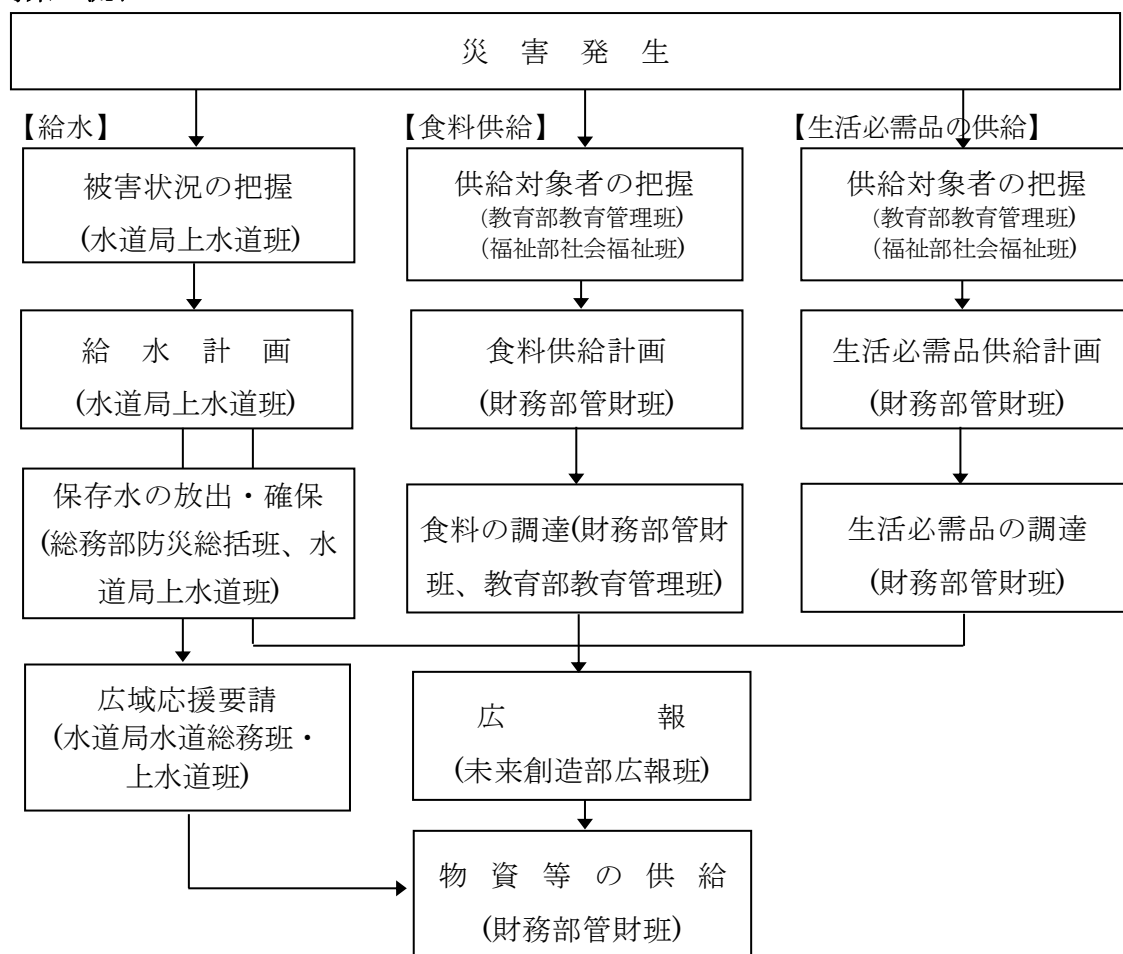
(4) 在宅避難者等への配慮

ライフラインの途絶等により避難所の近隣に居住する在宅避難者等がその生活に困難をきたしている場合は、避難者用の応急物資を在宅者へも配給するなど配慮する。

第4節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行うよう努める。そのため、国・県・市が備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図るとともに、物資支援を効率的に受けることが可能な体制の構築を図る。

《応急対策の流れ》



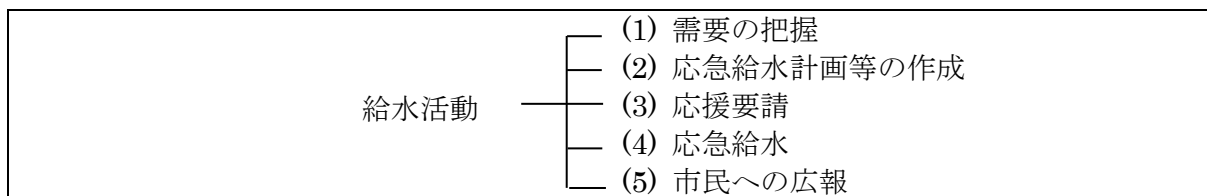
1. 飲料水の調達・給水活動

関係機関と協力し、需要に応じて水道災害に関する相互応援協定等に基づく応援を要請しながら、速やかな給水に努める。

《実施担当機関》

市担当部	水道局（水道総務班、上水道班）、総務部（防災総括班）
関係機関	

《対策の体系》



【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

《対策の展開》

(1) 給水需要の把握

水道局上水道班は、水道施設の被災状況、断水の状況、避難所、病院等の情報を収集し、給水需要を把握する。

(2) 応急給水計画等の作成

① 応急給水計画等の作成

水道局上水道班は、被災状況等の情報に基づき、給水方法、給水資機材の調達、給水拠点、要員配置等を定めた応急給水計画を作成する。

② 水源の確保

水道局上水道班は、配水場、浄水場、配水池等の水源を確認し、水補給水源とする。

③ 保存水の放出・確保

総務部防災総括班は、市が備蓄している飲料水を放出することとし、水道局上水道班は、必要に応じて流通業者、製造販売業者からも確保する。確保が困難な場合は、県、他市町村に応援を要請する。

④ 資機材、車両等の確保

水道局上水道班は、応急給水に必要な資機材、車両等を協定に基づき、民間会社、水道事業者、前橋市管工事協同組合、日本水道協会関東地方支部等に要請し確保する。

⑤ 給水拠点の周知・広報

未来創造部広報班は、給水拠点を設定したときは、災害対策本部等を通じて市民へ広報する。

(3) 応援要請

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、県、他の市町村等に支援を要請する。

(4) 応急給水

① 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設、高齢者及び障害者等の要配慮者の施設、指定された避難所には優先的に供給する。

② 給水拠点の確保

被災直後は主要な浄水場、受水場及び震災対策用応急給水施設を給水拠点とする。

③ 給水方法

給水タンク車等による応急給水を実施する。

④ 応急給水の目標水量

応急給水の目標は、応急復旧期間の日数の経過に応じて、4段階に分け、順次増加するように努める。

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

【応急給水の目標水量】

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生～3日目	3リットル／人・日	生命維持に最小限必要な水量
4日～10日目	20リットル／人・日	炊事、洗面、トイレなどの最低限の生活水準を維持するための必要量
11日～21日目	100リットル／人・日	通常の生活で不便であるが生活可能な必要量
22日～28日目	250リットル／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量
29日目以降	被災前給水量	通常の生活に必要な水量

(5) 市民への広報

① 手段

給水時間や場所、断水の解消見込みは、市民が最も必要とする情報の一つであり、市民の給水に対する協力を得ることや、不安を和らげるためにも、情報提供を積極的かつきめ細かく行う必要がある。具体的には、次の手段等の活用を図る。

ア 広報車・市防災行政無線

イ 市広報紙（災害情報）

ウ 報道機関（テレビ、新聞、ラジオ等）

エ 自治会長

オ 市ホームページ

カ まちの安全ひろメール

キ 緊急速報メール（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）

② 情報提供における考慮すべき事項

ア 報道機関に対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する。

イ 外国人向けの情報伝達として、通訳、ボランティアによる災害情報の配布を実施する。

2. 食料の供給等

県及び関係業者等の協力のもと、迅速かつ的確に食料の確保・供給に努める。

《実施担当機関》

市担当部	財務部（管財班）、福祉部（社会福祉班）、教育部（教育管理班）
関係機関	県

《対策の体系》

食料の供給等	(1) 食料需要の把握 (2) 食料の調達・確保 (3) 食料の供給

《対策の展開》

(1) 食料需要の把握

財務部管財班は、各避難所担当職員からの請求をもとに食料の需要を把握し、供給計画を作成する。対象は避難者及び在宅の被災者を含むものとする。

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

(2) 食料の調達・確保

① 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

- | |
|----------------------------|
| ア 避難所に収容された者 |
| イ ライフラインの遮断による調理不能者 |
| ウ 孤立集落滞在者 |
| ウ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者 |
| エ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者 |
| カ その他、食料の調達が不可能となった人 |

② 食料の確保

市は、備蓄食料、協定先、事業者等から食料を確保する。協定先、事業者等から調達ができない場合は、県に要請する。確保する食料は、おにぎり、パン、弁当、乾燥米飯（アルファ米）を基本とする。また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、状況に応じて、副食となる野菜・缶詰類など栄養バランスにも配慮する。

③ 政府所有の米穀の調達

市は、災害救助法が発動され、政府所有米穀の供給が必要と認められる場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、県を通じ、又は直接農林水産省に対し、応急用米穀の供給を要請する。

④ 要配慮者に対する配慮

高齢者、食物アレルギー患者に対応した除去食品、腎臓病患者へのたんぱく質制限等に配慮した食事提供、粉ミルク、使い捨て哺乳瓶等、乳幼児や子供に対応する。

(3) 食料の供給

① 備蓄食料の供給

災害発生直後においては、原則として各避難所の備蓄物資及び市民、事業所自らが備蓄した食料をあてる。

財務部管財班は、備蓄倉庫等に保管してある食料等を、段階を考慮して確保した食料を供給するとともに、避難所等の受け入れの確認及び受給の適正化を図り、公平に配分する。

② 食料の搬送

財務部管財班は、関係各部と密接な連携を図りながら食料の調達を行い、配送する。

ア 備蓄食料

備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。

イ 調達食料

関係業者等から調達する。

ウ 調達食料の搬送

調達食料については原則として、関係業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

③ 炊き出し

食料の供給ができない場合、教育部教育管理班が炊き出しの手配を行う。

ア 炊き出しの方法

(ア) 炊き出しは、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団、ボランティアなどの民間協力団

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

体等の協力を得る。

- (イ) 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

イ 炊き出しの場所

炊き出しは、通常、学校給食共同調理場を利用して実施する。なお学校給食共同調理場が利用できない場合、その他、特別な場合については、市内職域食堂に対し炊き出しを委託する。

なお、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

3. 生活必需品の供給等

県及び関係業者等の協力のもとに、必要最小限の生活必需品の迅速かつ的確な確保・供給に努める。

《実施担当機関》

市担当部	財務部（管財班）、福祉部（社会福祉班）
関係機関	県

《対策の体系》

生活必需品の供給等	(1) 生活必需品の需要の把握 (2) 生活必需品の調達 (3) 生活必需品の供給・分配 (4) 救援物資の受入・管理 (5) 燃料の供給

《対策の展開》

(1) 生活必需品の需要の把握

財務部管財班は、各避難所担当職員からの請求をもとに生活必需品の需要を把握のうえ、供給計画を作成する。

供給する生活必需品の内容としては、被災者の実情に応じて以下に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- ① 寝具（毛布、布団等）
- ② 被服（肌着等）
- ③ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- ④ 食器（茶碗、皿、はし等）
- ⑤ 保育用品（哺乳びん、おむつ等）
- ⑥ 光熱材料（マッチ、ローソク、液化石油ガス等）
- ⑦ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、トイレットペーパー等）
- ⑧ 衛生用品（おむつ、生理用品等のほかマスク、手指消毒液等の感染症対策に必要な物品）
- ⑨ 医薬品等
- ⑩ 暖房器具
- ⑪ 車両・自家発電機の運転などに要する燃料
- ⑫ 高齢者・障害者等要配慮者用介護機器、補装具、日常生活用具等

(2) 生活必需品の調達

① 生活必需品供給の対象者

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

生活必需品等供給の対象者は、次のとおりであり、このうち特に必要と認められる者に支給する。

- ア 災害により住家に被害を受けた人
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
- ウ 被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

② 生活必需品の調達

財務部管財班は、関係各部と密接な連携を図りながら、備蓄物資、協定事業者等から生活必需品を確保する。その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。協定業者等から調達ができない場合は、県に要請する。

(3) 生活必需品等の供給

① 生活必需品の搬送

調達品については、原則として関係業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

② 生活必需品の保管

調達した生活必需品等の保管が必要なときは、集配拠点を設置する。

③ 生活必需品等の供給・分配

財務部管財班は、被災住民への生活必需品の供給・配分を次により行う。

ア 生活必需品を供給するときは、避難所ごとにそれぞれ責任者を定めて受入確認及び需給の適正を図る。

イ 在宅での避難者、応急仮設住宅用借り上げ住宅への避難者など、あらゆる状況の避難者等への供給に努める。

ウ 住民への事前周知等を徹底し、公平な配分を図る。

エ 要配慮者への優先配分を図る。

(4) 救援物資の受入・管理

① 集配拠点の設置

市は、救援物資の受け入れのため、協定に基づき物流事業者施設又はグリーンドーム前橋に集配拠点を設置する。

② 救援物資の受入

救援物資は、個人からは受け入れない。公共団体や企業等からの申し出については、提供申出者を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要なときに供給を要請する。

③ 救援物資の管理

集配拠点では、市が施設を管理者と協力して仕分け・管理を行う。人手が足りない場合にはボランティアを要請する。

(5) 燃料の供給

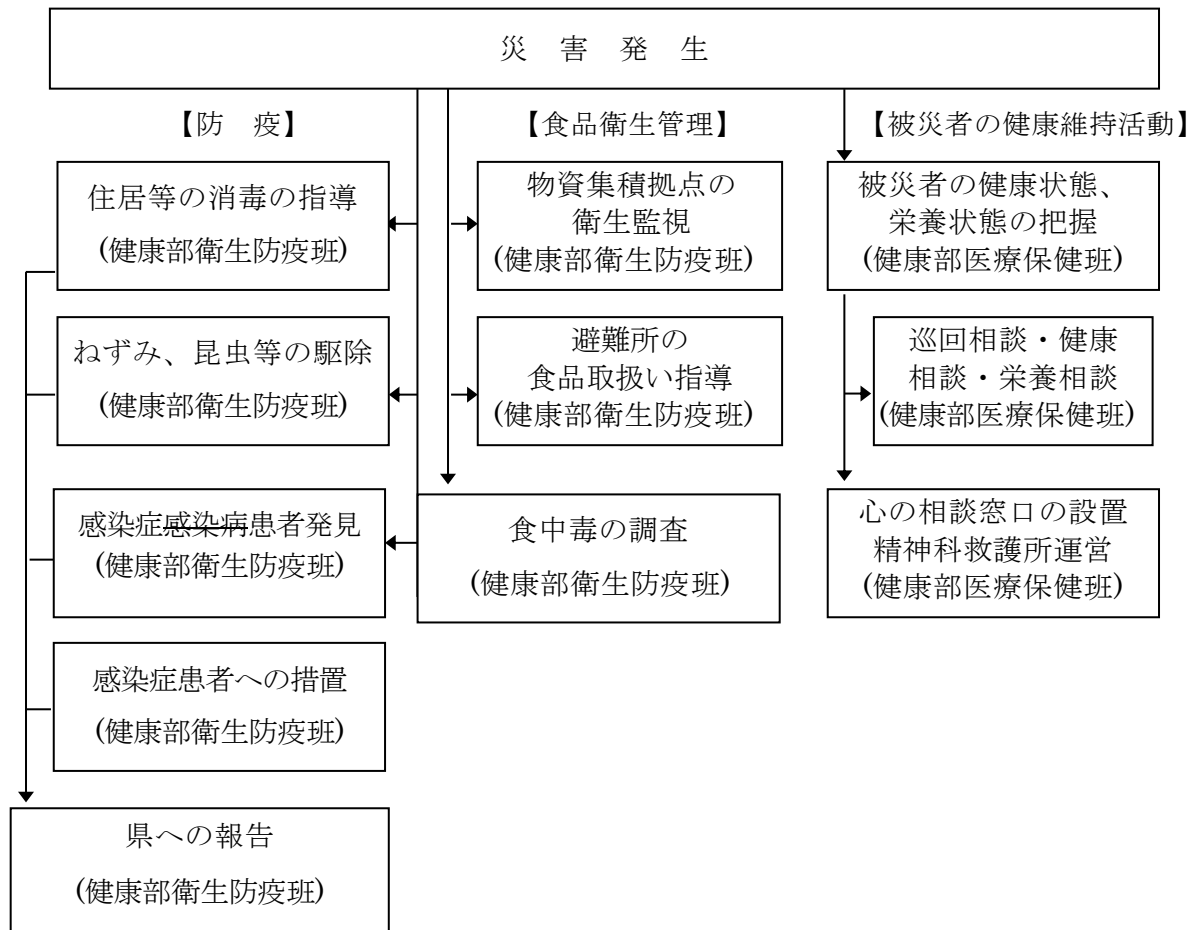
市は、燃料の供給が不足した場合、市民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について、優先的に燃料の供給を行うよう群馬県石油協同組合へ要請する。

関係課は、業務に関係する市民の安全を確保するために特に重要な施設等の燃料不足の状況についての情報を取りまとめ、総務部契約班へ報告する。

第5節 防疫、保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

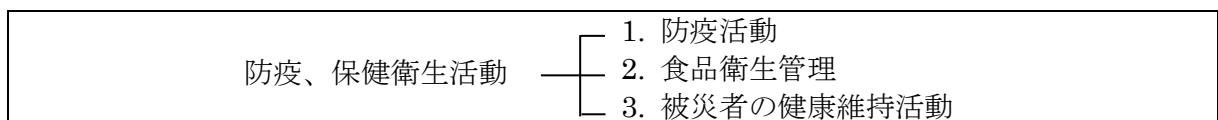
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	健康部（衛生防疫班）
関係機関	県

《対策の体系》



1. 防疫活動

感染症法及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、県と緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、防疫活動を実施する。

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

《実施担当機関》

市担当部	健康部（衛生防疫班）
関係機関	県

《対策の展開》

(1) 防疫活動の実施

健康部衛生防疫班は、次の防疫活動を実施する。

市単独で防疫活動を十分に実施することが困難な場合は、県に協力を要請する。

- ① 消毒措置の実施（感染症法第27条）
- ② ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
- ③ 避難所等の衛生保持
- ④ 必要に応じた予防接種の実施（予防接種法第6条）
- ⑤ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
- ⑥ 患者等に対しての二次感染防止等の保健指導

(2) 資機材等の確保

健康部衛生防疫班は、薬剤師会、流通業者等から防疫活動に必要な薬品、資機材を調達、確保する。

(3) 感染症発生の予防

健康部衛生防疫班や避難所担当職員は、被災者への防疫指導、定期的な体調管理や受付時の検温等によって、感染者の早期把握に努めるほか、適切な避難スペースの確保や拡充を図り、避難所における適切な集団感染予防対策を講ずる。また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

(4) 感染者患者への措置

健康部衛生防疫班は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、必要に応じて屋内用パーテーション等を活用し、速やかな隔離に努めるとともに、県に報告し、患者の輸送を要請する。また、消毒等の措置、健康診断の実施を要請する。

■感染症

一類感染症：ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱
二類感染症：ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、中東呼吸器症候群(MERS)
三類感染症：腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、コレラ、細菌性赤痢

2. 食品衛生管理

健康部衛生防疫班は、衛生上の徹底を推進する。

《実施担当機関》

市担当部	健康部（衛生防疫班）
関係機関	県

《対策の展開》

(1) 食中毒の予防

健康部衛生防疫班は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する飲料水や食

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

料について、良好な衛生状態の保持に努め、問題があるときには改善を指導する。

(2) 食中毒発生時の対応方法

健康部衛生防疫班は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

3. 被災者の健康維持活動

県と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動に努める。

《実施担当機関》

市担当部	健康部（医療保健班）
関係機関	県

《対策の体系》

被災者の健康維持活動	— [(1) 専門医療が必要な人への対応 (2) 健康相談等

《対策の展開》

(1) 専門医療が必要な人への対応

健康部医療保健班は、災害時における人工透析、精神科医療等の継続的な治療を要する被災者の治療継続対策を実施する。

(2) 健康相談等

健康部医療保健班は、保健チームを編成し、災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

① 巡回健康相談

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談、健康教育及び管理栄養士等による栄養相談、栄養指導等を実施する。なお、保健師、管理栄養士等が不足する場合は、県及び国に応援を要請する。

② 医療情報等の提供

被災者等に対して、パンフレット等を活用し、健康や心のケアに関する情報を提供するとともに、エコノミークラス症候群等の避難生活等に起因する疾病に関する知識や予防措置を広報し、その発症を未然に防止する。

また、心の相談窓口を設置し、被災者のメンタルケアを実施する。

③ 要配慮者等への指導

経過観察中の在宅療養者や要配慮者の健康や栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

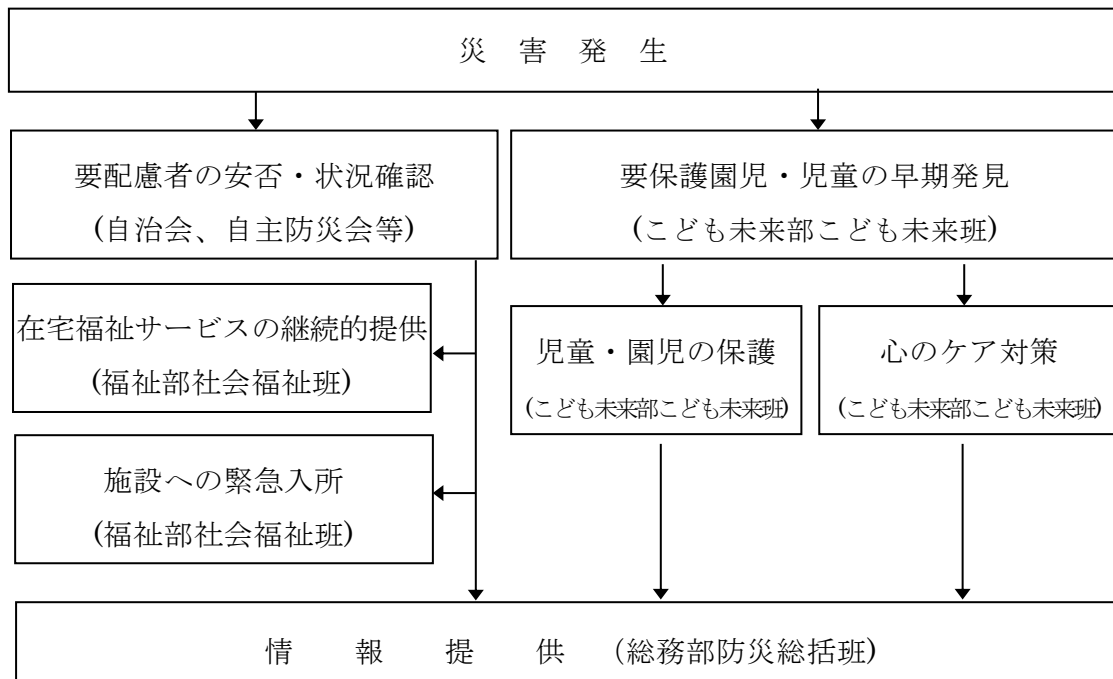
④ 医療情報等の提供

避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行う。

第6節 要配慮者への対応

被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び支援計画（個別避難計画）を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

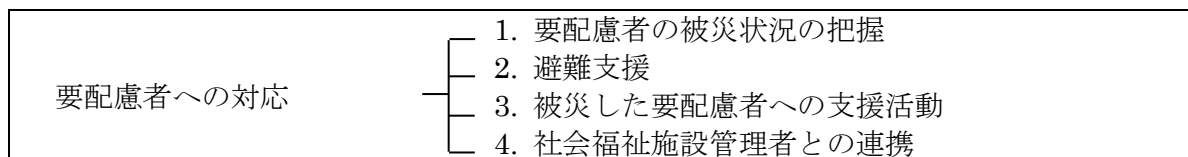
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	福祉部（社会福祉班）、こども未来部（こども未来班）、総務部（防災総括班）
関係機関	自治会（自主防災会等）、民生委員・児童委員、地域住民、前橋市社会福祉協議会、ボランティア

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 要配慮者の被災状況の把握

(1) 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握

自治会（自主防災会等）は、民生委員・児童委員、地域住民、前橋市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得ながら、速やかに在宅高齢者、障害者等要配慮者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、こども未来部こども未来班は、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

(2) 福祉ニーズの把握

福祉部社会福祉班は、被災した高齢者、障害者等要配慮者の福祉ニーズの把握に努める。

2. 避難支援

介助が必要な要配慮者の避難は、原則として自主防災組織等の地域住民が支援して安全な避難場所まで避難する。

3. 被災した要配慮者への支援活動

(1) 情報提供

福祉部社会福祉班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者等要配慮者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等において、手話通訳者や外国語通訳者の派遣、自主防災組織等による伝達等により、情報を随時提供する。

(2) 巡回による在宅福祉サービスの継続的提供

① 福祉部社会福祉班は、被災した高齢者、障害者等要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、ホームヘルパー、保健師の巡回を行い、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

② こども未来部こども未来班は、被災した園児・児童やその家族及び要配慮者の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

(3) 生活支援物資の供給

福祉部社会福祉班は、社会福祉施設等の被災状況を把握し、施設入所者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。

(4) 要配慮者の施設への緊急入所

福祉部社会福祉班は、居宅、避難所等では生活ができない高齢者、障害者等要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への緊急入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

(5) 福祉避難所の設置

福祉部社会福祉班は、社会福祉施設等を福祉避難所として開設し、要配慮者を収容する。

4. 社会福祉施設管理者との連携

(1) 避難及び生活支援

社会福祉施設の管理者は、入所者の安否を確認し、入所者の救助及び避難誘導を実施する。避難誘導に必要な人員が不足する場合は、市及び地域の自主防災会等に要請する。

また、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、市に協力を要請する

(2) 他の社会福祉施設への緊急入所等

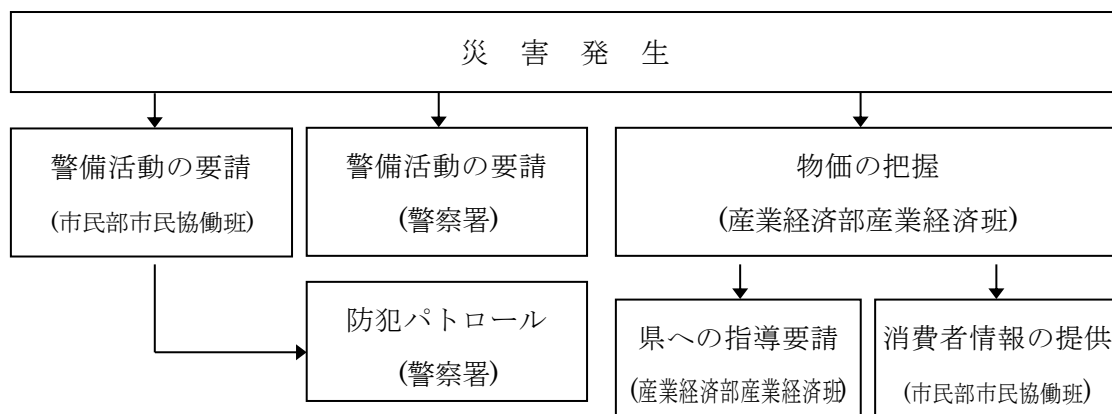
社会福祉施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し保護を要請する。

社会福祉施設の管理者は、適当な入所先が確保できないときは、県又は市に対し、入所先のあっせんを要請する。福祉部社会福祉班は、要請を受けた場合には、県と協力してあっせんに努める。

第7節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

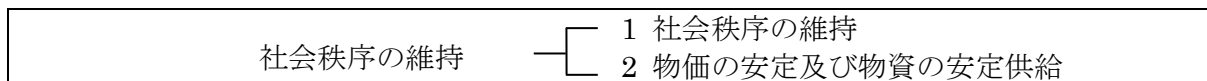
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	産業経済部（産業経済班）、市民部（市民協働班）
関係機関	県、警察署（前橋警察署、前橋東警察署）、自主防災組織、 商工団体（前橋商工会議所、前橋東部商工会、富士見商工会）

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 社会秩序の維持

公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動が実施されるよう警察署に要請する。

(1) パトロール等の実施

前橋警察署及び前橋東警察署は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、前橋警察署及び前橋東警察署が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

総務部防災総括班は、前橋警察署及び前橋東警察署と連携して避難所、被災地等のパトロール等を実施する。

(2) 犯罪の取締り

前橋警察署及び前橋東警察署は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

(3) 安全確保に関する情報交換等

前橋警察署及び前橋東警察署及び市民部市民協働班は、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談については、親身に対応し、住

民等の不安の軽減に努める。

2. 物価の安定及び物資の安定供給

物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、県と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

(1) 需給状況の監視及び指導

県は、食料・飲料水、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行い、産業経済部産業経済班はこれに協力する。

(2) 安定供給の要請

県は、必要に応じ、スーパーマーケット協会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、生活必需品等の安定供給を要請する。

産業経済部産業経済班は、県に協力して前橋商工会議所等に要請を行う。

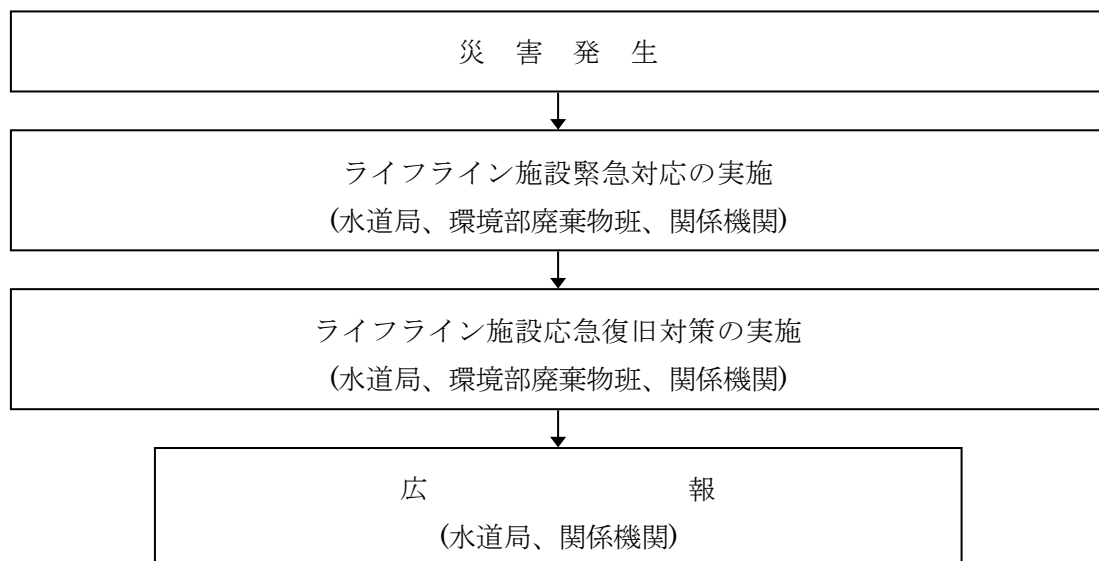
(3) 消費者の保護

県は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、住民に注意を呼びかけるとともに、前橋警察署、前橋東警察署と連携して取締りに努める。また、市民部市民協働班は県に協力して広報活動等を行う。

第8節 ライフライン施設の応急復旧

被害を受けたライフライン施設について速やかに応急復旧を進め、応急供給を実施する。また、必要に応じて、現地のライフライン事業者と実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を行うものとする。なお、水害・土砂災害等に備えた二次災害防止策の実施に努める。

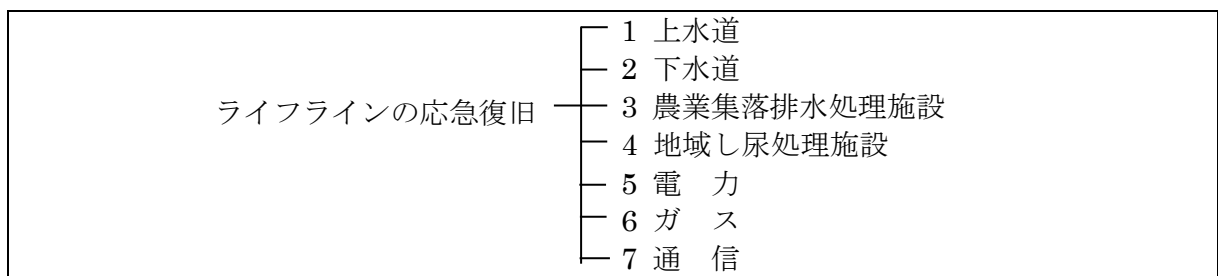
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	水道局（水道総務班・上水道班・下水道班・農業集落排水班）、環境部（廃棄物班）
関係機関	県、水道関係業界、自衛隊、東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社、東京ガス株式会社群馬支社、東日本電信電話株式会社

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 上水道

水道局上水道班は、被災した水道施設について、速やかに応急復旧を行う。

(1) 応急復旧の実施

① 資機材等の確保及び水道関係機関への応援要請

水道局上水道班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請する。

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

② 重要施設の優先復旧

水道局上水道班は、上水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

ア 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

③ 応急復旧

水道局上水道班は、断水区域を最小限にするよう配水調整を実施しながら応急復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

(2) 代替設備の活用

水道局上水道班は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施する。

(3) 広報

水道局水道総務班は、未来創造部広報班に上水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、水道局上水道班は、市民に対して応急復旧の進捗状況について情報提供に努める。

2. 下水道

水道局下水道班は、被災した下水道管渠、下水終末処理施設等の下水道施設について、速やかに応急復旧を行う。

(1) 応急復旧の実施

① 資機材等の確保及び関係機関への応援要請

水道局下水道班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。要員や資機材が不足する場合は、県及び関係機関に応援を要請する。

② 応急復旧

水道局下水道班は、下水道施設の被害状況を迅速に調査し、応急復旧を実施するとともに汚水、雨水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

(2) 広報

水道局水道総務班は、未来創造部広報班に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、水道局下水道班は、市民に対しての広報活動に努める。

3. 農業集落排水処理施設

農業集落排水班は、被災した農業集落排水処理施設について、速やかに応急復旧を行う。

(1) 応急復旧の実施

① 資機材等の確保及び関係機関への応援要請

農業集落排水班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

要員や資機材が不足する場合は、県及び関係機関に応援を要請する。

② 応急復旧

農業集落排水班は、農業集落排水処理施設の被害状況を迅速に調査し、応急復旧を実施するとともに、汚水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

(2) 広報

水道局水道総務班は、未来創造部広報班に農業集落排水処理施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、農業集落排水班は、市民に対しての広報活動に努める。

4. 地域し尿処理施設

環境部廃棄物班は、被災した地域し尿処理施設について、速やかに応急復旧を行う。

(1) 応急復旧の実施

① 資機材等の確保及び関係機関への応援要請

環境部廃棄物班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

要員や資機材が不足する場合は、県及び関係機関に応援を要請する。

② 応急復旧

環境部廃棄物班は、地域し尿処理施設の被害状況を迅速に調査し、応急復旧を実施するとともに、汚水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

(2) 広報

環境部廃棄物班は、未来創造部広報班にし尿処理施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、環境部廃棄物班は、市民に対しての広報活動に努める。

5. 電力

電気事業者及び県は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

(1) 活動体制

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害によって機能が停止又は低下した電力供給施設の早期復旧のため、対策組織を設置し、応急復旧対策を実施する。

(2) 応急復旧の実施

① 資機材等の確保及び電力関係機関への応援要請

東京電力パワーグリッド株式会社及び県は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請する。

② 重要施設の優先復旧

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

ア 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

③ 応急復旧

東京電力パワーグリッド株式会社は、電力供給施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧にあたる。

(3) 代替設備の活用

東京電力パワーグリッド株式会社及び県は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施するものとする。

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

(4) 送電再開時の安全確認

東京電力パワーグリッド株式会社は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

(5) 広報活動

東京電力パワーグリッド株式会社は、市災害対策本部に電力供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても停電状況、復旧状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等についての広報活動に努める。

東京電力パワーグリッド株式会社の連絡先

名称	電話番号
東京電力パワーグリッド カスタマーセンター	0120-995-007

6. ガス

東京ガス株式会社群馬支社は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

(1) 活動体制

災害が発生した場合、東京ガス株式会社群馬支社は社で定める対策組織を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

(2) 応急復旧の実施

① 資機材等の確保及びガス関係機関への応援要請

東京ガス株式会社群馬支社は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請する。

② 重要施設の優先復旧

東京ガス株式会社群馬支社は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

ア 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

③ 応急復旧

東京ガス株式会社群馬支社は、ガス供給施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。

(3) 代替設備の活用

東京ガス株式会社群馬支社は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。

(4) 供給再開時の安全確認

東京ガス株式会社群馬支社は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

(5) 広報

東京ガス株式会社群馬支社は、市災害対策本部にガス供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

また、市民に対してもガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、広報活動に努める。

東京ガス株式会社群馬支社の連絡先

名称	所在地	電話番号
群馬支社設備部	高崎市東町 1 3 4 - 6	027-323-3843

7. 通信

東日本電信電話株式会社は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行う。

(1) 活動体制

東日本電信電話株式会社は、社で定める対策組織を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

(2) 応急復旧の実施対策

① 資機材等の確保及び電気通信関係機関への応援要請

東日本電信電話株式会社は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請する。

② 重要施設の優先復旧

東日本電信電話株式会社は、電気通信施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

ア 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

③ 応急復旧

東日本電信電話株式会社は、電気通信設備の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。

(3) 代替設備・代替サービスの提供

東日本電信電話株式会社は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

① 避難所等への特設公衆電話の設置

② 避難所又は防災拠点等への携帯電話、または衛星携帯電話の貸出し

③ 「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板（web171）」の提供

(4) 広報

東日本電信電話株式会社は、市災害対策本部に通信施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても電気通信の途絶・輻そうの状況、復旧の見通し等について広報活動に努める。

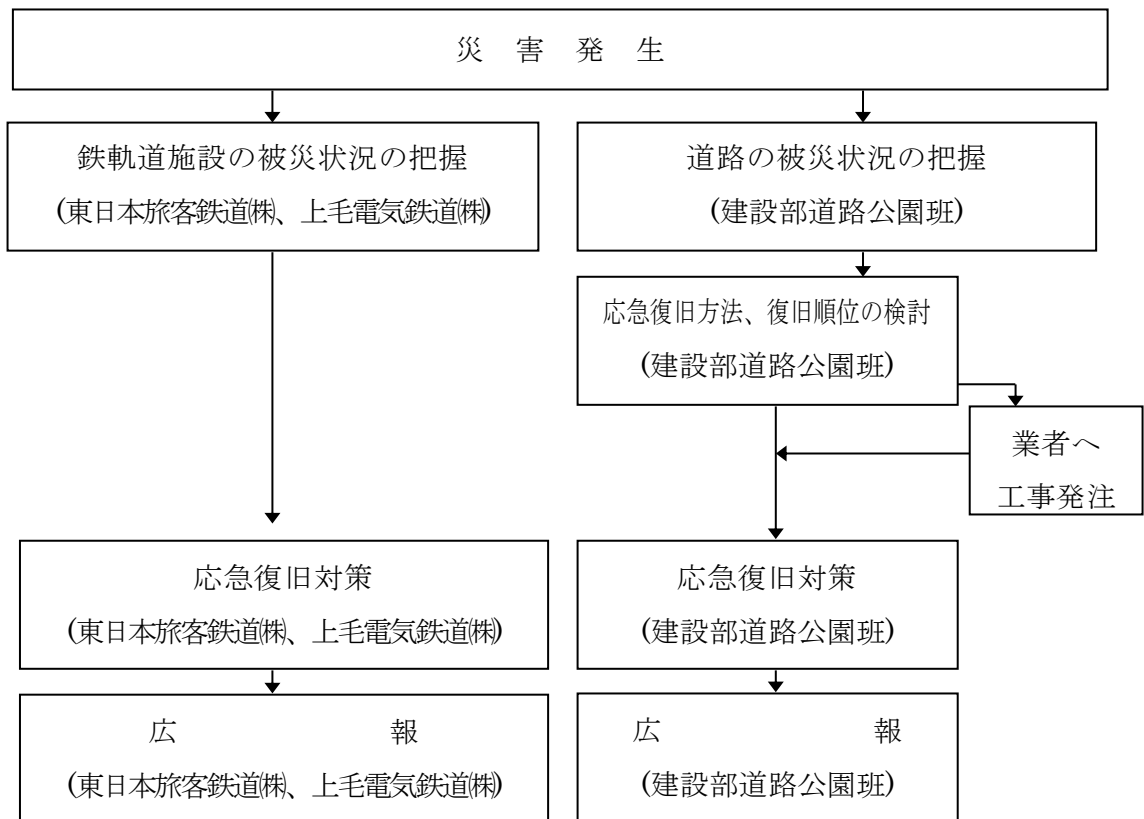
東日本電信電話株式会社の連絡先

名称	所在地	電話番号
群馬支店 災害対策室	高崎市高松町 3 番地	027-325-7999

第9節 交通の機能確保

鉄軌道及び道路の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	建設部（道路公園班）
関係機関	東日本旅客鉄道株式会社、上毛電気鉄道株式会社、県、警察署、 関東地方整備局、東日本高速道路株式会社

《対策の体系》

交通の機能確保	1 鉄軌道施設の応急復旧 2 道路の応急復旧等

《対策の展開》

1. 鉄軌道施設の応急復旧

(1) 活動体制

東日本旅客鉄道株式会社及び上毛電気鉄道株式会社は、災害が発生した場合、被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

東日本旅客鉄道株式会社及び上毛電気鉄道株式会社は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、段階的な復旧を行う。

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

(3) 広報

東日本旅客鉄道株式会社及び上毛電気鉄道株式会社は、市災害対策本部に各鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

2. 道路の応急復旧等

(1) 活動体制

道路管理者は、被災した道路について、優先順位の高い道路から順に道路機能の早期復旧を図る。

(2) 応急復旧対策

① 道路・橋梁等の被災状況把握及び応急復旧の検討

建設部道路公園班は、被災状況の把握を行い、道路・橋梁等の応急復旧方法を検討する。

② 応急復旧工事

建設部道路公園班は、復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を関係業者等の協力によって実施する。

③ 道路上の障害物の除去及び処理

建設部道路公園班は環境部廃棄物班と協力のうえ、緊急車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

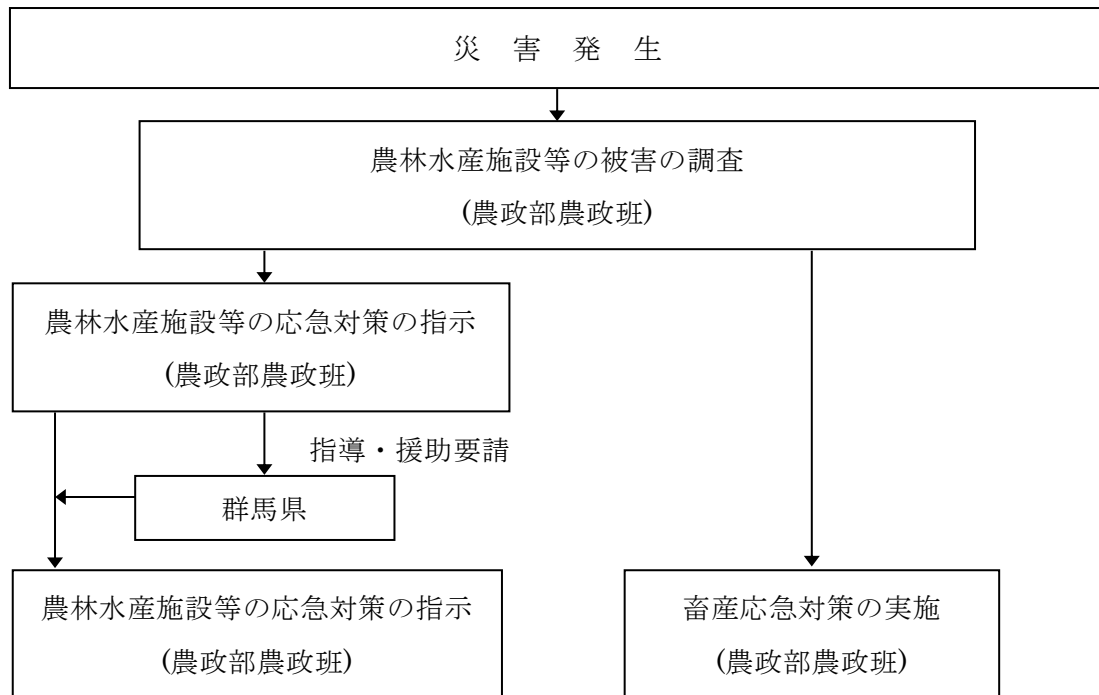
④ 緊急輸送道路・交通規制対象路線の情報収集

建設部道路公園班及び総務部防災総括班、並びに県、関東地方整備局、警察署及び東日本高速道路株式会社は、災害時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換を行う。

第10節 農林水産業関係活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、農林水産物並びに農林水産施設の被害の発生を防ぎ、又は被害の拡大を防止することを目的とする。

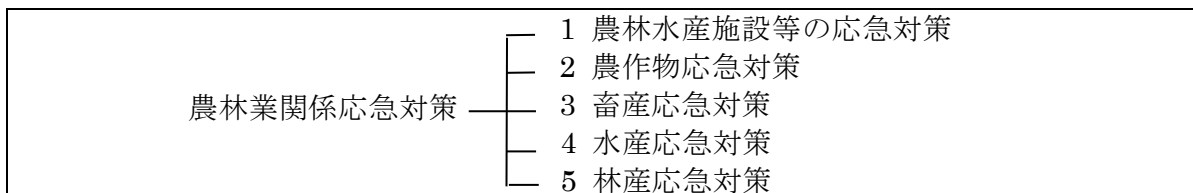
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	農政部（農政班）
関係機関	県

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 農林水産施設等の応急対策

(1) 公共施設の応急対策

農道、堤防、用排水路、溜池、頭首工、揚排水機、林道、治山施設、畜産施設等が被災した場合、被害の調査を早急に実施する。また、これらの施設に被害のおそれがある場合は、その箇所への補強工事を至急実施するよう指導する。

(2) 共同利用施設の応急対策

作業場、倉庫、集荷場等が被災したときは、被害の調査を早急に実施し、必要な補強工事等を至急実施するよう指導する。

2. 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

被害を最小限に食い止めるため、農政部農政班は、農家に対し、災害対策技術の指導を行うものとし、必要に応じ、県に指導、援助を要請する。

(2) 種子もみ、園芸種子及び改植用苗の確保のあっせん

農政部農政班は、必要に応じて、県に対して、災害対策用種子もみ、園芸種子及び改植用苗のあっせんで依頼し確保を図る。

(3) 病虫害の防除

農政部農政班は、県その他関係機関と協力して、被災した農作物の各種病虫害の防除指導を行う。

3. 畜産応急対策

市は、県と協力して、家畜感染症の予防とまん延の防止に留意し、家畜損耗の未然防止に努める。

(1) 家畜の避難

県及び農政部農政班は、二次災害等の危険性がある場合等必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかける。

県は、必要に応じ家畜の移動に必要な車両の確保に努める。

(2) 家畜の防疫及び診療

県は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、市、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済事務局、獣医師会又は飼養者と協力して、薬品の確保、防疫指導等を行う。

家畜の伝染性疾病が発生した場合、県は死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分を行う。

(3) 環境汚染の防止

降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、農政部農政班は、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導する。

(4) 飼料の確保

県は、必要に応じ、飼料の確保を図る。

4. 水産応急対策

県は、必要に応じ、被災養殖業者に対し飼育又は防疫対策等の技術指導を行う。また、被災養殖業者から要請があったときは、関係団体の協力を得て、飼料等のあっせん等を行う。

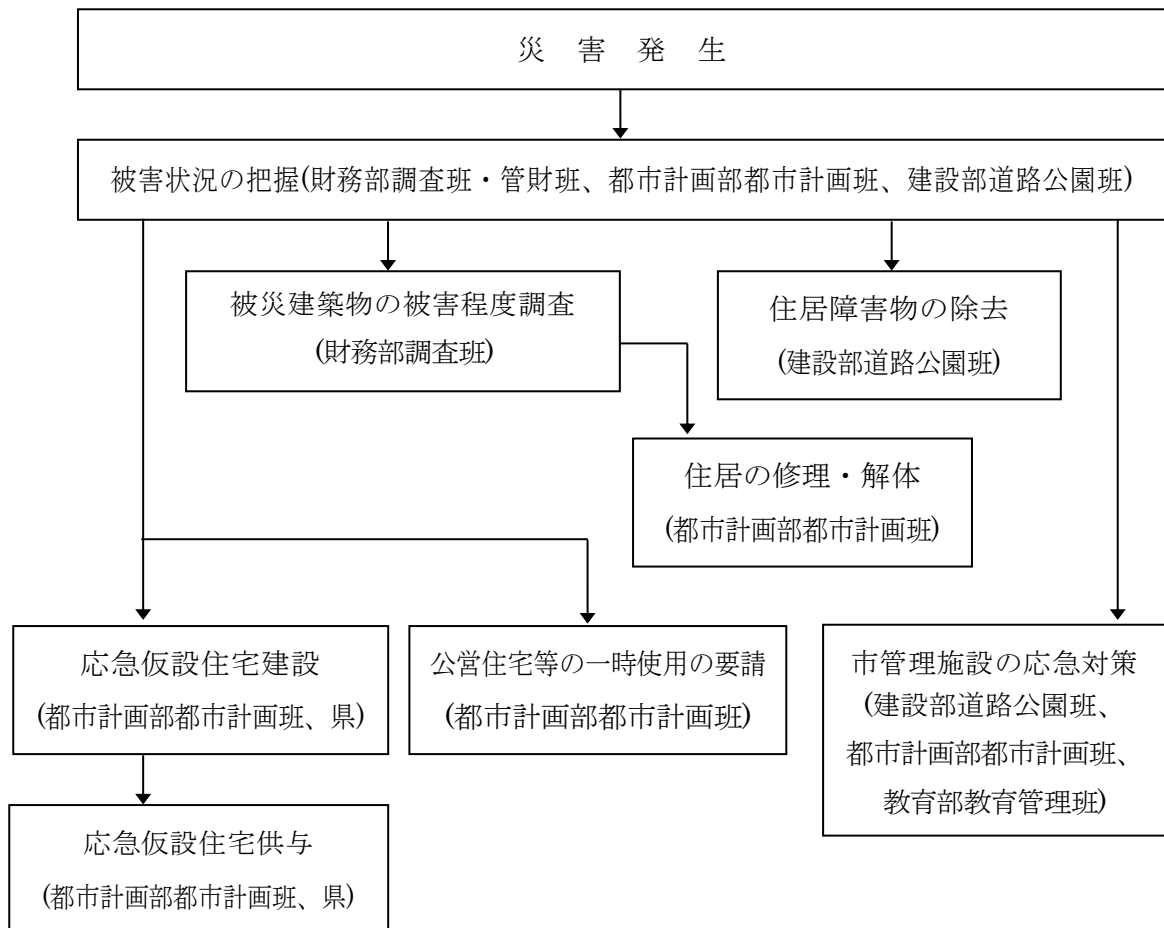
5. 林産応急対策

県は、河川等への木材の流出を防ぐため、必要に応じ、木材の所有者又は管理者に対し、安全な場所への移送、流出防止等の措置を講ずるよう指導する。

第11節 建築物・住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。

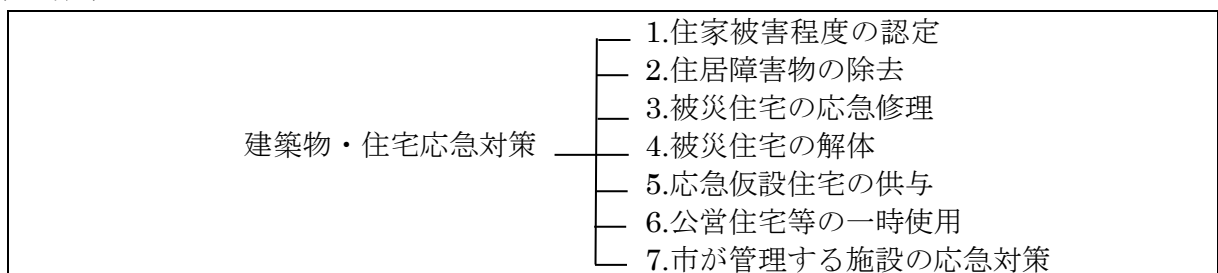
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	建設部（道路公園班）、都市計画部（都市計画班）、財務部（管財班、調査班）、教育部（教育管理班）
関係機関	県

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 住家被害程度の認定

住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、各種の被災者援護対策の基礎となるた

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

め、適正な判定を実施する。

(1) 住家被害程度の認定の実施及び調査方法

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成21年6月内閣府）」の定めによる。

(2) 住家被害程度の認定基準

全壊、半壊等の認定基準は、次のとおりである。

【災害の被害の認定基準】

被害の種類	認 定 基 準
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (解釈)必ずしも一棟の建物に限らない。たとえば炊事場、浴場または便所が別棟であったり、離座敷が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して一棟とする。なお、社会通念上住家とし称せられる程度のものであることを要しない。したがって学校、病院等の施設の一部に住込んで居住しているのはもちろん、一般の非住家として取り扱われている土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家とみなす。
非住家被害	住家以外の建物で、全壊または半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (解釈)社会通念上住家と称せられるものであっても、現実に人が居住していない場合は非住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 うち、損壊部分が延床面積の50%以上70%未満のもの及び損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」と判定する。
一部損壊	半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官通知に、平成22年9月3日付府政防第608号内閣府政策統括官通知を追加）

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

2. 住居障害物の除去

市に災害救助法が適用された場合、災害より日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に堆積した土砂、立木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。

(1) 障害物除去の対象者

市は、相談窓口にて障害物除去の申し込みを受付ける。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

- ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にある場合
- ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれている場合
- ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない場合
- ④ 住家が半壊又は床上浸水した場合
- ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けた場合

(2) 除去作業

- ① 建設部道路公園班は、関係業者等の協力のもとに除去作業を実施する。
- ② 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

(3) 応援要請

関係業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、事務局受援班を通じ県へ要請する。

3. 被災住宅の応急修理

市に災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

(1) 応急修理の対象者

市は、相談窓口にて住宅の応急修理の申し込みを受付ける。住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である

- ① 住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活ができない者。
- ② 自らの資力をもってしては応急修理ができない者。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

(3) 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

4. 被災住宅の解体

家屋の解体は、生活再建支援資金等により家屋の所有者が、解体、撤去、処理場までの運搬を行うものとする。

市は、市役所・支所・市民サービスセンター等に受付窓口を設置して、処理の申込み受け付け、解体施工業者の紹介等の支援を行う。

5. 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与は、災害救助法が適用されたときは知事が行い、知事から委任されたとき

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。

(1) 入居対象者

災害により被災し、自らも資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当するもの、または被災市街地復興特別措置法第5条の規定によって被災市街地復興推進地域内に住宅を復興しようとするものとする。

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- ② 居住する住家がない者であること。
- ③ 次に掲げる者で、自らの資力では住家を建築することができない者。

ア 生活保護法の被保護者及び要保護者

イ 特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等

ウ 上記に準ずる被災者

(2) 建設場所の確保

仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性、地域性を考慮して、公有地を優先して選定する。

(3) 仮設住宅の建設

県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、原則として市の工事指名登録業者の中から緊急に請負契約し建設する。建設する住宅数は、被災状況を勘案して過不足ないよう留意する。

なお、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮するなど、要配慮者の居住にも配慮した構造の住宅の建設に努める。

(4) 入居者の選定

入居者の選定にあたり、福祉部社会福祉班、民生委員等による選考委員会を設置して決定する。選定に際しては、これまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、要配慮者の優先的入居に配慮する。

(5) その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置する。集会所の設置に支出できる規模、費用は、厚生労働省と協議して個別に定める。

(6) 維持管理

市は、市営住宅に準じて応急仮設住宅の維持管理を行う。

6. 公営住宅等の一時使用

都市計画部都市計画班は、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

7. 市が管理する施設の応急対策

市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検、調査を迅速かつ的確に行い、応急措置を講じる。

(1) 応急措置が可能なもの

- ① 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。

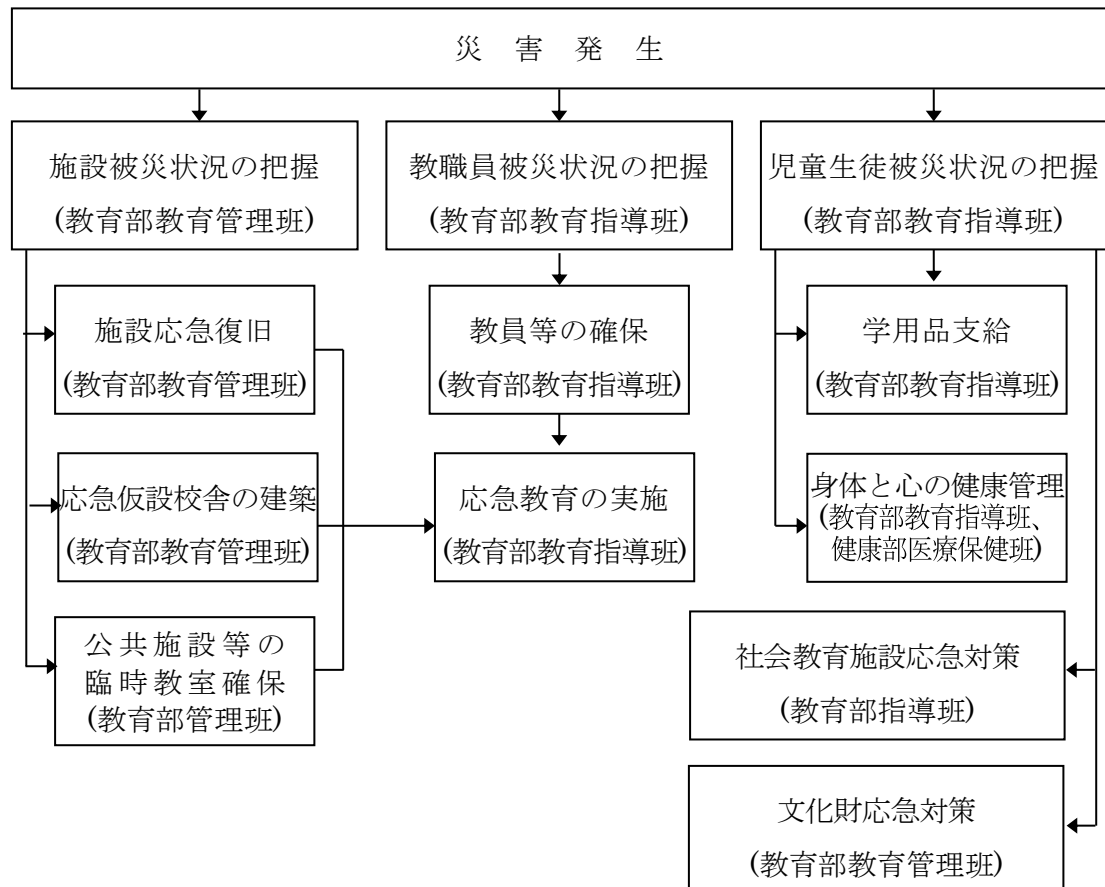
【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

- ② 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
 - ③ 水道・電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、関係機関と連絡を取り、実施する。
- (2) 応急措置の不可能なもの
- ① 被害の防止措置を重点的に講じる。
 - ② 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

第12節 応急教育等

学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

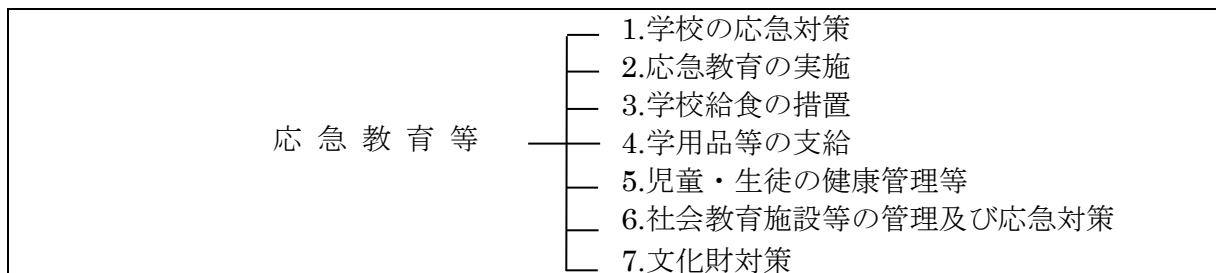
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	教育部（教育管理班、教育指導班）、健康部（医療保健班）
関係機関	県、施設管理者

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 学校の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など必要な措置をとる。

- (1) 災害による被害の軽易な復旧は、その施設の長に委任する。

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

- (2) 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。
- (3) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎の建設に努める。
- (4) 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
 - ① 隣接校等との協議、調整を行い、教室を確保する。
 - ② 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。
- (5) 学校が避難場所となった場合、避難生活が長期化する場合においては、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、災害対策本部と必要な協議を行う。

2. 応急教育の実施

(1) 応急教育の区分

教育部教育指導班は、災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって関係機関等と協議の上、応急教育を実施する。

- ① 臨時休校
- ② 短縮授業
- ③ 二部授業
- ④ 分散授業
- ⑤ 複式授業
- ⑥ 上記の併用授業

3. 学校給食の措置

教育部教育管理班は、災害を受けるおそれが解消した場合は、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- (1) 避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- (2) 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合
- (3) 感染症の発生が予想される場合
- (4) 給食物資が入手困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

4. 学用品等の給与

教材、学用品等の調達及び配給は、市教育委員会並びに小中学校の協力を得て、市長が実施するものとする。

- ①教科書 ②文房具 ③通学用品

災害救助法による学用品の給与は、同法及びその運用方針によるがその概要は次のとおりであ

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

る。

(1) 学用品の給与を受ける者

- ① 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
- ② 小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部及び中学部生徒を含む。）に限る。
- ③ 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

(2) 学用品給与の方法

- ① 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- ② 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を作成する。
- ③ 実施に必要なものに限り支給する。
- ④ 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

(3) 学用品の品目

- ① 教科書及び教材
- ② 文房具
ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等
- ③ 通学用品
運動靴、傘、カバン、長靴等

(4) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則による。

(5) 学用品の給与開始時期

教科書（教材を含む。）については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

(6) 救助法が適用されない場合等の措置

救助法が適用されない災害又は救助法適用災害で住家の被害が前記(1)①に達しない場合において、学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対しては、必要に応じ原則として学用品をあっせんするものとする。

なお、この場合における費用は、原則として本人負担とするものとする。

5. 児童・生徒の健康管理等

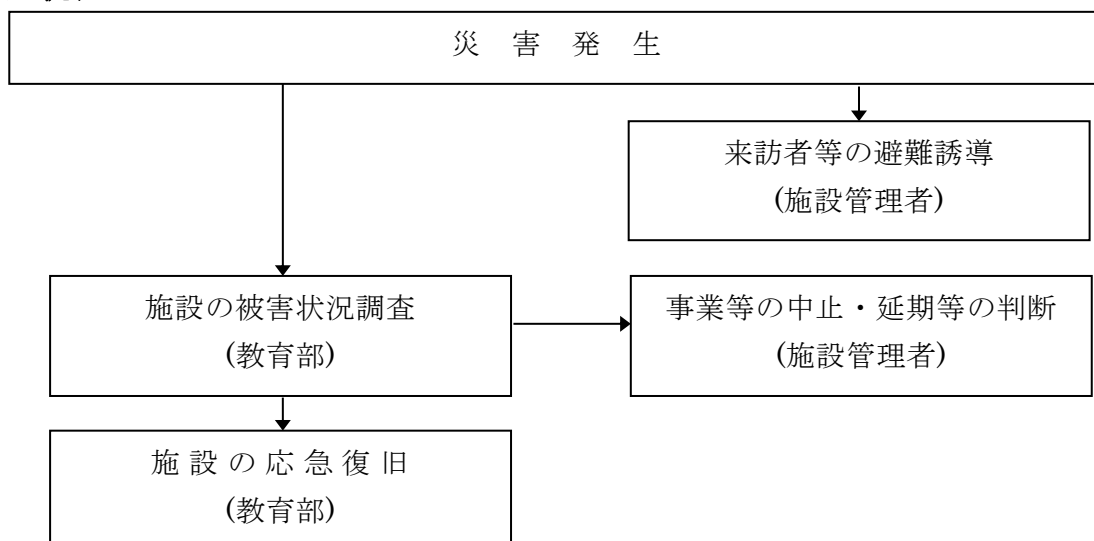
教育部教育指導班は、被災した児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、県教育委員会、健康部医療保健班、教育相談施設等と連携して健康診断、カウンセリング、電話相談を実施する。

6. 社会教育施設等の管理及び応急対策

社会教育施設等の管理者は、人命の安全確保と施設の管理に努める。

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

《応急対策の流れ》

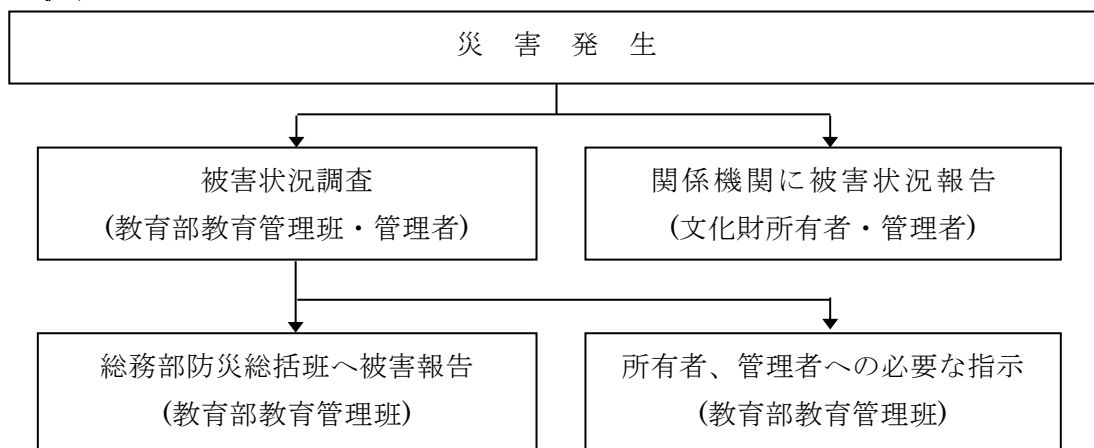


- (1) 施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。
- (2) 施設利用者の来館時においては、消防計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。
- (3) 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急 to 実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

7. 文化財対策

教育部教育管理班は、文化財の所有者、管理者に協力して文化財の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。

《応急対策の流れ》



- (1) 文化財収蔵施設の安全性の点検
文化財の管理者は、災害が発生したときは、文化財収蔵施設の損壊状況を確認し、当該施設の安全性を点検するものとする。
また、災害危険区域における文化財の管理者は、収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。
- (2) 文化財の安全の確保

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

教育部教育管理班及び文化財の管理者は、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定、火気の使用停止等の措置を講ずるものとする。

(3) 利用者・観覧者及び文化財の被災状況の把握

文化財の管理者は、利用者・観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育部教育管理班に連絡するものとする。

(4) 応急修復

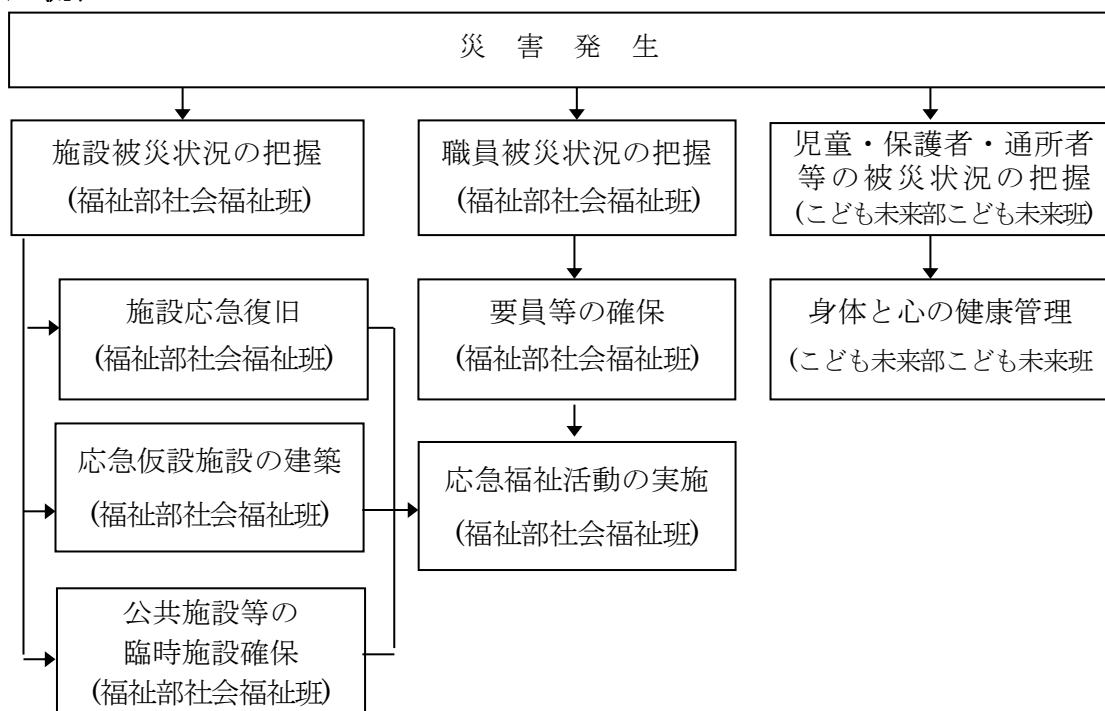
ア 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。

イ 教育部教育管理班及び県は、アの応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力する。

第13節 応急福祉活動

社会福祉施設における福祉活動を継続して実施するため、活動場所、必要物資、要員等を早期に確保し、福祉活動継続の措置をとる。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	福祉部（社会福祉班）、こども未来部（こども未来班）
関係機関	社会福祉施設管理者

《対策の体系》

応急福祉活動	1 社会福祉施設の応急対策 2 応急保育の実施

《対策の展開》

1. 社会福祉施設の応急対策

速やかに平常の福祉活動が実施できるよう、被災状況の把握、施設設備の応急復旧及び代替建物の確保など必要な措置をとる。

- (1) 社会福祉施設の管理者は、入所者、通所者、利用者、職員の安否及び所在を確認し、福祉部社会福祉班に報告する。
- (2) 災害による被害の軽易な復旧は、その施設の管理者に委任する。
- (3) 福祉活動又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の必要設備を設置する。
- (4) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設施設を建設する。
- (5) 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、福祉施設以外の公共建築物のほか、協力の

得られる適当な民間施設を利用する。

2. 応急保育の実施

(1) 応急保育の区分

こども未来部こども未来班は、災害によって施設が損傷し、通常の保育が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、保育士・児童及びその家族の被災程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急保育を実施する。

- ① 臨時休所
- ② 短縮保育
- ③ 二部保育
- ④ 分散保育
- ⑤ 上記の併用保育

(2) 保育士等の確保

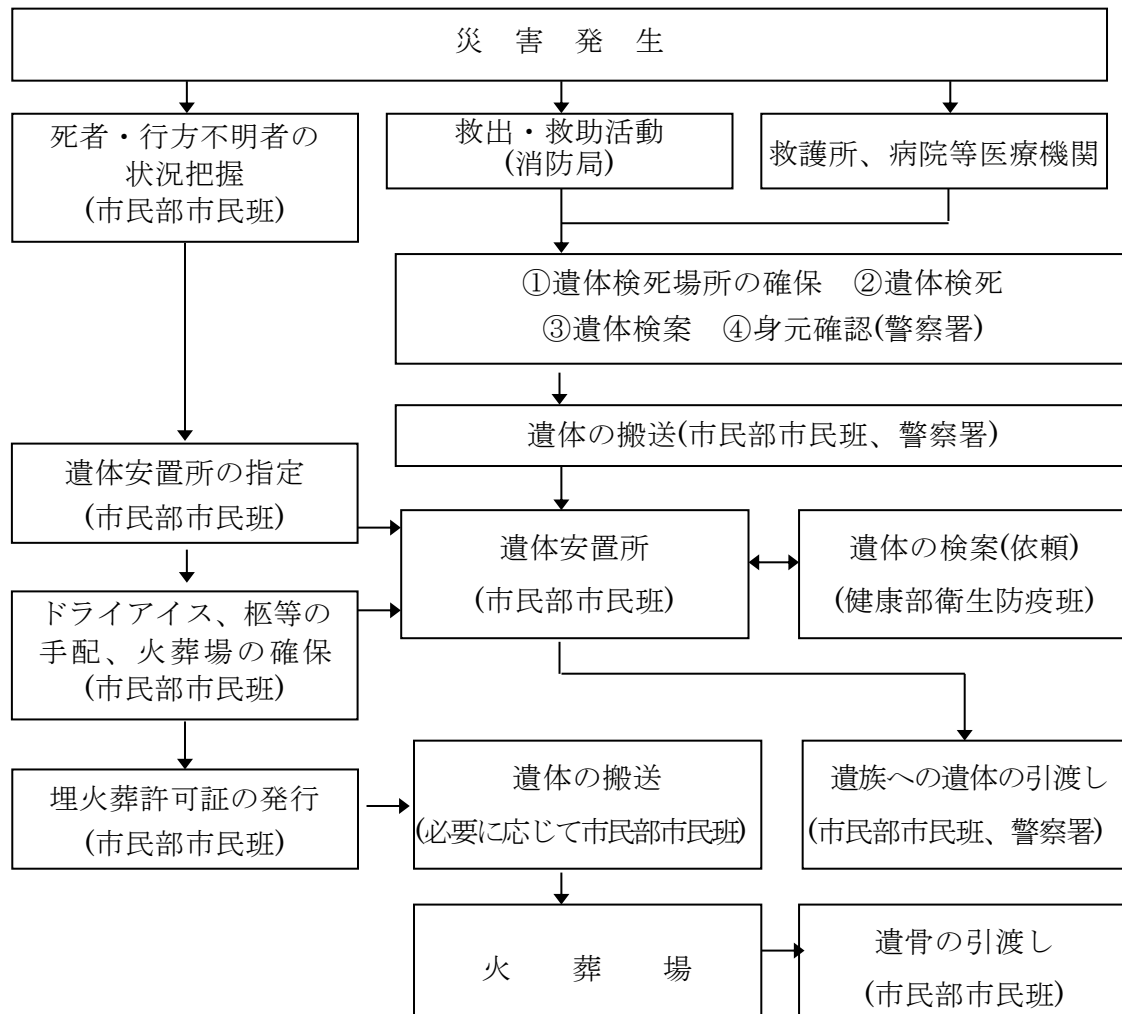
こども未来部こども未来班は、保育士の被災等によって通常の保育が実施できない場合は、次の方法をもって保育士の確保の応急措置を講じる。

- ① 各保育所で、保育士の出勤状況に応じて一時的な保育士組織を編成する。
- ② 交通事情等によって勤務場所に出勤できない保育士は、出勤可能な市立保育所へ赴き保育する。

第14節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

関係機関と連携のうえ、遺体の収容・処理及び埋火葬について、必要な措置を講じる。ただし、災害救助法を適用したときの遺体の処理については知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市が行う。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	市民部（市民班）、健康部（医療防疫班）、消防局
関係機関	警察署、自衛隊

《対策の体系》

遺体の収容・処理及び埋火葬	1 行方不明者の捜索 2 遺体の収容 3 遺体の処置、身元確認及び遺族へ引渡し 4 遺体の埋火葬

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

《対策の展開》

1. 行方不明者の搜索

- (1) 行方不明者の搜索は、災害の規模等の状況を勘案して、市は、警察署、自衛隊、地域住民の協力等を得て実施する。
また、市民部市民班は、相談窓口（市役所、支所、市民サービスセンター）で問い合わせ等に対応し、避難所・被災現場等の情報を元に行方不明者名簿を作成する。
- (2) 行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長（市長）の指示によって継続して実施する。
- (3) 災害業務関係者が救出作業、又は行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続きをとる。
- (4) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者などの住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

2. 遺体の収容

- (1) 遺体を発見した場合の措置
 - ① 遺体を発見した場合、発見者は速やかに警察署に連絡する。
 - ② 警察署は、遺体検視その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は市民部市民班）に引き渡す。
- (2) 遺体の収容
 - ① 遺体安置所
遺体の安置所は、市内の各寺院、病院、冠婚葬祭業者に協力を求めて安置するが、災害状況に応じて公共施設等の中から選定し開設する。
 - ② 収容
警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに安置所へ搬送し収容する。

3. 遺体の処置、身元確認及び遺族へ引渡し

市民部市民班及び健康部衛生防疫班は、関係機関等の協力を得て、遺体の処置、身元確認及び遺族へ引渡しを実施する。

- (1) 遺体の処置
 - ① 遺体の処置範囲
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ 検案（依頼）
 - ② 検案医師等の出動要請
 - ア 市長は、検案医師等について、公益財団法人前橋市医師会長、一般社団法人前橋市歯科医師会長、日本赤十字社群馬県支部長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。
 - イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

③ 納棺用品等や車両の調達

ア ドライアイス、柩等の遺体の処理に係る納棺用品を、速やかに調達する。

イ 納棺用品等や車両の調達が困難な場合は、県に応援を要請するほか、葬祭業者等に協力を要請する。

④ 遺体の身元確認

ア 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

イ 身元が判明しない遺体については、警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。その際、所持物等の記録等を行うものとする。

⑤ 遺体の引取り

ア 身元が判明し、引取人がある場合は、速やかに遺族等へ引き渡す。

イ 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

(2) 遺体処置の期間

① 遺体処置の期間は、原則として災害発生から10日間とする。

② 災害発生から10日間で処置が終了しない場合は、必要に応じて期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

(3) 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては遺体処理台帳を整理する。

4. 遺体の埋火葬

市民部市民班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の埋火葬を行う。

(1) 埋火葬の受付

市は、市役所・支所・市民サービスセンター等で死体（胎）埋火葬許可証を発行する。

(2) 埋火葬の実施

① 市内火葬場等で対応できない場合は、県及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。

② 身元が判明しない遺体は、市で応急措置として、火葬及び埋葬を行い、身元が判明次第引き渡す。

③ 遺体の損傷等により正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認める場合は、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省と協議する。

④ 遺体が多数発生あるいは火葬施設が被災した場合は、県に応援を要請する。その場合、遺族による遺体搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。

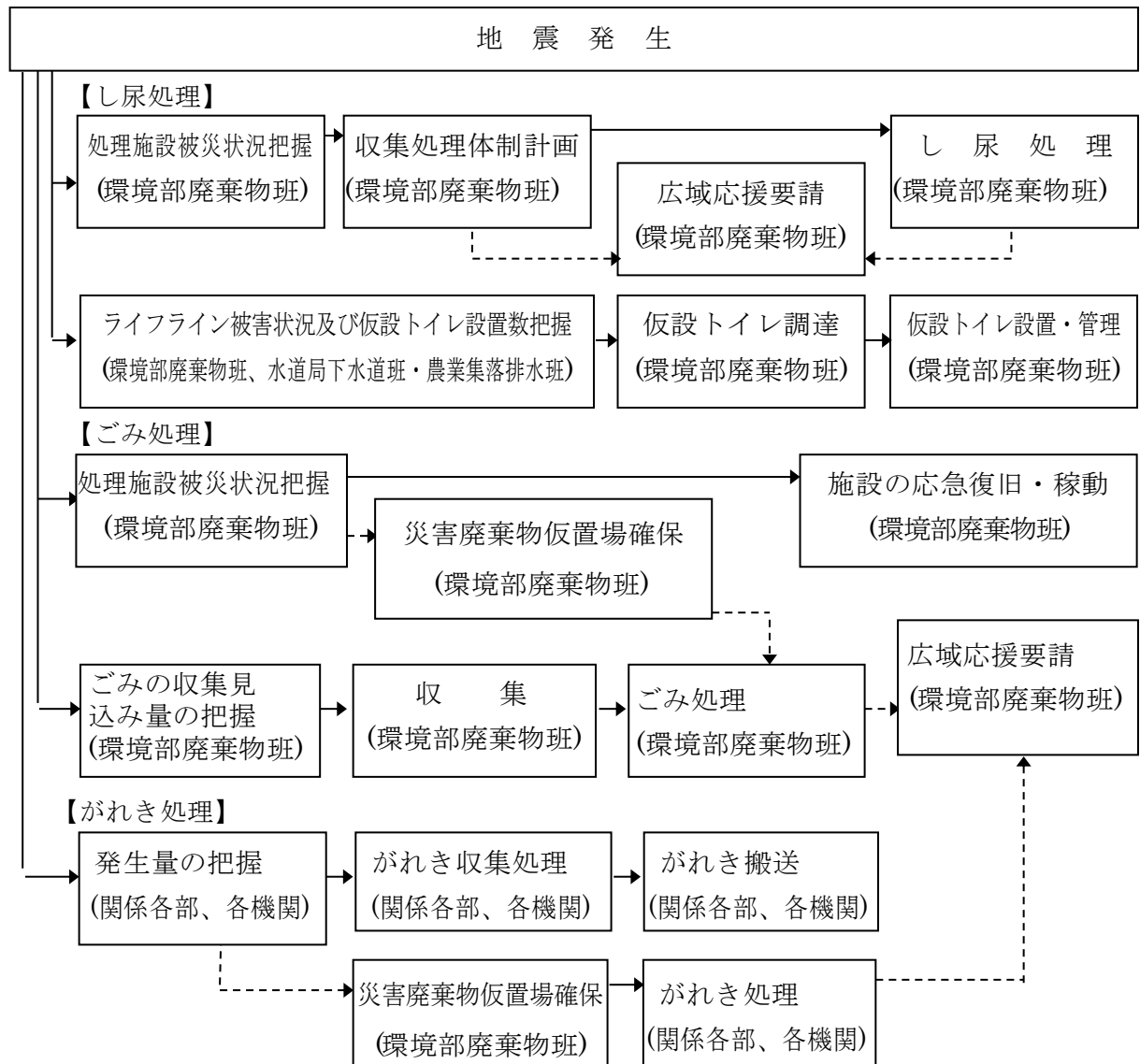
(3) 埋火葬の期間

遺体の埋火葬の期間は、原則として災害発生から10日間とする。

第15節 廃棄物の処理

し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

《応急対策の流れ》



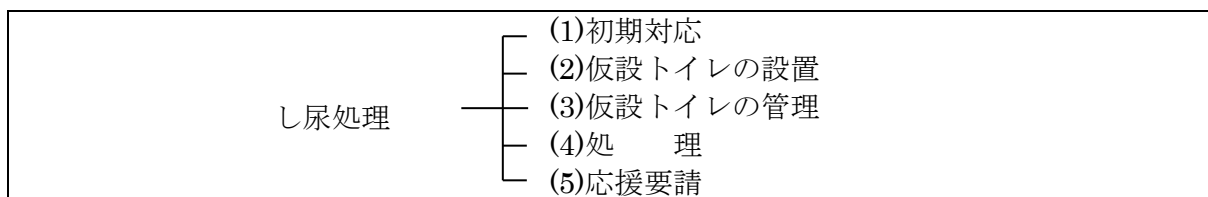
1. し尿処理

《実施担当機関》

市担当部	環境部（廃棄物班）、水道局（下水道班・農業集落排水班）
関係機関	仮設トイレ業者、東京電力パワーグリッド株式会社、し尿収集業者、浄化槽清掃業者、防疫対策業者、自主防災会、県

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 初期対応

環境部廃棄物班は、水道局下水道班・農業集落排水班と連携し、仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

- ① 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。仮設トイレの設置基数は、災害初期は250人に1基程度とし、その後100人に1基程度の設置とする。
- ② し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ③ 被災者の生活に支障が生じることのないよう、要配慮者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 仮設トイレの設置等

① 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、建設用資機材のレンタル業者等の関係業者等と早急に連絡をとるとともに、県に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

- ア トイレットペーパー
- イ 清掃用品
- ウ 屋外設置時の照明施設

② 仮設トイレの設置

- ア 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。
- イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、東京電力パワーグリッド株式会社と協議のうえ、照明施設を設置する。

③ 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

(3) 仮設トイレの管理

環境部廃棄物班は、関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

- ① し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。
- ② 設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

(4) 処理

- ① 環境部廃棄物班は、処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確定する。
- ② 仮設トイレからの汚物は可燃物に区分されるが、感染症や悪臭による衛生環境の劣悪化を防ぐため、他の可燃ごみと区別して密封・密閉して保管するように広報し、収集した汚物は優先的に処理する。

(5) 応援要請

環境部廃棄物班は、市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ県、他の市町

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

村、関係団体に応援を要請する。

2. ごみ処理

《実施担当機関》

市担当部	環境部（廃棄物班）、財務部（管財班）
関係機関	県

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 初期対応

環境部廃棄物班は、ごみ処理に必要な情報を把握する。

- ① 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- ② ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) ごみの収集及び処理

環境部廃棄物班は、災害にともない発生したごみを、なるべく早く収集・処理するよう努める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）に基づき、災害発生の日からなるべく早く収集・運搬し、処理する。この際、アスベストの被災や、危険物の漏えいによる環境汚染に留意する。

(3) ごみ収集における留意事項

衛生上、早期の収集が必要な腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

(4) 処理

- ① 処理施設は、速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講じる。
- ② 処理施設での処理能力を上回る大量のごみが発生した場合は、周辺の環境に留意し、財務部管財班と調整のうえ、公有地等を災害廃棄物仮置場として利用するとともに、他の市町村や民間の産業廃棄物処理施設に対し、ごみ処理についての協力を要請する。

(5) 応援要請

環境部廃棄物班は、ごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じて県、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

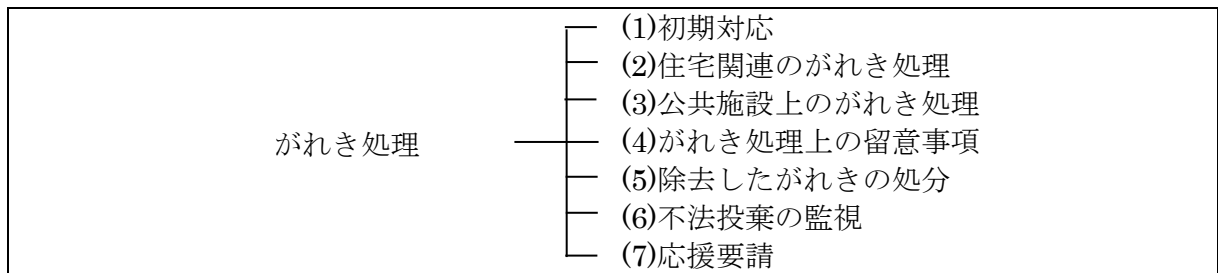
3. がれき処理

《実施担当機関》

市担当部	環境部（廃棄物班）、建設部（道路公園班）
関係機関	がれき処理専門業者、県

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 初期対応

関係各部及び関係機関は、がれき処理に必要となる情報を把握し、応急対策を実施する。

- ① がれきの発生量を把握する。
- ② がれきの選別等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(2) 住宅関連のがれき処理

環境部廃棄物班及び建設部道路公園班は、住家及びその周辺に発生したがれきを、速やかに処理する。

(3) 公共施設上のがれき処理

① 主要道路上のがれき処理

建設部道路公園班は、災害時における道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしているがれきを除去・処理する。

② 河川関係のがれき処理

建設部道路公園班及び水道局下水道班は、災害時における管内河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえるがれきを除去・処理する。

(4) がれき処理上の留意事項

がれきの除去・処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

- ① 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
- ② 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- ③ がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ④ アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し、市民の健康管理に十分配慮する。

(5) 除去したがれきの処理

- ① 多量のがれきが発生した場合は、財務部管財班と調整のうえ、公共地等を災害廃棄物仮置場として選定する。
- ② 災害廃棄物仮置場に、がれきの選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

(6) 不法投棄の監視

廃棄物を空地や河川敷等に不法投棄しないように監視をするとともに、広報を通じて、不法投棄の防止や適正な処理方法について周知する。

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

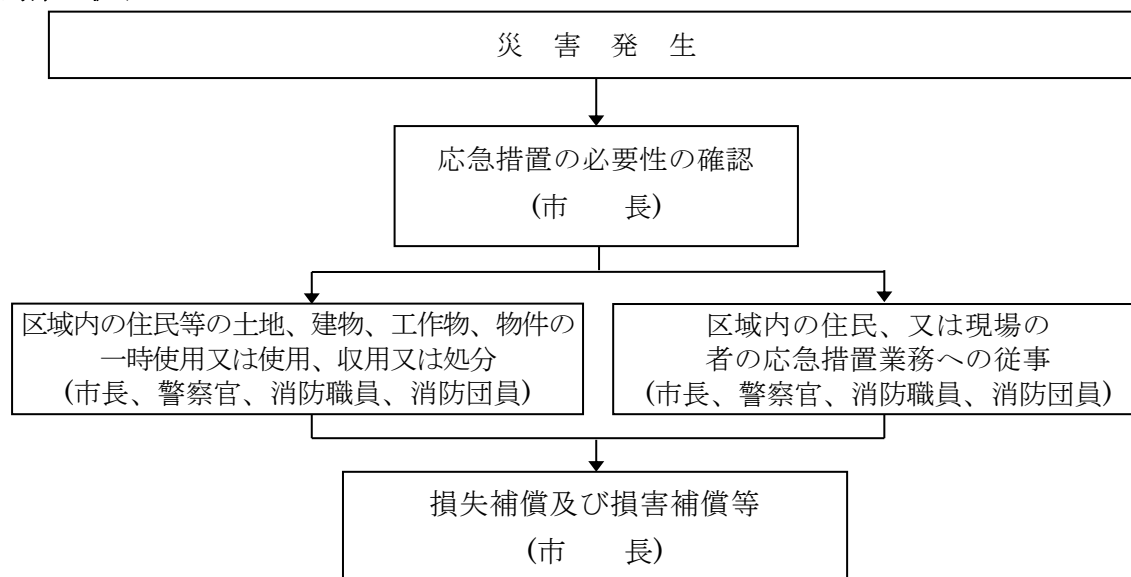
(7) 応援要請

環境部廃棄物班は、市単独でがれきの除去・処理が困難な場合は、必要に応じて県、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

第16節 応急公用負担等

災害が発生し、又は発生する可能性が高い場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められるとき、一定の区域内の土地、建物又は工作物等を使用又は収用し、さらには区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること等により、必要な措置を行う。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	市長（市長の権限を行使する市の職員）
関係機関	警察官、消防局長・消防職員・消防団員

《対策の体系》

応急公用負担等	1. 実施責任者 2. 応急公用負担等の要領 3. 損失補償及び損害補償等

《対策の展開》

1. 実施責任者

- (1) 応急公用負担等の権限の行使は市長が行うものとする。
- (2) 市長若しくは、市長の権限を行使する市の職員が現場にいないとき、又は市長等から要求があったときは、警察官が応急公用負担等の権限を行使するものとする。
- (3) 消防活動のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限行使は、消防職員又は消防団員が行うものとする。
- (4) 水防活動のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限行使は、水防管理者又は消防局長が行うものとする。

2. 応急公用負担等の要領

災害が発生し、又は発生する可能性が高い場合において、応急措置を実施するための応急公用

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

負担等の対象及び内容は次のとおりとする。

(1) 市長

- ① 区域内の住民、応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置業務に従事させること。
- ② 区域内の他人の土地、建物、その他工作物を一時使用すること。
- ③ 区域内の他人の土石、竹木、その他の物件を使用又は収用し、処分すること。

(2) 消防職員・消防団員等

① 消防職員・消防団員等

- ア 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのものの存在する土地を使用し、処分又は使用を制限すること。
- イ 緊急の必要があるとき、火災現場付近にいる者を、消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助その他の消防活動に協力させること。

② 消防局長、消防署長

- 延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのものの存在する土地を使用し、処分し又はその使用を制限すること。

③ 水防管理者、消防局長

- ア 水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分すること。
- イ 水防のため、やむを得ない場合には、水防管理団体の区域内の住民、又は水防の現場にいる者を水防活動に従事させること。

(3) 手続き

- ① 人的公用負担は、相手方に口頭で指示するものとする。
- ② 物的公用負担は、次により行うものとする。

ア 工作物等の使用、収用

- 1) 使用又は収用をしたときは、対象となる土地、建物等の占有者、所有者、その他土地、建物等について権限を有する者に対して、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知するものとする。
- 2) 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明の場合は、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、市又は警察署に掲示するものとする。

イ 工作物等の障害物の除去

- 1) 市長、警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、市長、警察署長は、適正な方法で保管するものとする。
- 2) 保管した場合、当該工作物等の占有者、所有者、その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示するものとする。
- 3) 保管した工作物等が、滅失又は破損のおそれがある場合、若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却し、その代金を保管するものとする。
- 4) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担するものとする。
- 5) 工作物等の保管に関する公示の日から起算して、6か月を経過しても当該工作物等、又は売却した代金を返還することができないときは、市長が保管する工作物等は市に、

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

警察署長が保管する工作物等は県に帰属する。

3. 損失補償及び損害補償等

- (1) 区域内において物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合には、損失補償を行うものとする。
- (2) 区域内の住民、又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わないものとする。

ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは、群馬県市町村総合事務組合規約の定めに従い損害補償するものとする。

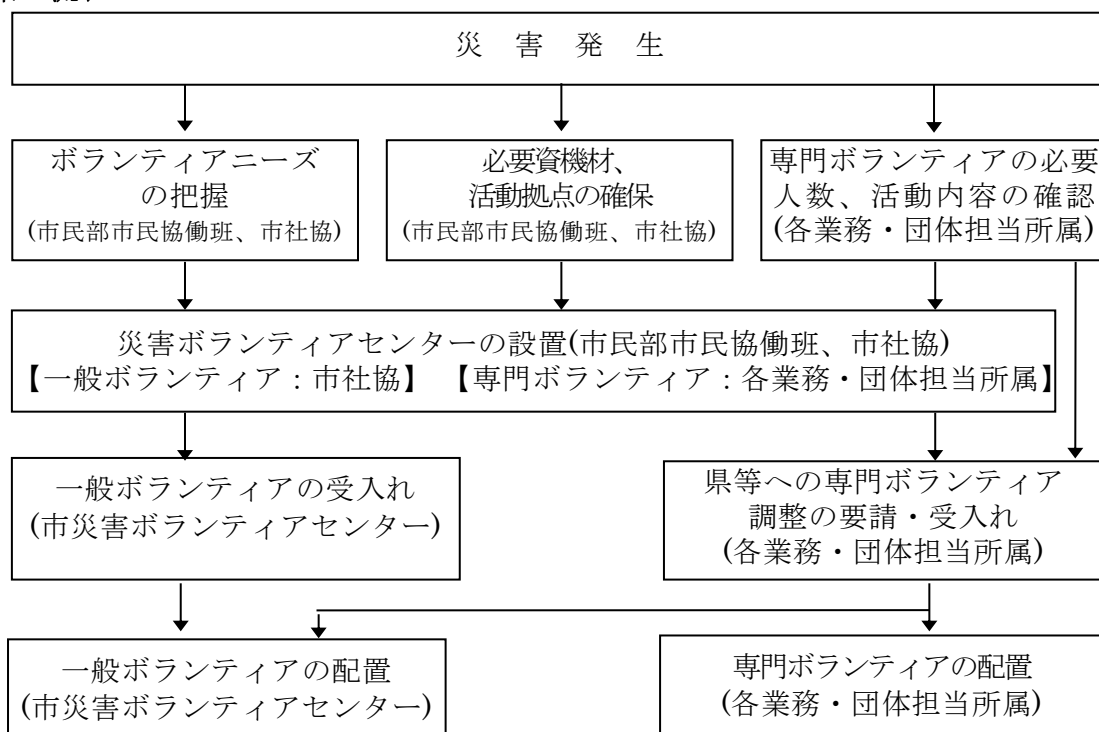
第17節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

1. ボランティアの受入れ

県、日本赤十字社群馬県支部、群馬県社会福祉協議会、前橋市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市担当部	市民部（市民協働班）、各業務・団体担当所属
関係機関	日本赤十字社群馬県支部、群馬県社会福祉協議会、前橋市社会福祉協議会、前橋市市民活動支援センター

《対策の体系》

ボランティアの受入れ	(1) ボランティア活動の種類 (2) ボランティアニーズの把握 (3) 活動支援体制 (4) 専門的なボランティアの取り扱い (5) 市災害ボランティアセンターの設置

《対策の展開》

(1) ボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類は、概ね次のとおりである。

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

一般ボランティア	専門ボランティア
・がれき撤去 ・被災者宅の片付け ・仮設住宅への引越し支援 ・避難所での高齢者、障がい者の介助 ・子供の遊び相手 ・炊き出し ・物流拠点における支援物資荷下ろし、仕分け、積み込み等 ・避難所の運営・維持管理 ・安否情報、生活情報の収集・伝達 ・清掃等の衛生管理 ・その他	・被災者の救出（消防・警察業務経験者等） ・救護（医師、看護師、薬剤師、救命講習修了者等） ・被災建物応急危険度判定（建築士等） ・被災宅地危険度判定 ・外国語通訳 ・手話通訳 ・介護（介護福祉士等） ・保育 ・アマチュア無線 ・各種カウンセリング ・点字

(2) ボランティアニーズの把握

市民部市民協働班は、前橋市社会福祉協議会等と協力して被災者及び各部からの情報収集にあたり、必要となるボランティアの活動場所、活動内容、人数等の把握に努める。

(3) 活動支援体制

① 必要資機材

市民部市民協働班及び前橋市社会福祉協議会は、ボランティア活動に必要な資機材等を相互に協力して確保する。なお、各班から要請を行った専門ボランティアの資機材等は各班が確保する。

② 活動拠点の提供

市民部市民協働班は、市災害ボランティアセンターの活動に必要な活動拠点の提供を行う。なお、各班から要請を行った専門ボランティアの活動拠点は各班が確保する。

③ 災害情報の提供

市民部市民協働班は、前橋市社会福祉協議会をはじめとするボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供する。

(4) 専門的なボランティアの取り扱い

① 人材の確保

医療救護や障害物の除去、被災建築物の応急危険度判定等の災害応急対策において、市単独では人材が不足する場合、国等の主導により応援ルールが確立されている専門職の応援については各業務担当所属が直接要請を行い、専門職ボランティア団体については団体担当所属が直接団体等に要請を行う。

② 受入れ及び配置

受入れ及び配置については、要請を行った所属が行う。

(5) 市災害ボランティアセンターの設置

災害の発生に伴い、市は前橋市社会福祉協議会と協議し、被災状況やボランティアニーズ等を総合的に勘案して必要と判断した場合は、災害ボランティアセンターの設置を決定する。

前橋市災害ボランティアセンターの運営は、前橋市社会福祉協議会が主体となり、必要に応じて外部からのボランティア、他の社会福祉協議会のほか、地域の関係機関、団体等の協

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

力を得ながら行う。

また、市災害ボランティアセンターにおいては、関係機関・団体を含めた連携体制を構築する中で、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するとともに、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえた連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

① 役割の分担

市民部市民協働班は、主として災害対策本部との連絡調整や情報収集にあたり、前橋市社会福祉協議会や関係機関に対して、ボランティアの受入れ、活動の総合的な調整を要請する。

② 受入れ及び配置

受入れ及び配置については、前橋市社会福祉協議会が主となり実施し、市民部市民協働班は支援する。また、市民部市民協働班は、被災者及び各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、市災害ボランティアセンターに連絡する。

③ 災害情報の提供・受入れ

市民部市民協働班は、市災害ボランティアセンターに災害に関する情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受入れる。

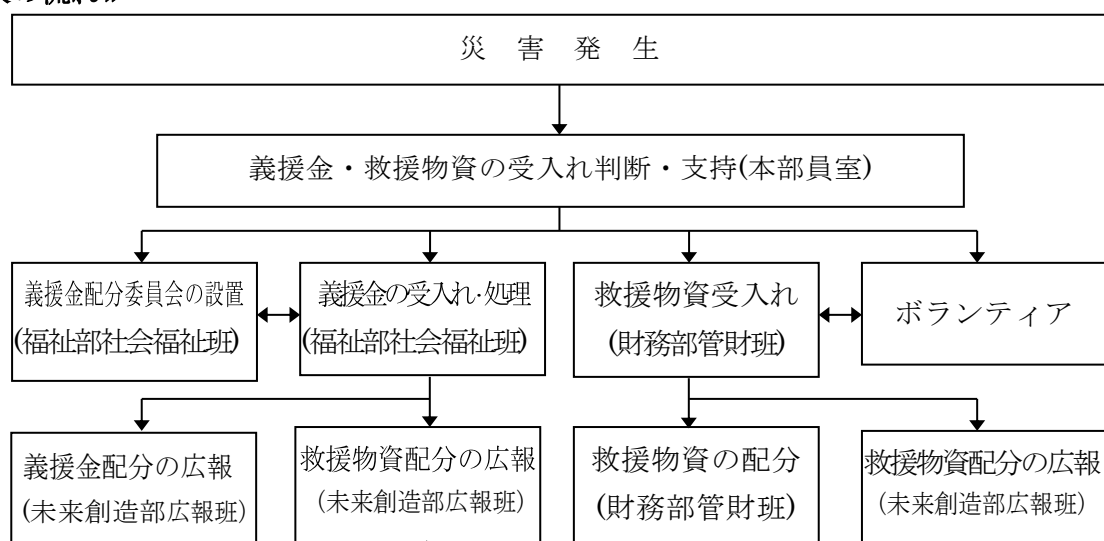
④ 広報の実施

市災害ボランティアセンターは、必要とする活動内容、人数を積極的に広報する。

2. 義援金・救援物資の受入れ及び配分

市の区域に災害が発生し、県が災害の程度により義援金品の募集を決定した場合は、その定めによることとし、県が義援金品を募集しない場合に寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分は下記により行う。

《応急対策の流れ》

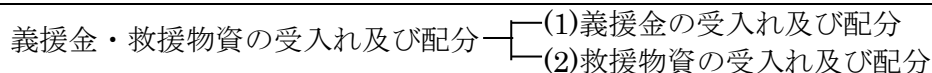


《実施担当機関》

市担当部	福祉部（社会福祉班）、財務部（財政班、管財班）、総務部（防災総括班）、未来創造部（広報班）
関係機関	前橋市社会福祉協議会

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 義援金の受入れ及び配分

① 受入れ

総務部防災総括班は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

義援金の専用口座を開設するとともに、募集方法、募集期間等を定め、市のホームページ、報道・放送機関を通じて公表する。なお、口座を開設した金融機関等には手数料が無料となるよう要請する。

② 配分

義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

(2) 救援物資の受入れ及び配分

① 受入れ

ア 福祉部社会福祉班は、市役所等に救援物資の受付場所を開設し運営を行う。

イ 福祉部社会福祉班は、仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

ウ 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

- 1) 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること
- 2) 複数の品目を梱包しないこと
- 3) 近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること
- 4) 腐敗する食料は避けること

② 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先し、財務部管財班が実施する。

③ 救援物資の搬送

ア 県及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

イ 搬送は、財務部管財班の管理のもとに、ボランティア等の協力を得て実施する。

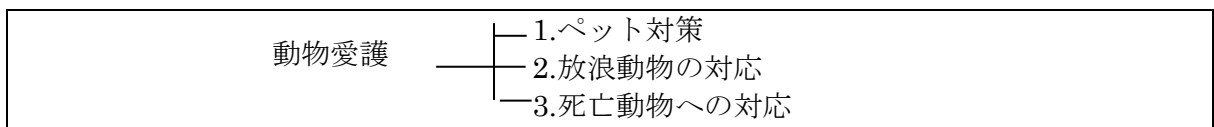
第18節 動物愛護

災害時には、負傷動物や逸走状態の動物が多数生じる一方、多くのペットが飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、動物愛護の観点から、これら動物の保護や飼育に関し、必要な措置を講じる。

《実施担当機関》

市担当部	健康部（衛生防疫班）、環境部（廃棄物班）
関係機関	ボランティア

《対策の体系》



《対策の展開》

1. ペット対策

(1) 動物救護本部の設置

健康部衛生防疫班は、前橋市保健所内に「動物救護本部」を設置し、被災した動物に対して、次の事項を実施する。

- ① 飼養されている動物に対する餌の配布
- ② 負傷した動物の収容・治療・保管
- ③ 放浪動物の収容・保管
- ④ 飼養困難な動物の一時保管
- ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- ⑥ 動物に関する相談の実施等

(2) 飼養者への対応

ペットは原則として、自宅での飼養とするが、被災等により自宅で飼育できない場合は、避難所で受け入れる。その際、避難所内の生活場所へのペットの持ち込みは原則として禁止とし、屋外において飼養者が自己責任において飼養するよう指導する。

2. 放浪動物への対応

健康部衛生防疫班は、飼い主の被災により放置又は逃げ出した動物が発生した場合は、捕獲等の対応をとる。

また、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、県動物救護本部、警察等との連携により必要な措置を講じる。

3. 死亡動物への対応

死亡したペットの処理は、原則として飼養者が行うものとする。

また、飼養者の判明しない死亡動物が放置されている場合は、環境部廃棄物班は必要な措置をとる。

第19節 広域避難者の受入れ

大規模災害が発生した場合、近隣の都県等から多数の避難者の受け入れが想定されるため、広域避難者の受入れを実施する。

《実施担当機関》

市担当部	総務部、各部
関係機関	県、避難元自治体

《対策の体系》

広域避難者の受入れ	1.被災地からの情報収集及び連絡体制の整備 2.収容可能な避難施設情報の把握 3.広域避難者受入窓口の設置 4.広域避難者用避難所の開設 5.避難所運営における留意点 6.応急仮設住宅等の提供 7.保育所・小中学校等における被災児童・生徒の受入れ 8.県との協力 9.避難所の閉鎖

《対策の展開》

1. 被災地からの情報収集及び連絡体制の整備

広域避難者の受入れが想定される場合、被災地や県と連携を図り、避難者数や避難者住所等の情報について情報収集に努める。この際、必要に応じて職員を派遣するなどして連携強化を図る。

2. 収容可能な避難施設情報の把握

- (1) 市有施設の中から、広域避難者受入れ可能な施設を把握し、その結果を県に報告する。
- (2) 必要に応じて市営住宅の空室状況等を調査し、広域避難者の入居を検討する。

3. 広域避難者受入窓口の設置

- (1) 被災地及び県、広域避難者に係る総合調整のため、「前橋市広域避難者受入窓口」を設置する。また、「前橋市広域避難者受入窓口」を設置次第、県へ報告する。
- (2) 県において、広域避難者が避難する施設として、「群馬県総合教育センター（伊勢崎市今泉町一丁目233-2）」等の県有施設を一時避難所として開設されることから、連携を密に図る。

4. 広域避難者用避難所の開設

- (1) 県及び被災地から避難所の開設依頼を受けた場合、もしくは市独自で開設を判断した場合、市内の状況等を勘案し、広域避難者用避難所を開設する。
- (2) 交通手段を持たない広域避難者の移動は、原則、被災県又は被災市町村が実施することとするが、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、バス等の移動手段を検討する。

【風水害・雪害】第3章 応急復旧期の対策活動

5. 避難所運営における留意点

(1) 広域避難者に係る情報等の県への報告

避難所において実施している支援の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県へ報告する。

なお、報告する際には、個人情報の取扱いに十分留意する。

(2) 被災地等からの情報の避難者への提供

被災地等から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供する。

また、市独自の生活支援関連情報等をまとめた冊子を作成し、広域避難者へ情報提供する。

6. 応急仮設住宅等の提供

広域避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、市営住宅を応急仮設住宅等として提供する。

また、提供に当たっては、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

7. 保育所・小中学校等における被災児童・生徒の受入れ

広域避難の避難児童・生徒の市内保育所・小中学校等への通所・通学等が必要となる場合、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認し、被災地と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。

8. 県との協力

県と広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たる。

9. 避難所の閉鎖

県及び被災地等からの要請に基づき、避難所の閉鎖を行う。

なお、広域避難者の実情に応じて、避難所の開設延長を県及び被災地等へ要請する。

第3編 風水害・雪害等応急対策計画

第2部 その他災害応急対策計画

第1章 航空機災害対策

第1節 基本方針

1. 計画方針

市域において、航空機等の墜落炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策を定めるための計画とする。

2. 計画を実施する事態等

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、総合的な応急対策活動を必要とするときとする。

第2節 情報の連絡及び広報

1. 広報

空港事務所、航空会社、国、県、市及び県警察本部等は、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は防災行政無線及びメール配信、ホームページへの掲載により、広報を行う。

- ① 市、県及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ② 避難の指示及び避難先の指示
- ③ 乗客及び乗務員の住所、氏名の公表
- ④ 地域住民等への協力依頼
- ⑤ そのほか必要な事項

第3節 消防活動

市担当部	消防局、関係部
関係機関	近隣市町村消防機関、県警察本部

1. 実施事項

- ① 航空機災害に係る火災が発生した場合、消防局は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。
- ② 航空機災害に係る火災が発生した場合、市長の委任を受けた吏員及び消防局の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、消防警戒区域を設定する。
- ③ 災害の規模が大きく、消防局のみでは対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。

【その他災害】第1章 航空機災害対策

第4節 救出・救護及び遺体の一時収容

市担当部	消防局、関係部
関係機関	航空会社、県、県警察本部、公益社団法人群馬県医師会、日本赤十字社群馬県支部、公益社団法人群馬県歯科医師会、一般社団法人群馬県薬剤師会、公益社団法人前橋市医師会、一般社団法人前橋市歯科医師会、一般社団法人前橋市薬剤師会、国公立病院、近隣市町村消防機関、自衛隊、国

1. 実施事項

(1) 救出班の派遣

乗客、地域住民等の救出は、実施機関の協議に基づき、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

なお、救出活動においては、救出班構成員等の惨事ストレス対策に配慮する。

(2) 救護班の派遣

負傷者の救護は、公益社団法人群馬県医師会、公益社団法人群馬県歯科医師会、日本赤十字社群馬県支部等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施した後に、医療機関に搬送する。

(3) 救護所の開設

重軽傷者の救護は、航空会社、県及び市の協議に基づき、応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

(4) 遺体一時保安所等の設置

遺体の収容は、航空会社、県及び市で協議して遺体一時保安所・検案場所を設置し、収容するものとする。

(5) DMATの要請

必要に応じて、DMATを要請し、救出・救護活動の迅速化を進める。

第5節 交通規制

市担当部	関係部
関係機関	県警察本部

1. 実施事項

(1) 交通規制

災害が発生した場合、警察は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。

(2) 広報措置

前記により、交通規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に警察と市が協力して広報する。

第2章 大規模火災等災害対策

第1節 大規模火災

1. 警戒活動

(1) 火災警報

市長は、消防法第22条に基づき、知事から火災気象通報を受けた場合、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は、必要に応じて火災警報を発する。

- ① 実効湿度が50%以下で、最小湿度が25%以下になる見込みのとき。
- ② 実効湿度50%以下かつ最小湿度35%以下にして風速10メートル以上となる見込みのとき。

(2) 火災発生状況の把握

消防局は、火災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

(3) 市民への周知

消防局は、防災行政無線、広報車等を利用し、消防団、自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に警報を周知する。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

2. 応急対策

(1) 災害情報の収集・連絡

火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに前橋行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又急を要する場合は県消防保安課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

(2) 消火活動

消防局は、消防団と連携し、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼実態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

① 出動体制

消防隊の出動体制については、市域における火災の状況に応じて、消防局の定める「警防規程」及び「部隊運用規程」による。

② 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

【その他災害】第2章 大規模火災等災害対策

③ 火災防御活動の原則

ア 同時に複数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
イ 避難所の周辺で火災が発生した場合	当該避難所及び避難路の安全確保を優先する。
ウ 高層建築物、地階等の火災	他の延焼拡大危険性大なる火災を鎮圧した後、に部隊を集結する。
エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、又は既に延焼拡大した火災	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

④ 火災防御活動の区分

ア 分散防御活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出動させ、火災を少数小隊で防御する。
イ 重点防御活動	延焼火災のうち避難所に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。
ウ 拠点防御活動	避難所の安全確保のみを目的とする。

⑤ 大規模市街地火災の防御対策

- ア 初動体制の確立
- イ 火災態様に応じた部隊配備
- ウ 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動
- エ 延焼阻止線の設定
- オ 自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

⑥ 高層建築物等火災の防御対策

- ア 活動期における出動小隊の任務分担
- イ 排煙、進入時等における資機材の活用
- ウ 高層建築物等の消防用設備の活用
- エ 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
- オ 水損防止

⑦ 広域断水時火災の防御対策

- ア 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保
- イ タンク車の優先出動と活動
- ウ 有効かつ的確な水利統制
- エ 機械性能の保持と積載ホースの増加
- オ 広報車等の巡回による警戒体制の確立
- カ 火気使用者に対する啓発
- キ 危険区域の重点立入検査

⑧ 同時多発火災の防御対策

【その他災害】第2章 大規模火災等災害対策

同時多発火災が発生した場合は、防御地区を定め、避難の安全確保活動を展開する。

ア 部隊運用

- 1) 出動部隊数の調整
- 2) 活動部隊数の合理化と無線統制
- 3) 消防団との連携強化

イ 部隊の確保

- 1) 非常招集による緊急増強隊の編成
- 2) 他市町村消防応援隊の要請及び活用

ウ その他

- 1) 出動体制の迅速化
- 2) ホースの確保
- 3) 防火水槽、自然水利等の活用
- 4) 広報

(3) 人命救助活動

警察等との密接な連携のもとに、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

① 活動の方針

ア 消防局は前橋・前橋東警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。

また、自衛隊等への要請は災害対策本部を通じて行う。

イ 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。

また、作業用重機は、関係業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

ウ 前橋・前橋東警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

② 活動の要領

ア 重傷・重体者の救出を優先する。

イ 被害拡大の防止を実施する。

ウ 傷病者の救出を実施する。

エ 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。

オ 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

(4) 応援・派遣の要請

① 県内の消防機関への応援要請

消防局長は、災害等の発生により必要な場合は、消防相互応援協定等に基づき県内の消防機関への応援を要請する。

② 群馬県防災航空隊への応援要請

消防局長は、災害等の発生により必要な場合は、県に防災ヘリコプターの応援を要請する。

③ 緊急消防援助隊への応援要請

本部長（市長）は、大規模災害等より必要な場合は、緊急消防援助隊の派遣を知事に要請する。

④ 自衛隊の派遣要請

本部長（市長）は、大規模災害等により必要な場合は、自衛隊の派遣を知事に要請する。

【その他災害】第2章 大規模火災等災害対策

⑤ 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請

消防局長は、災害時等において負傷者が多数発生し、救護活動が必要と認められる場合は、群馬DMATの派遣を要請する。

⑥ 災害救助犬の派遣団体の応援

災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申し出があったときは、積極的に受け入れる。

(5) 地域住民との連携

自主防災組織等地域住民は、消防隊が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、消防局は、必要に応じて住民、自主防災組織、自治会等に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

第2節 危険物等災害対策

災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。このため、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかな関係機関への連絡、有害物質の漏洩防止等、環境モニタリング、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

1. 危険物災害応急対策

- (1) 消防局は、施設の管理責任者と密接な連絡を図るとともに、安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。
- (2) 消防局は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。
 - ① 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - ② 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - ③ 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立
- (3) 消防局は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2. 高圧ガス災害応急対策

消防局は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3. 火薬類災害応急対策

消防局は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

4. 毒物・劇物災害応急対策

消防局は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第3章 林野火災対策

第1節 警戒活動

1. 火災警報

市長は、消防法第22条に基づき、知事から火災気象通報を受けた場合、又は気象の状況が林野火災の予防上危険であると認める場合は、必要に応じて火災警報を発する。

2. 林野火災発生状況の把握

消防局は、林野火災の状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

3. 市民への周知

消防局及び関係部は、防災行政無線、メール配信、広報車等を利用し、消防団、自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に警報を周知する。周知にあたっては、入山者、要配慮者に配慮する。

第2節 応急対策

1. 県等関係機関への通報

消防局は、市域内に林野火災が発生したときは、速やかに県（消防保安課）及び林業関係機関に火災状況の通報を行う。

2. 応援の要請

(1) 県内消防機関への応援要請

消防局長は、災害等の発生により必要な場合は、消防相互応援協定等に基づき県内の消防機関への応援を要請する。

(2) 群馬県防災航空隊への応援要請

消防局長は、災害等の発生により必要な場合は、県に防災ヘリコプターの応援を要請する。

(3) 緊急消防援助隊への応援要請

本部長（市長）は、大規模災害等により必要な場合は、緊急消防援助隊の派遣を知事に要請する。

(4) 自衛隊への派遣要請

本部長（市長）は、大規模災害等により必要な場合は、自衛隊の派遣を知事に要請する。

3. 防ぎよ活動時等の措置

消防局は、林野火災の消火活動にあたっては、林野火災がその発生場所、風向及び地形等の現地の状況によって、常に延焼方向等が変化するため、現場状況に即して隊員・団員の安全を最優

【その他災害】第3章 林野火災対策

先とした臨機応変の措置をとるものとする。

4. ヘリコプター離着陸場予定地

市は、災害対策用ヘリコプター離着陸場のほか、林野火災の発生場所等によっては、火災発生場所付近に臨時ヘリコプター離着陸場を開設するものとする。

第4章 鉄道・道路災害対策

第1節 鉄道災害対策

1. 災害情報の収集・連絡及び広報

(1) 鉄道事業者における情報の収集・連絡

鉄道事業者は、大規模な鉄道災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、市、県（交通政策課）、国土交通省、消防局及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の実施状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

(2) 市、消防局における災害情報の収集・連絡

① 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに前橋行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の実施状況等についても逐次連絡するものとする。

② 消防局は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の実施状況等についても逐次連絡するものとする。

なお報告は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防庁長官通知）の規定に基づき、県危機管理課に行うとともに消防庁に対しても直接行う。

③ 県又は消防庁への連絡・報告は、「救急・救助事故即報」又は「火災即報」による。

(3) 広報

鉄道事業者、市、県及び群馬県警察本部等は、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は市ホームページ、メール配信、広報車の利用等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。

- ① 市、県及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ② 避難の指示及び避難先の指示
- ③ 乗客及び乗務員の住所、氏名の公表
- ④ 地域住民等への協力依頼
- ⑤ そのほか必要な事項

【その他災害】第4章 鉄道・道路災害対策

2. 救出・救護及び遺体の保安

市担当部	消防局、関係部
関係機関	鉄道事業者、県、群馬県警察本部、公益社団法人群馬県医師会、日本赤十字社群馬県支部、公益社団法人群馬県歯科医師会、一般社団法人群馬県薬剤師会、公益社団法人前橋市医師会、一般社団法人前橋市歯科医師会、一般社団法人前橋市薬剤師会、国公立病院、近隣市町村消防機関

(1) 実施事項

① 救出班の派遣

乗客、地域住民等の救出は、実施機関の協議に基づき、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

② 救護班の派遣

負傷者の救護は、公益社団法人群馬県医師会、公益社団法人群馬県歯科医師会、日本赤十字社群馬県支部等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施した後に、医療機関に搬送する。

なお、救出活動においては、救出班構成員等の惨事ストレス対策に配慮する。

③ 救護所の開設

重軽傷者の救護は、鉄道事業者、県及び市の協議に基づき、応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

④ 遺体一時保安所等の設置

遺体の収容は、鉄道事業者、県及び市で協議して遺体一時保安所・検案場所を設置し、収容するものとする。

⑤ DMATの要請

必要に応じて、DMATを要請し、救出・救護活動の迅速化を進める。

3. 交通規制

市担当部	関係部
関係機関	群馬県警察本部

(1) 実施事項

① 交通規制

災害が発生した場合、警察は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。

② 広報措置

前記により、交通規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

第2節 道路災害対策

1. 災害情報の収集・連絡及び広報

(1) 道路管理者における情報の収集・連絡

道路管理者は、大規模な道路災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、市、県（県土整備部）、国土交通省、消防局及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の実施状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

(2) 市、消防局における災害情報の収集・連絡

① 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに前橋行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の実施状況等についても逐次連絡するものとする。

② 消防局は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の実施状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防庁長官通知）の規定に基づき、県危機管理課に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

1	トンネル内（ボックスカルバート）の車両火災
2	死者及び負傷者の合計が15人以上発生したバスの転落等による救急・救助事故

③ 県又は消防庁への連絡・報告は、「救急・救助事故即報」又は「火災即報」による。

(3) 広報

道路管理者、市、県及び群馬県警察本部等は、災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は市ホームページ、メール配信、広報車の利用等により、地域住民、関係者等に対して広報を行う。

- ① 市、県及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ② 避難の指示及び避難先の指示
- ③ 乗客及び乗務員の住所、氏名の公表
- ④ 地域住民等への協力依頼
- ⑤ そのほか必要な事項

2. 消防活動

市担当部	消防局、関係部
関係機関	近隣市町村消防機関、群馬県警察本部

(1) 実施事項

- ① 道路災害に係る火災が発生した場合、消防局は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

【その他災害】第4章 鉄道・道路災害対策

- ② 道路災害に係る火災が発生した場合、市長の委任を受けた吏員及び消防局の職員は、必要に応じて地域住民、乗客及び乗務員の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、消防警戒区域を設定する。
- ③ 災害の規模が大きく、消防機関のみでは対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。

3. 救出救護及び遺体の保安

市担当部	消防局、関係部
関係機関	道路管理者、県、群馬県警察本部、公益社団法人群馬県医師会、日本赤十字社群馬県支部、公益社団法人群馬県歯科医師会、一般社団法人群馬県薬剤師会、公益社団法人前橋市医師会、一般社団法人前橋市歯科医師会、一般社団法人前橋市薬剤師会、国公立病院、近隣市町村消防機関

(1) 実施事項

① 救出班の派遣

乗客、地域住民等の救出は、実施機関の協議に基づき、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

② 救護班の派遣

負傷者の救護は、公益社団法人群馬県医師会、公益社団法人群馬県歯科医師会、日本赤十字社群馬県支部等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施した後に、医療機関に搬送する。

なお、救出活動においては、救出班構成員等の惨事ストレス対策に配慮する。

③ 救護所の開設

重軽傷者の救護は、道路管理者、県及び市の協議に基づき、応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

④ 遺体一時保安所等の設置

遺体の収容は、道路管理者、県及び市で協議して遺体一時保安所・検案場所を設置し、収容するものとする。

⑤ DMATの要請

必要に応じて、DMATを要請し、救出・救護活動の迅速化を進める。

4. 交通規制

市担当部	関係部
関係機関	群馬県警察本部

(1) 実施事項

① 交通規制

災害が発生した場合、警察は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。

② 広報措置

前記により、交通規制を実施したときは、その旨を警察と市が協力して広報する。

第5章 原子力災害対策

第1節 原子力災害事前対策

1. 基本方針

(1) 目的

本市内には、原子力施設（原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する以下の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」の区域にも本市域は含まれていない。

【原子力発電所の場合】

- ・ 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

原子力施設からおおむね半径5キロ以内

- ・ 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）

原子力施設からおおむね半径30キロ以内

【原子力発電所以外の原子力施設の場合】

- ・ 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）

EPZの目安の距離（半径）は各原子力施設で決定するが、最大で半径10キロ以内

ただし、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故が発生し、本市内でも想定を超える事態が発生したことから、本対策では、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、市が実施すべき事前対策、緊急事態応急対策及び中長期対策について必要な事項を定め、市民への安全対策や不安を解消することを目的とする。

(2) 指針

県外の原子力施設事故災害対策における専門的・技術的事項については、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める最新の「原子力災害対策指針」を遵守する。

なお、国において、平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故検証結果等を踏まえ、さまざまな対策の検討が行われているが、これらの見直し等には一定の時間が必要となることが予想される。

このため、国による原子力防災対策の見直し等の動きを注視し、必要に応じて、随時本対策を見直すものとする。

(3) 前橋市地域防災計画における本対策の位置づけ

この対策において定めのない事項については「第1編 総則・災害予防計画」及び「第2編 地震災害応急対策計画」によるものとする。

2. 情報の収集・連絡体制等の整備

(1) 情報の収集・連絡体制等の整備

国、県、原子力事業者等の関係機関からの情報の収集・連絡体制の整備充実を図る。

(2) 専門委員会の設置

【その他災害】第5章 原子力災害対策

原子力災害は専門性が高いことから、収集した情報を基に専門家による意見を聞けるよう、放射性物質対策委員会を設置するとともに、外部専門委員をあらかじめ定める。

3. 空間放射線量測定体制の整備

(1) 空間放射線量測定の実施

市は、安全安心な市民生活を確保するために必要な信頼性の高い測定データを取得及び公表する。
なお、測定に際しては、「前橋市空間放射線量測定・公表に関する事務取扱要領」に基づき、測定を行う。

(2) 関係機関との連携

空間放射線量の測定に関し、国、県、原子力事業者等と緊密な連携を図る。

第2節 緊急事態応急対策

1. 情報の収集・連絡

市は、県外に立地する原子力施設の事故災害等が発生した場合、関係省庁（文部科学省、経済産業省、内閣府、総務省消防庁等）や県等からの情報収集に努める。

2. 放射能測定の強化

(1) 測定内容

市は、空間放射線量測定については「前橋市空間放射線量測定・公表に関する事務取扱要領」に基づき、小中学校、保育所、運動場、公園、水質浄化センター及び清掃工場周辺等を測定し、実施結果等について公表する。

<空間放射線測定>

- 小学校、中学校、高等学校等
- 保育所、幼稚園
- 公園、運動場
- 水質浄化センター周辺
- 清掃工場周辺
- 赤城山周辺

<放射能測定 I>

- 食用食材
- 水道水

<放射能測定 II>

- 下水汚泥等
- 農業集落排水施設汚泥等
- し尿処理施設汚泥等
- 清掃工場等における焼却灰・排ガス等
- 教育施設・体育施設のプールの水 など

また、必要に応じて測定項目等を充実するとともに、必要に応じて、その状況を県等に連絡する。

(2) 情報の分析整理

収集した情報を基に、必要に応じて前橋市放射性物質対策委員会外部専門委員の意見を聴取する。

3. 市民等への情報伝達・相談活動

(1) 市民等への情報伝達活動

- ① 市は、県や国等と連携し、原子力施設事故災害に関する情報を市民に提供し、市内における混乱の防止、あるいはその軽減に努める。
- ② 市は、広報紙や回覧板、メール、ホームページ等により公表するとともに、テレビやラジオなどの事業者、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報の提供に努める。
- ③ 市は、情報伝達等に当たって情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招

【その他災害】第5章 原子力災害対策

かない表現に努める。また、必要に応じて、伝達する情報について国や県、原子力事業者等と連絡を取り、内容を確認し、情報提供を行う。

(2) 相談窓口等の設置

- ① 市は、市民等からの問い合わせに対応できるよう、相談窓口を開設する。

＜相談内容例＞

- 大気環境に関して
- 健康影響に関して
- 食品に関して
- 水道水に関して
- 下水道に関して
- 農林水産物に関して
- 清掃工場に関して 等

- ② 市は、相談等で、十分な情報がない場合、国や県、関係機関等と連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

4. 水道水、飲食物の摂取制限等

(1) 飲食物摂取制限に関する指標

原子力規制委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

【飲食物摂取制限に関する指標】

対 象	放 射 性 セ シ ウ ム
一般食品	1 0 0 Bq/kg 以上
乳児用食品	5 0 Bq/kg 以上
牛乳	5 0 Bq/kg 以上
飲料水	1 0 Bq/kg 以上

※放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定
「食品中の放射性物質の新たな基準値について」（厚生労働省）より抜粋

(2) 水道水の摂取制限等

市は、国や県等の指導・助言、指示に基づき、水道水中の放射性物質が飲食物摂取制限に関する指標を超えた場合、又は乳児に与える場合の食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく暫定規制値を超えた場合は、県に報告を行うとともに、市民に対して摂取制限及び広報を実施する。

(3) 飲食物の摂取制限等

市は、国や県等の指導・助言、指示に基づき、飲食物中の放射性物質が食品衛生法に基づく暫定規制値を超えた場合は、市民に対して摂取制限及び広報を実施する。

(4) 農林水産物の採取及び出荷制限等

市は、国や県等の指導・助言、指示及び放射性物質検査の結果に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に農林水産物の採取の禁止、出荷制限等の必要な措置を行う。

(5) 食料及び飲料水の供給

市は、県等と協力して、関係する市民等への応急措置を行う。

(6) 上下水処理等副次産物の利活用について

市は、国や県等からの指導・助言、指示及び放射性物質検査に基づき、各施設等から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を行う。

5. 風評被害等の未然防止

市は、国や県等と連携し、報道機関等の協力を得て、風評被害等の防止のため、各種放射線量測定の結果等を踏まえ、農林水産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客減少の防止のための広報活動等を行う。

6. 廃棄物の適正処理

市は、平成23年3月11日に発生した東北太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）に基づき、各事業者から発生する廃棄物の処理について、県、原子力規制委員会、国等の指示等を踏まえ、必要な措置が講じられるよう指導監督するものとする。

7. 各種制限措置の解除

市は、国や県等の指示等を踏まえ、各種制限措置等を解除する。

8. 市外からの避難者の受入活動

(1) 避難者の受入れ

① 緊急的な一時受入れ

市は、避難元の都道府県や市町村（以下「避難元都道府県など」という。）と連携し、必要に応じて、市の保有する施設を一時的な避難所として提供する。なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

② 短期的な受入れ

市は避難元都道府県などと連携し、必要に応じて次の対応を行う。

ア 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、緊急的な一時受入れと同様に、市が保有する施設を避難所とする。

イ アによる受入れが困難な場合は、市内の旅館、ホテルなどの提供を行う。

③ 中期的（6か月から2年程度）な受入れ

市は避難元都道府県などと連携し、必要に応じて次の対応を行う。

ア 避難者に対しては、空いている市営住宅などへの受入れを行う。

イ 長期的に市内に居住する意向のある者については、住宅、仕事などの相談に対応するなど、定住支援を行う。

(2) 避難者の生活支援及び情報提供

① 市は、避難元都道府県などと連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

② 市は、避難者に関する情報について避難元都道府県を通じて避難元市町村へ情報提供する。

③ 市は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、市からの避難者支援に関する情報を提供する。

9. 避難者等への表面汚染測定の実施

市は、放射線物質による表面汚染を受けた避難者等に対し適切に除染を実施するため、汚染を受けた可能性のある者に対して、県と協力して体制を確保し、放射線測定器による表面汚染測定を実施する。

10. 避難者等への除染の実施

市は、表面汚染測定の結果、除染を必要とする場合、県と協力して除染場所や体制を確保し実施する。

11. 敷地等における除染基準の策定

市は、環境省が定めた「除染関係ガイドライン」に準じて、除染基準を策定する（基準は平成25年3月時点）。

(1) 一般施設

地上1mで毎時0.23マイクロシーベルト超過（環境省令平成23年12月14日付公布に準拠）

対象施設：公民館、集会所、道路（側溝含む。）、通学路、公園、運動場、林間学校、市営住宅敷地隣接公園等

(2) 子供が日常的に活動する場所

地表（地面から5cm以内※）で毎時0.23マイクロシーベルト超過

（※本市独自の基準。環境省令では地上50cm）

対象場所：小中学校、幼稚園、保育所等

12. 敷地等における除染の実施

原則的に土地所有者または施設管理者が、国のガイドラインに基づき、除染を実施する。

13. 放射線量測定器の貸し出し等

市は、市民等の要請により、必要に応じて、放射線量測定器の市民への貸し出しを実施する。

14. 作業等への安全性の確保

市は、被爆する可能性のある作業に従事した者に対し、被ばく線量の把握に努めるなど、作業の安全性確保に務める（ポケット線量計等）。

第3節 原子力災害中長期対策

1. モニタリングの継続実施と結果の公表

市は、必要に応じて、県、原子力事業者及びその他関係機関と協力して空間放射線量や水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査（モニタリング）を継続して行い、その結果を速やかに公表する。

2. 風評被害等の影響軽減

市は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

3. 健康への影響と対策の検討

市及び県が行うモニタリング調査の結果等により、市民への健康の影響が懸念される場合は、県と協力体制を確保し、影響の程度や対策について検討する。

第4節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対応

1. 特定事象発生との連絡

原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁（文部科学省、経済産業省又は国土交通省をいう。以下この節において同じ。）、内閣府、県（危機管理課）、事故発生場所を管轄する市町村、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信することとされている。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡することとされている。

2. 原子力事業者等の対応

- (1) 原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下この節において「原子力事業者等」という。）は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置をかつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要の要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。
- (2) 原子力事業者等は、原災法第16条の規定に基づき国の原子力災害対策本部が設置されたときは、同本部長の指揮の下、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

3. 専門家の派遣及び防災資機材の動員

市は、県を通じて、安全規制担当省庁等に対し、原子力専門家の現場への派遣及び原子力防災資機材の現地へ動員を直ちに要請する。

4. 消防機関及び警察機関の対応

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県（危機管理課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

5. 一般公衆の安全の確保

市及び県は、事故現場周辺の住民を避難させるなど一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずることについて、原災法第20条第3項の規定に基づき国の原子力災害対策本部又は原子力災害現地対策本部から指示を受けたときは、速やかに当該措置を講ずる。

第6章 火山災害対策

第1節 群馬県内火山の状況

群馬県内に属する5つの活火山（草津白根山・浅間山・日光白根山・赤城山・榛名山）のうち、草津白根山、浅間山及び日光白根山が、火山防災のために監視、観測体制の充実等の必要があるとして常時観測火山に選定されている。さらに、草津白根山、浅間山及び日光白根山で噴火警戒レベルが運用されている。

赤城山と榛名山については、火山活動の兆候が見られた場合には、必要に応じて観測体制が強化されることになっている。

【その他災害】第6章 火山災害対策

第2節 警戒活動等

1. 警戒活動

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される。

噴火警戒レベル運用火山である日光白根山、草津白根山及び浅間山の火山情報を注視するとともに、本市に特に大きな影響が考えられる火山である赤城山と榛名山の観測体制が強化された場合などに、市民への情報提供等を行う。

2. 噴火警報等の種類

気象庁が発表する警報等の種類は次表のとおりである。

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	警戒事項等 (住民等の行動)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 (避難)	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法等を判断)。	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等避難)	警戒が必要な居住地域での高齢者等が要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 (入山規制)	通常的生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	通常的生活。(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)		火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

【その他災害】第6章 火山災害対策

3 応急対策

- (1) 噴火警報等により示された警戒が必要な範囲（生命に危険が及ぶ範囲）を踏まえて、避難情報の発令等を行う。
- (2) 赤城山については、登山届けの奨励等により、入山者の把握につとめるとともに、地元自治会への連絡や防災行政無線、防災ラジオ等により、噴火警報や避難情報等の伝達を行う。

4 降灰予報等

気象庁が次の3種類の降灰予報を提供する。なお、浅間山周辺市町村や火山専門家等で構成されている浅間山火山防災協議会が作成した大規模噴火を想定したハザードマップ（H30.3）では、浅間山で大規模噴火が発生した場合、本市の西部は偏西風の影響を受けて1cm以上降下火砕物（降灰）が積もりやすい範囲に含まれている。

(1) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表する。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に、予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

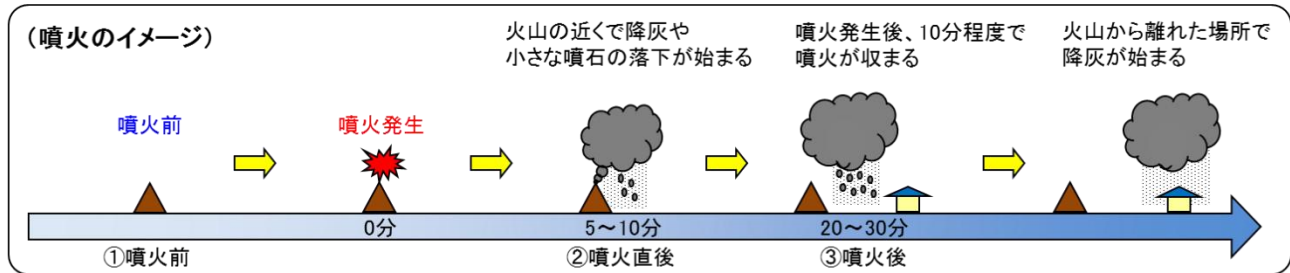
(2) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(3) 降灰予報（詳細）

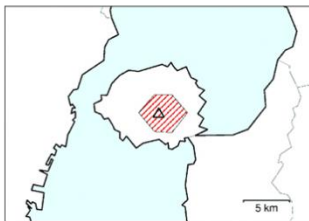
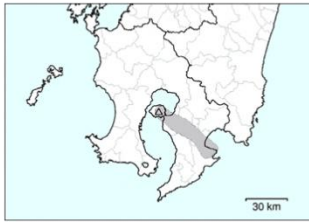
- ・噴火が発生した火山に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。
- ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

【その他災害】第6章 火山災害対策



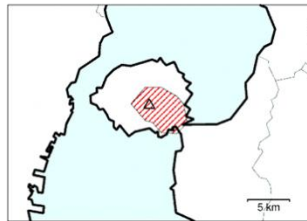
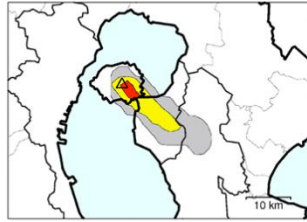
①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します



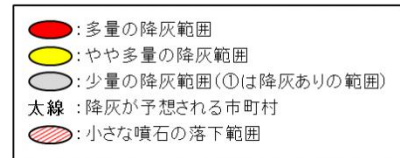
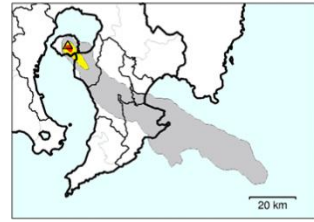
②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表します



③降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表します



降灰量階級表

名 称	表 現 例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚 さ	イメー ジ		人	道 路	
		路 面	視 界			
多 量	1mm以上	完全に覆われる	視 界 不 良 となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等などの異常を訴える人が出始める。	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。
やや多量	0.1mm以上1mm未満	白線が見えにくい	あきらかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。 (鹿児島市はおよそ0.1mm～0.2mmで除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少 量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する。目に入ったときは痛みを伴う。	フロントガラスの降灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれある。	航空機の運行不可

第4編 災害復旧・復興対策計画

第1部 災害復旧・復興対策計画

第1章 市民生活安定のための災害復旧・復興計画

被災後からの復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下することから、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1. 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域に大きな被害が発生し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図るものとする。

2. 基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、住民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

3. 住民の参加

被災地の復旧・復興は、多種多様な住民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。

4. 国及び県等に対する協力の要請

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国及び県、その他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2節 原状復旧

1. 被災施設の復旧等

- (1) 市、県その他の防災関係機関は、物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 市、県その他の防災関係機関は、被災施設の復旧に当たって、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- (3) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

2. がれきの処理

(1) 円滑かつ適切な処理の実施

市は、がれきの処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適切な処理を行うものとする。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、民間事業者（解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等）と連携した体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

市は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能なかぎりリサイクルを図るよう努めるものとする。

(3) 環境への配慮

市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。

(4) 広域応援

- ① 市は、がれきの処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとする。
- ② 県（廃棄物・リサイクル課）は、①の要請を受けたときは、他市町村又は隣接県の応援を求める等の広域的な調整を行うものとする。

第3節 復興の推進

1. 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が大きな被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、復興の基本方向に基づき、必要に応じて大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用して、具体的な復興計画を作成する。
- (2) 市の復興計画においては、市街地・産業・生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。
- (3) 市及び県は復興計画の作成に当たって、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に多様な市民の意見を反映するよう努める。

2. 防災まちづくり

- (1) 防災まちづくりの実施
 - ① 市及び県は、災害防止と快適な都市環境を目指し、住民の安全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
 - ② 防災まちづくりに当たっては、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。
- (2) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等の活用

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 市及び県は、防災まちづくりに当たって、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- (4) 市及び県は、既存の不適格建築物については、防災の観点から、その重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- (5) 市及び県は、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業に当たり、物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。
- (6) 市及び県は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。
- (7) 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

1. り災証明等の交付

市は、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、り災証明等の交付体制を早期に確立し、被災者に交付するものとする。

り災証明の交付は、「第2編地震災害応急対策計画__第1部地震災害応急対策__第2章応急復旧期の対策活動__第2節災害救助法の適用等」及び「第3編風水害・雪害等応急対策計画__第1部風水害・雪害応急対策計画__第3章応急復旧期の対策活動__第2節災害救助法の適用等」を参照する。

2. 被災者台帳の作成

市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

3. 災害弔慰金の支給等

市及び県は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行うものとし、被災者への周知を図る。

これらの支援制度の概要は、資料編に記載のとおりである。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援護資金
- (4) 群馬県災害見舞金
- (5) 群馬県災害義援金
- (6) 被災者生活再建支援金
- (7) 群馬県・前橋市被災者生活再建支援金
- (8) 前橋市災害見舞金
- (9) 生活福祉資金(福祉資金－福祉費－災害援護費)

4. 税の徴収猶予及び減免等

市及び県は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずるものとする。

5. 雇用の確保

- (1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る。）が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給するものとする。

- (2) 被災者に対する職業の紹介

【復旧・復興】第1章 市民生活安定のための災害復旧・復興計画

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うものとする。

(3) 職業訓練の充実

産業技術専門校は、失業者（休業者）の転職を容易にするための職業訓練を充実させるものとする。

6. 住宅再建・取得の支援

市及び県は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。

これらの支援制度の概要は、資料編に記載のとおりである。

(1) 災害復興住宅融資

- ① 建設資金
- ② 購入資金
- ③ 補修資金

(2) 地すべり等関連住宅融資

(3) 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)

7. 恒久的な住宅確保の支援

市及び県は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。

8. 安全な地域への移転の推奨

市及び県は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

9. 復興過程における仮設住宅の提供

市及び県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。

10. 支援措置の広報等

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

そのため、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

11. 災害復興基金の設立等

【復旧・復興】第1章 市民生活安定のための災害復旧・復興計画

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

12. 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市、県等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

13. 生活相談及び地域コミュニティの再生

市及び関係機関は、長期的視点で被災者等の生活相談に応じるとともに、転居等で失われることが予想されるコミュニティの再生に努める。

14. 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

国（総務省）及び県等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

1. 中小企業者に対する低利融資等の実施

市及び県は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

これらの支援制度の概要は、資料編に記載のとおりである。

- (1) 経営振興資金（特別融資：経営安定資金）
- (2) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 県既往貸付金の貸付条件の優遇
 - ① 小規模企業者等設備導入資金
激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長
 - ② 中小企業高度化資金
被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例
 - ① 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円
 - ② 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証（災害別枠保証）
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

2. 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

市及び県は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

これらの支援制度の概要は、資料編に記載のとおりである。

- (1) 助成措置
- (2) 経営資金
- (3) 事業資金
- (4) 農漁業用施設資金
- (5) 日本政策金融公庫による貸付け
 - ① 農業 ※金利は定期的に変動するため日本政策公庫に要確認。償還期間等は条件等により異なる場合あり。
 - ② 林業 ※金利は定期的に変動するため日本政策公庫に要確認。償還期間等は条件等により異なる場合あり。

3. 地場産業・商店街への配慮等

市及び県は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

4. 支援措置の広報等

市及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに

に、相談窓口等を設置するものとする。

第6節 公共施設の復旧

1. 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

2. 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

(2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

3. 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- (2) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (9) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (10) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
- (11) 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針（昭和37年8月14日建設省都発第194号）

第7節 激甚災害法の適用

1. 激甚災害の早期指定の確保

- (1) 市長は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事（関係各課）に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。
- (2) 知事（消防保安課）は、内閣総理大臣による激甚災害の指定が早期になされるよう、内閣総理大臣に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。

2. 特別財政援助の受入れ

県（関係各課）は、激甚災害の指定があったときは、激甚災害法に基づく特別財政援助を受け入れるための手続きを速やかに行うものとする。

なお、同法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第3条）
 - ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 - ② 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業
 - ③ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業
 - ④ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
 - ⑤ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
 - ⑥ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
 - ⑦ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
 - ⑧ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条の規定により市又は県が設置した身体障害者更生援護施設の災害復旧事業
 - ⑨ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第19条の規定により市又は県が設置した知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の災害復旧事業
 - ⑩ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
 - ⑪ 感染症法に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - ⑫ 激甚災害のための、感染症法第58条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
 - ⑬ 堆積土砂排除事業

ア 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に

【復旧・復興】第1章 市民生活安定のための災害復旧・復興計画

多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。

イ 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業

⑭ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

(2) 農林水産業に関する特別の助成

① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚災害法第5条）

農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業について、通常適用される農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚災害法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第7条）

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。

④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）（以下「天災融資法」という。）の特例（激甚災害法第8条）

ア 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。

イ 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。

⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚災害法第9条）

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚災害法第10条）

土地改良区等の行う湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

⑦ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第11条の2）

ア 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。

イ 県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(3) 中小企業に関する特別の助成

① 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）

災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。

② 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間等

の特例（激甚災害法第13条）

小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。

③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第14条）

事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(4) その他の特別の財政援助及び助成

① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第16条）

公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。

② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第17条）

私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。

③ 市が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例（激甚災害法第19条）

④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付けの特例（激甚災害法第20条）

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

⑤ 水防資材費の補助の特例（激甚災害法第21条）

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。

⑥ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚災害法第22条）

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために市又は県が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。

⑦ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚災害法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第8節 復旧資金の確保

1. 復旧資金の確保

市及び県は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- (1) 普通交付税の繰上交付の要請
- (2) 特別交付税の交付の要請
- (3) 一時借入れ
- (4) 起債の前借り

2. 関東財務局の協力

関東財務局（前橋財務事務所）は、復旧資金の確保について市又は県から要請があったときは、次の協力を行うものとする。

- (1) 災害つなぎ資金の融資（短期）
- (2) 災害復旧事業資金の融資（長期）
- (3) 国有財産の貸付け、譲与及び売払い

3. 日本郵政株式会社の協力

日本郵政株式会社は、復旧資金の確保について市又は県から要請があったときは、簡保生命保険資金を原資とした短期融資を行うものとする。

[お願い]

「前橋市地域防災計画」は、修正を実施していく予定ですので、修正等がありましたら、下記まで連絡してください。

前 橋 市 地 域 防 災 計 画

編集・発行	前橋市防災会議
事務局	前橋市総務部防災危機管理課防災計画係
	〒371-8601 群馬県前橋市大手町2-12-1
	TEL 027-224-1111
	直通 027-898-5856
発行月	令和7年4月